令和２年度　産業財産権制度各国比較調査研究等事業

我が国における模倣品被害の
実態調査方法に関する調査研究報告書

令和３年３月

株式会社マークアイ

本調査研究を実施するにあたり、有識者を交えた全 5 回の委員会を行った。統計学及び知的財産に精通した、各界で代表する有識者をお招きし、専門的な視点での検討、分析や助言を受けることができた。有識者委員の方々、オブザーバーの方々および事務局は以下のとおりである。

＜有識者委員＞（五十音順、敬称略、〇：座長）
長岡貞男　東京経済大学　経済学部　教授，一橋大学　名誉教授
〇舟岡史雄　信州大学　名誉教授
美添泰人　一般社団法人新情報センター　会長，青山学院大学　名誉教授

＜オブザーバー＞（敬称略）
新田　稔　特許庁　総務部　国際協力課　模倣品対策室長
塚本由佳　特許庁　総務部　国際協力課　課長補佐（調査統計班長・海外戦略班長）
※令和 2 年 12 月まで
中村正樹　特許庁　総務部　国際協力課　課長補佐（調査統計班長・海外戦略班長）
※令和 3 年 1 月～
宮川数正　特許庁　総務部　国際協力課　課長補佐（模倣品対策調査班長）
東内一博　特許庁　総務部　国際協力課　海外戦略第二係長　※令和 2 年 6 月まで
斎藤義和　特許庁　総務部　国際協力課　模倣品対策企画係長　※令和 2 年 7 月～

＜事務局＞
鳥越丈晴　株式会社マークアイ　総合企画部　部長
中山佳介　株式会社マークアイ　総合企画部

本調査研究の遂行にあたり、インタビューのご対応や電子メールでご回答いただくなど、下記の方々にご協力いただいた。ここに改めて、感謝の意を申し上げる。

（敬称略）
財務省　：　田口琢巳　財務総合政策研究所　調査統計部　法人企業統計調査係長
原田直幸　財務総合政策研究所　調査統計部　法人企業統計調査係長
総務省　：　松本憲司　統計局　統計調査部　経済統計課　課長補佐
金井友希　統計局　統計調査部　経済統計課　科学技術研究調査係長

特許庁　　：　立花　啓　総務部　企画調査課　知財動向班　班長
　　三田寺毅　総務部　企画調査課　知財動向班　工業所有権調査員
　　宮川鈴帆　総務部　企画調査課　知財動向班
国土交通省：　清水佳孝　土地・建設産業局　企画課　主査
観光庁　　：　迫下啓樹　観光戦略課　観光統計調査室
経済産業省：　沓澤正道　大臣官房　調査統計グループ　企業統計室　室長
　　菅原浩志　大臣官房　調査統計グループ　企業統計室　参事官補佐
　　武田敏男　大臣官房　調査統計グループ　企業統計室　参事官補佐

目 次

第１部.　調査研究の概要（本編）

１．件名 …… 1

２．調査研究の目的 …… 1

３．調査研究の内容及び手法 …… 2

（１）「模倣被害実態調査」の問題点 …… 2

（２）他の政府統計調査の母集団情報と標本設計に関する検討 …… 3

①５つ（＋１）の政府統計調査の選出と統計調査の概要 …… 3

②５つの各統計調査を所管している省庁への電子メールでの質問項目と回答結果 …… 6

③３つの政府統計調査の抽出と参考となる政府統計調査 …… 15

（３）「模倣被害実態調査」見直しの基本的枠組み …… 24

（４）「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の標本設計の比較 …… 25

①特許庁所有のデータベース（権利登録者数）と「模倣被害実態調査」の母集団情報 …… 27

②特許庁所有のデータベース（出願者数）と「知的財産活動調査」の母集団情報 …… 28

③特許庁所有のデータベースに基づく、権利登録者数と出願者数の比較 …… 29

④「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の回収率の比較 …… 31

⑤「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」における有効回答の層（資本金階級・業種）別分布の比較 …… 32

⑥「模倣被害実態調査」における“模倣被害あり”の回答状況 …… 34

（５）「知的財産活動調査」と「模倣被害実態調査」を統合する利点 …… 35

（６）今後の「模倣被害実態調査」の調査項目についての提案 …… 36

①現行の「模倣被害実態調査」の調査項目の確認 …… 36

②「模倣被害実態調査」のユーザー意見の確認 …… 38

③昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の確認 …… 40

④調査項目の選定 …… 41

⑤調査票様式の作成と提案 …… 42

（７）模倣被害額の調査と推計方法の改善 …… 47

（８）調査研究の総括と今後の課題 …… 49

第２部.　資料編

・資料Ⅰ【５つの統計調査担当者からの電子メール回答】 51

A）　財務省「法人企業統計調査（年次調査）」 52

B）　総務省「科学技術研究調査」 55

C）　特許庁「知的財産活動調査」 59

D）　国土交通省「法人土地・建物基本調査」 60

E）　観光庁「宿泊旅行統計調査」 61

・資料Ⅱ【３つ（＋１）の統計調査担当者へのヒアリング議事要旨】 62

A）　財務省「法人企業統計調査（年次調査）」 63

B）　総務省「科学技術研究調査」 66

C）　特許庁「知的財産活動調査」 70

参考）経済産業省「企業活動基本調査」 74

・資料Ⅲ【全5回委員会議事録】 77

第1回）令和2年5月29日 78

第2回）令和2年7月28日 102

第3回）令和2年9月17日 118

第4回）令和2年9月29日 149

第5回）令和3年2月24日 185

・資料Ⅳ【令和元年度　模倣被害実態調査票】 213

第１部　調査研究の概要（本編）

１．件名

令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」

２．調査研究の目的

特許庁が 2016 年度より一般統計調査として実施している「模倣被害実態調査」の精度向上を図るべく、同様に企業・事業所を対象とした標本調査を行っている他の政府統計調査に関して電子メールおよびヒアリングによってその実態を調査し、そこで得られた知見を参考として、「模倣被害実態調査」の母集団名簿の整備、標本設計、調査手法、母集団推計手法等について検討する。さらに、「模倣被害実態調査」の調査事項ごとの回答状況と主要なユーザーの意見、及び前年度に実施した海外の政府機関等が実施している模倣品被害に関する実態調査の分析結果等を踏まえて、「模倣被害実態調査」の調査事項の見直しを検討する。以上の検討結果に加えて、統計調査の予算・人員等の制約も勘案しつつ、「模倣被害実態調査」の調査の設計と実施方法等についての改善策を提案することを、本事業の目的とする。

３．調査研究の内容及び手法

（１）「模倣被害実態調査」の問題点

「模倣被害実態調査」の概要と関連する問題点については以下のとおりである。

【標本設計の概要】

現行 2019 年度の標本抽出方法は、産業財産権の登録件数によって法人を「①10 件未満」、「②10 件以上 100 件未満」、「③100 件以上」の 3 層に区分し、それぞれの層ごとに異なる抽出率で標本法人を抽出する方法に依っている。「①10 件未満」と「②10 件以上 100 件未満」の層については、いずれも 768 法人を無作為に抽出し、「③100 件以上」については 3,204 法人の全てを調査している。2019 年度の調査対象となる母集団は 196,669 法人であり、標本の大きさは 4,740 法人である。

【標本設計に関連する問題点】

「模倣被害実態調査」の問題点は、「①10 件未満」の最下位階層において標本回収率が 31％にとどまっており、抽出率が 0.45％であることを踏まえると、母集団の推計に大きな誤差が生じることである。とりわけ、本調査で把握したい主要な情報である模倣被害額の調査事項は、調査客体である法人においても捉え難いため、無回答となっているケースが多い。このことは「②10 件以上 100 件未満」の層についても同様である。そのため、機械的に母集団推計した模倣被害の総額は、2016 年度が 2,400 億円、2017 年度が 150 億円、2018 年度が 1,000 億円となり、年度ごとに大きくばらつく結果となっている。この推定結果は、近年、報道等で取り上げられている産業財産権の模倣被害の増加傾向とは大きく相違する。さらに、2019 年度調査で「模倣被害を把握している」との回答があった法人は「①10 件未満」の層が 0 件、「②10 件以上 100 件未満」の層で 4 件と大きく減少した。こうした状況を受けて、これら 2 つの階層については“推定不能”として、公表を見合わせざるを得なかった問題がある。

以上の問題点を踏まえ、本調査研究においては、標本設計の見直しや調査事項の見直しを行い、「模倣被害実態調査」の結果精度を向上させるための方策を検討する。

（２）他の政府統計調査の母集団情報と標本設計に関する検討

我が国の企業・事業所を調査対象とした政府統計調査の中から、特許庁が実施する「模倣被害実態調査」の改善に参考となる５つの政府統計調査を選んで検討し、そこから３つに絞り込んで、担当者に詳細なヒアリング調査を実施した。そこで得られた調査設計と母集団推計の手法に関する知見を踏まえて、「模倣被害実態調査」の精度向上に向けて、統計資源の制約も考慮に入れて、有効な調査設計を提示する。

①５つ（＋１）の政府統計調査の選出と統計調査の概要

約 640 の政府統計調査の中から、企業・事業所を調査対象として、母集団から無作為抽出して標本調査を行い、母集団推計している政府統計調査として、以下の５つを検討対象として選定した。この５つの統計調査に共通するのは、幾つかの層に区分して層ごとに抽出率を変えている点であり、この層化基準の設定について、参考になる情報が得られることを期待した。

A)　財務省「法人企業統計調査（年次調査）」
B)　総務省「科学技術研究調査」
C)　特許庁「知的財産活動調査」
D)　国土交通省「法人土地・建物基本調査」
E)　観光庁「宿泊旅行統計調査」

【選定理由１】
母集団情報が「模倣被害実態調査」の母集団となり得る可能性があるもの
・企業母集団情報　⇒　A)
・事業所母集団データベース　⇒　B)　D)　E)
・特許庁の有する産業財産権のデータベース　⇒　C)

【選定理由２】
調査対象が「模倣被害実態調査」の調査対象と合致する可能性があるもの
・営利法人企業　⇒　A)
・資本金 1,000 万円以上の会社／研究を目的とする国・公営の研究機関，特殊法人等，独立行政法人，民間非営利法人／大学等　⇒　B)

また、上記 A)～E）の統計調査に加えて、参考として経済産業省「企業活動基本調査」

も検討対象とした。同調査は調査対象を全数調査する点で、A)～E)の標本調査とは調査手法は異なるものの、調査対象を一定の基準で裾切りする調査であり、無作為標本調査に基づく A)～E)の統計調査との特質を比較対照する上で有効であること、および他の統計調査（科学技術研究調査）の結果を一部移送して調査を完成させるという特色があり、「模倣被害実態調査」の精度向上のための検討に十分参考になると考えた。

【各統計調査の概要と特徴】

A)　財務省「法人企業統計調査（年次調査）」

企業の貸借対照表、損益計算書、利益処分等の財務データに加えて、付加価値額、設備投資額等の項目が別途集計されるのが特徴。

調査対象：　営利法人企業

母集団情報：　会社標本調査母集団データ

標本抽出方法：　資本金階層・業種別の階層ごとに最低の標本サイズを設定して、層化無作為標本抽出

母集団推計方法：　所定の方式で欠測値補完を行った後、各層別に回答率を調整した抽出率の逆数を乗率として線形推定

B)　総務省「科学技術研究調査」

組織の基本情報、研究の実施状況、研究関係従事者数、研究費、国際技術交流等に関する事項が調査集計されるのが特徴。

調査対象：　資本金 1,000 万円以上の会社／研究を目的とする国・公営の研究機関，特殊法人等，独立行政法人，民間非営利法人／大学等

母集団情報：　事業所母集団データベースおよび過去の調査結果、並びに各府省庁・地方公共団体作成資料と文部科学省公表資料

標本抽出方法：　研究活動の有無・資本金階級・産業別の層化無作為標本抽出

母集団推計方法：　事業所母集団データベースおよび過去の調査結果等を基に作成した母集団名簿の企業数をベンチマークとして比推定

C)　特許庁「知的財産活動調査」

知的財産部門の活動状況、産業財産権制度の利用状況、産業財産権の実施状況が調査集計されるのが特徴。

調査対象：　我が国の個人、法人、大学等公的研究機関

母集団情報：　特許庁の有する前々年度の産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の各出願データベース（昨年度 7 万者）

標本抽出方法：　毎年実施の甲調査は産業財産権のいずれかの種別で 5 件以上の出願件数を有する者を全数（昨年度 7 千者)、3 年に 1 回実施の乙調査は甲調査の対象外からいずれかの種別が 5 件未満の者を標本抽出（昨年度 4.7 千者）

母集団推計方法：　甲調査は単純集計、乙調査は有効回答について各層別に回答率を調整した抽出率の逆数を乗率として線形推定

D）国土交通省「法人土地・建物基本調査」

法人における土地・建物の所有状況、土地と建物それぞれの法人所有状況、特殊な用途の土地に係る土地ごとの所在地・用途・件数・土地面積、土地の取得及び売却等の有無、取得及び売却等した土地の状況、都道府県ごとの取得及び売却等した土地の状況について調査集計されるのが特徴。

調査対象：　全法人

母集団情報：　事業所母集団データベース及び国土交通省「土地動態調査名簿」等に含まれる法人

標本抽出方法：　本社所在都道府県・業種・資本金階層別の層化抽出。法人が所有する土地面積の表章結果について、階層ごとに目標精度を設定し、所有土地面積が 100 万㎡以上の法人及び資本金 1 億円以上の会社法人については全数調査、これ以外の法人は無作為標本抽出

母集団推計方法：　各層別に回答率を調整した抽出率の逆数を乗率として線形推定

E）観光庁「宿泊旅行統計調査」

各月の延べ・実宿泊者数及び外国人延べ・実宿泊者数、各月の延べ宿泊者数の居住地別内訳（県内、県外の別)、各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳などが調査集計されるのが特徴。

調査対象：　ホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所等

母集団情報：　事業所母集団データベースを基に、観光庁で補正を加えた名簿

標本抽出方法：　事業所の従業者規模により、10 人以上は全数、5 人～9 人は 1／3、0 人～4 人は 1／9 を無作為標本抽出

母集団推計方法：　回答率を調整した抽出率の逆数を乗率として線形推定

参考）経済産業省「企業活動基本調査」

事業組織別の従業員数、子会社・関連会社の所有数、多角化の状況、売上高・費用等、技術の所有および取引状況、研究開発への取組状況と研究開発費、その他（資産額等）について調査集計される。また、内外企業間の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、技術指導などの技術の受け入れや提供といった技術取引も含まれているのが特徴。

調査対象：　経済産業省所管業種の事業所を持つ企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の会社

母集団情報：　前回調査結果、業界等の新聞情報等

標本抽出方法：　裾切りされた調査対象を全数

母集団推計方法：　欠測値・外れ値等について照会し、修正・確認を行った後、非回答は補定せず、回答結果を単純集計

②５つの各統計調査を所管している省庁への電子メールでの質問項目と回答結果

上記（２）―①で選んだ５つの統計調査について、当該統計調査を所管する省庁に対する質問として、以下の考えに基づき、質問項目を設定し、電子メールにて回答を得た。

【質問項目の設定要件】

a)　標本設計と母集団情報についての内容が中心であること

b)　統計調査によって扱いが異なる“無回答”の扱いについての質問も加えること

c)　全省庁に共通の質問を原則とするが、一部は個別の質問でも良しとすること

以上の設定要件に従って、以下の共通の質問を設定した。

Ⅰ．標本設計について

ⅰ．現在の標本設計を採用した理由

ⅱ．標本設計の妥当性を検討するための外部専門家を含めた委員会を設置しているか、また設置している場合、その開催頻度はどの程度か

Ⅱ．母集団情報について

ⅰ．母集団に追加的な補正を行っている場合、その情報源の詳細と具体的な方法

ⅱ．定期的に母集団情報を更新していれば、その方法

Ⅲ．無回答の扱いについて

ⅰ．特定の項目のみ無回答であった場合、どのようにその項目を取り扱っているか
ⅱ．回答が得られなかった調査対象は、推計を行う際の母数に含めているのか、また何か補正を行っているのか
ⅲ．未回答者への督促はどのように行っているか

各質問に対する、各省庁からの回答は以下の通り。

Ⅰ．標本設計について

ⅰ．現在の標本設計を採用した理由

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査）」

我が国の営利法人等の調査に当たっては、資本金規模別・業種別に層化するのが妥当との考えのもとに標本設計を行っている。標本抽出においても、調査結果の精度を維持することができるように設計しており、無作為抽出に当たっては、層化されたセルごとに最低標本法人数を定めた上で、等確率系統抽出を行っている。

B)総務省「科学技術研究調査」

標本設計自体は、研究開発統計に関する国際的マニュアルである“フラスカティ・マニュアル”を踏まえたものとし、資本金 10 億円以上を全数調査としている。同マニュアルをベースにしているものの、カットオフが必要な場合、マニュアルでは従業員 10 人を区切りにするとしているが、我が国の企業調査では“資本金規模”が多く使われることから、資本規模を使用するなど例外はある。

C)特許庁「知的財産活動調査」

経済・産業の活性化を図り、新規産業や雇用の創出の原動力とするための基礎情報の収集に重点を置くという観点から、知財制度の積極的利用層（知財を経済源として活用する意識がある層）が調査対象として妥当であるとして、産業財産権の申請件数をもとに調査対象者を決定するという考え方がある。また、これにより、ある程度の知的財産マインドを持ち、知的財産権制度を利用して自己の知的創造の成果について権利保護を求めた実績（出願実績）のある層の知的財産に関する活動を調査できるものと考えている。また、甲調査（全数調査）と、乙調査（標本調査）の区切りが 5 件以上と 5 件未満にしているのは、過去の調査で出願件数 4 件以下の者のうち継続的な知的財産活動を行っている者は少数（30～35%程度）であるとの結果からそのような区切りにした。

D)国土交通省「法人土地・建物基本調査」

精度への影響が大きくなると考えられる所有土地面積 100 万㎡の法人および資本金 1 億円以上の会社法人を全数調査とし、他にも業種や資本金、本社所在地についても所有の有無や所有面積と関連がみられていること、表章に必要な基準であることから、層化基準に設定している。

E)観光庁「宿泊旅行統計調査」

当初は従業者数 10 人以上のみを対象とした全数調査としていたが、従業者数 10 人未満施設の方が施設数は多く、従業者数 10 人未満施設についても対象とし、標本調査として組み込んだ。また、最適配分を行うためには、全国の従業者数各層の分散情報が必要であるがそのデータがないため、平成 18 年に秋田県、千葉県、大分県で第 1 次予備調査を実施し、その結果の分散を活用し、標本設計を行った。

[まとめ]

どこの区切りで「全数調査」とするか、「標本調査」とするかの見極めが重要である。観光庁の「宿泊旅行統計調査」のように、現行設計ではうまく反映出来ていないのではないかといったような疑念が出てくれば、予備調査を行うなど設計の修正も必要であろう。

他方、特許庁の「知的財産活動調査」では調査対象を『知財制度の積極的利用層』としており、当然のことながら「模倣被害実態調査」の調査対象に通ずるものである。ただ、「知的財産活動調査」はある期間の出願件数ベースで母集団を構成しているのに対し、「模倣被害実態調査」ではある時点での権利保有件数ベースで母集団を構成している点で違いはあるが、調査対象の選定に知財の権利情報を活用している点は共通している。

ⅱ．標本設計の妥当性を検討するための外部専門家による委員会などの開催について

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

季節調整法の定期の見直し、推計方法の妥当性の検証など統計調査技術に関する高度な専門分野について、学識経験者を中心とした専門家による検討分析を目的として法人企業統計研究会を設置しており、年 2 ～3 回程度開催している。

B)総務省「科学技術研究調査」

研究会自体は平成 11 年度～13 年度にかけて計 9 回開催し、そのうち標本設計については平成 12 年度～13 年度までの計 4 回議論された。

C)特許庁「知的財産活動調査」

標本設計の妥当性については外部専門家を含めた委員会を設置しておらず、調査の継続性の観点からも設計を修正する予定はない。ただ、結果の妥当性については「我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査」で外部専門家を含めた委員会が設置され検討されている。

D)国土交通省「法人土地・建物基本調査」

土地基本調査計画期間（2018 年調査では 2016 年度～2020 年度）に「土地基本調査に関する研究会」を設置し、年に数回程度開催している。

E)観光庁「宿泊旅行統計調査」

外部有識者を委員とする「観光統計の整備に関する検討会」を設置しており、年 2 回程度開催している。

[まとめ]

標本設計の見直しに限定した検討会の開催ではないにしても、上記のほとんどの統計調査では、外部専門家委員会または研究会の開催を行い、広く検討されている。やはり、統計調査が適切に継続されるためにも、年 1 回程度は外部専門家による委員会での検討は必要である。

Ⅱ．母集団情報について

ｉ．母集団への追加的な補正について

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

毎年 12 月時点での母集団情報の定期更新以外に追加的な補正は行っていないが、調査期中に、調査対象法人の休業や廃業、合併などを把握した場合は、調査対象及び母集団情報から除外している。

B)総務省「科学技術研究調査」

昭和 28 年の統計調査開始以後、昭和 35 年に現在の形になり、その後も同 51 年・同 55 年・平成 7 年の計 4 回にわたり、母集団についての資本金

規模の変更を行った。変更理由など詳細情報については不明。

C)特許庁「知的財産活動調査」

甲調査については特に行っていないが、乙調査ではサンプリングの際に業種情報を使用していることから、事業所母集団データベースから業種情報を取得しているものもある。

D)国土交通省「法人土地・建物基本調査」

毎年独自の母集団名簿を作成している。その基となるのが、事業所母集団データベース、土地動態調査名簿であるが、それ以外でも民間の企業信用調査会社の企業情報、文化庁の宗教年鑑といった各種団体名簿を活用している。

E)観光庁「宿泊旅行統計調査」

毎年 1 月 1 日時点での調査対象名簿の定期更新以外に追加的な補正は行っていない。

[まとめ]

定期更新以外での母集団の追加的な補正は、その都度、行われているのが実状のようである。総務省「科学技術研究調査」は歴史が長く、母集団からの抽出に利用する資本規模区分については、時代に合わせて、基準の見直しを行うのは当然のことといえる。また、特許庁「知的財産活動調査」のように、母集団の要件として、産業財産権の申請件数をもとにしているところについては、独自で管理しているデータベースによっていることについても、十分な理解は出来る。一方で、標本設計の見直しの頻度について、どの程度で行うのが適正なのかを把握しておくことは重要である。このことは、次のステップである詳細情報の収集で引き続き、探ることとする。

ⅱ．定期的に母集団情報を更新していれば、その方法を教えてほしい

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

毎年 12 月時点で更新を行う。

B)総務省「科学技術研究調査」

概ね 3 年ごとに更新を行う。2018 年調査に向けて実施した母集団情報の更新方法は、事業所母集団データベースから「科学技術研究調査」の対象となる産業及び資本金規模のデータ（以下、「DB 情報」という。）を入手し、

「科学技術研究調査」の母集団情報（以下、「科学母集団」という。）を DB 情報で更新。但し、DB 情報よりも新しい情報を持つ客体（2016 年及び 2017 年で回答を得た客体）は更新しない。最後に、DB 情報に存在し、科学母集団に存在しない企業を新設客体として、科学母集団に追加するという方法を実施している。

C)特許庁「知的財産活動調査」

毎年、特許庁の有する前々年の出願データを入手し、同一出願人と思われるデータを名寄せした上、母集団情報を確定し更新する。

D)国土交通省「法人土地・建物基本調査」

毎年実施している「土地動態調査」や「土地保有移動調査」（2019 年以降は両統計調査を統合し、「土地保有・動態調査」として実施）の調査結果名簿を基に、随時母集団情報を更新している。

E)観光庁「宿泊旅行統計調査」

毎年 1 月 1 日時点の調査対象名簿に更新する。その方法は、事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（毎年 10 月頃）によって、調査対象名簿を整備する方法である。

[まとめ]

どの統計調査も毎年もしくは一定周期で母集団情報を更新している。必要な情報をタイムリーに更新することは重要である。一方で、更新方法について、特許庁「知的財産活動調査」では同一出願人と思われるデータを“名寄せ”するために手間のかかる手段を用いているようであり、母集団情報の更新方法については改善の余地がありそうなものも見受けられた。

Ⅲ．無回答の扱いについて

（※下記ⅰ.とⅱ.の設問は、関連しているので合わせて記載する）

ⅰ．特定の項目のみ無回答であった場合、どのようにその項目を取り扱っているか

ⅱ．回答が得られなかった調査対象は、推計を行う際の母数に含めているのか、また何か補正を行っているのか

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査）」

法人の決算内容を調査するものであり、貸借対照表や損益計算書の調査

事項においては合計値が一致するなど整合性が図られる仕組みになっている。無回答で合計値が一致しないなどの場合については、法人に照会を行い、修正を行っているが、回答が得られなかった場合については、その法人の調査票については集計外とし、調査票が未回収だった場合と同様に取り扱うこととなる。なお、無回答でも合計値が一致しているなどの整合性が図られている場合には、集計上当該項目を「0」として取り扱う。

また、補正については、金融業、保険業以外の業種の標本階層及び金融業、保険業の全階層については、回収があった法人の調査票における各調査事項の集計値を算出し、この集計値から、回収があった法人 1 社あたりの平均値を求め、これに母集団法人数を乗じて拡大したものを推計値としている。一方、金融業、保険業以外の業種の全数階層については、未回答法人の資本金前後 10 社の平均値を算出し、この平均値を基に算出された欠測値が補完されている。

B)総務省「科学技術研究調査」

3 つの方法がある。1 つ目は、客体ホームページや有価証券報告書など公開情報を活用する方法。2 つ目は、例えば総額のみ記入があり、内訳の記入がなかった場合、前年回答の内訳の割合又は当該客体と同産業・同資本金規模の前年調査結果の割合を使用する方法。3 つ目は、補正が出来ない場合、当該客体を集計対象から除外する方法。

また、補正については、「補正乗率＝各層標本数／各層集計調査票数」の計算式を使って補正している。

C)特許庁「知的財産活動調査」

電話問い合わせ等でも無回答の場合、そのまま無回答として扱い、空欄としている。集計に当たっては、設問ごとにみて標本数から除外するなどして積み上げ集計等の分析を実施する。

また、集計結果・標本数には回答が得られた調査対象者のみを用いる一方、母集団数には回答が得られなかった調査対象者の数も含まれている。

D)国土交通省「法人土地・建物基本調査」

電話による聞き取り等で回答が得られなかった法人については「不詳」として集計している。

また、補正については、全部項目無回答に関しては、個別の補完は行っていないが、回答の得られた法人と同じ分布という前提のもとで、回収率逆数でウェイト調整して母集団の推定を行っている。

E)観光庁「宿泊旅行統計調査」

回答必須の項目において無回答であった場合、他の回答項目から計算できるものは補完を行うが、補完が困難なものについては客体に疑義照会を行う。それでも回答が得られない場合、無効票として処理する。

また、未回収分の調査票については、調査結果に施設所在地（47 区分）×従業者数（5 区分）の層ごとに、母集団施設数に対する回収施設数の逆数（母集団施設数／回収施設数）を乗じて合算している。

[まとめ]

調査票への対応としては大きく 2 つに分かれた。1 つは、特定の項目だけの無回答でも、調査票全体を集計外にしてしまう方法（上記のうち A・B・E）と、もう 1 つは、その質問については回答数から除外するが、他の質問については集計する方法である（上記のうち C・D)。一方で、無回答の処理については、ほとんどの統計調査で回収率を調整した抽出率の逆数を乗率として推定する手法をとっている。ただ、A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」の欠測値補完法はユニークで、大規模階層の無回答法人について、母集団推計に先んじて、無回答法人の資本金に近接する前後 10 法人の計数の平均値で欠測値補完している。

ⅲ．未回答者への督促はどのように行っているか

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

財務局・財務事務所の職員で、電話やハガキによる督促を行っているほか、直接法人を訪問し、提出依頼を行っている。また、民間業者に督促業務を委託し、提出期限前と提出期限後に 3 日～4 日程度電話督促を実施している。督促の効果については数値的なデータは保持していないが、職員の督促に加えて民間業者を活用することにより、現在の回収率（2019 年度調査で 77%）を維持できていると考えている。

B)総務省「科学技術研究調査」

（※督促件数や、督促後の回収率の向上など、細かくデータ化されたものが存在しており、大変参考になる。資料編を参照されたい）

督促は外部委託業者が行うが、その方法は以下の通り。毎年 5 月中旬に調査票を郵送した後、5 月中旬～7 月中旬にかけて周知架電、7 月中旬～10 月初旬にかけて督促架電、それまでも 6 月下旬に提出奨励ハガキの送付、7 月下旬に督促ハガキの送付、さらに 8 月下旬も督促ハガキの送付を行うな

ど徹底した督促を行う。また、資本金 10 億円以上かつ 3 年連続未回答企業など重点督促客体には集中的な督促を行い、中には内容証明郵便による督促までも行うこともある。7 月 15 日提出期限時点での回収率が企業で 59.6%、非営利団体・公的機関で 78.0%、大学等で 78.5%であったのが、上記の督促により、最終回収率はそれぞれ 82.6%、99.4%、100%、全体でも 87%の高回収率が維持できている。

C)特許庁「知的財産活動調査」

ハガキでの郵送督促と、電話による督促を行っている。

D)国土交通省「法人土地・建物基本調査」

郵送および電話による督促を実施している。2018 年の調査では、郵送督促を 6 回、電話督促を 4 回実施。結果精度に大きな影響を及ぼす大土地所有法人の一部については、国土交通省担当者より電話督促、提出依頼を行うことで、回収率向上に一定の効果はあると思っている。

E)観光庁「宿泊旅行統計調査」

疑義照会時に、他に未提出の票があれば併せて提出依頼をするが、基本的に協力的な客体であるため、依頼をすれば提出してもらえる。また、2 か月連続で調査票を提出していない施設に対しては外部に委託し督促架電を行い、提出依頼をする。効果にバラつきはあるが、督促実施数の 2 ～ 3 割ほどが回収となっている。

[まとめ]

どの統計調査でも無回答に対して督促を行っている。その督促の方法は、ハガキによる郵送督促と、電話督促が主流であるが、同じ電話督促でも省内の職員自らが行うことや、あるいは直接訪問を行うことが効果的であるとのこと。特に、参考になるのが、B)総務省「科学技術研究調査」であり、督促による効果がデータ化されており、督促の有効性が裏付けられている。しかしながら、費用対効果の面も留意すべき点である。一般統計調査のように少ない予算で遂行するためには、無回答者に対する督促方法も含め、効率の良い運営が求められることから、引き続き、次のステップである詳細情報の収集で、効果的な督促方法などを探ることとする。

③３つの政府統計調査の抽出と参考となる政府統計調査

５省庁の統計調査担当への電子メールでの質問と回答を得た後、「模倣被害実態調査」の標本設計の見直しに向けて、更に詳細な情報を得るために、以下の３つの統計調査に絞り込みを行った。絞り込みにあたっては、母集団情報が「模倣被害実態調査」の情報との関連がより高いものを対象としたが、情報量を多くする観点から、母集団情報が重複しない統計調査を優先した。この他、３.－（２）－①で述べているとおり、データ移送などで参考となる経済産業省の「企業活動基本調査」も調査の対象とする。なお、詳細な情報入手は、原則、統計調査担当者へのインタビュー形式で行ったが、財務省のみ人事異動等の都合により、再度の電子メールによって行った。

A)　財務省「法人企業統計調査（年次調査)」
B)　総務省「科学技術研究調査」
C)　特許庁「知的財産活動調査」
参考）経済産業省「企業活動基本調査」

質問の設定については、前述②で残された疑問点や課題、自省庁・他省庁の統計調査に対する考え方（データの共有化や活用方法など）に焦点を当てたものにした。
質問項目は以下の通り。

Ⅰ．無回答の時の督促について
　電子メールでの回答（前述②）の確認と共に、効果的と判断している督促の具体例について
Ⅱ．他省庁の類似の調査結果について
　他省庁の類似の調査結果を比較対照している場合、その頻度や検討結果をどのように活用しているか
Ⅲ．データの共有化を図ることについて
　データの共有化により、結果精度の改善と新たな情報の創出に活かすことを検討しているか
Ⅳ．自省庁の統計について
　自省庁の統計に、追加的なデータとしてどのようなものがあったらより有用と考えられるか
Ⅴ．他省庁及び特許庁「模倣被害実態調査」について
　他省庁や特許庁「模倣被害実態調査」の統計について、追加的なデータとしてどのようなものがあったらより有用と考えられるか

Ⅵ. 標本設計について

標本設計において、層化した際、特定の層で必要な調査対象数が確保できないときに、どのように対処しているか

Ⅶ. 母集団情報について

現行の母集団情報を、より適切なもの（適時性、精度等）とするうえで、活用できることが望まれる追加的な情報

Ⅷ. 標本設計の見直しの頻度について

標本設計の見直しはどの程度の期間で行うのが適当と考えられるか

※以下は、経済産業省「企業活動基本調査」への追加質問項目

Ⅸ. データ移送について

「科学技術研究調査」からのデータ移送はどのような手順で行っているのか、さらに、移送に際して、手続き、システムの違い等でどれほどの負担があるのか

Ⅹ.「企業活動基本調査」の調査票情報の活用について

「企業活動基本調査」の調査票情報を特許庁「模倣被害実態調査」に活用することは可能かどうか

Ⅺ. 無回答に対する処理について

無回答に対して補完等の処理を行わないのはどのような理由に依るのか

各質問に対する、各省庁からの回答は以下の通り。

Ⅰ．無回答の時の督促について

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

効果について数値的なデータは保持していないが、財務局・事務所において専担の職員による督促・管理を行っていることに加え、民間業者に委託し、相互の回収状況を本省で管理することで、効果的・効率的な督促体制を構築している。

B)総務省「科学技術研究調査」

前述３．－（２）－①でも述べているが、最初から徹底することが重要と考えている。実際には外部業者への委託によって行っている。5 月中旬に調査票を郵送した後、すぐに周知架電を行うが、その対象は主に初めての者にターゲ

ットを絞っている。先ずは、無回答を防ぐ工夫を行うこと。次いで無回答への対応になるが、7/15 の締切日の翌日から督促架電を行っている。また、独特な督促として、4 つの重点督促客体として集中的な督促を行っている。この重点督促客体とは、全体に与える影響が大きい階層を指しており、特に資本金規模が 10 億円以上の階層は、研究費全体の 9 割以上を占めており、内容証明郵便という手段を使ってでもデータを可能な限り入手している。

C)特許庁「知的財産活動調査」

外部業者に委託しているが、2019 年調査の例（甲・乙調査実施年）で、全回収数の 63.8%に相当する 3,568 件が督促後に回収できたので、督促は大いに効果ありと判断できる。因みに、督促件数は 9,246 件であるが、これは当初の締切時点での全未回収件数である。

参考）経済産業省「企業活動基本調査」

平成 20 年から外部委託を始めたが、平成 19 年までは特に督促は行わなかった。それまでの回収率は概ね 75～80%で推移していた。外部委託後、その委託先業者からの勧めもあり、電話督促、文書督促を行うようになり、電話督促は短期間で集中するようにして、多いところで 3 回も電話督促を入れるようにした。これにより、回収率は概ね 80～85%に改善された。

[まとめ]

督促の前後で、明白に回収率が改善されているので、必要な手段であると判断できる。前述３．－（２）－①でも触れたが、費用面のことを考慮すると、先ずは全体に影響を与えるような階層にある客体を中心に電話督促をし、必要に応じ、直接訪問を行い、督促することが効果的であろう。総務省の担当者が述べているように、毎年少しずつターゲットを広げていくという積み重ねの努力が必要である。

Ⅱ．他省庁の類似の調査結果について

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査）」

他の統計と比較すると早期に集計・公表される統計であることもあり、他の統計を恒常的に比較することはない。

B)総務省「科学技術研究調査」

文部科学省の学校・教員数のデータや、財務省「法人企業統計調査」の企業利益の動きを参考にすることはある。これらは、あくまでも自省調査結果の要

因分析のために参考データとして活用しているにとどまる。

C)特許庁「知的財産活動調査」

総務省「科学技術研究調査」、経済産業省「企業活動基本調査」、日本銀行「国際収支統計」を使って、拡大推計の結果を比較分析するのに利用している。

参考）経済産業省「企業活動基本調査」

比較作業は行っている。特に、製造業について、財務省「法人企業統計調査」の製造業の動向を参考にしている。ただ、あくまでも参考にしているだけであり、概括的に方向性の確認を行っている程度である。

[まとめ]

概ね、他省庁の類似の調査結果は参考にしている。特に、財務省「法人企業統計調査」が最も重要な統計として広く参考にされている。他省庁も含めて類似の調査結果と比較して、どのような相違があるかの分析と確認は実施しておくべきである。

Ⅲ．データの共有化を図ることについて

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

例えば、統計法第 33 条第 1 項及び同法第 33 条の 2 の規定に基づいて行うオンサイト施設による調査票情報の利用等を行っている。

B)総務省「科学技術研究調査」

一次共有はないが、統計法に則り、二次利用は受け付けている。現在、「企業活動基本調査」や、情報通信関連、経団連からの依頼で文部科学省へ移送するなど、いわゆる“渡す側”ばかりである。

C)特許庁「知的財産活動調査」

検討していない。ただ、乙調査で標本抽出する際、事業所母集団データベースの業種情報を利用しているが、事業所母集団データベースに今後は「法人番号」が加わることで、利便性はよくなると考えている。

参考）経済産業省「企業活動基本調査」

事業所母集団データベースについて、今のところ利用・共有はしていないが、現在、レジスター統計としての活用可否について検討を始めている。2 年後の 2022 年度から使用する予定。

[まとめ]

データの共有化については、各統計調査で捉え方が様々であるが、事業所母集団データベースの活用が今後活発になる方向にあることを確認できた。そのきっかけは特許庁のコメントにもあるように、「法人番号」を加えたことにある。これにより、これまで名寄せ作業で手間取っていたが、簡単に紐づけすることが可能となり、大いに利便性に富むことになるであろう。ただ、一方で、例えば、既に海外から撤退しているにも関わらず、事業所母集団データベース上には海外の事業所情報としてデータが残っているなど、情報の更新が頻繁でないことが難点との声も聞かれ、海外情報の使用については注意が必要である。

Ⅳ．自省庁の統計について

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

定期的に有識者との研究会を開催すること等で意見を伺う機会を設けている一方で、詳細に記入してもらう調査事項が存在し、企業によっては負担と感じるところもあると認識している。したがって、追加的なデータ取得には既存の調査事項をスクラップするなどの報告者の負担等を総合的に考慮する必要があるものと認識している。

B)総務省「科学技術研究調査」

特に感じていない。

C)特許庁「知的財産活動調査」

検討していない。

参考）経済産業省「企業活動基本調査」

現在、自省内で「どういう統計調査が必要か」などについて、意見を集約する部門を新設した。その結果として、「このようなものがないか」などの意見を取り纏めているところである。現在、全体的な流れとして、重複是正の観点から似たような統計調査を統廃合する動きがある。今後 2 年間は政府の統計調査について、このような方向で大きく動いていくのではないかと思われる。

[まとめ]

この質問も各統計調査で捉え方が様々であったが、個々の統計調査という範疇だけでなく、統計調査全般にわたって、スクラップなどの動きがあること

が改めて具体的に確認できた。他方、特許庁「知的財産活動調査」については、自省庁の統計に関しては検討していないということであったが、仮に、母集団情報などについて支障無く利用できる、すなわち、他の母集団情報を容易に活用しうるのであれば、精度と費用の観点から魅力あるものとなり得るであろう。

Ⅴ．他省庁及び特許庁「模倣被害実態調査」について

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査）」

特にない。

B)総務省「科学技術研究調査」

追加的なデータは特にないが、文部科学省に「研究員の年齢階級」を求めたことはある。若手研究員が増えているのか、そのまま研究員の年齢層が上がっているのかの参考にした。

C)特許庁「知的財産活動調査」

検討していない。

参考）経済産業省「企業活動基本調査」

※前述設問（Ⅳ．自省庁の統計について）で回答

[まとめ]

全般的に、他省庁の統計データへの関心は高くないようで、唯一、研究員の年齢階級のデータを参考にするという回答があったにとどまる。他省庁のデータでも、自省庁の調査結果と組み合わせれば有用な情報であるなら、利用し、分析の一助にする方向を目指すべきと示唆する事例である。

Ⅵ. 標本設計について（特定の層で必要な調査対象数が確保できなかった時の対処法）

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査）」

特定の層で必要な調査対象数が確保できないという事態が発生していないため、答えられない。

B)総務省「科学技術研究調査」

何もしていない。なぜなら、細かい階層に分かれてはいるが、資本金規模が大きい階層では 40 業種全てが埋まっており、一方、標本が確保できていないのは、資本金規模が小さく、しかも数業種に限られているので、何もしなくて

も影響は大きくないと思われる。

C)特許庁「知的財産活動調査」

ホームページの「集計方法」欄で記載されているとおり、該当する標本がない場合は、最も近い下の層の平均値により拡大する方法としている。

[まとめ]

特定の階層で必要な調査対象数が確保できないという事例はほぼないとするところが大半である。唯一、特許庁で対処法が示されたが、やむを得ない対処法であると判断できる。

Ⅶ. 母集団情報について（より適切なものとする上で活用できることが望まれる追加的な情報）

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査）」

特にないが、現在、母集団情報で不足している情報につき、総務省の事業所母集団データベースの情報を活用できないか検討を開始している。現状ではデータ数に開きがあるため、総務省において両データの精査を行っているところである。

B)総務省「科学技術研究調査」

母集団情報は毎年新しいデータで置き換わっているので、メールで回答した3年更新ではなく、毎年更新にして、常に最新版の情報に更新したいと考えている。また、事業所母集団データベースの中で、海外データベースの情報が古いのが難点で、最新版に更新してほしい。

C)特許庁「知的財産活動調査」

今のところ、考えてはいない。

[まとめ]

今後のデータベースの主流になると予想される、事業所母集団データベースに関する意見が多かった。事業所母集団データベースを母集団情報にしている総務省「科学技術研究調査」では、例えば、海外情報の頻繁な更新を望み、事業所母集団データベースを使用していない財務省「法人企業統計調査」では、今後の活用に向けて調整しているなどの動きが示された。

Ⅷ. 標本設計の見直しの頻度について

A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」

全国全産業を対象としているので、高頻度での見直しを前提とはしていないが、例えば現状の資本金階層の法人数に大きな変化がみられた際や日本標準産業分類が変更になった際などは見直しの機会と考えている。また、他にも基本計画で掲載されている売上高や雇用者数等による層化抽出の検討が挙げられているが、こちらについても検討結果によっては標本設計にも影響を与えるものと認識している。

B)総務省「科学技術研究調査」

現在は対象から除外している業種である小売業、不動産業においても「研究開発費が発生している」という企業もあるようなので、それらの業種も含める方向で考えるべきかもしれないなどの議論は行っている。また、平成 23 年に、階層の見直しとして「従業員数での層化」を検討したこともあるが、実現には至らなかった。なお、精度評価は平成 23 年の時が最新である。

C)特許庁「知的財産活動調査」

継続性の観点からも、近いうちに見直すという予定はない。また、外部専門家を含めた委員会も設置していない。

[まとめ]

標本設計に関しては、どの調査も定期的な見直しは行っておらず、必要があればその都度、検討されていることが確認できた。

※ここからは、参考として取り上げた経済産業省の「企業活動基本調査」だけを対象にしたヒアリング内容である。

Ⅸ. データ移送について

「科学技術研究調査」からのデータ移送方法は、総務省で二次利用の承認を得るが、利用にあたっては「科学技術研究調査」の結果公表後であることなど、制約条件があるので注意が必要である。毎年 11 月の申請で、年明け 1 月から実際に利用可となる。利用手順は、「企業活動基本調査」で回収できた調査票に、「科学技術研究調査」での悉皆部分である資本金 10 億円以上のデータを突合させることになる。これまでは省内で目視や手作業を行っていたが、これからは法人番号が付いてく

るので、作業は楽になるはずである。また、システム的にはCSV形式で外部委託業者から提出され、それをエクセル形式などで集計、分析を行っているので、特にシステム的には困難は感じない。

X.「企業活動基本調査」の調査票情報の活用について

「企業活動基本調査」の調査票情報を特許庁「模倣被害実態調査」に活用することについては、今後、統計調査の統廃合が行われるのであれば、可能性はなくはないであろう。

XI. 無回答に対する処理について

これまで専門家委員会などでも議論されたが、最後の決断がなかなか出来ない。補完処理を行うということは、1次統計が、1.5や2次統計になるということでもあり、果たしてそれが本当に良いのか、という議論があるからである。経済センサス活動調査などで、補完処理を行うと決めてくれればそのように対応する。

[まとめ]

「企業活動基本調査」でのデータ移送について、細かな制約条件はあるにせよ、システム的な問題点もなく、また、今後は法人番号の活用によって、よりスムーズな突合作業などができるという期待感があるとのことである。他省庁のデータ共有化においてシステムなどの環境面での問題点については払拭できたといえる。

（３）「模倣被害実態調査」見直しの基本的枠組み

これまでに５つ（経済産業省「企業活動基本調査」を含めれば６つ）の政府統計調査を比較検討した結果を示したが、やはり同じ特許庁で所管している「知的財産活動調査」と「模倣被害実態調査」の共通点が多いことがあらためて確認された。具体的には、いずれも企業の知的財産活動の状況把握を目的としている点、産業財産権に関する特許庁の所有するデータベースを統計調査の母集団情報としている点といったように根幹の部分が共通している。他方、相違点としては「知的財産活動調査」が産業財産権の取得に関連した事項を調査しているのに対して、「模倣被害実態調査」は産業財産権の侵害に関連した事項を調査している点が挙げられるが、たとえば「模倣被害を受けないために積極的に権利化する」といった企業行動が容易に想定されるように、これらの事項は互いに緊密に影響し合うものと言えよう。

これらのことから、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」を一つの統計調査として統合すれば、知的財産の権利に関する包括的な統計調査が誕生することとなり、そこから新たな統計情報が数多く生み出されることが期待されるという判断に至った。

なお、政府統計にあっては、類似の分野の統計調査については統計調査の統合、あるいは廃止も検討し、調査客体の負担軽減に努めて欲しいとの要望も継続して寄せられているところであるし、統計予算の効果的な執行という観点からもこれは検討の価値があると考えられる。

以上の判断に立って、「模倣被害実態調査」の改善に向けて、「法人企業統計調査」、「科学技術研究調査」等の調査設計に関する情報を深掘り検討するに先んじて、類似分野の統計調査である両統計調査を統合することが可能であるのか否か、可能であるならば、統合の利点や、また、どのような不都合が生じるのかについても分析して、単に「模倣被害実態調査」のみならず、総合的に今後の政府統計としての「模倣被害実態調査」のあり方を検討することが最優先されるべきとの結論に達した。

（４）「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の標本設計の比較

前述のように、①企業の知的財産活動に関する包括的な状況把握、②調査対象の負担軽減、③予算の効果的執行という観点から、両統計調査を統合する際に、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の現行の標本設計を比較して、両統計調査の統合がどこまで可能であるか、どのような変更が必要であるについて検討した。

「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の２つの統計調査について、以下の６項目の比較検証を行い、両統計調査の統合後に想定される影響などについて確認する。

①特許庁所有のデータベース（権利登録者数）と「模倣被害実態調査」の母集団情報
②特許庁所有のデータベース（出願者数）と「知的財産活動調査」の母集団情報
③特許庁所有のデータベースに基づく、権利登録者数と出願者数の比較
④「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の回収率の比較
⑤「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」における有効回答の層（資本金階級・業種）別分布の比較
⑥「模倣被害実態調査」における“模倣被害あり”の回答状況

これら６項目について、以下のとおり検証を行った。なお、以下の検証を行うにあたっては、登録件数ベースと出願件数ベースとのクロス集計表を事前に作成し、そのクロス表とホームページで公表されているデータなどを組み合わせて検証を行った。クロス表については、それぞれ同年度の模倣被害実態調査と知的財産活動調査の調査対象者に相当する登録件数別と出願件数別の者数のクロス集計とした。すなわち、たとえば2019年度の欄の保有件数別者数は2019年３月31日時点の登録件数に基づき、同出願件数別者数は2017年中の出願件数に基づく。（下表参照）

権利保有数別・出願件数別 ユーザー数（過去3年の調査に対応）

		2017年度							2018年度							2019年度						
	出願件数→	4権利計							4権利計							4権利計						
	↓保有件数	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計
4権利計	0		10,678	180	78	5	7			9,937	143	57	8	3			9,792	137	38	1	3	
	1～9	154,791	36,415	1,320	138	5	4	**192,673**	171,624	39,784	1,330	141	3	2	**212,884**	186,931	44,646	1,567	129	3	1	**233,277**
	10～99	4,746	6,429	2,320	1,301	25	9	**14,830**	5,322	7,117	2,510	1,313	19	10	**16,291**	6,128	7,598	2,646	1,418	29	4	**17,823**
	100～	30	89	177	968	332	456	**2,052**	48	91	229	1,068	309	482	**2,227**	50	135	244	1,161	320	490	**2,400**
	計		**53,611**	**3,997**	**2,485**	**367**	**476**			**56,929**	**4,212**	**2,579**	**339**	**497**			**62,171**	**4,594**	**2,746**	**353**	**498**	
	出願件数→	特許							特許							特許						
	↓保有件数	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計
特許	0		8,625	129	66	6	7			8,393	123	53	8	3			7,624	100	37	1	3	
	1～9	32,744	7,765	347	75	5	4	**40,940**	36,102	8,322	345	67	3	1	**44,840**	39,495	8,727	325	55	1		**48,603**
	10～99	942	1,931	778	650	23	6	**4,330**	1,139	2,053	848	629	10	9	**4,688**	1,258	2,273	898	596	24	2	**5,051**
	100～	13	24	60	496	229	361	**1,183**	15	30	88	564	222	363	**1,282**	19	36	97	621	229	379	**1,381**
	計		**18,345**	**1,314**	**1,287**	**263**	**378**			**18,798**	**1,404**	**1,313**	**243**	**376**		**40,772**	**18,660**	**1,420**	**1,309**	**255**	**384**	**62,800**
	出願件数→	実用新案							実用新案							実用新案						
	↓保有件数	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計
実用新案	0		1,587	13	1					887	3						140					
	1～9	7,567	2,466	20	1			**10,054**	9,370	2,978	14	1			**12,363**	10,811	3,372	19				**14,202**
	10～99	24	80	26	11			**141**	41	99	29	13			**182**	51	143	35	7			**236**
	100～				2			**2**				2			**2**				2			**2**
	計		**4,133**	**59**	**15**	**0**	**0**			**3,964**	**46**	**16**	**0**	**0**		**10,862**	**3,655**	**54**	**9**	**0**	**0**	**14,580**
	出願件数→	意匠							意匠							意匠						
	↓保有件数	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計
意匠	0	291,802	1,501	61	24					1,024	38	9	1				724	22	6			
	1～9	9,110	2,390	170	13			**11,683**	10,345	2,987	157	18			**13,507**	11,875	3,306	132	8	1		**15,322**
	10～99	444	559	273	201	3	1	**1,481**	520	633	301	182	1		**1,637**	613	707	308	209	1		**1,838**
	100～	4	8	27	168	51	20	**278**	5	15	30	188	44	22	**304**	9	16	41	205	41	20	**332**
	計		**4,458**	**531**	**406**	**54**	**21**			**4,659**	**526**	**397**	**46**	**22**		**12,497**	**4,753**	**503**	**428**	**43**	**20**	**18,244**
	出願件数→	商標							商標							商標						
	↓保有件数	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計	0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	計
商標	0		17,333	313	109	12	11			3,516	59	16	1	1			4,852	70	13	1	1	
	1～9	128,698	33,931	825	293	24	14	**163,785**	148,777	30,932	763	53		1	**180,526**	161,372	35,465	1,037	60	2	1	**197,937**
	10～99	3,171	4,893	1,270	762	125	146	**10,367**	4,525	4,815	1,420	553	7	3	**11,323**	5,105	5,110	1,494	654	7	2	**12,372**
	100～	15	76	183	258	112	246	**890**	37	100	178	508	84	38	**945**	35	124	198	527	74	44	**1,002**
	計		**56,233**	**2,591**	**1,422**	**273**	**417**			**39,363**	**2,420**	**1,130**	**92**	**43**		**166,512**	**45,551**	**2,799**	**1,254**	**84**	**48**	**211,247**

注意）
①数字は、特許庁の申請者コードで突合が可能であったものに限られる　→コードが付されていない利用者はカウントされない
→表記の差異等で一の者に複数コードが付されるケースがあるので、正確な出願数、権利所有数でない場合がある
②個人ユーザーも含まれる　→権利保有者数は、模倣調査のそれより若干大きくなる。

①特許庁所有のデータベース（権利登録者数）と「模倣被害実態調査」の母集団情報

表１は、特許庁所有のデータベースである権利登録者数のデータと、「模倣被害実態調査」の母集団情報がどういう状況にあるのかを示した表である。

［表１］	権利数	A 特許庁データベース（権利登録者数）	B 模倣被害実態調査における母集団（権利登録者数）	B/A(%)	標本サイズ
4権利計	1～9	233,277	171,472	73.5	768
	10～99	17,823	21,993	123.4	768
	100～	2,400	3,204	133.5	3,204
	計	253,500	196,669	77.6	4,740

表１は 2019 年度「模倣被害実態調査」についての資料であり、同年度の調査は同年３月 31 日時点の特許庁のデータベースの権利登録者数を母集団情報として使用している。また、権利数は「模倣被害実態調査」に合わせて３つの区分としている。

B／A（%）の数値が違っているが、これは、A が B より多い（黄色）のは、A は法人以外に個人や大学等公的研究機関を含み、特に個人は権利登録件数が少ないところに多く含まれるからである。反対に、B が A より多い（青色）のは、出願者データが 2017 年暦年のデータであることから、2019 年３月 31 日との時点の違いで出願者データと突合ができなかったことで、A に比べて B が少なくなっている。

以上より、特許庁所有のデータベース（権利登録者数）と「模倣被害実態調査」の母集団情報については、整合性は許容される範囲と判断される。

②特許庁所有のデータベース（出願者数）と「知的財産活動調査」の母集団情報

表２は、特許庁所有のデータベースである出願者数のデータと、「知的財産活動調査」の母集団情報がどういう状況にあるのかを示したものである。これは、2019 年度「知的財産活動調査」についての資料であり、同年度の調査は暦年の出願者数がベースとなっている。出願件数が５件未満の会社については、大規模調査年として３年に１回標本抽出で調査をするが、それ以外の年は調査を行わない。一方、５件以上については、それぞれ層別に抽出率を変えて標本としている。

［表２］

	母集団の出願件数（4権利計）分布			
	知的財産活動調査	特許庁データベース		知的財産活動調査
出願件数	A（令和元年度）	B（平成29年暦年）	A/B（%）	参考（平成30年度）
1件	41,907	62,171	101.3	38,628
2件	13,209			11,985
3件	5,206			4,539
4件	2,657			2,499
5以上 10件未満	3,949	4,594	86.0	3,608
10以上 50件未満	2,249	2,746	81.9	2,111
50以上 100件未満	293	353	83.0	292
100以上 500件未満	300	498	81.5	299
500件 以上	106			99
合計	69,876	70,362	99.3	64,060

A と B を比較すると、１～４件のところはほぼ一致しており、A が B より若干多い（黄色）のは、出願件数と登録件数が突合できた対象であったことによる。反対に、B が A より多い（青色）理由は、A の出願法人のうち、まとめて件数を記入した法人が 187 あるなどで A が少ないとされるが、ここは主要な論点ではないので、現状を認識する程度としておく。

③特許庁所有のデータベースに基づく、権利登録者数と出願者数の比較

表３－１と表３－２は、特許庁のデータベースを基に作成してもらったクロス表から、ここでの検討に有効であるものを取り出して作成したものである。クロス表は、2019 年度の「模倣被害実態調査」については 2019 年 3 月 31 日時点の権利登録者数であり、片や 2019 年度の「知的財産活動調査」については 2017 年暦年の権利出願者数であるので、両統計調査のベースとなるデータ間に時点には違いがある。

[表 3 -1]

		4権利の出願件数合計						
		0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	**計**
4権利の登録件数合計	0		9,792	137	38	1	3	9,971
	1～9	186,931	44,646	1,567	129	3	1	**233,277**
	10～99	6,128	7,598	2,646	1,418	29	4	**17,823**
	100～	50	135	244	1,161	320	490	**2,400**
	計	**193,109**	**62,171**	4,594	2,746	353	498	**263,471**

[表 3 -2]

		権利種別ごとの出願件数						
		0	1～4	5～9	10～49	50～99	100～	**計**
4権利の登録件数合計（1件以上）	特許	40,772	18,660	1,420	1,309	255	384	62,800
	実用新案	10,862	3,655	54	9	0	0	**14,580**
	意匠	12,497	4,753	503	428	43	20	**18,244**
	商標	166,512	45,551	2,799	1,254	84	47	**216,247**

表３－１で、出願件数が 50 件以上もあるのに、1 件も権利が登録できていないのが 4 者いるが、これは、長い審査を必要とする特許をスタートアップ企業が一気に出願したケースや、権利化に至らない大量出願人の商標登録出願といったケースもあるので、あり得ることでもある。

緑色の箇所は、仮に「模倣被害実態調査」の標本設計において、「知的財産活動調査」をベースとするとなった場合、3 年のうち 2 回は小規模調査となり、対象外となる領域である。表３－１で 4 権利の登録件数が 0 のところは問題ないが、1 ～ 9 件、10～99 件、100 件以上のところは問題となる部分である。特に出願件数がゼロで登録件数が 100 件以上には 50 者も存在している。表３－２では、4 権利の登録件数が合計して 1 件以上あるものを、出願件数ベースで 0 件、1～4 件、5～9 件... と区分しているが、特に商標で出願件数は 0 だが、商標の権利は保有しているのが 166,512 者あり、同じく出願件数 1～4 件だが権利は保有しているのが 45,551 者ある。特許の方でも同様に、出願件数は 0 だが、特許の権利は保有しているという者が 40,772 者もあり、模倣被害で多いのは特許、商標であることを考慮すると、何らかの対応が必要ではないかと考える。想定されるケースとして、M&A で吸収合併された方で多

くの権利の登録件数はあったが、その後、新規出願がなくなったという例や、持ち株会社化によりそれまでの権利登録は持ち株会社で保有し、一方で新規出願は事業所で行うといった例や、中小企業の場合はある年出願したら、翌年は無い場合が多いといった例が挙げられる。両統計調査を統合する場合には、この 1～4 件については標本追加といった何らかの形でカバーすべきと思われる。

④「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の回収率の比較

[表４－１]	模倣被害実態調査（令和元年度）			
登録件数	登録者数	標本サイズ	回収数	回収率（%）
10件未満	171,472	768	238	31.0
10件以上100件未満	21,993	768	336	43.8
100件以上	3,204	3,204	1,853	57.8
全体	196,669	4,740	2,427	51.2

[表４－２]	知的財産活動調査（令和元年度）			
出願件数	出願者数	標本サイズ	有効回答数	有効回答率（%）
5件以上 10件未満	3,949	3,949	1,770	44.8
10件以上 50件未満	2,249	2,249	1,283	57.0
50件以上 100件未満	293	293	206	70.3
100件以上 500件未満	300	300	334	82.3
500件 以上	106	106		
全体	6,897	6,897	3,593	52.1

表４－１と表４－２で「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の回収率を表しているが、両者の回収率は類似しており、難しい調査としては回収率が高い方である。特に、「模倣被害実態調査」の調査事項の数は多いのに、登録件数 100 件以上では 6 割に近くなる。

⑤「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」における有効回答の層（資本金階級・業種）別分布の比較

表５－１は「知的財産活動調査」の資本金階級別分布で、同じく表５－２は「模倣被害実態調査」の資本金別階級分布を表したものである。２つの調査の母集団をできるだけ揃えるため、「知的財産活動調査」は 2019 年度調査に、「模倣被害実態調査」は 2018 年度調査を用いて比較している。

[表５－１]

資本金階級別分布	知的財産活動調査					
	全体			甲調査対象（出願件数5件以上）		
資本金階級	標本サイズ	割合	除不明割合	標本サイズ	割合	除不明割合
5000万円未満	1,636	30.3%	36.0%	715	19.9%	22.1%
5000万円～1億円未満	607	11.3%	13.4%	441	12.3%	13.6%
1億円～10億円未満	890	16.5%	19.6%	735	20.5%	22.7%
10億円～100億円未満	833	15.5%	18.3%	788	21.9%	24.3%
100億円以上	579	10.7%	12.7%	559	15.6%	17.3%
資本金不明	846	15.7%		355	9.9%	
全体	5,391	100.0%	100.0%	3,593	100.0%	100.0%

[表５－２]

資本金階級別分布	模倣被害調査	
	全体	
資本金階級	標本サイズ	割合
5000万円以下	470	20.4%
5000万円超～1億円以下	361	15.7%
1億円超～10億円以下	377	16.4%
10億円超～100億円以下	587	25.5%
100億円超	505	22.0%
全体	2,300	100.0%

「模倣被害実態調査」の標本は資本金階級が“以下”であるのに対し、「知的財産活動調査」は“未満”となっていることには注意が必要である。

「知的財産活動調査」の全体については、2019 年度が大規模調査であったので、1～4 件の出願件数についても含まれている。一方で、甲調査は出願件数が 5 件以上のものであるが、比較してみると、この甲調査の標本の方が、「模倣被害実態調査」の標本の割り当ての分布に比較的近接している。

[表５－３]

業種別分布	知的財産活動調査			
	全体		甲調査対象	
業種	標本サイズ	割合	標本サイズ	割合
建設業	202	4.0%	133	3.8%
食品製造業	257	5.1%	171	4.9%
化学工業	269	5.3%	243	7.0%
鉄鋼・金属製造業	276	5.5%	209	6.0%
機械系製造業	965	19.1%	818	23.4%
情報通信業	321	6.4%	196	5.6%
卸売・小売等	777	15.4%	454	13.0%
その他	1,976	39.2%	1,272	36.4%
全体	5,043	100.0%	3,496	100.0%

[表５－４]

業種別分布	模倣被害調査	
	全体	
業種	標本サイズ	割合
建設業	98	4.2%
食品製造業	137	5.8%
化学工業	264	11.2%
鉄鋼・金属製造業	94	4.0%
機械系製造業	440	18.7%
情報通信業	72	3.1%
卸売・小売等	244	10.4%
その他	1,004	42.7%
全体	2,353	100.0%

同じように、表５－３は「知的財産活動調査」の業種別分布で、表５－４は「模倣被害実態調査」の業種別分布であるが、両統計調査の業種別の分け方が多少相違しており、ここでは比較可能な業種のみを比較したものであるが（突合できないものは“その他”に振分け）、業種分布についても甲調査の対象の方が、「模倣被害実態

調査」の業種別の分布とほぼ類似しているといえる。

したがって、これらから見る限り、仮に両統計調査を統合しても、2021 年度は甲調査であるので、資本金階級と業種別の層別を「模倣被害実態調査」に適用しても、それほど大きな乖離はないと判断される。

⑥「模倣被害実態調査」における“模倣被害あり”の回答状況

表６は、「模倣被害実態調査」で“模倣被害あり”の調査事項で「あり」、「なし」、「分からない」の回答割合を、登録件数の区分ごとに表したものである。

［表６］

		模倣被害の実態							
登録件数	回答数数	A あり	なし	分からない	「あり」の割合	B 抽出率	A/B	C 回収率	A/(B*C)
10件未満	232	14	151	67	6.0%	0.0045	3,111	31.0%	10,036
10件以上100件未満	335	42	202	91	12.5%	0.0350	1,200	43.8%	2,740
100件以上	1,847	508	817	522	27.5%	1.0000	508	57.8%	879
全体	2,414	564	1,170	680	23.4%				

表６の回答の中で、「あり」の割合は登録件数と強く関連しており、10 件未満では 6.0%と少なく、100 件以上では 27.5%と非常に多い。

また、単純に抽出率で戻すと、10 件未満で 3,111 法人、10 件～100 件未満で 1,200 法人、100 件以上では 508 法人となる。

回収率は、登録件数が低いほど、回収率が低くなっている。単純計算ではあるが、この回収率を調整し、登録件数各層の「被害あり」を算出してみたところ、10 件未満で 10,036 法人となり、無視できない数値である。10 件～100 件未満では 2,740 法人であるので、10 件未満の層に多くの「被害あり」が存在しているともいえるので、この 10 件未満も統計調査で拾えるような措置を準備しておいた方がよいであろう。

前述③でも述べたように、上乗せした標本という形で、単純に被害が「あり」、「なし」、「分からない」の他に、若干の項目を調整し、「被害あり」の法人のデータベースを作り、そこについて更に詳しい調査をして情報を収集するような仕組みが必要と考えられる。

［まとめ］

以上のように、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の標本設計を詳細に比較・検討したところ、両統計調査を統合しても概ね問題ないと結論づけられた。ただし、過去の「模倣被害実態調査」の結果をどのように補正して接続できるのか、「知的財産活動調査」の枠組みの中で調査をすることで、どのような弊害が生じ得るかなどについて、例えば大規模調査において何らかの工夫（上乗せの標本など）を施して、検討のためのデータの入手を講じるなどの仕組み作りに向けた検討が必要であろう。

（５）「知的財産活動調査」と「模倣被害実態調査」を統合する利点

両統計調査について、前述した標本設計の検討に加えて、統合することによって得られる効果についても検討した。

Ⅰ．知的財産活動においてエンフォースメント（権利の保護）は重要であり、それを含めた知的財産活動の全体像が把握できるようになる。

Ⅱ．各国の知的財産制度整備の状況を総合的に把握できる。同制度が強化されれば、日本企業による権利取得は拡大し、ライセンス収入は拡大し、同時に模倣被害は減少することが予想される。

Ⅲ．出願企業がどの国・地域で権利取得すれば、どの他の国・地域での冒認出願や模倣被害の発生を防ぐことができるかといった効果の分析ができる可能性がある。

例えば、出願・権利化した国・地域と、模倣品被害が発生した国・地域との関係性についても、分析が可能となるかもしれないという期待感がある。

（６）今後の「模倣被害実態調査」の調査事項についての提案

本委員会では、上述（４）で述べたとおり、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の統合の実行可能性について検証を行ったが、「模倣被害実態調査」の調査事項を「知的財産活動調査」の調査事項に内包するにあたり、現行の「模倣被害実態調査」の調査内容を改めて精査するとともに、ユーザーへの影響も考慮し、以下のとおり調査事項についての技術的な課題の洗い出しを行った。

①現行の「模倣被害実態調査」の調査事項の確認
②「模倣被害実態調査」のユーザー意見の確認
③昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の確認
④調査事項の選定
⑤調査票様式の作成と提案

①現行の「模倣被害実態調査」の調査事項の確認

ここではまず現行の「模倣被害実態調査」の 44 個の調査事項につき、１つずつ回答率などを照らし合わせながら吟味し、必要性を確認した。過去において回答率が著しく低いものは調査事項として精度の観点から問題があるかもしれない、また、該当する回答が見当たらないものになっていないかを確認したい。
（資料編Ⅳ参照）

以下、特に重要と考えられる項目について抜粋している。左側の数字は 2019 年度「模倣被害実態調査」の調査票のページ番号を記載。

P.2　「Ｉ－９　海外の事業展開または輸出を行っているか」
調査の統合先の「知的財産活動調査」のなかで、海外情報については何も調査されていないこともあり、この項目は残しておきたい。模倣被害は海外がメインであり、企業が海外で事業活動をしているかどうかは重要な情報である。出来れば、国内と海外の売上に区分した情報が求められる。

P.4　「II－１　○○年度中に商品・サービスに対し、模倣被害があったか」
極めて重要な設問であり、残すべき項目である。
「II－２　模倣被害の内容とその手段がインターネット上かどうか」

EC サイトや海賊版サイトの被害が多くなっており、何らかの形で残すべき項目である。但し、現行の設問の仕方では詳細になりすぎており、項目数が多くなっているので、表現方法を工夫し、簡素化すべきである。

P.5 「Ⅱ－３　○○年度の模倣被害の総額（逸失利益）の概算額はどのくらいか」

被害額は重要な調査事項であり残したいが、現状は回答率が非常に低いということ、また、回答があってもなかなか不安定（前述３．（１）参照）であるということで、見直しは必要である。回答率の低さは、推定される被害数量が把握し難いということもあろうが、利益額も解り難いと思われる。現行スタイルでは計算式を表示し、被害数量×販売単価×利益率で逸失利益額を求めているが、この計算式で算出できずに回答不能としているところが多いと思われる。逸失利益を求めるのではなく、売上ベースにした方が答え易いと考えられる。

P.8 「Ⅱ－１１　模倣品の製造国・地域を把握しているか」
「Ⅱ－１２　模倣品が製造された地域はどこか」
「Ⅱ－１３　模倣品の製造国・地域はどこか」
P.9 「Ⅱ－１４　模倣品の経由国・地域を把握しているか」
「Ⅱ－１５　模倣品が経由された地域はどこか」
「Ⅱ－１６　模倣品の経由国・地域はどこか」
P.10 「Ⅱ－１７　模倣品の販売提供国・地域を把握しているか」
「Ⅱ－１８　模倣品が販売提供された地域はどこか」
「Ⅱ－１９　模倣品の販売提供国・地域はどこか」
P.11 「Ⅱ－２２　模倣品の製造国・地域及び販売提供国を把握しているか」

上記は模倣品の製造国、経由国、販売提供国についての設問で、これも重要な項目となり得る。「模倣被害実態調査」の目的は、単なる実態把握だけに止まらず、把握した後の対策、もしくは対策の準備のための参考となる情報提供の役目もあると考えられる。

P.12 「Ⅱ－２３　冒認出願の被害を受けた国・地域は把握しているか」
「Ⅱ－２５　冒認出願された国・地域はどこか」

冒認はまだ権利化されていない抜け駆けのもので、これを権利化されたものを侵害されたという模倣被害と同列してよいものかという議論はあるものの、これまで項目に含められており、重要な項目を継続させるという点においても、この項目は残すことが望ましい。

P.13 「Ⅲ－１　○○年度中、模倣被害対策を実施したか」
「Ⅲ－３　○○年度中、インターネット上の模倣被害対策を実施したか」
P.14 「Ⅲ－７　○○年度の模倣被害対策費はいくらか」

これらは模倣被害対策に関する調査事項であるが、他社がどのくらい対策費を積んでいるのかというのは気になるところであり、これら項目も残したい重要なものであると思われる。ただ、「知的財産活動調査」の方で、知的財産活動費を聞いている調査事項もあるので、表現の仕方は工夫が必要である。

②「模倣被害実態調査」のユーザー意見の確認

現行の「模倣被害実態調査」のユーザー確認として、オブザーバーとして参加している特許庁から５社に対し、現行の「模倣被害実態調査」のユーザー側のニーズや、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の統合のメリットとデメリットなどのヒアリングを行ってもらい、貴重な情報を得られた。その結果は以下の通り。

Ⅰ.「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」に回答する担当部署について

５社とも、2019 年度の両調査の対象となっているが、このうち、担当部署は同じと回答したのが３社で､担当部署が異なると答えたのが２社であった。これは会社規模にも影響していると思われ、例えば、規模が非常に大きな会社になると、知的財産部の中でも、特許関係の部署と商標・意匠関係の部署が明確に分かれており、結果､「知的財産活動調査」は特許系の部署が担当し､「模倣被害実態調査」は商標・意匠関係の部署が担当する傾向が見られたが、そうではない場合は、同じ部署で両調査を担当する傾向が見られた。

Ⅱ．現行の「模倣被害実態調査」の調査事項で重要視しているものについて

重要視していると回答した調査事項は以下のとおり。

「Ⅱ－２　模倣被害の内容とその手段がインターネット上かどうか」
「Ⅱ－３　○○年度の模倣被害の総額（逸失利益）の概算額はどのくらいか」
「Ⅱ－４　○○年度の模倣被害について被害額以外に何か影響があったか」
「Ⅱ－１０　模倣手口に関して、国内外それぞれの特徴はどういうものか」
「Ⅱ－１１　模倣品の製造国・地域を把握しているか」
「Ⅱ－１２　模倣品が製造された地域はどこか」
「Ⅱ－１３　模倣品の製造国・地域はどこか」
「Ⅱ－１４　模倣品の経由国・地域を把握しているか」

「Ⅱ－１５　模倣品が経由された地域はどこか」
「Ⅱ－１６　模倣品の経由国・地域はどこか」
「Ⅱ－１７　模倣品の販売提供国・地域を把握しているか」
「Ⅱ－１８　模倣品が販売提供された地域はどこか」
「Ⅱ－１９　模倣品の販売提供国・地域はどこか」
「Ⅱ－２０　アジアで製造された模倣品がどの地域で販売提供されたかを把握しているか」
「Ⅱ－２１　アジアで製造された模倣品が販売提供された地域はどこか」
「Ⅱ－２２　模倣品の製造国・地域及び販売提供国を把握しているか」
「Ⅱ－２３　冒認出願の被害を受けた国・地域は把握しているか」
「Ⅱ－２４　冒認出願をされていた地域はどこか」
「Ⅱ－２５　冒認出願された国・地域はどこか」
「Ⅲ－２　○○年度の実施対策で効果のあった対策・効果のなかった対策は」
「Ⅲ－４　○○年度のインターネット上での実施対策で効果のあった対策・効果のなかった対策は」
「Ⅲ－７　○○年度の模倣被害対策費はいくらか」

上記のうち、3社が重要視していると答えたのは、
「Ⅱ－１３　模倣品の製造国・地域はどこか」、
「Ⅱ－１６　模倣品の経由国・地域はどこか」、
「Ⅱ－２２　模倣品の製造国・地域及び販売提供国を把握しているか」
であった。

模倣品の製造地、経由地、販売地の調査事項を筆頭に、冒認出願や模倣品被害対策及び対策費用についても比較的高い関心があることがわかった。

Ⅲ．その他意見

参考情報として、以下の意見も入手できたので紹介しておく。

ⅰ）「模倣被害実態調査」を利用して模倣品対策にかける費用と被害額について調査を実施し検証してほしい。模倣品対策における費用対効果は永遠の課題と認識しており、どこの企業も一定の指標があると自社での対策を検討する上での一助になるからである。

ⅱ）「模倣被害実態調査」のアンケート自体は残っていた方が良いと思うが、結果がどう活用されているかはイメージしにくい。

ⅲ）この統計は、規模的に中小企業であまり模倣品対策に力を入れていないところの声が拾われやすいのではないか。中小企業で模倣品対策に未経験であれば、「どこのエリアが問題か？」という問いに対し、「とりあえず中国」という答えになりやすいかと思う。どちらかというと参考にしたいのは、ある程度経験がある他社の事例である。

前述①で取り上げた、統計作成者として残したい重要な調査事項と、ユーザー側で重要視している調査事項について、ほぼ一致していることを確認できた。ユーザー側のその他意見に関しても、貴重な意見であるので、今後の「知的財産活動調査」の中で、取り上げる機会があれば、検討することが望ましい。

③昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の確認

昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」について、以下の点を参考に調査事項案に取り入れることが望まれる。

主要各国の模倣被害の実態の公表情報に関して、日本だけが特許庁による一般統計調査によって調査データを集計した統計情報であるのに対し、日本以外はいずれも税関データ、主に押収データなどから集計した結果を統計情報として表している。したがって、模倣被害に対する対策の内容やそれに掛かった費用、また、冒認出願に関する情報については、日本を除く主要国ではほぼ皆無といってよく、日本の特許庁独自の統計データであるといえる。一方で、主要国の侵害に対する公表情報で目についたのが、模倣品の製造地、経由地を詳細に報告していることである。基データが税関データ（押収データ）であるので、販売提供地までは把握できていないようであるが、少なくとも、どの国も製造地、経由地の情報は重要視しているということである。このことは、仮に「模倣被害実態調査」を「知的財産活動調査」に統合するとしても、是非考慮したい点である。また、日本を除く主要国にはなかった公表情報として、冒認出願による被害の発生有無や発生地域に関するもの、模倣被害対策に関する対策内容や対策費用については、昨年度の調査過程においても、一部の当局担当官から「有益な情報であるため、必要である」と認められていることから、継続して調査事項に組み入れるのが望ましい。

④調査事項の選定

前述①の現行の「模倣被害実態調査」の調査事項の確認、②の「模倣被害実態調査」のユーザー意見の確認、③の昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の確認を踏まえ、絞り込みまたは修正した調査事項として以下の 14 項目（うち 1 つは属性項目）を選定する。
なお、「模倣被害実態調査」の従来の調査事項には、「〇〇年度中に」など該当年度で質問する方法であったが、「知的財産活動調査」では「直近の会計年度」としていることから、“年度”に関しては全て「直近の会計年度」とする。

ⅰ）「海外の事業展開または輸出を行っているか」
これは企業属性欄になるが、模倣被害を捉える上で重要な情報のため追加する。

ⅱ）「模倣被害の有無について」
これは従来通りの、「あり」「なし」「分からない」で回答してもらい、「あり」以外の回答者は後半部分の「模倣被害対策」の調査事項に移動する。

ⅲ）「模倣被害があれば、その権利について」
ⅳ）「模倣被害があった権利は、インターネット上かどうかについて」
現在、EC サイトで多くの偽物が売られていることから、インターネットを介した被害であるか否かの情報は重要であり、区分して回答してもらう方がよい。ただ、工夫次第では、ⅲ）とⅳ）を一緒にまとめることも可能であり、できるだけ項目数を少なくすることに努めるべき。

ⅴ）「冒認出願の被害の有無について」
ⅵ）「冒認出願の被害を受けた権利について」または「被害を受けた国・地域について」
ユーザー意見でも重要視されており、残すことが望まれる。ただ、ⅳ）については、「冒認出願の被害を受けた権利について」と「被害を受けた国・地域について」の両方を調査すべきとの意見もあるが、項目数の制約に鑑みると、いずれかに絞りたいところである。この判断は、特許庁に委ねたい。

ⅶ）「模倣品の製造、経由、販売提供の国・地域の把握について」

viii)「模倣品の製造、経由、販売提供の国・地域について」

ユーザー意見も取り入れて、製造国・地域と販売提供国・地域のクロス表を採用した。(経由国・地域の設問は単独にする。)　どこで製造したものが、どこで販売されているのかをわかりやすく示せる。ただ、表示する国数については、あまり多過ぎず少な過ぎずに、実態を的確に捉えられるようにすることを意識し、過去のデータを参考にし、アセアンやアフリカを追加した。

ix)「模倣被害対策の実施について」

x)「模倣被害対策のインターネット上での実施について」

xi)「模倣被害対策をしていない場合はその理由について」

xii)「模倣被害対策の費用について」

模倣被害の対策に関する調査事項であり、従来の調査票には「効果があった対策、効果がなかった対策」についての調査事項があり、これも重要な情報であると認識されていたが、できるだけ絞り込むという観点から優先順位の問題として、削除された。もし、調査事項数に制限がなければ、当然、採用される調査事項である。

xiii)「模倣被害の総額について(売上ベースで)」

xiv)「模倣被害の想定総額について」

回答が難しい調査事項であったので、答え易いようにする工夫をする。まず、逸失利益ではなく、売上ベースとし、さらに、金額も区分に分けて、該当欄にチェックを入れてもらうように改める。そして、その横に、記入担当者の過去の経験から「大体、これくらい見つかると、その広がりはこのくらいあろう」という勘所を答えて貰う。これは、そのすぐ前に実際の被害額を聞く設問があるが、過小になってしまう傾向があるため、想定できる最大値を探っていくのが狙いである。

⑤調査票様式の作成と提案

以上の検討結果を踏まえ、本調査研究における次年度の調査事項案について、以下の調査票案を提示する。

【記入者名】＊個人の場合は、所属部課名、役職名の記入は不要です。

所属部課名			
役　職　名			
氏　名		電話番号	－　　－
E-mail		ＦＡＸ番号	－　　－

【貴社の業種】

下表より貴社の主要な業種を１つ選択し、業種欄に番号をご記入ください。なお、業種の分類については、付録１の日本標準産業分類との対応表を参照してください。

＊個人事業主や大学等各機関に所属する場合は、あてはまる業種の番号をご記入ください。

番号	業種	番号	業種	番号	業種
1	農林水産業	18	非鉄金属製造業	35	インターネット附随サービス業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	19	金属製品製造業	36	映像・音声・文字情報制作業
3	建設業	20	はん用機械器具製造業	37	卸売業
4	食料品製造業	21	生産用機械器具製造業	38	小売業
5	飲料・たばこ・飼料製造業	22	業務用機械器具製造業	39	金融・保険業
6	繊維工業	23	電子応用・電気計測器製造業	40	不動産業、物品賃貸業
7	パルプ・紙・紙加工品製造業	24	23以外の電気機械器具製造業	41	宿泊業、飲食サービス業
8	印刷・同関連業	25	情報通信機械器具製造業	42	学校教育
9	医薬品製造業	26	電子部品・デバイス・電子回路製造業	43	42以外の教育、学習支援業
10	総合化学・化学繊維製造業	27	自動車製造業	44	技術移転機関（ＴＬＯ）
11	油脂・塗料製造業	28	27以外の輸送用機械製造業	45	公的研究機関（独立行政法人含む）
12	10～11以外の化学工業	29	４～28以外の製造業	46	44～45以外の学術・開発研究機関
13	石油製品・石炭製品製造業	30	電気・ガス・熱供給・水道業	47	専門サービス業
14	プラスチック製品製造業	31	運輸業、郵便業	48	42～47以外のサービス業
15	ゴム製品製造業	32	通信業	49	公務（他に分類されるものを除く）
16	窯業・土石製品製造業	33	放送業		
17	鉄鋼業	34	情報サービス業	99	１から49に属さない個人

業種	

＊個人（業種番号「99」）の場合、貴社の概要の記入は不要です。４ページの設問Ｉ－５にお進みください。なお、個人の方は、今後の質問の「貴社」の語を、「ご本人」に読み替えてご回答ください。

【貴社の概要】＊貴社直近の会計年度末時点のものをご記入ください。

			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
法人番号		資本金							
貴社設立年	西暦　年	売上高							
従業者数	人	営業利益							
グループ企業の有無	有　・　無	経常利益							

＊大学及び公的研究機関等の場合、左記項目は記入不要です。

＊大学及び公的研究機関等の場合も「研究関係従業者数」「研究費」はご記入ください。

			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
研究関係従業者数	人	研究費							

海外での事業展開または輸出を行っていますか（一つだけ選択）。	①　□　海外に事業拠点がある ②　□　海外に事業拠点はないが、輸出している ③　□　海外に事業拠点はなく輸出もしていない ※事業拠点とは、「支社　支店　支局　工場」「現地法人」「製造提携先」「販売提携先」を指します。

欄外（本調査票にまとめて記入した事業所・企業がある場合、又は他の事業所・企業の調査票にまとめて記入した場合にはその企業名をご記入ください）

Ⅳ．模倣被害について

模倣被害の有無・内容

設問Ⅳ－１．　直近の会計年度中に、貴社の商品・サービスに対し模倣被害がありましたか（一つだけ選択）。

① □　模倣被害があった　　② □　模倣被害がなかった　　③ □　不明（わからない、把握していない）

●●ページの設問Ⅴにお進みください。

模倣被害を受けた権利をお答えください（複数選択可）。

	インターネット上で模倣被害を受けた	インターネット以外で模倣被害を受けた	なし
①　商標	□	□	□
②　意匠	□	□	□
③　特許・実用新案	□	□	□
④　著作物	□	□	□
⑤　営業秘密・ノウハウ	□	□	□
⑥　その他	※ご自由にご記入ください（例：ドメイン名を勝手に取られた）		

設問Ⅳ－２．　直近の会計年度中、冒認出願（第三者による抜け駆け出願）を受けた事例を把握しましたか（一つだけ選択）。

① □　把握した事例がある　　② □　把握していない

その権利は何ですか（複数選択可）。

	把握
①　商標	□
②　意匠	□
③　特許・実用新案	□
④　その他	□

※設問Ⅳ－2につき、上記のパターンと、下記の2パターンで提出。どちらかを選択するかは特許庁にお任せするとした。

設問Ⅳ－２．　直近の会計年度中、冒認出願（第三者による抜け駆け出願）を受けた事例のうち、国を把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

① □　把握した事例がある　　② □　把握していない

その国はどこですか（複数選択可）。

□ 日本　□ 中国　□ その他

貴社が模倣被害を受けた国・地域

設問Ⅳ－3. 直近の会計年度の模倣被害事例のうち、製造、経由または販売提供被害を受けた国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

① □ 把握した事例がある　　② □ 把握していない

把握している製造、販売提供または経由の国・地域で当てはまるものを全てチェックして下さい（複数選択可）。

販売提供国・地域 ＼ 製造国・地域	1 日本	2 中国（香港を除く）	3 香港	4 台湾	5 韓国	6 ベトナム	7 アセアン（ベトナムを除く）	8 その他アジア	9 中東	10 アフリカ	11 欧州	12 米州	13 その他	14 不明
1 日本	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
2 中国（香港を除く）	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
3 香港	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
4 台湾	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
5 韓国	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
6 ベトナム	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
7 アセアン（ベトナムを除く）	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
8 その他アジア	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
9 中東	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
10 アフリカ	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
11 欧州	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
12 米州	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □
13 その他	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □	13 □	14 □

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

経由国・地域	把握
1 日本	□
2 中国（香港を除く）	□
3 香港	□
4 台湾	□
5 韓国	□
6 アセアン	□
7 その他アジア	□
8 アラブ首長国連邦（UAE）	□
9 その他中東	□
10 アフリカ	□
11 欧州	□
12 米州	□
13 不明	□

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

Ⅴ. 模倣被害への対策状況について

設問Ⅴ－1.　直近の会計年度中、貴社では模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）。

① □ 模倣被害対策をしている

② □ 模倣被害対策をしていない

インターネット上の模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）。

□ 実施している

□ 実施していない

対策をしていない理由（複数選択可）	
	1 □ 模倣被害が発生していない、または被害を把握していない
	2 □ 対策をするほど被害が大きくない
	3 □ 費用対効果が低い
	4 □ 対策をしたいが、人員不足、資金不足から実施できない
	5 □ 対策をしたいが、対策の方法がわからない
	6 □ 相手が得意先などの利害関係者であったため
	7 □ 自社が事業を展開している地域における被害ではなかったため
	8 □ その他

Ⅵ. 模倣被害の総額について

設問Ⅵ－1.　直近の会計年度中、貴社での模倣被害の総額（売上ベース）について、把握している概算値をお答えください（一つだけ選択）。

1円以上～100万円未満	□
100万円以上～1,000万円未満	□
1,000万円以上～1億円未満	□
1億円以上～5億円未満	□
5億円以上～10億円未満	□
10億円以上	□

把握できていない模倣被害の規模は、左記金額の何倍くらいあると想定していますか。

＿＿＿．＿倍

（７）模倣被害額の調査と推計方法の改善

模倣被害額について、これまで議論を重ねてきたが、被害額の推計方法の決定までには至らなかった。ただし、産業全体の被害額の推計を改善する方法として、以下の可能性が考えられるので、ここで紹介しておく。

第一に、標本の拡大である。模倣被害実態調査の回収率は低くはないが、被害額については回答している企業が非常に少ない。2019 年度の調査による次頁の別表に見るように、被害ありと回答した企業でも、被害額も回答した企業は 10%未満である。このため、標本の大きさに対して「被害額を把握している」企業による回答の割合は 100 件以上企業で 1%、10 件以上 100 件未満の場合は 0.5%であり、被害額の推計に利用できるデータ数は非常に小さい(10 件以上 100 件未満の場合は 4 社、100 件以上の場合は 39 社、合計 43 社のみ)。

他方で、知的財産権の価値は分布が右側に大きく歪んでいることが知られており、被害額も同様で、その分散は大きいと考えられ、このことは、推計に利用可能なデータの数がかなり大きくないと正確な推計ができないことを意味している。全数調査ではないクラスについては標本の大きさを増やすことが考えられる。

第二に、全体推計を現状の三つの層別の拡大方式ではなく、すべての標本を利用して、企業別のデータで計量経済モデルを推計し、その結果を活用して、全体推計を行うことが考えられる。例えば、企業レベルのデータで、被害発生(発見)確率＝β ×ln(知的財産権保有数)＋産業分野など企業の他の属性のコントロール、及び ln(被害額)＝β ×ln(知的財産権保有数)＋産業分野など企業の他の属性のコントロールのモデルを推計して、その結果から全体推計する。

第三に、複数年のデータをプールし、かつパネル化することで、このような推計の精度を高める。2016 年度から 2019 年度の損害額回答企業数は延べで 264 社あり、これを用いた分析ができれば、より正確に推計できると考えられる(ただし、初年度に 157 社が集中している)。

第四に、上で述べたように、被害を認識している企業の中でも、被害額も回答した企業は 10%未満となっており、被害額を現状の逸失利益として回答が困難な企業が多い。侵害者の販売額や影響を受けた自社製品の「販売額」の回答も可能とすることも考えられる。

第五に、模倣被害について、「わからない、把握していない」とする企業が、「模倣被害ありとの回答」企業とほぼ同数存在する。模倣被害発見の契機についての本調査によれば、代理店等からの通報、店頭等での発見、税関等からの紹介などが重要となっており、このことは被害があっても、それが権利企業によって把握されていない場合が多いことを示唆している。知的財産権では保護されている対象が技術や情報の非競合財で

あり、侵害があったかどうか自体も、市場競争に影響があった段階で初めて認識されると考えられる。模倣被害の発見時点と被害の「持続期間」(いつからいつまでか、現状の調査票ではこの点は不明確となっている)を調査し、回答企業のパネルとすることで、発見されていない被害がどの程度重要であるかも分析することが可能となると考えられ、今後の検討課題の一つであろう。

なお、拡大推計の前提には、回収企業の被害額の平均と、非回収企業の被害額の平均が等しいという仮定があるが、被害額が大きい企業は、そうでない企業よりも、被害額の把握をしている割合も高く、被害額を回答する傾向は高いと考えられる。したがって、回答した企業とそうでない企業を単純に比較すると、正の方向のセレクションバイアスが発生して、被害額の推定が課題になると考えられる。この点においては、推計された被害額の過大評価を修正する手法には傾向スコア（propensity score)などがあり、これらの補正方法の利用可能性に関する検討も今後の課題の一つである。

別表）回収数、回答数、被害額把握

クラス	① 標本の大きさ	② 回収件数(N)	③ 模倣被害ありとの回答件数(N)	④ うち、模倣被害把握件数(N)	⑤ 被害額なしとの回答件数(N)	⑥ わからない、把握していない件数(N)	⑦ 模倣被害把握の被害総額(百万円)	回収率(②÷①)	被害額把握率(④÷①)
10件未満	768	238	14	0	151	67	0	31.0%	0.00%
10件以上100件未満	768	336	42	4	202	91	102	43.8%	0.52%
100件以上	3,204	1,853	508	39	817	522	10,491	57.8%	1.22%

（2019年度模倣被害実態調査）

（８）調査研究の総括と今後の課題

他省庁の政府統計調査に関する電子メールおよびヒアリングによる調査等、及び昨年度の調査研究「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」を参考に、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」を統合することが今後の方向を見据えた有力な改善策であるとの判断に立って、その可能性について検証した。標本設計の見直しについては、「知的財産活動調査」の標本設計との比較検討を行った結果、次年度に両調査を統合した従来より縮小した調査を実施した場合にも大きな問題は生じないとの結論に至った。

また、調査事項については、（６）で述べたように、「模倣被害実態調査」に比べて調査事項が大幅に少ない「知的財産活動調査」に統合するためには、「模倣被害実態調査」の調査事項数を大幅に減らすことが必要であり、模倣被害の実態を的確に捉える上で必要な設問として 14 項目に絞り込んだ。

今後の課題は、（４）－③と⑥で指摘したように、出願件数はゼロであるが、商標の権利は保有しているのが 16 万者、同じく出願件数は 1～4 件であるが、商標の権利は保有しているのが 4 万者強存在しており、これら 20 万者強については、「知的財産活動調査」の現行の標本設計においては調査対象外となってしまう点である。模倣被害の多い権利種別が特許、商標であることを考慮すると、これら 20 万者強が調査対象から外れたままで被害の実態把握が適当であるかが危惧される。両統計調査を統合する場合には、少なくともこの出願件数 1～4 件の対象については標本追加といった何らかの形でカバーされるのが望ましいと考える。

模倣被害額についても重要な調査事項であるが、現状は回答率が非常に低く、回答があってもなかなか不安定なものであり、見直しが必要であると考える。委員会などを通じ、前述の（７）で示した改善点を見出すことが出来たので、「知的財産活動調査」の中でも継続して調査事項に含めることを望む。

「知的財産活動調査」では、これまで標本設計の見直しは行っていないが、「模倣被害実態調査」との統合を機会に、上記のことも含めて、見直しを検討されることを強く期待したい。見直しに際しては、本調査研究で行った他省庁の統計調査に関する電子メールおよびヒアリングを通じた調査の結果が大いに参考になると思われる。

以上

第 2 部. 資料編

資料 I

【5 つの統計調査担当者からの電子メール回答】

A) 財務省「法人企業統計調査（年次調査)」
B) 総務省「科学技術研究調査」
C) 特許庁「知的財産活動調査」
D) 国土交通省「法人土地・建物基本調査」
E) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

財務省「法人企業統計調査」に関する質問と回答

<table>
<tr><th>質問</th><th>回答</th></tr>
<tr><td>

1．標本設計について

財務省の財務総合政策研究所のホームページで公開されている法人企業統計調査の「調査の目的等」によれば、本調査の標本設計は

Ⅰ：「「金融業、保険業以外の業種」には、資本金1,000万円未満、1,000万円～2,000万円未満、2,000万円～5,000万円未満、5,000万円～1億円未満、1億円～5億円未満、5億円～10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、A：資本金5億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出し、B：資本金5億円以上は全数抽出する。」

Ⅱ：「「金融業、保険業」には、資本金1,000万円未満、1,000万円～1億円未満、1億円～10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、A：資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出し、B：資本金1億円以上は全数抽出する。」

とあります。これに関して、

</td><td></td></tr>
<tr><td>

①法人の抽出において、このような層化基準と抽出方法を採用した理由について、また、所要の法人数の設定についてご教示ください。

</td><td>

我が国の営利法人等の調査に当たっては、資本金規模別・業種別に層化するのが適当との考えのもとに標本設計を行っている。資本金の階層については、当該階層に属する法人数や精度等も加味したものとなっている。標本抽出においても、調査結果の精度を維持することができるように設計しており、無作為抽出に当たっては、層化されたセルごとに最低標本法人数を定めたうえで、以下の法人数に基づいて、等確率系統抽出を行っている。

「金融業、保険業以外の業種」

<table>
<tr><th rowspan="2">資　本　金　階　層</th><th rowspan="2">選定
方法</th><th colspan="2">報告を求める者の数</th></tr>
<tr><th>年次別調査</th><th>四半期別調査</th></tr>
<tr><td>１千万円未満</td><td>無作為抽出</td><td>約４千社</td><td>（調査しない）</td></tr>
<tr><td>１千万円以上２千万円未満</td><td>無作為抽出</td><td>約４千社</td><td>約４千社</td></tr>
<tr><td>２千万円以上５千万円未満</td><td>無作為抽出</td><td>約４千社</td><td>約４千社</td></tr>
<tr><td>５千万円以上１億円未満</td><td>無作為抽出</td><td>約２千社</td><td>約２千社</td></tr>
<tr><td>１億円以上５億円未満</td><td>無作為抽出</td><td colspan="2">約１０千社</td></tr>
<tr><td>５億円以上10億円未満</td><td>全数</td><td colspan="2">約１．５千社</td></tr>
<tr><td>10億円以上</td><td>全数</td><td colspan="2">約５．２千社</td></tr>
</table>

「金融業、保険業」

<table>
<tr><th rowspan="2">資　本　金　階　層</th><th rowspan="2">選定
方法</th><th colspan="2">報告を求める者の数</th></tr>
<tr><th>年次別調査</th><th>四半期別調査</th></tr>
<tr><td>１千万円未満</td><td>無作為抽出</td><td>約３千社</td><td>（調査しない）</td></tr>
<tr><td>１千万円以上１億円未満</td><td>無作為抽出</td><td colspan="2">約４千社</td></tr>
<tr><td>１億円以上10億円未満</td><td>全数</td><td colspan="2">約１．５千社</td></tr>
<tr><td>10億円以上</td><td>全数</td><td colspan="2">約０．９千社</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>

②標本設計の妥当性を検討するための外部専門家を含めた委員会を設置しているのでしょうか、また設置している場合、その頻度はどの程度でしょうか。

</td><td>

季節調整法の定期の見直し、推計方法の妥当性の検証など統計調査技術に関する高度な専門分野について、学識経験者を中心とした専門家による検討分析を目的として法人企業統計研究会を設置しており、年２～３回程度開催している。

</td></tr>
</table>

質問	回答
2．母集団情報について 母集団情報に関する記述は公開情報には記載されていませんが、各所の記載で国税庁の「法人税務原簿」を使用していることが周知されています。これに関して、	
①母集団情報として、国税庁の「法人税務原簿」からどのような情報を利用しているのか、詳細についてご教示ください。	母集団情報の整備に当たって国税庁から提供を受けているのは、正しくは「会社標本調査母集団データ」である。 「会社標本調査母集団データ」からは、法人名、住所、資本金額、業種番号についての情報を母集団情報の整備に活用している。
②母集団情報の更新はいつの時点で行っているのか、また、定期的な更新以外に追加的な補正を行っているのであれば、その情報源の詳細と具体的な方法をご教示ください。	母集団情報の更新については、毎年12月時点で行っている。 これ以外に追加的な補正は行っていないが、調査期中に、調査対象法人の休業や廃業、合併などを把握した場合は、調査対象及び母集団情報から除外している。
3．無回答の扱いについて 「推計値算出の方法」の項で、全数抽出の場合（金融業・保険業以外の業種では資本金5億円以上、金融業・保険業では資本金1億円以上）の未回収法人に対する取り扱いとして、欠測値の補完を行っているという記載があります。すべての調査対象について、	
①特定の項目のみ無回答だった場合、当該項目についてどのように処理しているのでしょうか。	法人企業統計調査は法人の決算内容を調査しており、貸借対照表や損益計算書の調査項目においては合計値が一致するなど整合性を図るようになっている。無回答で合計値が一致しないなどの場合については、法人に照会を行い、修正を行っているが、回答が得られなかった場合については、その法人の調査票については集計外とし、調査票が未回収だった場合と同様に取り扱うこととなる。 なお、無回答でも合計値が一致しているなどの整合性が図られている場合には、集計上当該項目を「０」として取り扱っている。
②回答が得られなかった調査対象は、推定を行う際にどのように取り扱っているのでしょうか。母集団の推定に際して、具体的にどのような方法を用いているかについてもご教示ください。	金融業、保険業以外の業種の標本階層及び金融業、保険業の全階層については、回収があった法人の調査票における各調査項目の集計値を算出し、この集計値から、回収があった法人1社あたりの平均値を求め、これに母集団法人数を乗じて拡大したものを推計値とする。 一方、金融業、保険業以外の業種の全数階層については、未回答法人の資本金前後10社の平均値を算出し、この平均値を基に算出された欠測値が補完される。 （別添参考資料参照）
③未回答者への督促はどのように行っているのでしょうか。また、その効果についてはいかがでしょうか。	財務局・財務事務所の職員において、電話やハガキによる督促を行っているほか、直接法人を訪問し、提出依頼を行っている。また、民間業者に督促業務を委託し、提出期限前と提出期限後に３日～４日程度電話督促を実施している。 督促の効果については数値的なデータは保持していないため、明確に示すことは困難であるが、職員の督促に加えて民間業者を活用することにより、現在の回収率を維持できていると考えている。

（参考）欠測値補完方法

未回答法人の資本金前後10社の平均調査項目対資本金比率に資本金を乗じて算出
欠測企業の業種・規模に応じた欠測値が補完される設計となっている。　※全ての計数項目が補完の対象

例：情報通信業（業種コード60）の設備投資

未提出法人（資本金順）

提出法人	規模区分	業種	資本金（億円）
A	9	60	1,350

提出法人（資本金順）

提出法人	規模区分	業種	資本金（億円）	設備投資（億円）	設備投資/資本金
a	9	60	9,000	38	0.004
b	9	60	3,200	600	0.188
c	9	60	3,100	610	0.197
d	9	60	2,100	300	0.143
e	9	60	2,000	550	0.275
f	9	60	1,400	240	0.171
g（基準法人）	9	60	1,050	90	0.086
h	9	60	230	22	0.096
j	9	60	200	62	0.310
k	9	60	140	0.2	0.001
m	9	60	100	0	0.000
o	9	60	72	8	0.111
p	9	60	71	1	0.014
q	9	60	70	2	0.029

1. 未提出法人の資本金上位から提出法人の資本金順リストを降順に検索、未提出法人の資本金以下となる基準位置法人を決める。

2. 基準位置法人の前後10社（上位4社、下位5社）の調査項目(例では設備投資）対資本金比率を算出。

10社の比率の単純平均
0.139　A

3. 未回答法人の資本金額の資本金に近い前後10社の調査項目対資本金比率（単純平均）に未提出法人の資本金を乗じて、補完値を作成。
例　A社のケース
1350×（0.197+0.143+0.275+0.171+0.086+0.096+0.310+0.001+0.000+0.111）/10＝187.65億円（補完値）

総務省統計局「科学技術研究調査」に関する質問事項への回答

質問	回答
1．標本設計について 総務省統計局のホームページで公開されている「科学技術研究調査の概要」によれば、本調査は、調査対象がⅠ：資本金1,000万円以上の会社、Ⅱ：研究を目的とする国・公営の研究機関，特殊法人等，独立行政法人及び民間非営利法人、Ⅲ：大学等であること、また、調査対象ならびに抽出方法について、企業は事業所母集団データベースおよび過去の調査結果を基に作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2区分）、資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出すること、非営利団体・公的機関は各府省庁及び地方公共団体に依頼して作成した資料に基づくこと、大学等は文部科学省公表の資料に基づき国内全ての大学等を対象とすることとされています。	
①　企業の抽出において、このような層化基準を採用した理由について、また、所要の企業数の具体的内容についてご教示ください。	標本設計自体は、研究開発統計に関する国際的マニュアルである「フラスカティ・マニュアル」を踏まえたものとなっています。 マニュアルでは、企業向けの調査について、①R&Dを行なっていることが知られている、あるいはそう想定されるすべての企業を含めること。②大企業へのセンサス・ベースの調査、③回答者の負担削減（R&Dが実行される可能性が極めて低い企業は、除外すべき）などのほか、④具体的な対象産業についても記載されています。 つまり、 ①は、研究実施の有無に関係 ②は、資本金10億円以上は悉皆調査の扱いに関係 ③は、資本金1000万円以上の企業を対象としていることに関係 マニュアルでは、カットオフが必要な場合は、従業員10人を区切りにするとしています。標本設計では、国際的には「従業者規模」が使用されるようですが、我が国の企業調査では「資本金規模」が使われることから、当調査でも「資本規模」を使用しています。 ④は、産業（40区分）に関係 企業数については別添「2019年（令和元年）科学技術研究調査における標本抽出」参照。
②　非営利団体・公的機関に関して、依頼して作成した資料の内容についてご教示ください。	研究機関や法人を所管する省庁や地方公共団体に対し、「前年調査名簿情報等を基に調査対象となり得る客体の異動状況の確認」及び「当該客体以外に科学技術研究調査の調査対象となり得る研究機関の新設状況などの情報提供依頼」を行っており、その結果を基に調査を行っています。
③　標本設計を行う際、妥当性を検討するための外部専門家を含めた委員会を設置しているでしょうか、また設置している場合、その頻度はどの程度でしょうか。	現在の標本設計は、平成11年度～13年度にかけて開催した「科学技術研究調査研究会」において検討したものをベースとしています。 研究会自体は、11年度に５回、12年度に３回、13年度に１回の計、９回開催しており、標本設計については、12年度から13年度までの計４回議論をしていました。 当時の研究会の構成員は以下のとおり。（肩書きは当時） 廣松　毅　　東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授 後藤　晃　　一橋大学イノベーション研究センター教授 丹羽　冨士雄　政策研究大学院大学教授 現在の科学技術研究統計研究会の状況については以下のURLを参照。 http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kagaku/index.html

質問	回答
2．母集団情報について 母集団情報に関しては、事業所母集団データベースおよび過去の調査結果、並びに各府省庁・地方公共団体作成資料と文部科学省公表資料に基づくものとされており、その母集団の補正も、過去には1960年、1976年、1980年、1995年の計4回実施されておりました。これに関して、	
①　母集団情報の補正につきまして、利用した追加的な情報をどのように活用したのかについて、具体的な方法をご教示ください。	お尋ねの「1960年、1976年、1980年、1995年の計４回の母集団の補正」というのは、調査の沿革における以下を指しているものと思いますが、これらについては、詳しい資料が残っておりません。ただ、この調査は昭和28年に「研究機関基本統計調査」として発足したもので、当時は、民営・公営の研究機関を対象とした調査でした。その後、科学技術施策の面から、統計情報の拡充、整備についての要望が高まった事を受け、調査対象範囲を拡充（一般企業を調査対象に含めた）し、昭和35年から現在の名称（科学技術研究調査）になったものです。つまり、昭和35年は、こういう事情から変更したものです。当時利用した情報は、我が国では昭和22年から「事業所統計調査（→事業所・企業統計調査→経済センサス）」が行われていたことから、「事業所統計調査」の情報を利用していたものと考えられます。 1960年（昭和35年調査）：特定産業を除く資本金100万円以上の会社を母集団とする標本調査に変更 1976年（昭和51年調査）：会社等の母集団について，「特定産業を除く資本金300万円以上の会社」に変更 1980年（昭和55年調査）：会社等の母集団について，「特定産業を除く資本金500万円以上の会社」に変更 1995年（平成７年調査）：会社等の母集団について，「特定産業を除く資本金1000万円以上の会社」に変更 昭和51年、55年及び平成７年の変更理由については、（統計委員会では説明していると思いますが）詳しい資料が残っていないことから不明です。
②　母集団情報更新の時期と、定期的に母集団情報を更新していれば、その方法をご教示ください。	大規模な母集団情報の更新は概ね３年ごとに行っており、直近の母集団更新時期は以下のとおり。また、毎年の調査結果を母集団情報へ反映しています。 平成30年調査（事業所母集団DB（平成27年次フレーム）を使用） 平成27年調査（事業所母集団DB（平成25年次フレーム）を使用） 平成24年調査（平成21年経済センサス基礎調査データを使用） 平成30年調査に向けて実施した母集団情報更新の方法は以下のとおり。 ①事業所母集団DBから、科学技術研究調査の対象となる産業及び資本金規模のデータ（以下「DB情報」という。）を入手。 ②科学技術研究調査の母集団情報（以下「科学母集団」という。）をDB情報で更新。 ただし、DB情報よりも新しい情報を持つ客体（平成28年及び29年で回答を得た客体）は更新しない。 ③DB情報に存在し、科学母集団に存在しない企業を新設客体として、科学母集団に追加。
3．無回答の扱いについて 公開情報におけるQ&Aのコーナーで、カバレッジ誤差・データ処理による誤差・測定誤差について減らすための取組を行っていると記載されており、非標本誤差には細心の注意を払っていると理解できました。また、無回答の場合にも触れられており、「調査票を集計する前段階で、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて、調査対象の方へ照会を行い、それでもなお欠測値や矛盾が生じた場合は前年の調査票などをもとに補足・訂正を行う」と記載されております。無回答に関して、	
①　特定の項目のみ無回答だった場合、当該項目についてどのように処理しているのでしょうか。	・客体HP、有価証券報告書など公開情報を活用。 ・例えば総額のみ記入があり、内訳の記入がなかった場合、前年回答の内訳の割合又は当該客体と同産業 ・同資本金規模の前年調査結果の割合を使用。 ・補正が出来ない場合、当該客体を集計対象から除外。

質問	回答
②　回答が得られなかった調査対象は、推定を行う際にどのように取り扱っているのでしょうか。母集団の推定に際して、具体的にどのような方法を用いているのでしょうか。	以下の式から未回収客体分の補正乗率を算出して使用しています。 補正乗率＝各層標本数/各層集計調査票数
③　未回答者への督促はどのように行っているのでしょうか。また、その効果についてはいかがでしょうか。	令和元年調査における委託業者における督促方法は以下のとおり。 5/22～7/15：周知架電（調査関係書類の到着確認及び早期提出のお願い） 7/16～10/4：督促架電（早期提出のお願い及び提出予定の聴取） ６月下旬：提出奨励はがきの送付 ７月下旬：督促はがきの送付 ８月下旬：督促はがきの送付 月別の督促件数は以下のとおり。

	５月	６月	７月	８月	９月	10月	合計
電話	829	1,670	2,169	3,033	1,117	11	8,829
ハガキ	0	8,870	4,354	53	0	0	13,277
合計	829	10,540	6,523	3,086	1,117	11	22,106

その他、以下の条件の客体（103客体）を重点督促客体として集中的な督促
①　資本金10億円以上かつ３年連続未回答企業
②　資本金10億円以上かつ前年未回答で前々年「研究あり」回答企業
③　前年未回答で前々年「研究あり」回答非営利団体・公的機関
④　内容証明郵便による督促で平成29年調査に回答し、30年以降未回答の企業

重点督促客体へは調査票提出期日（7/15）以降、複数回の電話及びはがきによる督促を行い提出がない場合は、代表者宛に内容証明郵便による督促を行うことを通知し、８/30時点で提出及び提出の確約が得られなかった客体に対して9/2に送付。
実際に内容証明郵便を送付した客体は26客体

仕様書で示している調査票回収率の目標は以下のとおり達成されていることから、督促の効果はあるものと考えています。
重点督促客体に対する内容証明郵便による督促は効果が大きいと考えています。

最終回収率及び提出期限（7/15）時点回収率

	最終回収率	目標回収率	回収率(7/15)	目標回収率(7/15)
企業	82.60%	80%	59.60%	61%
非営利団体・公的機関	99.40%	99%	78.00%	77%
大学等	100.00%	100%	78.50%	81%

重点督促客体の回収率

	対象企業数	提出企業数	回収率
重点督促対象	103	86	83.50%
うち内容証明郵便送付	26	19	73.00%

2019年（令和元年）科学技術研究調査 における企業の標本抽出

前回調査研究有無（２区分）	－	前回調査 研究有					前回調査研究無					
悉皆・抽出	悉皆	悉皆	抽 出				抽出					
資本金階級（４区分）	10億円以上	1億円～10億円未満	3000万円～1億円未満		1000万円～3000万円未満		1億円～10億円未満		3000万円～1億円未満		1000万円～3000万円未満	
産業 （科学技術研究調査産業小分類（40区分））	母集団数（標本数）	母集団数（標本数）	母集団数	標本数	母集団数	標本数	母集団数	標本数	母集団数	標本数	母集団数	標本数
1　農林水産業	9	3	3	3	2	2	122	6	808	14	3, 060	7
2　鉱業，採石業，砂利採取業	34	6	4	4	3	3	28	5	143	6	548	6
3　建設業	251	34	4	4	4	4	1, 329	14	21, 242	23	94, 108	11
4　食料品製造業	197	136	57	5	17	6	594	116	3, 422	125	11, 470	59
5　繊維工業	59	28	16	5	2	2	151	6	1, 262	7	7, 377	6
6　パルプ・紙・紙加工製品製造業	41	22	19	6	3	3	128	6	711	71	2, 893	34
7　印刷・同関連業	23	6	2	2	－	－	161	6	1, 258	6	7, 777	6
8　医薬品製造業	99	83	146	99	73	6	43	13	127	127	230	115
9　総合化学工業	137	82	116	7	56	6	149	15	255	27	531	13
10　油脂・塗料製造業	35	55	110	6	72	5	23	6	103	31	402	15
11　その他の化学工業	47	90	194	18	88	5	37	27	209	51	703	26
12　石油製品・石炭製品製造業	19	15	20	4	20	6	15	5	121	21	191	10
13　プラスチック製品製造業	74	113	74	5	26	2	245	10	1, 412	39	5, 515	19
14　ゴム製品製造業	21	39	51	6	13	6	50	6	216	6	1, 179	6
15　窯業・土石製品製造業	78	54	33	5	5	5	233	6	1, 685	6	4, 325	6
16　鉄鋼業	75	29	7	6	3	3	201	6	673	18	1, 950	9
17　非鉄金属製造業	68	35	46	5	12	6	120	6	352	117	1, 187	65
18　金属製品製造業	77	64	66	6	6	6	292	6	2, 513	30	13, 441	14
19　はん用機械器具製造業	85	66	30	8	6	6	146	6	941	92	4, 177	43
20　生産用機械器具製造業	173	152	122	6	30	5	272	46	2, 205	22	10, 349	11
21　業務用機械器具製造業	81	120	322	322	116	6	112	9	592	467	2, 331	212
22　電子部品・デバイス・電子回路製造業	113	98	104	5	27	2	207	69	618	88	1, 980	43
23　電子応用・電気計測器製造業	30	54	109	24	49	3	41	6	186	93	775	50
24　その他の電気機械器具製造業	115	107	85	4	17	6	170	70	883	40	4, 067	19
25　情報通信機械器具製造業	75	99	87	14	33	1	94	31	259	259	725	121
26　自動車・同附属品製造業	140	59	63	8	4	4	228	6	773	85	2, 667	40
27　その他の輸送用機械器具製造業	39	14	14	6	4	4	54	6	312	52	1, 322	24
28　その他の製造業	73	56	21	5	7	6	220	220	1, 791	8	11, 146	6
29　電気・ガス・熱供給・水道業	83	1	－	－	1	1	208	6	187	6	222	6
30　通信業	41	2	－	－	1	1	70	6	109	6	260	6
31　放送業	140	2	－	－	－	－	294	6	184	6	124	6
32　情報サービス業	189	176	127	64	65	5	1, 112	344	2, 523	250	7, 914	118
33　インターネット附随・その他の情報通信業	88	3	2	2	－	－	441	6	1, 050	6	4, 980	6
34　運輸業，郵便業	283	1	－	－	－	－	1, 147	6	5, 731	6	22, 590	6
35　卸売業	518	114	52	5	13	6	3, 264	530	15, 964	40	74, 473	19
36　金融業，保険業	510	2	－	－	－	－	820	6	1, 029	6	4, 437	6
37　学術・開発研究機関	28	56	99	99	160	11	47	37	100	100	324	256
38　専門サービス業（他に分類されないもの）	304	10	8	6	5	5	453	6	1, 102	55	7, 228	26
39　技術サービス業（他に分類されないもの）	29	27	58	4	11	6	248	11	1, 707	244	14, 443	121
40　サービス業（他に分類されないもの）	77	5	2	2	3	3	652	6	3, 130	7	14, 377	6
合　計	4, 558	2, 118	2, 273	780	957	157	14, 221	1, 704	77, 888	2, 663	347, 798	1, 578

※資本金10億円以上については研究実施の有無に関わらず悉皆調査であるため、研究実施の有無の違いによる企業数とはしていない。

特許庁「知的財産活動調査」に関する質問事項への回答

質問	回答
1．標本設計について 特許庁のホームページで公開されている「知的財産活動調査の概要」によれば、調査対象は我が国の個人、法人、大学等公的研究機関であること、特許庁の有する前々年度の産業財産権のデータベースを母集団としていること、産業財産権を５件以上出願している者には毎年実施の甲調査とし全数調査、また4件以下の対象者には３年に１回実施の乙調査とし標本調査を行っているとあります。これに関して、	
①標本抽出のための母集団情報について、産業財産権の所有権数ではなく、申請件数とした理由をご教示ください。また、それによる得失についてもご教示ください。	本調査は経済・産業の活性化を図り、新規産業や雇用の創出の原動力とするための基礎情報の収集に重点を置くという観点から、知財制度の積極的利用層（知財を経済源として活用する意識がある層）が調査対象として妥当であるとして、産業財産権の申請件数をもとに調査対象者を決定しております。 これにより、ある程度の知的財産マインドを持ち、知的財産権制度を利用して自己の知的創造の成果について権利保護を求めた実績（出願実績）のある層の知的財産に関する活動を調査できるものと考えております。
②全数調査と標本調査の対象を区分する仕切りについて、産業財産権の申請件数を一括して５件とした理由と背景についてご教示ください。	平成14年・15年の調査にて、出願件数４件以下の者のうち継続的な知的財産活動を行っている者は少数派（30～35%程度）であり、知財制度の継続的な利用者層は出願件数５件以上であるとの結果を得たことをはじめ、回答者の負担、回収の見込み、などを総合的に考慮して、平成16年の調査からは出願件数５件を甲調査・乙調査の区分けとしております。 一方で、出願件数４件以下の層には中小・ベンチャーが多く、標本調査として活動状況を把握する必要があるため、３年に１度標本調査を実施しております。
③標本設計の妥当性を検討するための外部専門家を含めた委員会を設置しているのでしょうか、また設置している場合、その頻度はどの程度でしょうか。	標本設計の妥当性については外部専門家を含めた委員会は設置しておらず、調査の継続性の観点からも設計を修正する予定は現状ございません。なお、弊課で実施している「我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査」において、知的財産活動調査の結果等の妥当性について外部専門家を含めた委員会を設置し検討しております。
2．母集団情報について 母集団情報としている「特許庁の有する前々年度の産業財産権のデータベース」に関して、	
①母集団情報として、類似の統計調査である総務省「科学技術研究調査」や多くの事業所・企業を対象とした統計調査で使用されている総務省「事業所母集団データベース」を併用する、あるいはそれらの情報によって補正することは検討されたのでしょうか。また、その活用に関してどのように考えておられるかについて、ご意見をお願いします。	本調査の調査対象者の判定基準が出願件数であることから、母集団を決定する際には基本的に特許庁の有する出願データで十分であると考えております。一方で乙調査では、サンプリングの際に業種情報を使用していることから、総務省の「事業所母集団データベース」を併用し業種情報を取得しております。
②母集団情報の更新の時期と、定期的に母集団情報を更新していれば、その方法をご教示ください。	毎年度、調査対象者決定に際し母集団情報を更新しております。特許庁の有する前々年の出願データを入手し、同一出願人と思われるデータを名寄せした上、母集団情報を確定します。
3．無回答の扱いについて 公開情報の中の「集計方法」の項で、「回収された調査票の数から白紙票などの数を除いた有効回答数は、3,250 件であった。これらの全有効回答票に対して目視のチェックを実施し、「貴社の概要」で無記入箇所がある場合、合計と内数の足し上げが一致しない場合、昨年度調査における回答と著しい乖離がみられる場合等については回答者への電話問合せを行うなど、入念なデータクリーニングを実施　　」とあり、回答結果が不備な調査票に関して十分な対処がされていることが理解できます。これに関して、	
①電話問い合わせ等でも無回答の項目が発生した場合、当該項目についてどのように補定を行っているのか、その具体的な方法をご教示ください。	電話問い合わせ等でも無回答の項目が発生した場合は、そのまま無回答として扱い、空欄としています。集計にあたっては、設問ごとにみて標本数から除外するなどして積み上げ集計等の分析を実施いたします。
②「集計方法」の中に「回収された調査票の数から白紙票などの数を除いた」とありますが、回答が得られなかった調査対象は、推定を行う際にどのように取り扱っているのでしょうか。母集団の推定に際して、具体的にどのような方法を用いているかについてもご教示ください。	全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級別の層に分けた後、各層において集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じ、各層の推計値を足し上げることによって算出しております（平均値による拡大）。 ここで用いる集計結果・標本数には回答が得られた調査対象者の数値のみを用いる一方、母集団数には回答が得られなかった調査対象者の数も含まれております。
③未回答者への督促は行っていないのでしょうか。	葉書を用いた郵送督促、電話督促を実施しております。

国土交通省「法人土地・建物基本調査」に関する質問事項への回答

質問	回答
1．標本設計について	
①全数調査と標本調査の対象を区分する仕切りについて、所有土地面積が100万㎡及び資本金1億円とした理由と背景についてご教示ください。	所有土地面積100万㎡の法人は平成25年調査結果では約３千法人で 、 法人が所有する土地面積の約７割を所有している等、過去の調査結果から結果精度への影響 が 大きいため全数調査としています。 資本金１億円以上の会社法人は、会社法人全体の土地所有面積の 約６割を占めることから結果精度への影響が大きいため全数調査としています。
②標本調査において、企業の抽出で上記の層化基準を採用した理由についてご教示ください。	本調査では、上記①のほかにも業種や資本金、本社所在地についても、所有の有無や所有面積と関連がみられていること、表章に必要な基準であることから、 層化基準 に 設定しています。 調査報告書「調査の概要」の「標本抽出方法及び結果の推定方法」をご参照ください。
③標本設計の妥当性を検討する際、外部専門家を含めた委員会を設置しているのでしょうか、また設置している場合、その頻度はどの程度でしょうか。	土地基本調査計画期間（平成30年調査では平成28年度令和２年度）に「土地基本調査に関する研究会」を設置しており、年に数回程度開催しています。 平成30年本調査の研究会の詳細は下記になります。https://www.mlit.go.jp/common/001205328.pdf
2．母集団情報について	
①2つの母集団情報をどのように組み合わせて母集団を編成しているのでしょうか。また、土地動態調査名簿の詳細と母集団の編成に関する具体的な方法をご教示ください。	本調査では、事業所母集団データベース、土地動態調査名簿以外にも、各種団体名簿を活用して独自の母集団名簿を作成しており、平成30年調査では次のとおりになります 。 資本金１億円以上の会社法人は土地動態調査名簿を基に、事業所母集団データベース等を用いて補完しています。 資本金１億円未満の会社法人については、事業所母集団データベースの単独事業所と本所・本社・本店の事業所を基に、民間の企業信用調査会社の企業情報等を用いて補完し、これを抽出枠としています 。 会社以外の法人については、事業所母集団データベースを基に、文部科学省（文化庁）「宗教年鑑」のほか、各都道府県の所有する法人名簿等を合わせて名寄せを行い、法人単位の抽出枠を作成しています 。 上記で作成した抽出枠を平成25年調査結果及び「2015年農林業センサス農林業経営体調査」の調査票情報と照合して、大土地所有の別を転記し てい ます 。 詳細は、調査報告書「調査の概要」の「標本抽出方法及び結果の推定方法」をご参照ください。
②母集団情報の更新の時期と、定期的に母集団情報を更新していれば、その方法をご教示ください。	毎年実施している「土地動態調査」や「土地保有移動調査」（2019 年以降は両調査を統合し、「土地保有・動態調査」として実施） の調査結果名簿を基に、随時母集団情報を更新しています。
3．無回答の扱いについて	
①特定の項目のみ無回答だった場合、当該項目についてどのように処理しているのでしょうか。	未回答について、電話による聞き取り等を行い回答が得られた法人については集計対象とし、回答が得られなかった法人については 「不詳」として集計 しています 。
②回答が得られなかった調査対象は、推定を行う際にどのように取り扱っているのでしょうか。 母集団の推定に際して、具体的にどのような方法を用いているかについてもご教示ください。	全部項目無回答に関しては、個別の補完 はしていません。 回答の得られた法人と同じ分布という前提のもとで、回収率逆数でウエイト調整して母集団の推定をしています。
③未回答者への督促はどのように行っているのでしょうか。また、その効果についてはいかがでしょうか。	郵送及び電話による督促を実施しており、平成30年本調査では、郵送督促（６回）、電話督促（４回）実施しています 。結果精度に大きな影響を及ぼす大土地所有法人の一部については、国土交通省担当者より電話督促、提出依頼を行うことで回答をいただくことができるなど回収率向上に一定の効果はあると思っています。

観光庁において実施されている宿泊旅行統計調査に関する質問について回答

2020年6月16日(火)回答

	質問事項	回答
1. 標本設計について	① 全数調査と標本調査の対象を区分する仕切りについて、従業者数 10 人とした理由と背景についてご教示ください。	「宿泊旅行統計調査」については平成19年1月より開始されたが、開始当初は従業者数10人以上のみを対象とし、悉皆調査として調査を行っていた。しかし、従業者数10人未満施設の方が施設数が多く、従業者数10人未満施設についても対象にすべきとのことで、従業者数10人未満施設を標本調査として組み込んだ。
	② 標本調査において、標本の抽出率を定めた根拠についてご教示ください。	最適配分を行うためには、全国47都道府県について従業者数別の各層の分散情報が必要であったが、これらの情報は存在しないため、平成18年に秋田県、千葉県、大分県で実施した「宿泊旅行統計調査第1次予備調査」結果の分散を活用し、標本設計を行った。サンプル層については、層別にネイマン配分による効率的な抽出を行った。
	③ 標本設計の妥当性を検討する際、外部専門家を含めた委員会を設置しているのでしょうか、また設置している場合、その頻度はどの程度でしょうか。	当庁では、外部有識者を委員とする「観光統計の整備に関する検討会」を設置しており、年2回程度で開催しております。
2. 母集団情報について	① 観光庁による母集団情報の補正に関する具体的な方法をご教示ください。	事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって、調査対象名簿を整備している。なお、都道府県への照会は毎年10月頃に依頼し、翌年1月1日時点の調査対象名簿整理をお願いしているところである。
	② 母集団情報の更新の時期と、定期的に母集団情報を更新していれば、その方法をご教示ください。	
3. 無回答の扱いについて	① 特定の項目のみ無回答だった場合、当該項目についてどのように処理しているのでしょうか。	回答必須の項目において無回答であった場合、他の回答項目から計算できるものは補完を行う。補完が困難なものについては客体に疑義照会を行う。回答が得られない場合、無効票として処理する。
	② 回答が得られなかった調査対象は、推定を行う際にどのように取り扱っているのでしょうか。母集団の推定に際して、具体的にどのような方法を用いているかについてもご教示ください。	未回収分の調査票については、調査結果に施設所在地（47区分）×従業者数（5区分）の層ごとに母集団施設数に対する回収施設数の逆数（母集団施設数/回収施設数）を乗じて合算している。
	③ 未回答者への督促はどのように行っているのでしょうか。また、その効果についてはいかがでしょうか。	疑義照会時に、他に未提出の票があれば併せて提出依頼をする。基本的に協力的な客体であるため、依頼をすれば提出してもらえる。 また、2か月連続で調査票を提出していない施設に対しては外部に委託し督促架電を行い提出依頼をする。効果にバラつきはあるが、督促実施数の2、3割ほどが回収となっている。

資料 II

【３つ（＋１）の統計調査担当者へのヒアリング議事要旨】

A)　財務省「法人企業統計調査（年次調査)」
B)　総務省「科学技術研究調査」
C)　特許庁「知的財産活動調査」
参考）経済産業省「企業活動基本調査」

財務省財務総合政策研究所への電子メール２次質問に対する回答書

回答日：令和２年７月２７日（月）
回答者：財務省　財務総合政策研究所　調査統計部　法人企業統計調査係長　原田直幸
質問者：㈱マークアイ　鳥越丈晴

無回答の時の督促について

●質問：具体的な内容と手順について前回アンケート調査で回答いただいた内容を確認させて頂くと共に、効果的と判断している督促の具体例は？
⇒回答：前回アンケートの回答の繰り返しになるが、効果について数値的なデータは保持していないが、財務局・事務所において専担の職員による督促・管理を行っていることに加え、民間業者に委託し、相互の回収状況を本省で管理することで、効果的・効率的な督促体制を構築している。財務省においても法人企業統計は調査対象企業数が多いため、調査票の回収率の維持に努めるべく、試行錯誤をしながら調査票の回収を行っているのが実情である。

他省庁の類似の調査結果について

●質問：他省庁の類似の調査結果を比較対照している場合、その頻度や検討結果をどのように活用しているか？
⇒回答：他の統計と比較すると早期に集計・公表される統計であることもあり、他の統計を恒常的に比較することはない。他省庁の調査結果ではないが、年次別法人企業統計調査の調査票の審査にあたっては、調査対象企業の有価証券報告書を参考にすることもある。

データの共有化を図ることについて

●質問：データの共有化により、結果精度の改善と新たな情報の創出に活かすことを検討しているか？
⇒回答：質問の趣旨に沿っているか分からないが、例えば、統計法第 33 条第 1 項及び同法第 33 条の 2 の規定に基づいて行うオンサイト施設による調査票情報の利用等を行っている。なお、当該事務は独立行政法人統計センターに委託している。

自省庁の統計について

●質問：自省庁の統計に、追加的なデータとしてどのようなものがあったらより有用と考えられるか？

⇒回答：当方は統計作成者であるため、ユーザーの意見を述べる立場にはないが、定期的に有識者との研究会を開催すること等で意見を伺う機会を設けている。法人企業統計は貸借対照表や損益計算書などを調査項目としているが、財務諸表等規則で求められている勘定科目よりも詳細に記入してもらう調査項目が存在し、企業によっては負担と感じる企業があるものと認識している。したがって、追加的なデータ取得には既存の調査項目をスクラップするなどの報告者の負担等を総合的に考慮する必要があるものと認識している。

他省庁及び特許庁「模倣被害実態調査」について

●質問：他省庁や特許庁「模倣被害実態調査」の統計について、追加的なデータとしてどのようなものがあったらより有用と考えられるか？

⇒回答：特にない。

標本設計について

●質問：標本設計において、層化した際、特定の層で必要な調査対象数が確保できないときに、どのように対処しているか？

⇒回答：そのような事態が発生していないため、答えられない。基本的に、法人企業統計ではサンプル層については、四半期別調査と年次別調査の両調査が対象にならないよう報告者負担を考慮しているほか、一度調査対象となったら２年間は調査の対象となることから、４年連続調査対象とならないよう考慮をしている。ただし、層化した特定の層の法人数によっては必要標本数の確保のため、４年連続で調査対象となる法人もみられる。

母集団情報について

●質問：現行の母集団情報を、より適切なもの（適時性、精度等）とするうえで、活用できることが望まれる追加的な情報は？

⇒回答：特にない。

基本計画に、四半期別法人企業統計調査の資本金 1000 万から 2000 万円までの階層における標本の抽出方法について、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得るとされているところ、母集団情報に売上高や雇用者数の情報が含まれていないため、総務省の事業所母集団データベースの情報を活用できないか検討を開始している。現状ではデータ数に開きがあるため、総務省において両データの精査を行っているところである。

標本設計の見直し頻度について

●質問：標本設計の見直しはどの程度の期間で行うのが適当と考えられているか？

⇒回答：本統計については、全国全産業を対象としているので、高頻度での見直しを前提とはしていないが、例えば現状の資本金階層の法人数に大きな変化がみられた際や日本標準産業分類が変更になった際などは見直しの機会と考えている。また、母集団情報で触れたように基本計画で掲載されている売上高や雇用者数等による層化抽出の検討が挙げられている。こちらについても検討結果によっては標本設計にも影響を与えるものと認識している。

以　上

総務省統計局へのヒアリング議事要旨

開催日時：令和 2 年 7 月 6 日（月）15:30～17:00
開催場所：総務省統計局 7 階会議室
出席者（敬称略）：総務省統計局統計調査部経済統計課　松本憲司、金井友希
青山学院大学　美添泰人
特許庁総務部国際協力課　塚本由佳
㈱マークアイ　鳥越丈晴

無回答の督促について

●質問：効果的と判断している督促の具体例については、既に先日のメールで詳しく回答もらったが、やはり、ある条件を設けて集中的な督促を行うことが重要だとお考えか？

⇒回答：最初から徹底することが重要。実際には外部業者が行うが、5 月中旬に調査票を郵送後、すぐに周知架電を行うがこれは主に初めての人にターゲットを絞っている。7/15 の締切日の翌日から督促架電を行っている。また、独特な督促として、4 つの重点督促客体として集中的な督促を行っている。あくまでも当調査の目的は「研究費を調べるもの」であって、特に資本金 10 億円以上に絞ると、全体の 9 割以上を占めているので、この重点督促客体は必然的に資本金 10 億円以上がターゲットとなる。2017 年からは代表者への内容証明郵便による督促方法まで取り入れた。これらの効果で、督促後の最終回収率では全体で 87%と高水準なものになった。尚、現在の 4 つの重点督促基準は少しずつ広げたものである。

他省庁の類似の調査結果について

●質問：他省庁の類似の調査結果を比較対照している場合、その頻度や検討結果はどのように活用しているか？

⇒回答：研究開発費用を調査するものはこの調査のみと思う。ただ、例えば、文科省の学校・教員数のデータを参考にすること、財務省の法人企業統計調査の企業利益の動きも見ることはある。これらは、あくまでも自調査の要因分析のための参考データとして活用しているにすぎない。

データの共有化を図ることについて

●質問：データの共有化により、結果精度の改善と新たな情報の創出に活かすことは検討しているか？

⇒回答：一次共有はないが、統計法に則り、二次利用は受け付けている。現在、企業活動基本調査や、情報通信関連、経団連からの依頼で文科省へ移送するなど、いわゆる“渡す側”ばかりである。データを渡す側としては、書類審査をパスさせなくてはならないなど、大変手間である。過去データは特にそうである。ただ、役所同士なら二次利用手続きは楽な方かもしれない。

自省庁の統計について

●質問：自省庁の統計に、追加的なデータとしてどのようなものがあったらより有用と考えているか？

⇒回答：特に感じていない。

他省庁及び特許庁「模倣被害実態調査」について

●質問：他省庁や特許庁「模倣被害実態調査」の統計について、追加的なデータとしてどのようなものがあったらより有用と考えているか？

⇒回答：追加的なデータは特にないが、文科省に「研究員の年齢階級」を求めたことはある。若手が増えているのか、そのまま年齢層が上がっているだけなのか、参考にはなると思う。残念ながら、特許庁の当調査については、今回の話があるまで知らなかったので、コメントできない。

標本設計について

●質問：標本設計において、層化した際、特定の層で必要な調査対象数が確保できないときに、どのように対処しているか？

⇒回答：何もしていない。なぜなら、細かい層に分かれてはいるが、資本金規模が大きい層ではうまく 40 業種全てが埋まっており、反対に標本サイズが取れていないのは、資本金規模が小さく、しかも数業種に限られているので、何もしなくても影響はないと思われる。

●質問：ところで、業種 40 区分は細かすぎないか？

⇒回答：確かにそう思う。大分類でも良いくらいかとも思っている。この 40 区分は 2002 年より始めたものである。

母集団情報について

●質問：現行の母集団情報を、より適切なもの（適時性、精度等）とするうえで、活用できることが望まれる追加的な情報は何か？　例えば、前回のメール回答で、母集団情報については、1960 年～1995 年にかけて、資本金層化基準の見直しを行ったこと、また、3 年毎に母集団更新を行っていると伺ったが、それ以外に必要な追加的な情報などはないか？

⇒回答：実は、母集団情報は毎年新しいデータが出てきているので、3 年更新ではなく、毎年更新にして、常に最新版のデータに更新したい。また、事業所母集団 DB の中で、海外 DB の情報が古いのが難点で、最新版に更新してほしい。これはあくまでも個人的な意見ではあるが、事業所母集団 DB に科学に関する項目があってほしいと思っている。DB としては使い勝手良いものの、そのままでは使えないから。

⇒当方補足：その事業所母集団 DB に事業所コードや法人コードが付いているのであれば、特許庁側で、そのどちらかのコードを付けた権利保有のデータを作っておけば、2 つを結合して母集団として扱えそうである。

標本設計の見直し頻度について

●質問：標本設計の見直しはどの程度の期間で行うのが適当と考えているか？　前回のメール回答では、2000 年～2001 年にかけて計 4 回の標本設計の議論を行ったとあったが、約 20 年、議論もしていないのか？

⇒回答：現在、除外にしている業種、小売、不動産業でも「研究開発費が発生している」というところもあるらしいので、それら業種も含める方向で考えるべきかもしれないなどの議論は行っている。また、2011 年に、層の見直しとして「従業員数での層化」を検討したこともあるが、実現には至らなかった。尚、精度評価は 2011 年の時が最新である。

その他

●質問：設問数１２について、妥当と考えているか？

⇒回答：１２が妥当と判断している。これでも多い方だと思われているようで、その理由は、OCR 調査としているため、紙の枚数が嵩んでしまっているせいだと分析している。

●質問：オンライン回答は今後推奨するのか？　また、今後はテレワークを導入する客体も多くなるのではないか、その対策は？

⇒回答：オンライン回答は推奨している。ただ、調査票に付いている ID を使う必要があるので、完全テレワークをしている客体では郵便物の受取不可で、オンライン回答が対応できないことになる。そういった対策を徐々にでも立てていく必要があろう。

⇒回答補足：文科省が今年から紙調査を全て止めたらしいので、その動向も気にしている。

以　上

特許庁企画調査課へのヒアリング議事要旨

開催日時：令和２年７月１０日（金）15:30～16:40
開催場所：特許庁８階会議室，Skype for Business
出席者（敬称略）：特許庁総務部企画調査課　立花　啓（Skype 参加）、三田寺毅、宮川鈴帆
青山学院大学　美添泰人
特許庁総務部国際協力課　塚本由佳、斎藤義和
㈱マークアイ　鳥越丈晴

無回答の督促と扱いについて

●質問：先日のメールで、はがきによる郵送督促と電話督促と回答もらったが、それ以外には？　また、どのくらいの効果があったか、督促前後で効果を示す数値はないか？
⇒回答：外部業者に委託しているが、昨年の例（甲・乙調査実施年）で、全回収数の 63.8%に相当する 3,568 件が督促後に回収できたので、督促は大いに効果ありと判断できる。回収率自体は全体で約 50%で、そのうち甲調査で 53%、乙調査で 40.3%という結果であった。因みに、督促件数は 9,246 件で、これは当初の締切時点での未回収件数全てである。

●質問：無回答項目の発生要因は何が考えられるか？
⇒回答：回答拒否や回答不能が多い。特に回答不能は営業秘密が原因のようである。

他省庁の類似の調査結果について

●質問：比較対象している場合、その頻度や検討結果をどのように活用しているか？
⇒回答：科学技術研究調査、企業活動基本調査、日銀の国際収支統計を使い、拡大推計の結果を比較分析するのに利用している。

データの共有を図ることについて

●質問：データの共有化により、結果精度の改善と新たな情報の創出に活かすことを検討しているか？
⇒回答：検討していない。今後も検討する予定もない。

自省庁の統計について

●質問：特許庁では模倣被害実態調査や特許出願等統計速報、特許行政年次報告書などの統計データが更新されているが、これらにどのような追加データがあれば、当調査がより有効になると考えているものがあるか？

⇒回答：検討していない。

他省庁の統計について

●質問：他省庁も同様に数々の統計データが更新されているが、これらにどのような追加データがあれば、当調査がより有効になると考えているものがあるか？

⇒回答：検討していない。ただ、乙調査でサンプリングの際、事業所母集団データベースの業種情報を利用しているが、その事業所母集団データベースが今後「法人番号」が加わる、ということを聞いたので、これからは便利よく使えそう。

標本設計について

●質問：先日のメール回答に「H16 年の調査からは出願件数 5 件を甲調査・乙調査の区分けとした…」とあり、この 5 件という区分は妥当と思うが、甲調査と乙調査はどういう特徴があるか？　以下は、当方で分析したもの。有効回答数でみると、甲調査 3,600 対乙調査 1,800 でちょうど 2：1 の関係になっている。標本サイズの割合を業種別で比較すると、乙調査は卸売小売，その他非製造，個人その他で割合が高くなり、反対に医薬品，化学，機械製造といった大型産業系の割合が低い傾向である。一方、出願件数別では乙調査は 1，2 件の分布に集中していることが伺える。これらは全体推計算出時に影響はないか？　3 年毎に少し変化ある結果になっていないか？

⇒回答：特徴はそのとおりである。そして、経年比較では、確かに 3 年に一度母集団が変わっているということになるので、多少の変化は見られる。

●質問：標本設計において、層化した際、特定の層で必要な調査対象数が確保できないときに、どのような対処をしているか？　また、対処している場合、階層ごとに積み上げるのではなく、階層を反映した推計モデルを構築して、母集団分布の主要なパラメータを推計したこと、或いはそれを実施したことはあるか？　ホームページの「集計方法」

欄で、「該当する標本がない場合は、最も近い下の層の平均値により拡大した」とあるが、それ以外に実施しているのか？
⇒回答：ホームページの集計方法に記載以外はやっていない。

●質問：標本設計の見直しは、どの程度の期間で行うのが適当と思われているか？
⇒回答：継続性の観点からも、近いうちに見直すという予定はない。また、外部専門家を含めた委員会も設置していない。
⇒当方補足：確かに継続性も大事だが、現在の統計調査の全体的な動きでいうと、一斉見直しの動きがあるのも事実。これは国民の税金で作った統計調査なので、他省庁でも使うし、慎重に進めることを望む。企業活動基本調査も 3 年に一度、厚労省のも 3 年に一度、見直すようになった。この知的財産活動調査も 70,000 件もの母集団であり、大変有用な統計であるので、大事にしてほしい。

母集団情報について

●質問：現行の母集団情報、すなわち特許庁の有する出願データを、適時性や精度等でより適切なものとするうえで、活用できることが望まれる追加的な情報があれば教えてほしい。
⇒回答：考えていない。

●質問：先日のメール回答で「毎年度、母集団情報を更新し、特許庁の有する前々年の出願データを入手し、同一出願人と思われるデータを名寄せした上、母集団情報を確定」とあるが、その“名寄せ”の手順はどのような方法？　容易ではないのでは？
⇒回答：この作業は外部業者が行っているが、出願人コード、名前、住所、申請人識別番号を使って、同一であるかなどを判別している。ただ、今後は法人番号で管理できるようになるため、このスクリーニングも楽になるのではないかと想像している。

その他

●質問：予算と人員は？
⇒回答：落札額では、甲・乙調査時は 3,600 万円、甲のみの時は 2,500 万円。
⇒回答：人員数は、外部業者で 3 名で担当している模様。

●質問：設問数 13 は妥当と思うか？

⇒回答：H14 年スタート時はもっと多い設問数であったようで、それが年を重ねるごとに設問数が減っていった模様。

以　上

経済産業省調査統計グループへのヒアリング議事要旨

開催日時：令和２年７月１４日（火）10:30～11:45
開催場所：経済産業省別館９階会議室
出席者（敬称略）：経済産業省調査統計グループ　沓澤正道、菅原浩志、武田敏男
青山学院大学　美添泰人
特許庁総務部国際協力課　斎藤義和
㈱マークアイ　鳥越丈晴

データ移送について

●質問：「科学技術研究調査」からの移送データの手順や手続き、システムの違い等でどれほどの負担があるのか？

⇒回答：まずは総務省で二次利用の承認を得ること。但し、利用にあたっては「科学技術研究調査」の結果公表後でないと使えない、という規定があるので注意が必要。昨年は 12 月 13 日以降で使用可となったが、審査期間もあるので年明け 1 月から実際の利用が可能となった。利用申請自体はその 1 か月前の 11 月から行えた。
利用手順は、企業活動基本調査で回収できた調査票に、科学技術研究調査での悉皆部分である資本金 10 億円以上のデータを突合させる。これまでは経産省内で目視、手作業で行っていたが、これからは法人番号が付いてくるので、作業は楽になるはず。システム的には、CSV 形式で外部業者から提出され、それをエクセル形式などで集計、分析を行っているので、特にシステム的な困難は感じない。

●質問：「法人企業統計調査」の方はどうか？

⇒回答：こちらは H16 年からデータ移送を行っている。まずは財務省で二次利用の承認を得ることは同じ。昨年は 9 月 2 日以降の使用可に対し、9 月下旬よりデータを入手出来た。財務省の方がデータは細かいが、突合作業内容は同じである。マッチングも省内で行った。

●質問：外注が行う作業範囲は？

⇒回答：個票調査～集計結果を作るまでを委託している。ただ、その集計作業で使用するシステムは、企業活動基本調査で使用している、通称“STATS”を使用しなければならない、という制限を設けている。また、回収途中などで発生する電話対応も外注先でコールセンターを設置し行ってもらうが、いわゆるエスカレーションは省内で対応するとしている。

他省庁の類似の調査結果について

●質問：比較対照している場合、その頻度や検討結果をどのように活用しているか？

⇒回答：比較作業は行っている。特に、財務省の法人企業統計調査の中で、製造業の動向を見る上で毎年参考にしている。ただ、あくまでも参考にしているだけで、大きな括りで見て、方向性の確認を行っている程度である。

データの共有を図ることについて

●質問：データの共有化により、結果精度の改善と新たな情報の創出に活かすことを検討しているか？

⇒回答：事業所母集団データベースは今のところ利用・共有はしていないが、現在、レジスタ統計としての活用可否について検討は始めている。2 年後の令和 4 年度からは使う方向でいる。

自省庁及び他省庁の統計について

●質問：自省庁及び他省庁の統計にどのような追加データがあれば、当調査がより有効になると考えているか？

⇒回答：現在、自省庁内で「どういう統計調査が必要か」などについて、意見を集約する部門を新設した。その結果として、「このようなものがないか」などの意見を取り纏めているところである。今後の統計調査について、幹部を含めてやっと動き出したという状況。現在、全体的な流れとして、重複是正の観点から似たような統計調査を統廃合する動きがある。今後 2 年間は政府の統計調査について、大きく動いていくのではないかと思われる。

企業活動基本調査の調査票情報の活用について

●質問：企業活動基本調査の調査票情報を特許庁の模倣被害実態調査に活用することは可能か？

⇒回答：これまで話してきたとおり、統計調査の統廃合の結果、どのように活用もしくは統廃合されているかも含めて、ドラスティックな変化が予想される中で、可能性はなくはないと思う。

無回答の時の督促について

●質問：効果的と判断される督促方法について具体的に教えてほしい。

⇒回答：H20 年から外部委託を始めたが、H19 年までは特に督促は行わなかった。それまでの回収率は概ね 75～80%で推移していた。外部委託後、委託業者からの勧めもあり、電話督促、文書督促を行うようになった。電話督促は短期間で集中するようにし、多いところで 3 回も電話督促を入れるようである。これにより、回収率は概ね 80～85%と改善された。

⇒回答補足：効果的な督促方法で補足すると、他の統計調査の事例として、「回答しないと、あなたの上司に連絡します」という内容のものを文書で送って効果をあげたことがある。

無回答に対する処理について

●質問：無回答に対して補定等の処理を行わないのはどのような理由に依るのか？

⇒回答：これまで専門家委員会などでも議論されたが、最後の決断が中々出来ない。その背景にあるのが、1 次統計→1.5→2 次統計になるのが、果たして本当に良いのか、という議論もあるからである。経済センサス活動調査などで、「補完処理をやる」と決めてくれればそのように対応する。

以　上

資料Ⅲ

【全 5 回委員会議事録】

第 1 回）　令和 2 年 5 月 29 日（金）
第 2 回）　令和 2 年 7 月 28 日（火）
第 3 回）　令和 2 年 9 月 17 日（木）
第 4 回）　令和 2 年 9 月 28 日（月）
第 5 回）　令和 3 年 2 月 24 日（水）

第１回委員会 議事録

１．日時　　令和２年 5 月 29 日（金） 14:00～15:40

２．場所　　WEB 会議　Skype for Business

３．出席　　＜出席者＞　８名
委員：　長岡貞男先生、舟岡史雄先生、美添泰人先生
特許庁：　新田室長、塚本班長、東内係長
マークアイ：　鳥越（司会進行)、中山

４．テーマ　　令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」

５．配布資料
・令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」レジュメ
・調査計画（変更後）
・別添１　模倣被害実態調査の標本設計について（変更後）
・別添３　模倣被害実態調査の母集団等の考え方
・模倣被害額の推移
・積上げ値と推計値

６．議事
（１）調査担当者の選任
（２）現行の模倣被害実態調査の標本設計の具体的内容と課題の報告（特許庁より）
（３）「模倣被害実態調査」の改善に向けて参考とする５つ（＋１）の統計調査の検討
（４）調査対象への質問事項について（事務局案)
（５）今後の進め方・スケジュールについて

７．次回開催予定
時期：７月
場所：特許庁（原則)

以上

特許庁：「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」
　第１回委員会開催
　2020 年 5 月 29 日（金）14:00～15:40

●鳥越：　それでは、令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の第１回委員会を開催いたします。
本日の開催は、Skype for Business ツールによる WEB 会議となりますので、もし音声が聞き取りにくいなどの障害が発生しましたら、すぐにお知らせ頂きますようお願いいたします。また、音声のみの会議を基本とさせて頂きますのでご了承願います。

申し遅れましたが、本日の司会進行にあたりまして、私、株式会社マークアイ総合企画部の鳥越が務めさせて頂きますので、宜しくお願いします。

先程、東内係長の方からご説明ありましたが、東内係長操作による画面共有にて、当方から昨日配信した７部の資料のうち、主にパワーポイント資料を使用します。それに今朝、特許庁の東内係長から送信されました 5 部の資料のうち、やはりパワーポイント資料をメインとして使用いたします。

東内係長、お手数おかけしますが、ご協力の程宜しくお願いします。

●東内：　はい。宜しくお願いします。

●鳥越：　PDF 資料の方は参考資料として、必要に応じ使用します。

東内係長、それでは、パワーポイント資料の表紙を１枚めくって、レジュメを開いてください。

このレジュメに則って進めさせていただきます。はじめに、特許庁さんからのご挨拶を頂戴したいと思いますので、新田室長、宜しくお願いします。

●新田：　ご紹介ありがとうございます。私、特許庁国際協力課模倣品対策室長の新田と申します。
ご承知の通り、このコロナウイルスの蔓延によって、フィジカルな会議が出来なくなってしまったということですが、本日開催にあたり、皆様には時間を調整して頂きまして、大変ありがとうございました。

なかなかこういったかたちで、会議を進めるということに私自身も慣れていないということもございますが、世間一般でも、ニューノーマルを作っていかなければいけないという風に言われておりますので、いろいろな挑戦をしながら、よきかたちで議論を進めていければと思っているところです。
今般、特許庁の方で、皆様にいろいろお知恵を借りたいところですけれども、統計の重要性がますます増しているというところであると思っています。その中では、一瞬脱線しますが、最近テレビでよく見るのは、ジョンズ・ホプキンス大学の COVID-19 ダッシュボードというもので、コロナがどれだけ世界中に蔓延しているのかというのは、ファクトに基づいて皆さん知りたいことで、それを信頼のおける情報で、タイミング良く、データが見れるということが、極めて重要なのかなと思っています。私は模倣品対策室長というかたちで、まさに模倣品対策、その名の通りの仕事をさせていただいておりますが、いいタイミングで正確な情報を得るということが、我々の仕事のまさにその原子になり、よき情報を取れるように、お知恵を借りられればと思っています。COVID-19 ダッシュボートを借りるのであれば、私の究極の理想系としては、模倣品対策ダッシュボードというようなかたちで、ニューフォーマットに産業界の皆が、どのような所でどのような苦労をされているのかというのを、世界地図とともに見られるようなものが出来ることを期待しています。ただ、そこに至るまでは、いろいろな知恵を出し、苦労しなければならないところがあると思います。そんなところで、我々も頑張っていきたいと思いますので、是非ご協力の方宜しくお願いいたします。短いですけれども、こんなかたちで挨拶にさせて頂きます。ありがとうございます。

●鳥越：　新田室長、ありがとうございました。

続きまして、出席者のご紹介の方に移りますが、委員の先生方につきまして、私からお名前を読み上げさせて頂きますので、一言ご挨拶をお願いします。
あいうえお順で参ります。長岡先生、宜しくお願いします。

●長岡：　はい。東京経済大学の長岡です。
この調査については、存在は知っていましたけども、今回初めて、少し勉強をさせて頂いて、とてもユニークで且つ重要な調査だという風に思っています。この委員会に参加させていただき、先程、室長がおっしゃっていた通り、非常に広い方に使用していただけるものになる、契機になればいいなと思っております。以上です。

●鳥越：　ありがとうございます。引き続きまして、舟岡先生、宜しくお願いします。

●舟岡：　信州大学、その後に日本統計協会などで活動をしている舟岡です。
本調査研究については昨年からの「海外の模倣被害実態調査の調査研究」事業より参加して

いますが、宜しくお願いいたします。

●鳥越：　ありがとうございました。それでは続きまして、美添先生、宜しくお願いします。

●美添：　美添と申します。舟岡先生に声を掛けられて、去年から、私も勉強するような機会を頂いているということで、今年も宜しくお願いいたします。

●鳥越：　ありがとうございます。それでは、新田室長、特許庁の方のご紹介をお願いいたします。

●新田：　はい、了解です。それでは、塚本班長、一言だけお願いできますでしょうか。

●塚本：　はい。初めまして。特許庁海外戦略班長の塚本と申します。
この４月にこちらのポストに着任いたしました。
模倣被害実態調査統計につきましては、ユーザーの負担も考慮しながら、適切な情報がとれる統計になれればな、という風に思っております。先生方のご助言をいただきながら、よりよい統計にしていきたいと思っておりますので、これから約１年間になりますが、どうぞ宜しくお願いいたします。ありがとうございます。

●鳥越：　ありがとうございます。宜しくお願いします。

●新田：　それでは、東内さんお願いできますか。

●東内：　特許庁国際協力課海外戦略係長の東内と申します。美添先生と舟岡先生につきましては、昨年度からお世話になっております。昨年度から引き続き、本模倣被害実態調査及び調査研究について担当しており、この調査研究につきましても、特許庁側の事務局担当として進めさせていただきます。今後とも引き続き宜しくお願いいたします。

●鳥越：　宜しくお願いします。ありがとうございました。
それでは、出席者のご紹介の最後になりますが、弊社株式会社マークアイからは、私、鳥越と、アシスタントとして、同じ総合企画部の中山というのが出席させていただいておりますので、よろしくお願いします。
ちょっと、私の方から簡単にご挨拶をさせて頂きますと、先程、東内係長の方からございました通り、昨年度から本事業の方をやらせて頂いておりますので、今年度も宜しくお願いします。

ということで、本日アシスタントの中山を入れまして、総勢８名の委員会開催とさせて頂きますので、宜しくお願いします。

では、レジュメの方に戻って頂きまして、3 番目の本日の流れについて、簡単に私の方から、ご説明させて頂きます。
この後ですが、私より、本調査研究の内容の確認をさせて頂きます。
そして、委員会の開催に入るのですが、議題は全部で５つございます。
議題の１つ目は、調査担当者の選任ですが、これは本調査研究にあたり、例えば各省庁へのヒアリング調査担当など、次の項でご説明するのですが、本調査研究の内容の確認で触れている調査研究項目についての調査担当者の選任ということになります。

議題 2 つ目は、現行の模倣被害実態調査の標本設計の具体的内容と課題の報告ということで、特許庁の東内係長よりご説明頂きます。

議題 3 つ目は、模倣被害実態調査の改善に向けて参考とする 5 つ（＋1）これは後ほど私、鳥越の方からご説明いたします。

議題 4 つ目は、調査対象への質問事項についてということで、議題 3 のところで承認された 5 つの統計調査を実施している各省庁への質問事項を決めたいと思います。

議題 5 つ目は、今後の進め方とスケジュールについて、こちらも私、鳥越の方からご説明いたします。以上のような、流れとなりますので、皆様、ご協力の程宜しくお願いいたします。

では、レジュメの 2 ページ目、本調査研究の内容の確認に入ります。まず目的ですが、こちらの方、読み上げていきたいと思います。

特許庁が 2016 年度より一般統計調査として実施している「模倣被害実態調査」の精度向上を図るべく、同様に企業・事業所を対象とした標本調査を行っている他の政府統計調査に関して、調査の設計と母集団推計の手法について分析する。さらに、前年度に実施した海外の政府機関等が実施している模倣品被害に関する実態調査の分析結果と比較・検討し、「模倣被害実態調査」の調査事項の見直し及び標本設計や調査の実施方法等まで含めた、改善策を提案することが本事業の目的である。

この目的を達成させるべく方法として、次のページに記載しております。（1）としまして、他の政府統計調査に関する検討として、我が国の政府統計調査の中で、特許庁が実施する「模倣被害実態調査」と同様に、調査対象を母集団から無作為抽出して調査を行い、積み上

げた集計結果から拡大推計している 5 つの政府統計調査について検討し、更に 3 つの政府統計調査に絞り込んでの深堀調査を行う。それらの調査の設計と母集団推計の手法について、その特質を分析し「模倣被害実態調査」の精度向上に向けて、統計資源の制約のもとで有力な統計手法を提示します。

そこで、本日の検討課題ですが、このうち上から 2 行目後半部分にございます「5 つの政府統計調査について検討し」のところまでです。その後の文言ですが「更に 3 つの政府統計調査に絞り込んでの」からは、第 2 回委員会前に行います。スケジュールにつきましては、議題 5 のところで、詳しくご説明いたします。

そして、（2）他の政府統計調査及び主要な各国・機関の統計情報との比較に基づいて、特許庁が今後実施する「模倣被害実態調査」の内容の検討ということで、標本調査を行う際、最も重要な点は母集団情報として何を利用するかであるが、現行の「模倣被害実態調査」の目的に合致する母集団情報と、そこからどのように標本を抽出するかに主に焦点を当てて、費用対効果も考慮に入れて総合的に分析をする、ということです。

そして、（3）今後の「模倣被害実態調査方法」の詳細についての提案として、前年度実施分の「各国・機関の模倣被害実態調査方法の調査研究」の結果を活かし、今年度の分析結果の適否を詳細に検討します。調査項目の設定に活かすとともに、十分な回答が得られるか否かについて専門家からの意見を徴集して、有効な調査項目と質問内容を組み立てるというものです。
簡単に説明しましたが、ここまで何かご質問などございますか。なければ、4 ページ目に移ります。

では、ここからは委員会としての議題に移らせてもらいます。
まず 1 つ目、議題 1 ですが、これは、先ほど 3 ページでご説明しました（1）～（3）の調査担当者をそれぞれ選任する、というものでございますが、皆様、もしご異論なければ、私が担当とさせて頂くということにさせて頂きたいのですが、如何でしょうか。もちろん、途中での助言やご指導を、委員の先生方から頂戴しながらになると思いますので、皆様のご協力頂けることを前提に私がやらせて頂くことで如何でしょうか？

●委員一同：　宜しくお願いします。

●鳥越：　ありがとうございます。では、ご異論ないようですので、私が調査の担当とさせて頂きます。

では、続きまして、議題 2 ですが、こちらの方は、現行の模倣被害実態調査の標本設計の具体的内容と課題の報告としまして、特許庁の東内係長よりご説明いただきます。

●東内：　では、私の方から説明をさせて頂きます。
今朝、美添先生からご意見を頂きましたが、そのお送りした別添 1 という資料を基に、まず、この模倣被害実態調査の標本設定について、どのようにしているかを説明いたします。
まず、「母集団名簿の設定」として、別添 3 のとおりに記載しておりますが、母集団としては、前年度の 3 月 31 日時点で特許庁に、産業財産権、特許、意匠、商標、実用新案の 4 つの権利を 1 つ以上取得している日本国の法人を母集団としております。ですので、外国の法人であるとか個人は、母集団の対象とはなっておりません。その母集団からの抽出方法では、産業財産権の登録件数別で『10 件未満』、『10 件以上 100 件未満』、『100 件以上』の 3 層にそれぞれ分けて、抽出を行っています。100 件以上の層につきましては全数調査とし、10 件未満の層と、10 件以上 100 件未満の層につきましては、配分を用いて 768 社ずつ抽出して調査を行っております。

この示している資料というのは、去年の今頃に、総務省に承認申請を行い、承認を得た資料になります。そこで、ここに出ている数字というのは、去年の申請時点での数字なので、今年度調査や昨年度調査とは少し違ってきてはいるが、大体、検査数 20 万前後、標本数については、今年度は 4,800 くらいになります。基本的に標本数の増減は、全数調査である 100 件以上の層の増減によります。標本から全体に対して推計を行い、母集団全体に対して推計を行っております。

この標本設定や母集団に関する課題や問題点についてですが、このお送りした「模倣被害額の推移」資料になります。
模倣被害額について、特に一番課題の大きいものとして、模倣被害額を毎年度積み上げ集計と拡大推計を行っている中で、資料の一番上にあるように、企業の方がなかなか模倣被害額を把握するのが難しいことや、実際にどれぐらい被害を受けているのかということについて、大企業のような資金があるところがお金を出して調べないと、なかなか情報を得ることが難しいということもあり、回答が得られていない状況にあります。特に、昨年度では 1 件以上 10 件未満の層は回答なしで、2017 年度だと 1 件以上 10 件未満も、10 件以上 100 件未満も回答がなかったということになります。回答があったとしても 1 件以上 10 件未満、10 件以上 100 件未満の層については、2 とか 4 とか、非常に少ない数字でしか回答が得られて

いません。そのため、回答があったとしても、100 件以上の層につきましては、決して多いとは言いませんが、30 件前後の回答があり、推計をするとそれなりの数値にはなりますが、権利保有数が少ない層については、回答数が少ない者の回答を母集団全体に推計してしまうので、少しの回答で、全部に返されてしまって、この回答の回答量や、どれくらい被害があったかという回答によって、大きく被害額の推計値が前後してしまうという問題点がございます。
実際に推計値については、調査初年度の 2016 年度が約 2,400 億円、2017 年度が約 150 億に減ってしまい、2018 年度が 1,000 億程度で、昨年度については、1 件以上 10 件未満の層での回答がなく、10 件以上 100 件未満の層では回答が少なかったということ、本省の調査統計グループ等と相談した結果、推定不能として、全体の推計値については、公表しておりません。この推計値のブレが大きいというところが、見直しをしないといけないと感じた部分であります。

続きまして、模倣被害額以外にもブレている点がございまして、やはり、1 件以上 10 件未満の層等の回答に左右されるのですが、表の左側が一昨年度の調査結果、右側が昨年度の調査結果で、例えば、韓国では、一昨年度に比べ昨年度は、製造や販売の数値が倍増しております。また、ベトナム以下の多数の国の販売数値が 10 倍以上の数値になってしまっております。
これらの原因につきましては、やはり、1 件以上 10 件未満の層の回答が、例えば昨年度の集計を見ると、1 件、2 件、回答が増えるだけで推計値が大きく跳ね上がってしまうということになります。
販売被害の方でも、同じように 1 件や 2 件しか回答がないにも関わらず、700 であるとか、1,400 であるとかという回答になってしまい、それが、各層の合計に跳ねてくるということになります。このように、特に権利保有数が少ない、一概に中小企業とはいいませんが、中小企業のような社の回答が全体に影響を与えてしまう、というのが現在の標本設定上及び推計値上の課題となっております。

●鳥越：　東内係長、ありがとうございました。委員の先生方、ご質問等ございましたら宜しくお願いします。

●長岡：　問題を明解に説明して頂いてありがとうございました。
それで、2 つの質問ないしコメントですが、被害額については、やはり回答している人と回答していない人がいますが、回答していない企業は、被害額がなかった可能性が高いと思います。ですから、単純に全体を積み上げてしまう、つまり、かなり偏った答えで積み上げるようなことになっているのではないかとも思っていますが、そのあたりは何か検討されているのでしょうか。つまり、被害額が 0 の企業と、それから数字をあげた企業と、答えてい

なかった企業がいると思いますが、それぞれどのような特徴を持っているのでしょうか。

2 つ目は、なぜ法人企業数で統計を作られるのかな、というのが疑問です。同じ被害があったという大企業と中小企業とでは、全然マグニチュードが違います。法人企業数を足してしまっても、全く意味がないように思います。被害額の方は、これは企業の大きさ、経済的な重要性を反映していると思うので、足し上げるのはそれなりに分かるのですが、法人企業数で統計を作るのではなく、権利数が本来、正しいのですよね。

●東内：　なるほど。

●長岡：　なぜ、法人企業数で集計しているのかが、よく分からないなという、その 2 点です。

●東内：　まず、1 つ目のご質問について、回答が難しいですが、この模倣被害額を聞く場合に、2016 年度は置いておいて、2017 年度からは、まず模倣被害の額を把握していますか？という YES、NO の選択をお願いしていまして、模倣被害について把握しているという企業についてのみ、模倣被害額を記入してくださいという風にしています。

●長岡：　なるほど。

●東内：　なので、模倣被害額があると答えた方のみが、数値を記入することになっていますので、基本的に 0 という回答は、100 万円以下の回答の時は 0 にするように指示はしておりますが、基本的に 0 という回答は、ここの回答も模倣被害があるという風に回答した企業のみがこの模倣被害額を把握していますか、いませんか、という回答に行きつくので、模倣被害があるけれども、額を把握していないという企業が、1 件以上 10 件未満であるとか、10 件以上 100 件未満でも模倣被害があるという回答社は、一定数いますので、どちらかというと、模倣被害がないという額が 0 という社というよりは、模倣被害はあるのだが、模品被害の額については、当社では把握していない、というような企業が多いのかな、とは考えております。

2 つ目のなぜ法人数で足し上げているのか、権利数で足し上げるべきではないのか、というご質問ですが、おそらく、この調査が始まった当初からずっとこのままやっているという、そのような回答しかすることができません。当時の資料を調べてみて、何か分かることがあれば、改めてメール等で回答いたします。

●長岡：　ありがとうございます。

●舟岡：　只今の長岡先生のご質問に関連しますが、東内さんから送って頂きました調査計画で、報告を求める個人または法人その他の団体が 4 番目に記されていますが、調査対象法人は約 4,700 法人であり、その母集団を構成する 16 万 6,000 法人とは、産業財産権 4 つのいずれかについて、登録している法人ということですね。

●東内：　そうです。

●舟岡：　ところで、調査対象となる 4,700 法人は、被害があった、あるいは被害について把握している法人なのでしょうか？

●東内：　いいえ、そうではございません。16 万 6,000 のうちから、被害の有る無しに関わらず、抽出した数が 4,700 になりまして、問いの中でも模倣被害を受けていますか、いませんかという問いがありますので、この 4,700 社の中から模倣被害の有無の回答を求めている、ということになります。

●舟岡：　そうすると、産業財産権の登録件数が 100 件以上の法人で調査対象となるのは、4,700 法人もないのですか。

●東内：　登録件数が 100 件以上の社については、前年で約 3,000 強です。

●舟岡：　100 件以上については、全数ですね。

●東内：　100 件数以上の層につきましては全数です。

●舟岡：　3,000 強の法人が全数調査で、あと約 1,000 の法人が、標本抽出の対象ということですか。

●東内：　そうです。

●舟岡：　ありがとうございます。
別の質問ですが、産業財産権の 4 種別それぞれについて、被害が大きいものと、それほどではないものに分かれますね。

●東内：　当然そうだと思います。

●舟岡：　今回計画の 1 件以上 10 件未満、10 件以上 100 件未満、100 件以上の 3 つの区分は、4 つの産業財産権すべてを合計した登録件数によって区分していますね。

●東内：　そうです。

●舟岡：　被害額の大きさとそれぞれの産業財産権との対応を知ることができる統計データはありますか。

●東内：　それはありません。
というのも、1 つの製品で、例えば、特許と商標両方とも侵害されている場合とか、商標と、産業財産権ではないのですが、著作が一緒に侵害されている場合も有ったりするので、権利ごとに切り分けが難しいというところもあります。調査のアンケート自体を、権利保有数合計で、いくつかというところで分けて送っているということもありまして、権利ごとの被害額というのは調査をしておりません。

●舟岡：　分かりました。
母集団情報に関してですが、特許庁のデータベースに登録している法人が調査対象であって、海外に産業財産権を有している法人は、含まれていないということですか。

●東内：　はい、そうなります。

●舟岡：　でも、海外で被害にあった案件については、海外で財産権が確立しているかどうかが、関わってくるのではないでしょうか。

●東内：　はい、おっしゃる通りではございますが、ただ特許庁の方で、海外で権利があるのかどうかということを把握するのは、非常に困難です。日本で調査対象として、妥当というか可能なところが、本邦で権利を取得している社というところで、その人たちが海外でも被害を受けていますか、どうかという質問にはなっております。
海外で被害があるということは海外で権利を持っていなければならないのですが、実際に海外で権利を持っていなくても、日本にある権利で、日本ではこういう商標を使っているのに、中国で真似して先にとられることを冒認商標と言ったりしますが、そういう被害もあったりするので、一概に、海外で権利を持っていない場合もありますし、海外で権利を持っているかどうかということに、現在のところ調査をしてなく、対処しておりません。

●舟岡：　はい。母集団情報として何を活用するかということに絡むのですが、特許庁が所有されているのは、国内での登録についての情報です。例えば、経済産業省の企業活動基本

調査ですと、ある一定規模以上の法人については、海外まで含めて産業財産権をどれだけ所有しているかについて、件数が調査されています。そのような情報を、集団情報として活用することが、被害の実態を捉える上で有効かもしれないという気がしますが。

●東内：　ご提案ありがとうございます。そちらも、どのような母集団にしたらよいかというところから、本調査研究では、検討していきたいと思っておりますので、そちらの方も、今後検討を進めて頂ければと思います。

●鳥越：　かなり、突っ込んだご質問、貴重なご意見等頂いて、大変ありがたいのですが、第 2 回以降から、この模倣被害実態調査の調査事項などの洗い出しなどを行いますので、そこで詳しく続きをやっていただけたらと思います。

●鳥越：　では、議題 3 ですが、パワーポイント資料の 5 ページ目をお願いします。
ここでは、模倣被害実態調査の改善に向けて参考とする 5 つ（＋1）の統計調査の検討に入りたいと思います。

先ほど、レジュメの 4 番のところで、本調査研究の内容の確認の中で説明した内容ではありますが、特許庁が実施する「模倣被害実態調査」と同様に、調査対象を母集団から無作為抽出して調査を行い、積み上げた集計結果から拡大推計している 5 つの政府統計調査についての検討、というところの「5 つの統計調査」の選定というのを行います。

既に当方事務局側で、候補として選定した 5 つの統計調査を挙げております。まず、1 つ目としまして財務省の法人企業統計調査（年次別調査）です。2 つ目は、総務省の科学技術研究調査。3 つ目は、特許庁の知的財産活動調査。4 つ目は、国土交通省の法人土地・建物基本調査。5 つ目は、観光庁の宿泊旅行統計調査というのを挙げてみました。

そして、最後、参考のところに出ていますが、先ほども議論の中で少し紹介されましたが、経済産業省の企業活動基本調査も取り上げてみました。こちらは、レジュメの 4 番にも記載あります、本調査研究対象となる条件の 1 つとして「母集団から無作為抽出して調査を行うものを 5 つ」とありましたので、これに対しまして、この企業活動基本調査は、裾切りされた調査対象を全数とされておりますので、条件に合致しておりません。ただ、推計方法などに特徴があり、それが模倣被害実態調査の精度向上にも役立つ可能性があるいうことで、参考ベースとはなるのですが、調査対象に取り上げてみました。その理由につきましても、後述させていただきます。

それでは、6ページ目をお願いします。こちらには、「5つの選定理由」を挙げております。大きく3つの理由から、5つ＋1つの計6つを選定しました。先ず、1つ目の理由は、母集団情報が「模倣被害実態調査」の母集団となり得る可能性があると思われるもので、以下の4つを挙げております。そこに記載されておりますナンバリングは、前ページの表のナンバーと紐づけになっていますので、ご参考ください。No.1 の法人企業統計調査（母集団情報として国税庁の法人税務原簿）、No.2の科学技術研究調査（事業所母集団データベースと過去の調査結果による補正）、No.3の知的財産活動調査（特許庁の有する前々年度の産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）のデータベース）で、No.5　宿泊旅行統計調査（事業所母集団データベースと国土交通省“土地動態調査名簿”等による補正）というのを挙げましたが、もちろんそのまま模倣被害実態調査の母集団になれるものではなくて、例えば、国土交通省の土地動態調査名簿などが、使われたものをそのまま使用するということではなく、ここではその補正方法に着眼点を当ててみたい、という観点から選定したというものです。
続きまして、2 つ目の理由ですが、調査対象が、「模倣被害実態調査」の調査対象と合致しているものとして、以下の 2 つを取り上げました。この 2 つは先ほどの１つ目の理由のところでも挙げられた候補で重複しているということになります。No.1 の法人企業統計調査（営利法人企業）と、No.2 科学技術研究調査（資本金 1,000 万円以上の会社、研究を目的とする国・公営の研究機関，特殊法人等，独立行政法人，民間非営利法人、それから大学等となっています)。ここで、No.3 特許庁の知的財産活動調査がなぜ入ってこないのか、ということですが、調査対象に「個人」が入っておりましたので、ここでの候補としては入れておりません。

3つ目の理由ですが、標本抽出方法や集計・推計方法に特徴があり「模倣被害実態調査」にも参考になると思われるものとして、2つを取り上げております。No.4 法人土地・建物基本調査の標本抽出方法で、各階層ごとに目標精度を設定しているというところを参考にしたいと思いました。2つ目ですが、これは先ほど述べさせていただきました、参考です。経済産業省の企業活動基本調査の集計・推計方法で、今まで挙げた5つの選定候補としてあげておりますNo.1の法人企業統計調査、No.2科学技術研究調査の一部データをこちらの方に移送して、代替補完させているという特徴があります。なので、この方法も模倣被害実態調査の精度向上に役立つものであると思いまして、取り上げてみました。ただ、これはあくまでも参考として取り上げておりますので、統計調査担当への質問メールとか個別ヒアリングといった調査はここでは予定しておりません。
以上で模倣被害実態調査の改善に向けて参考とする5つ（＋1）について、こちらの統計調査の候補を挙げてみましたが、何かご意見などありましたら、宜しくお願いします。

●舟岡：　母集団情報が模倣被害実態調査の母集団となり得る可能性があると思われるも

のの中で、一部記述が間違っていると思われます。No.5 でなくて No.4 の法人・土地建物基本調査が該当しているはずです。No.5 の宿泊・旅行統計調査は、同じく、国土交通省といっても観光庁ですが、その庁内資料等によって事業所母集団データベースに補正を行っている。この 2 つを 1 つにして、同じ国交省ということで、1 つにしていると思いますが如何ですか。

●鳥越：　はい、失礼しました。No4、5 を 1 つの対象に考えるということです。

●美添：　いまの指摘で、概ねいいと思いますよ。
ただ、企業活動基本調査について、一番右の下に「非回答は補完せず」と記載ありますが、舟岡先生が以前ここの座長をしていたかもしれないのですが、最後の最後は私がやって補完して、このときは回答、非回答を含めて補完するといった研究を 1 年くらいかけてやりましたが。

●舟岡：　そうですね。本来、補完ではなく、回答率を補正する必要があると思うのですが、未だやっておりません。企業活動基本調査では、単純な集計結果だけをずっと出し続けているようで、年次比較した結果を報告書で掲載していますが、回答状況によって結果が違ってきます。リーマンショックの後のような、非常に回答率が悪い時期では、リーマンショックにより単に売上高等が落ち込んだだけでなく、回答率も悪くなったことによって集計値が減少するという、その 2 つが相乗的に作用したところがあります。何故、相変わらず変えないのでしょうかね。

●美添：　舟岡先生の情報のあとに、検討しろといわれて検討しました。
母集団推計、復元推計をしており、欠測も入れ、今は接続できるふりはしているのですが、問題はせっかく勉強した担当者が異動になって、今の担当者がその結果をうまく引き継がれていないようであることです。先日の統計改革委員会で説明してもらいましたが、調べた結果、廃棄されている資料を復元して持ってきたようでした。今では説明を求められたら、できると思うのですが、昔のようなレベルまではあまり期待できない。ただ、何をやっているか資料を見せてくれと言ったら、私も一緒にやった研究会の資料がたくさんあるはずなので、それは参考になると思います。

●舟岡：　企業活動基本調査を開いてみたら、部分非回答は補正して推計値に入れているが、非回答は推計をしていないため、集計値には加味しない、と書いてありますね。

●美添：　また変えたかな。

●舟岡：　補足しました。

●美添：　その辺は聞いてみるといいと思いますよ。

●鳥越：　承知しました。ありがとうございます。

●長岡：　5つの調査から学ぶというのは、全く異論はないのですが、特許庁の調査で非常に難しい点は、かなりサンプル数は送っているし、回答率も割と高いのに、しかし事件自体があまりないということですよね。イベントが殆どない。そういう場合に母集団をどう集計するかなかなか難問で、5つの統計調査が直面している問題ではない。
これら統計は、侵害というのは他者の行為であり、自分の行為ではありませんね。
侵害の損害を答えること自体がなかなか大変で、特に中小企業には非常にレアイベントであり、その回答は、先ほど、特許庁の方からのご説明で、年に数社しか答えていないような、とありましたけど、多くて10社ですか、それから母集団を集計すること自体が非常に大変です。例えば、だから、毎年の調査から段々に累積的にサンプルを積み上げた方がいいのではないかとか、そういうような検討も必要ではないかと思います。そういったことについては、財務省以下の統計はですね、恵まれた統計ですね。あまりそういった問題に直面していないなと、だから、この5つを検討しても、必ずしも答えが得られないのではないかというのが、ちょっと私が気にしている点です。

●舟岡：　事業所・企業を対象とした統計調査は、この6つ以外では、経済産業省の商業動態統計とか、厚生労働省の毎月勤労統計、賃金構造基本統計調査とか、限られてくると思うのですが、いま長岡先生がおっしゃったことで、参考になるだろうなと思うのは、先ほど、鳥越さんからも説明のあった、母集団を過去の調査結果、あるいは行政上知り得ている情報等で補正していることかなと思います。

●長岡：　そうですね、基本的にそういうことをする必要があると思います。

●舟岡：　そうした作業をやっているところからヒアリングするといろんな意味で参考になるのではないか、という気はしますね。

●長岡：　そうですね。ただ、殆どの、企業活動基本調査は例外かもしれませんが、
他のところはそのようなことはしていない。基本的には単純に足せばいいという、掛け算をすればいいということで、つまり、回答が非常に難しい項目がない。侵害というのは、物凄い難しいですよね。大企業でも答えるのは難しい。
ですから元々、レアイベントで、殆ど起きない事象、例えば地震の調査のように、なかなか

難しいところが本来的にあると思います。逆にそこを工夫しないと、問題は解決出来ないのではないかなと、そういう意味で非常に稀な、面白い、統計調査になるように思います。

●舟岡：　ただいまの長岡先生のご意見で、なるほどと思ったことで、先ほど、私が申し述べたのは、母集団情報を補正するときに、過去の調査結果とかを活用することです。過去に被害があったような企業については、それは１回限りの被害というよりも、継続する類のものであるかと思いますから、模倣被害実態調査において、調査年に登録件数がなくて母集団情報から抜け落ちていても、追加補正することも有力かと思います。

●長岡：　そうですね。私もキュムラティブにやった方が、サンプルを集めていくということが重要でないか。

●舟岡：　例えば、標本抽出の 10 件以上 100 件未満の階層で、被害があった法人については、標本抽出の対象として継続するということですね。

●長岡：　どうするかそこは検討が必要と思いますけど。つまり、通常の母集団推計は使えないと考えた方がいいのではないかなということです。

●舟岡：　長岡先生と知的財産活動調査の研究会でご一緒させていただきましたが、知的財産活動調査は、同じく母集団情報として、産業財産権のデータベースを使用しています。そこで使用しているのは各年次の登録出願件数であり、それが本当に適当かどうかについては、私は疑問を持っていましたが、模倣被害実態調査では、所有する権利の件数です。すなわち、母集団情報として活用する産業財産権について、一方がフローの出願情報、他方がストックの所有情報です。

●長岡：　そうですね。

●舟岡：　知的財産活動調査は出願ベースなので、毎年の母集団の構成が大きく振れますね。

●長岡：　そうですね。

●舟岡：　そういう安定しない母集団情報に基づいた調査は精度面で大丈夫なのかなという点と、回収率が悪いことにどのように対処するかという点が危惧されます。

●長岡：　ただ、ほぼ同じではないかなと思いますけどね。
おっしゃるように、特に中小企業の場合は、ある年やったら、その次は出願しない、という

ようなこともあるので、そういうことを考えると、権利数でやった方が安定したサンプルになるな、とは思います。模倣被害実態調査は、その年で何件登録のストックがあるかということでやっているのでしょうか。

●東内：　はい。そうです。ストックで、20 年前に登録されたものも、昨年登録されたものも両方含んでおります。

●長岡：　はい。多分、そうだろうなと思いました。

●舟岡：　少し先走りするかもしれませんが、権利の所有件数だけでなくて、権利の取得年月というビンテージが情報としてあります。年金を支払い続けて、そして権利を維持しているような特許等の産業財産権は、その企業にとっては価値の高いものだとすると、そういうものにおいて模倣被害が起きやすいとも考えられます。すると、権利件数についてビンテージで加重して標本抽出に加味する、ということもあり得ませんかね。

●長岡：　そうですね、そもそも模倣被害を答えられる企業が少ないことが基本的な原因かと思います。たくさん標本を増やすというのも 1 つの方法だとは思いますけども。もう少し標本を増やすというのが、正しいアプローチだとは思うのですが、ただ、それにしても基本的な問題として、中小企業には非常にレアイベントだということです。物凄く標本を増やせば、問題解決すると思いますが、ただ、特許庁の方で予算が多く掛かることになりますね。

●美添：　レアイベントいう話なのですが、最初の集計で、回答した企業数が少ないというのは、無回答部分と被害が発生していない部分というのは、どの程度明確に区別されているのかが、よく分からないのですが。
回答が難しいということであれば、全数調査しても難しいので、標本自体は得られないわけで、むしろ、全数調査の場合は丁寧に調査ができないので、標本調査で丁寧に調査する方が、精度が高いという事例もたくさんありますね。だから、この前のページで、積み上げ値と推計値の比較を見せて頂いたところで、1 件以上 10 件未満で発生件数が少ない、回答者数が少ないと書いてあるのは、被害があると回答した会社が少ないということであって、その被害がないと答えた会社はありますよね。
そうだとしたら、世の中、そういう推計はたくさんあって、実は、回答者数が今回表れていますが、この数字が被害があったという法人だと思います。そうすると、割り算すると被害があった会社 1 社あたりで推計すれば振れるのは当たり前なので、それが知りたいわけではありませんよね。
母集団はそのどこかに書いてある、1 件以上 10 件未満の権利を所有している法人であって、その数は、はるかに多いわけです。その中で、レアイベントが起こったという、これは、推

定比準から見ると誤差率は小さい方です。なので、推計が難しいというのは、回答が難しいということと、推計の精度が高いかどうかというのは、話が別だと思います。そもそも回答が難しいのであったら、全数調査をやっても無理でしょう。私は、具体的な内容を正確に把握しておりませんが。

●舟岡：　最初に東内さんにご質問したことと関係するのですが、産業財産権のうちで模倣被害が発生しやすい財産権は、素人考えでは、商標とか意匠が多いのではないかと思うのですが、如何でしょうか。

●東内：　私にもなんとも言えないところではあります。例えば、商標ですと、確かに１個１個の個数は、水際等でもたくさん止まっていますし、ブランドバッグをたくさん作り、たくさん被害ということもありますが、１個１個の値段は比較的安く、一方で、特許については、個数は少ないかもしれませんが、１個 1 個の値段は高いということにはなり得ますので、被害件数でいうと商標の方が多い、けれども被害金額でいうと何とも言えないかな、というところはあります。

●舟岡：　模倣被害について、件数も金額もどちらも捉えたいのですよね。

●東内：　そうですね。基本的には模倣被害全体でどれぐらいの社が受けているのかというところと、被害額、日本にどれくらい被害があるのかというところは捉えたいです。確かに、被害があるないというのは、被害を受けているのをちゃんと把握しているところと、被害があっても、把握できていない社がいると思うので、その辺をどうするのかというのは、非常に難しい問題ではあると思います。どのような回答にするのか、どのようなものにするのかというのは、検討しなければならないですが、把握したいと考えております。

●鳥越：　一通りご意見の方、出たかと思いますが、ここでは５つの省庁、調査研究対象を決めたいということだったのですが、中でも長岡先生からも、この５つをやってもそんな解決できないのではないかと、ご意見頂きましたが、もう一回考え直した方がいいのかということですか。

●長岡：　別に代替案があるわけじゃないので、ヒアリングすれば問題の答えが出るわけではないでしょう、と言っているだけです。参考になることはあるかもしれません。
こちらの特徴もよく捕まえたうえで、質問をされれば、同じような問題に着眼しているかもしれませんよね。

●鳥越：　はい。分かりました。

●美添先生：　担当者が分かっているかどうかが問題であって、企業活動基本調査は、いい報告書はあるけれども、担当者次第のところもあるので、ここは資料だけもらって、後で考える程度だと思います。
それから財務省は、舟岡先生よくご存じでしょうし、熱心な方もいるので、聞けば多少の情報は分かるし、舟岡先生を含め凄いメンバーを集めての研究会を実施しているので、十分参考になると思います。
他は、科学技術は、私は知りませんね。
一方で、国交省の法人・土地ですが、国交省内の事情はよく分かりませんが、これは、最初のときからずっと設計をお手伝いしていて、2、3 年前までずっとやっていました。実はこれ、ある研究所の主任研修員が、殆ど全部設計して補正してやってます。もし、ヒアリングするのなら、国交省じゃなくて、その担当の主任研修員、いま民間のシンクタンクですけど、その人に頼んで聞く機会を持つのは、これは非常に有効だと思いますよ。本当に丁寧ですから。

●鳥越：　ありがとうございます。
東内係長に確認したいのですが、今、美添先生からご紹介頂いた、各省庁のヒアリング先ですね、既に何かご準備されているということはないですか。

●東内：　はい。一応、こちら 1・2・3・4・5 の、5 か所につきましては担当者を把握して、メールアドレスまでは確認しておりますので、確認できる状況にはなっています。

●鳥越：　分かりました。そうすると、その方たちが答えて頂けるということで、承知しました。
この後、メールでの質問事項を決めますが、もし、深堀調査のところで、美添先生のご意見もまたご参考にしたいと、いうことになりますね。

●東内：　はい。

●鳥越：　美添先生よろしいですか。

●美添：　深堀というところで、もう一回考えるということでいいのでしょうかね。
当たり前の質問とか、投げるのでしょうかね。あまり当たり前の質問を投げても、答えにくいと思いますけどね。

●鳥越：　はい。ありがとうございます。

対象となる省庁は、こちらの5つということで決めさせていただきたいと思います。

続きまして、7ページ目、議題4に入ります。（ここで休憩は不要であることを全員に確認）

議題4は、調査対象への質問事項となります。こちらは、タイトルにも記載しておりますとおり、事務局案として記載しておりますので、何かご意見等ございましたら、ご発言の方、よろしくお願いします。
この質問事項ですが、先ほどの議題3で決まりました、5つの統計調査の方を担当している省庁の担当官への質問ということで、まず最初の調査研究テーマとなります。各統計調査の標本設計や母集団推計の方法はどのようなものか。ということに焦点を当てた質問になりますので、そのことを念頭に入れて頂いて、ご検討いただきたいと思います。
1つ目は標本設計についてです。
ポツ1、現在の標本設計を採用した理由をご教示ください、というものです。どの統計調査も公開情報を見る限り、非常に歴史は長いです。長いですが、今もなお有効活用されていると、何か理由があると思いますので、その辺を探っていきたいという質問になっております。
ポツ2、標本設計の妥当性を検討するための外部専門家を含めた委員会を設置しているでしょうか。また設置している場合、その頻度はどの程度でしょうか。という質問ですが、これは上のポツ1と関係しておりまして、長く有効活用されているということで、その時代時代に沿った見直しも行われているものと思われますので、その辺を探っていきたいという質問になります。
2つ目ですが、母集団情報に関するものです。
ポツ1、母集団に追加的な補正を行っている場合、その情報源の詳細と具体的な方法をご教示ください。
ポツ2としまして、定期的に母集団情報を更新していれば、その方法をご教示ください。という 2 つの質問です。これらは、統計における重要な要素であります母集団の見直しに関し、今後の推計値においても大きな影響を与えることでもありますが、その方法やタイミングを教えて欲しい、という質問になっております。
3つ目ですが、本日の議論の中でも出てきましたが、無回答の扱いについてどのようになっているのか、という質問です。無回答の扱い方次第では、集計結果にも影響を与えるものですので、そのあたりを確認したいという質問になっております。
ポツ1、特定の項目のみ無回答だった場合、どのようにその項目を取り扱っているのでしょうか。
ポツ 2、回答が得られなかった調査対象は、推計を行う際の母数に含めているでしょうか。また、何か補正を行っているのでしょうか。
ポツ3、未回答者への督促はどのように行っているでしょうか。というものです。
ちょっと駆け足でしたが、以上を5つの省庁への質問事項としたいです。何かご意見等あり

ますでしょうか。

●舟岡：　標本設計についてですが、この 5 つの統計調査に共通するのは、いくつかの層に分けて層別に抽出率を変えていることです。層化基準について、なぜ、そのような層を設定したのかということについて、5 つの省庁から伺うことが出来れば、今回の模倣被害調査において層化基準をどうするか検討するときの、1 つの参考になると思います。
ただ、答えがちゃんと返ってくるかどうかは分かりません。
美添先生、如何ですか。

●美添：　これ、特許庁から質問して頂けるのですよね。
質問すれば、丁寧に各省答えてくれると思うのですが、基本的にホームページに出ていることを読まずに聞いている、というイメージを持たれてしまうと、真面目に答えるインセンティブがなくなります。だから、尋ね方の問題なのですが、例えばホームページに公開されている資料によれば、いまの標本設計はこうなっております、ということで、それを超えるような感じで、今、舟岡先生の指摘されたように、例えば、層化の基準はある省では書かれていないけど、どうしているのでしょうか、と。ということは、これは個別化して質問をしないと、真面目に答える気をそいでしまうのではないかという気がします。標本設計について、ポツ 2 はとても大事で、これ実は各省殆ど持っていなかったのですよね。厚生労働省の毎月勤労統計も持っていなかったから、チェックが不十分だったということがあり、反省して、いま各省とも専門家を入れた委員会を作ろうと、努力をしているところです。なので、このタイミングで聞くと、いま検討中です、となるのが見えているので、真面目にやっているとすぐ分かるのは、さっきの例だと、法人企業統計調査、土地基本調査、これは真面目にやっていると思います。
2 番目もこれは公開されていない可能性もあるので、ここについては、個別に各省聞いてもいいと思います。追加的な補正を行っているということはホームページ上で分かって、尚且つ、情報源の詳細も分かっていない、具体的な方法もよく分かっていないということであれば、改善の可能性は分かるかな、というのがあります。
3 番目ですが、これ実は政府の統計改革推進会議で、統計委員会と横並びの評価分科会というものを作って、そのテーマで挙げられているのが“無回答”です。無回答処理というのを去年 1 年間かけてやって、各省から、この点について、回答を定義しろということにして、投げかけているはずで、一部分ですでに答えが返ってきております。経産省の企業活動基本調査も、これで答えが返ってきて、聞いたら担当者が理解できていなく、私が作ったときの報告書まで、廃棄処分になっていたということがありました。でも、改めて大事だからといって見直しているということなので、ここは、各省すでに用意しているでしょう、と聞いた方がいいでしょうね。用意しているのであればそれをくださいと。準備中であれば、それが提供できるものであれば、参考にしたいというと、ここはそれなりの情報が手に入ってくる

と思います。

●鳥越：　ありがとうございます。他に何かございますかね。
では、質問の方は基本この内容に、ということで、美添先生からもアドバイスありました１つ目で、省庁によって公開情報を見た上で質問しています、というコメントや何か補足して、質問を投げたいということにしますが、よろしいですか。

●美添：　もう１ついいですか。
これ、そうとう丁寧に聞かないと、失礼な感じになってはまずいので、この文章をそのまま出す訳じゃないですよね。

●鳥越：　はい。先程おっしゃられた補足は入れます。

●美添：　そこを事前に見せて頂きたいです。このまま貰ったら、自分が担当者の立場であれば、カチンと来ちゃって、答えませんね。公表してるでしょ、と言われるでしょう。

●鳥越：　はい、分かりました。
他は、よろしいですかね。

では、その次８ページ目に移ります。議題５になりますが、今後の進め方・スケジュールについての説明です。

8ページ目は、本日の実施内容です。研究内容とスケジュールの確認をさせていただいております。太字の２つ目ですが、標本設計の検討のための準備ということで、先ほど、特許庁の東内係長からのご報告でありました「現行の模倣被害実態調査の標本設計の具体的内容と課題の報告」を頂戴いたしました。
ポツ２つ目ですが、委員の先生方にお願いがございます。「次回の委員会までに、3つの省庁に対して追加的に行うヒアリングの内容を各委員の先生方から提出してもらい、それを踏まえてヒアリングを実施」という記載があるのですが、まだ3つに絞られていない状況ですので、この後、先ほど決めました質問事項を 6 月中旬までに何とか、ご回答を頂けるよう、ご協力をお願いして、その回収でもって、私の方から委員の先生にメールで、「まず、3つの省庁絞り込みへのご意見を伺いたい」というお願いをさせて頂きます。そして「その3つの省庁へのヒアリング内容のご意見、ご提出をご依頼」させていただきたいと思います。

そして、そのことに関してですが、次の９ページに今の説明のほとんどが記載されております。このヒアリング実施は、私、鳥越が実施させていただきますが、一番下の開催日のとこ

ろに書いてありますが、6月末までを目途とさせて頂きますので、皆様ご協力の程、宜しくお願いしたいと思います。
こちらの方は先ほど言いましたメールの方でも説明させて頂きたいと思います。

10 ページ目。こちらの方は、次回第 2 回委員会について記載しております。開催時期は 7 月を予定しております。もし、委員の先生方で、既に予定が入っているお方がいらっしゃれば、メールででもお知らせ頂ければありがたいです。場所の方ですが、今回は WEB 会議でしたが、第 2 回以降は、全て特許庁の会議室ということになりますので、ご了承願います。もちろん、この後の新型コロナの第二波が起こった際の対応にもよりますが、原則、場所は特許庁ということで宜しくお願いします。また、何か変更があればお知らせいたします。
そして、第 2 回の実施内容としましては、1 つ目の太字で記載しております、標本設計の検討として、第 1 回委員会開催後に実施した 3 つの省庁に対するヒアリング結果の報告と、模倣被害実態調査の新たな標本設計に向けての検討、というのを行います。2 つ目の太字ですが、模倣被害実態調査の調査事項の洗い出しとしまして、調査事項に対する特許庁内外から寄せられる意見、要望等について、特許庁の方からご説明いただきたいと思います。本日も多くのご意見などが出てきておりましたが、再度、お願いしたいと思います。ポツ 2 になりますが、現行の模倣被害実態調査の調査事項について個々に検討を開始（調査事項の役割と必要度の洗い出し、過去の調査結果を踏まえた課題の析出、昨年度研究会の各国比較の結果も参考にする）と、いうことで進めさせて頂きます。第 2 回委員会ですが、本日同様、東内係長の方にご協力をお願いしたいと思いますので、宜しくお願いします。
その第 2 回以降の委員会ですが、今回は WEB 会議の形式となって、面前ではないということなので、この流れにさせて頂きましたが、できましたら、委員会の中で委員長をご選任いただきたいと思っています。委員会の開催前などに、事前に打合せなどもさせていただきたいと思いますので、どなたか選任いただければと思います。委員の先生方、如何ですか。

●美添：　はい。推薦させていただいてよいですか。
舟岡先生、是非お願いしたいと思いますが、如何ですか。

●長岡：　賛成です。

●鳥越：　ということで舟岡先生、お願いできますか。

●舟岡：　はい。了解いたしました。

●塚本：　宜しくお願いいたします。

●鳥越：　それでは、第 2 回から、舟岡先生が委員長ということで、開催させて頂きます。
それから、11 ページ目ですが、こちらは第 3 回委員会の実施予定を記載しております。開催時期は 9 月予定とします。予定内容ですが、標本設計の具体案の決定と、模倣被害実態調査の調査事項の検討ということで実施させて頂きます。
12 ページ目は、第 4 回委員会の予定内容です。こちらの開催時期は 11 月の初旬とさせて頂きたいです。なぜなら、11 月末までに本調査研究の中間報告書を提出する必要があるのですが、その中間報告書については、ほぼ完成形に近いものでなければならないということを言われております。東内係長こういった流れで宜しいのですよね。確か総務省、への申請手続きとかで。

●東内：　そうですね。総務省承認を得るのに昨年度、4 か月とか、かかってしまっていましたので、できれば、来年度 2021 年の 4 月の時点で、総務省承認を得られるようにと逆算すると、11 月中に報告書を頂いて、それを基に申請をしたいという風に考えておりますので、このようなスケジュールでお願いしております。

●鳥越：　はい。ありがとうございます。
ということで、第 4 回委員会で、ほぼ完成形にするということで、宜しくお願いしたいと思います。
それから、13 ページ目は、第 5 回委員会ということになっておりますが、こちらの方は、もしそれまでに課題が残っていたら、そのフォローをするということと、最終報告書の作成に向けた方針作りなどを行うことを予定しております。

議題 5 の今後の進め方・スケジュールについては以上の通りとなりますが、何がご意見やご質問はありますか。先ほど、途中でも少し触れましたが、今後も新型コロナ感染拡大の再発も十分考えられますので、その辺は柔軟な対応を執らせて頂きたいと思います。また、もしそういった状況になりましたら、特許庁の方と相談して決めていきたいと思っております。

もし何かあれば、メール等でも頂ければと思います。
では、本日の第 1 回委員会は、これにて閉会とさせて頂きます。
どうもありがとうございました。

●一同：　ありがとうございました。

第２回委員会 議事録

１．日時　　令和２年 7 月 28 日（火） 15:10～17:00

２．場所　　WEB 会議（Skype for Business），マークアイ会議室

３．出席者　　委員：　長岡貞男先生、舟岡史雄先生、美添泰人先生
特許庁：(全リモート参加）新田室長、塚本班長、宮川班長、斎藤係長
マークアイ：　鳥越（司会進行）　計８名

４．テーマ　　令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」

５．配布資料

・模倣被害実態調査も含めた 7 例比較
・5(+1)省庁へのメール質問・回答及びヒアリング実施日程
・5 省庁へのメール質問と回答
(財務省「法人企業統計調査」に関する質問事項への回答、
総務省統計局「科学技術研究調査」に関する質問事項への回答、
特許庁「知的財産活動調査」に関する質問事項への回答、
国土交通省「法人土地・建物基本調査」に関する質問事項への回答、
観光庁「宿泊旅行統計調査」に関する質問事項への回答、)
・3 省庁へのヒアリング結果議事要旨と 1 省庁へのメール 2 次回答
(総務省統計局へのヒアリング議事要旨、
特許庁企画調査課へのヒアリング議事要旨、
経済産業省調査統計グループへのヒアリング議事要旨、
財務省財務総合政策研究所へのメール 2 次質問に対する回答書)

６．議事
（１）3 省庁へのヒアリング結果報告
（２）今後の進め方・スケジュールについて

７．次回開催予定
時期： 9 月
場所： 特許庁

以上

特許庁：「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」
　第２回委員会開催
　2020 年 7 月 28 日（金）15:10～17:10

●鳥越：　それでは、令和 2 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の第 2 回委員会を開催いたします。

　本日は当初の予定から進行の方を変更いたしまして、先ずは新田室長の方からのお話しをお聞きし、そのお話しを受けまして、委員の先生方からご意見をお伺いしつつ、議論させていただきたいと思います。
それでは、新田室長、宜しくお願いします。

●新田：　はい、承知しました。宜しくお願いします。

　既に皆様ご承知のことかと思いますが、統計改革推進会議において、全省庁で統計の見直しが行われているところ、経済産業省においても「ゼロベースの見直し」を求められているところです。そこで、模倣被害実態調査の今後の選択肢としては、以下の 4 点が考えられます。
　①一般統計から外す
　②模倣被害実態調査と企画調査課の知財活動調査をマージする
　③統計を止める
　④一般統計として継続する
が有り得ますが、ユーザー負担軽減や、必要性を考えると、特許庁担当部署としては、「②特許庁が行っている 2 本の一般統計について統合する方向」で継続できないかと考えていますが、これにつきまして、先生方の率直なご意見をお伺いしたいところです。

　先ずは、母集団についてですが、知財活動調査は出願ベース、模倣被害実態調査は登録ベースであり、母集団が違うので、切り替えると別の調査になることは素人でもわかっている所です。
ただし、重なり合うところも結構あると考えており、積極的に知財を活用しているコアとなる企業、換言すると双方が悉皆調査となる部分は、双方がかなり高い確率で重なるのではないかとも思っております。
また、母集団を変更することで、これまでの連続性は絶たれてしまいますが、似たような結

果が出るかも知れないとも思っております。

2 本の統計調査を統合する可能性が出てきたことで、知財活動調査を親亀、模倣被害実態調査を子亀として、模倣被害実態調査は半分以上絞り込み、ファクトを突き詰めた調査項目にしていくことの分析検証を考えてほしいと思います。

委員の先生方から、模倣被害実態調査、知財活動調査を一緒にすることの率直なご意見をお聞かせ頂きたいです、如何でしょうか。

●鳥越：　新田室長、ありがとうございました。

今後の統計調査の継続について、新田室長よりご説明いただきました。その中の可能性として、知財活動調査を親亀に、模倣被害実態調査を子亀に、という話しがありましたが、この組み合わせ、方法などに関して、何かご意見の方、ありますでしょうか。

●舟岡：　意見を述べる前に質問があります。一般統計としてこのまま続けること以外に 3 つの方法があり、そのうち「一般統計から外し、簡易な調査に変更することも検討」と述べられましたが、これについては統計改革推進会議や統計委員会等で、簡易な届け出でもって機動的に調査が出来るような仕組みを検討していましたが、そういう仕組みに乗せるつもりなのか、それとも、通関データ等を活用して、少しそこに付け加えるという形で必要な情報を取るということをお考えなのか、そこについてはまだ漠とされていると思いますが、どのようなことをお考えでしょうか。

●新田：　はい、正に現状、漠としているところで、我々としては何を以って簡易なのか、正直勉強できていないところです。経済産業省の中では、一般統計で出来ないのであれば、民間に委ねるという形で実施する、もしくは独立行政法人のミッションに合致する形で実施できるのであればそれも有りだと思うし、独立行政法人でなくとも民間調査機関や JETRO などアウトソースを活用することも有りではないかと感じています。

●舟岡：　実はその件については、これまであちこちで意見を述べてきました。独立行政法人や民間調査機関を介した情報集めや統計調査は“もぐり調査”と言われておりますが、もぐり調査を排除しないため、質の悪い統計調査が増加してしまっている。このことが調査客

体への過大な負担に繋がって、調査環境が悪化する。それを何とか防ぐためには今のような基幹統計調査はもとより一般統計調査についても、調査に当たっては、かなり詳細な申請書を必要とする仕組みとなっています。この模倣被害実態調査については、ずっと継続して経年的にどういう変化があったかを継続して捉えることで、世の中の動きが把握できる設計となっています。ただ単に一回だけの情報が必要だから実施される統計調査とは違って、政府・行政あるいは知的財産活動に関わる民間の企業等にとっても、非常に重要な情報を提供する統計調査であると思います。したがって、①の「一般統計から外して簡易な別途の調査で行う」というのは該当しないのではないかと思います。もし今、先ほど述べられた独立行政法人とか民間の調査機関を介して統計調査を行うとすると、必ずその“もぐり”を叩かれると思います。それによって、どこかで危機に瀕することになるでしょう。
③の「止める」というのも、この統計調査は設計から素晴らしく、驚くほどよく出来ていると思うので、何らかの形で残すべきではないでしょうか。
そこで私個人的な考えとしては、知財活動調査と模倣被害実態調査を合わせて、強い親亀の上に乗る子亀という形など何らかの形で、模倣被害の実態を捉えられるように企図した方が現実的で望ましいのかなと思います。
他の先生は如何でしょうか。

●新田：　この模倣被害実態調査というのは模倣被害に苦しむ企業を応援するための材料であるので、無くすことは我々としても考えにくいことではありますが、庁内からは毎年実施するのではなく、例えば５年毎に実施することや、何か状況が変化した時に単発的に行えばいいのではないか、といった意見が出ています。先ほど、「親亀子亀で存続を指示する」という力強いお言葉を頂いたことには感謝致します。

●長岡：　この調査を答えている方は企業の知財部の方であります。一方で、企業活動基本調査という基幹統計がありますが、そちらでも多少知財のことも聞かれており、以前、その回答の調査をしたことがありまして、圧倒的に知財活動調査の方が回答率も高いし正確でした。つまり、企業の専門家から情報を取ることの重要性を感じ、この模倣被害実態調査もそうであると思います。知財の人たちの見方をパブリックにしていき、世の中に伝えていくという意味では、大変重要であると思います。是非、存続させてほしいです。
一方で、設問の内容などを比較すると、知財活動調査と模倣被害実態調査では中身がかなり違うのも事実です。この観点からは、一緒にする意味は実は無いのではないかと思っております。母集団の相違である、出願ベースと登録ベースですが、出願の方は研究開発系の方が答えていて、登録の方は権利行使の担当者が答えているのではないでしょうか。そうであれば、企業としては、一度に多くのページ数で綴られた調査票が来るよりも、２つに分けられ

た方が楽ではないかと思います。内容が相違しているので、1つにまとめる意味合いはないのではないでしょうか。企業に一度聞いてみた方が良いと思います。
そして、知財活動調査の方ですが、私は長く関与しておりますが、内容がかなりスリム化されてしまっております。一方で模倣被害実態調査は内容がかなり豊富に盛り込まれており、「合わせる」となると、どちらが親亀か子亀かわからなくなります。知財活動調査を親とするなら、かなりスリムになった親に乗っかるということになり、子の項目数がかなり減ってしまう危険があるなと思います。舟岡先生が先ほど述べられたように、この模倣被害実態調査は世界的に見ても高水準の内容の調査であると認められ、他の国も活用できるような内容であり、非常に優れた統計であると思います。模倣額の推計など難しい面はありますが、その難しい調査に取り組んでいる、統計調査としてのイノベーションという感じで、育てていくような統計調査であるとも思っています。
そういう意味でも、あまり親亀に乗って安心しないでほしく、むしろ、独立して調査を実施してほしいという意見です。

●新田：　ご意見ありがとうございます。「ご尤も」というところがありまして、先ず、企業の回答者のところですが、全部の企業にヒアリングが出来ているわけではなく、一部の企業から伺うところによると、「1年間に特許庁から同じ担当者に2通調査票が来る」というパターンと、「担当毎に振り分ける」というパターンの2通りあるようです。それは、企業の知財部の成り立ちとか大きさにも影響があるようです。知財部に権限が集中している場合、1つの担当の部署で対応が出来るようですが、ファイナンス部門、研究開発部門、手続き部門とも分かれているところのような企業においては、調査票が各部署に回覧されるケースもあるでしょう。模倣被害に関しては、知財部、法務部、営業部門が担当している場合があるようで、企業によってどうも違っているという状況のようです。そこで、例えば、親亀子亀スタイルにしたときに、一旦、知財活動調査の担当をした部署が、模倣被害のところだけ同じ会社の別部署にフォワードする作業が増えるという、実は負担が軽くなるようで、軽くならないというところも当然出てくるのではないかということは、何となくですが感じております。これらのことも、広く聞いてみないと最終的なところはわからないと思います。
痩せている親亀に肥った子亀が乗るという構造は、長岡先生が述べられた通りですが、肥った子亀はダイエットしなければいけないと言う意見もあります。ダイエットと言われる所以は、質問項目が多すぎるのではないかというところです。設問によっては、枝分かれするものもあり、我々としても、そこまで聞かなくてもいいかな、と感じている設問があるのも事実です。例えば、「模倣品の質についてはどう思いますか」という“感覚”を聞いている設問もあり、統計値としてのブレの元であるとも感じております。このような定量的にわからないものについては、私自身が実際に模倣被害に遭った会社に行って、心の声を膝詰めで

聞いて来るというので事足りるのではないかと考えております。一方で、「御社の模倣品対策についてどれくらいのお金を割いていますか？」ということも聞きたいと思いますが、金額、つまりバランスシートの中で、知的財産関係予算として、例えば1億8千万円を積んでいて、その中で模倣品対策に係る部分、実際に言えば、侵害事件が起こった時の弁護士費用などが計上されている会社であれば、それをファクトとして淡々と聞きたいと思っています。そういう形で絞り込みをして、肥った子亀を親亀よりも痩せさせる作業が出来れば、という風に思っているところです。
先ほど、「模倣被害実態調査は統計として重要である」というありがたいお言葉を頂きましたが、確かに、世界においてもこういった形で、多くの企業に対し、模倣品被害について統計的に聞いて、それをまとめて公表している国というのは見当たりません。非常にユニークであり、チャレンジングであり、他国においても「それいいですね」と言って頂ける統計情報であったりするので、大切にしていきたいなとは思っております。

●美添：　先ほど、舟岡先生が述べられたように、存続が難しいというのであれば、統合が現実的な選択肢ではないかと思います。
ただ、先ほどの話しの中で、一般統計ではない形で、たとえそれが民間委託されて財務省に認められたとしても、それはやるべきことではないと思います。ここは私も賛成できません。この分野は専門ではなく、昨年の事業で初めて、調査の実態や仕組みなどを勉強させてもらいましたが、これは確かに面白い調査で、よくこういう調査が出来たなと感心しております。仮に廃止となると、個人的に「勿体ないな」という気がするのですが、現実的な選択肢としては、2つの統計調査を何らかの形で統合して継続するのが良いのではないでしょうか。「母集団が違う」と述べられましたが、正確には母集団“名簿”が違うのです。それで、母集団としての企業の整備の仕方をすると、それ程違わないはずです。全数調査部分、悉皆層については回答者が重複している可能性がかなり高いということもあったので、工夫は出来ないことはないと思います。具体的な話しをするには、その方針を先ず決めて頂いてからすべきだと思いますが、統合をすることが絶対に無理ではないことは、今までのお話を伺って感じております。検討されるのなら、その筋が一番説得力あると思います。要するに、「統計調査を簡素化してほしい」と言われているなら、簡素化するときの回答の根拠は項目数ではなく、「回答に要する時間」というのが本当の負担であると思われます。その負担が、回答者負担として測定するのに、活用すべき指標だということを、かなり以前に統計審議会や統計委員会で出されているので、簡単に書ける項目を減らしてもあまり意味はありません。項目が少ないのに、書くのが凄く手間がかかる、というのがむしろ負担になるものなので、その辺を整理すれば、今の模倣被害の主要な内容を残しつつ、2つの統計を統合するということは不可能ではないように思います。

●舟岡：　統合するというときに、一つの参考になるのが、事業所企業関係の統計ではありませんが、世帯を対象とした統計調査で、今年度はコロナ禍で統計調査が行えなかった厚生労働省の国民生活基礎調査というのがあります。これは 3 年に一度は大規模な調査で 25 万世帯を、それ以外の 2 年は 5 万世帯を対象として調査していますが、それぞれにおいて、基本となる健康票調査・世帯票調査以外に、その対象の中から 5 分の 1 の世帯、大規模調査ですと 25 万世帯の 5 分の 1 の 5 万世帯を対象として、所得票調査を実施しています。これは調査客体に「勤め人なら源泉徴収票を求めて」、そのコピーを提出させるという、ちょっとびっくりするような調査なのですが、そういう調査を行っています。同じ調査の枠内で、介護に関する状況を把握するために、介護票調査も遅れて開始しました。要介護者が居る世帯について、“横出し”のような形で調査を行っているものです。これらの調査の設計というのはそれぞれ異なっており、国民生活基礎調査において、一方が、その対象の一部を所得票調査として 5 分の 1 の無作為抽出する調査統計であるのに対して、他方は、国民生活基礎調査の結果から要介護者が居る世帯を選び出して、その世帯を対象として介護票調査を行う調査統計となっています。今回の模倣被害実態調査をどのように設計するかという時に、知財活動調査と模倣被害実態調査の母集団情報が違う点を吟味することが必要です。模倣被害実態調査は権利の登録ベースで、知的財産活動調査は出願ベースです。どちらが良いかは調査目的と絡みますが、安定性でいうと登録ベースの方が母集団の構成が安定しているだろうと思います。長岡先生がそのことについて非常にお詳しいと思いますが、出願ベースだと、毎年、母集団の出入りが大きい。そういうことからすると、知的財産活動調査の母集団情報に乗っかってしまうと、母集団の構成が比較的安定している模倣被害実態調査の結果が来年度から非連続になります。そのために、早急に行った方が良い作業は、どちらも産業財産権のデータベースを基に母集団情報を作っていますから、データベースから「出願ベースと登録ベースをクロスするテーブル」を作成して比較検討することです。両者の間にどういう関係が有るかという情報があれば、模倣被害実態調査が知的財産活動調査の枠組みに乗っかっても不都合がないのかどうか、どういう乗り方をすれば支障がないのかがわかります。また、知的財産活動調査についても、これまで利用してきた 3 年間の出願ベースに基づいた母集団情報だと、いろんな取りこぼしがあることや、推計上のいろんな問題があることが、逆に透けて見えるかもしれない。そのような検討のための基礎となる情報が有ると、両者を何らかの形で統合する際の重要な参考情報になるのではないでしょうか。長岡先生、如何でしょうか。

●長岡：　知財活動調査においては今後の出願がどうなるかということも知りたいということなので、やはり、一番最近の研究開発がどうなっているかということですね。問題は、中小企業だと過去 3 年出願した人の調査をすると、「次の年は出願していない」ということ

になってしまうので、そういうことからも登録ベースの方が安定はしていると思います。ただ、リサーチクエスチョンが違うというか、今の研究開発、あるいは今後の出願の動向を知りたいということと、権利がどのように侵害されているかということは、元々リサーチクエスチョンが違うので、そういう意味では母集団設計が異なろうがどちらでもいいのですが、2 つ合わせるとなると、何となくコンプロマイズが必要になってくるということですね。しかもこれは記入者負担とは関係ないので、両方とも選ばれたところは一つだし、別々に実施すれば別々に答えることになるし、まとめたからと言って記入者負担が減るはずではないので、私個人的には一緒にするメリットは感じないと思っております。

●舟岡：　登録ベースと出願ベースのクロス表において、対角線上に多くの企業があれば何の問題もありません。おそらく、全数調査の対象は知財活動の有力企業が数多く含まれていて、ここのところは両調査に共通の全数調査にして、それ以外のところで、例えば、知的財産活動調査がベースになるとしても、一部の対象については模倣被害実態調査の実施だけを行う。ちょうど、模倣被害実態調査が知的財産活動調査の半分強くらいの標本サイズですから、一部の標本を模倣被害実態調査に充てるとして、その時の充て方をどうするかということを巧みにやっていくのも良いのかなと思っています。また、知的財産活動調査の調査対象に模倣被害実態調査の調査項目の全てを乗せてしまうと重くなってしまう可能性があり、ほとんどの回答で「被害有りません」となってしまいそうです。たぶん、調査対象の全てに充てるとしたら「被害が有るか無いか」だけを調査するという簡易版にするなど、どの対象に焦点を当てて被害の実態調査を行うかを考えていくやり方もあるのではないでしょうか。

●美添：　舟岡先生と長岡先生のご意見は微妙に違うように思います。舟岡先生は最初から「統合ありき」に対し、長岡先生は「統合してほしくない」という風に聞こえます。自分は統計改革推進会議の委員なので、スリム化と言われると、それはやらなければならない立場であるため、抵抗するのは宜しくないと思います。申し訳ないが、抵抗しない姿勢を見せて、尚且つ必要な情報を集める工夫をするという、どちらかと言うと舟岡先生が述べられたような工夫を考えた方が現実的かなと思います。「何が出来るのか？」を考えるべきだと思います。長岡先生が述べられたことで 1 つ答えられそうなことは、「母集団が違う」と述べられましたが、確かに保有ベースと出願ベースという母集団名簿は違うのですが、「企業の中の一部分」として捉えることも出来るわけで、その法人に限らないかもしれませんが、企業の中を幾つかに分けるということにする、例えば、いろんな統計調査の中にＡ表とかＢ表や甲調査とか乙調査などに分かれているものもあり、先ほど舟岡先生からもご説明あった国民生活基礎調査も元は 3 つの調査を統合したもので、調査票自体は増え、見かけ上は 1 つの統計調査ですが、調査の経路も保健所・福祉事務所の 2 つも残っているものです。大変す

ばらしい統計調査と評判のものです。そういうことでも答えられるので、甲・乙形式など調査票を分けるという方法もありだと思います。もう 1 つ具体例として、ショートフォーム・ロングフォームというのを作り、簡易な事項は厚く皆さんに聞くとして、ロングフォームはその時にすぐに実施しても良いし、その中で例えば半分くらいに少し複雑な調査項目を入れたものにするというやり方もあるかと思います。他にもいろんな実施方法はあると思うので、具体的な話しに入った際は、舟岡先生からアドバイスをもらえば良いと思いますが、先ずは“決心”をするところからではないでしょうか。単独での統計調査継続が困難であるので統合を考えましょうとか、これはあまりお勧めできないが、もぐり調査に切り替えましょうとか、廃止することは止めておきましょうとかを考えると、必然的に統合しかありませんね。「統合後の良い調査を考えましょう」を真剣に考えるべきではないでしょうか。これが今年の研究テーマとするならば、舟岡先生が既に述べているとおり、保有ベースと出願ベースで比較をすべきであると考えます。その研究を今年のうちにやっておいて、統合に向けて、その成果を活かすというのが現実的かなと思います。

●舟岡：　少し補足しますと、長岡先生が述べられたように 2 つ併存して継続できればよいのですが、例えば 1～2 年頑張れたとしても、後が続かなかったという事例として、かつて財務省が大蔵省時代に財務省景気予測調査を実施しており、他方で内閣府が経済企画庁時代に法人企業動向調査を行っていましたが、経団連から「いつも同じような調査を重複して行っているではないか」とやり玉に挙げられ、その重複を何とか無くすようにと毎年繰り返し指摘され、結局、2 つを統合し内閣府と財務省の共管調査として法人企業景気予測調査が出来ましたが、内容的には以前とあまり変わっていないのに、むしろ評判は良くなった、という例もあります。そういう方法も模索していくべきと思いますが、お聞きしたいこととして、「来年度無し」となった場合、来年度の知的財産活動調査は 9 月 30 日が提出期限ということは、恐らく、遅くとも 6 月までには調査票について承認を受ける必要があり、政策統括官室にお伺い立てて承認を受けるという行為は、たぶん 3 月までには提出しないと間に合わないのかなと思います。模倣被害実態調査が知的財産活動調査に統合するような形になるとすると、早めにその形の目星を立てておかないと、模倣被害実態調査が 1 年抜けてしまう可能性があって、これはユーザーにとっては非常に不都合であると思いますが、如何でしょうか。

●新田：　2 つの統計調査について、少し当方でも分析してみましたので、ご紹介します。模倣被害実態調査の母集団が 20 万くらいあり、それに対して知財活動調査の母集団は 7 万くらいですが、この 2 つの集合体はほぼほぼ重なっているというのが現実です。重ならない部分は「登録したことがないけれど、初めて出願をした」という層が重ならないということ

です。知財活動調査の 7 万の母集団の中で、甲調査は毎年行う悉皆調査であり、乙調査は 3 年毎に行うサンプル調査です。この知財活動調査の 5 件以上出願の甲調査と、模倣被害実態調査の悉皆調査部分である 100 件以上保有の部分がよくよく重なっているというのも事実で、その数 2,486 者ありました。この 2 千 5 百者が「毎年 2 つの調査が来る」というグループになっていて、ここのところに郵送で調査票を送ると、金額にして 250 万円ほど掛かるらしいです。さらにユーザー側も負担がかかっているということで、出来るなら 1 つにしてしまいたいという意見もあるのも事実です。この 2 千 5 百者については、これまでも両方の調査を行っているので、今後も毎年調査を行えればブレは無いと思えます。
本日、ここまで先生方に大変貴重なご意見をお伺いでき、非常に助かっております。ご指摘の通り、実は我々も時間があまり無いのも事実です。今後の予定として、8 月前半くらいには、先ほど議論がありました「親亀子亀で行けるかどうか」の方向性は示せるのではないか、と思われます。もし、「子亀になって存続」ということになれば、何を以って子亀なのかなど精査して、総務省の審査を受ける準備をするということで、秋口くらいには省内の調査統計グループに照会をし、春先に承認を得られれば、2021 年の秋口、知財活動調査の調査票を送る 9 月のタイミングに間に合うのではないかと思っております。間に合わなかった場合には、「1 年空く」ということも正直ベースでやむなしと考えておりますが、これはバッドシナリオであり、出来ればこの秋口にしゃかりきに頑張って、来年の秋には親亀子亀の調査票が送られるよう、良いシナリオで行きたいと思っております。ただ、精査が間に合わない、勉強が間に合わない、ということも当然に有り得ますので、その際には先ずやってみて、少しずつ変えていくということもあり得べしとも思っているところです。

●舟岡：　第 1 回委員会以降に、6 省庁に対する電子メールによる調査と、3 省庁へのヒアリング調査を行った結果を見てみると、従来は区々であった母集団情報についても、事業所母集団データベースが次第に中心的になると認識されるようになっていて、そこを基軸に据えようという方向が見受けられ、中でも“法人番号”について、いろんな統計調査の母集団情報において共通企業ナンバーになっていく動きが出てきているように感じられました。財務省や経済産業省がそうした流れに乗るでしょうし、その他も同様でしょう。そうなると、嫌でも知的財産活動調査もそれに乗る方向を目指すようになると思います。そうであればこれを機に、知的財産活動調査は法人ではない者も対象としていますが、そこの活動をしている主体の属性についても、きちんと事業所母集団データベースと何らかの突合を行うことに加えて、特許庁の所有するデータベースにおいて登録と出願の突合分析を早急に行うことが肝要ではないか。データベースを共有化して、そして母集団情報を一元化すれば、事業所母集団データベースと連携するという流れにも乗りやすいのではないか、という気がしていますが、そこについてのお考えは如何でしょうか。

●新田：　法人番号を適切に使おうという流れは、最早自然な流れではないかと見ています。そういった流れの中で、特許庁としてもうまく乗って行こうとしなければならないし、ご指摘いただいたように、登録ベースと出願ベースは実は庁内では“別データベース”であり、使い勝手は悪いですが、わざわざクロス集計するまでもなく、1つのデータベースになって一括検索で比較ができるという形にしていくのは当たり前であって、先の準備についてこれを機に行うということは重要だとは思っているところです。いずれ、大連合の時代に向かっていく準備が今から始まったということなのであろうなと受け止めております。

●長岡：　特許庁の強みというのは、出願をするときに必ず住所を明かさないといけないので、特許庁の方が良い名簿を持っていると判断される場合もありますね。そういう意味では必ずしも事業所母集団データベースを全て信用してやる必要はないと思いますが、活用することは良いと思います。もう1つは、今まで知財を持っていないところと持っているところの違いは、実は政策的には非常に重要で、そういう意味では母集団について今は現に知財を出願していない人も含めて考えていった方が、そういうところは如何に知財や研究活動をやっているのか、やっていないところにやってもらうというのも政策的に重要と思います。事業所母集団データベースとのリンクを取っていくことは良いことであると考えられます。例えば、知財を現時点で持っていないところの調査を行うことも可能になりますね。

●舟岡：　事業所母集団データベースはいろんな統計調査の母集団になり得るものですが、これを作成するために行われる経済センサスの中で、例えば「知財部が有るか無いか」の調査項目を加えてもらえば、知財活動に関わる統計調査で有効に活用出来るのではないかと思いますが、如何でしょうか。

●長岡：　そうですね、確かにその情報があるだけでも有効になりそうですね。

●新田：　どれくらいの出願、どれくらいの登録をしているところから知財部が生まれるのかなど、多角的な面で調べていくと、今まで見えなかった情報が見えてくるところもあるので、我々としても営業をして知財に関する情報を取れればと思っており、今後はやっていく必要もあるのではないかとも思っております。

●舟岡：　受け身になるだけでなく、他のところにも「こういう情報を調査してほしい」と言える良い機会なのかもしれませんね。

●新田：　そうですね、今後は物を売るというよりはサービスを売るというところが多くなっていく時代になると思いますので、特許庁の役割もますます重要になっていくのではないかなと感じます。各部門の統計担当者にも“知財マインド”というのを営業していき、「こういうことを統計で取って行ったらいいですよ」という提案型の営業も出来ればよいと思います。

活発に議論いただき、時間も無くなっているようなので、何か他にもご意見等ありましたら、メール等でも意見頂戴できればと思っております。
ここで、今回の委員会の趣旨である「ヒアリング調査結果」について、ご報告頂けませんか。

●鳥越：　それでは、先ほどからお話しのありました、知財活動調査の方からご報告いたします。
特許庁の企画調査課へのヒアリングですが、7 月 10 日に美添先生と国際協力課塚本班長と斎藤係長とで訪問しました。正直な印象として、質問に対する回答は中々堅いといったものでした。その中で聞き出せたこととして、議事資料 2 ページ目の自省庁と他省庁の統計についてというところで、模倣被害実態調査などの統計データの有効活用の有無に関する質問では「検討していない」という回答でしたが、先ほどでも議論されておりました、事業所母集団データベースでは「法人番号が使われるようになるので、今後は便利よく使えそう」とのポジティブなご意見も聞けました。スリムな親亀に関してですが、最終ページで設問数に触れておりまして、現在 13 問という設問数について多いか少ないかと聞いたところ、開始時点では数多い設問数であったのが、徐々に少なくなってきており、「現在の 13 問は妥当である」とのご意見のようです。
知財活動調査ヒアリングのその他の報告ですが、標本設計を含め専門家委員会などによる見直しのタイミングについての質問では、「継続性を重視する」ということで、「見直し検討については行っていない」という回答でした。このヒアリング時点では少なくとも見直しの予定はないようでした。
その他、経済産業省へは 7 月 14 日に、美添先生と国際協力課斎藤係長とで訪問しました。議事要旨 2 ページ目の下で、「自省庁及び他省庁の統計調査について」という質問で、本日の議論となっております、政府全体の統計調査に関する動向について話を聞くことができました。この中で、経済産業省内でも最近になって統計調査の整理に関する動きが活発的になってきたということでした。さらに、今後 2 年のうちに、政府の統計調査について大きな

動きが見られるのではないかということでした。

●新田：　「今後 2 年」というのは、人の手当てもしなくてはならないということで、最終的には令和 6 年くらいまでをマイルストーンとして体制づくりを行うことになると思われます。

●鳥越：　その他、総務省統計局やメールベースでの回答になりましたが財務省からも、お忙しい中、大変丁寧な回答を頂戴出来まして、皆様のご協力に感謝いたしております。

●新田：　ヒアリング報告資料は既に読ませてもらいましたが、参考になるところは多いと感じました。こういった聞き取り調査は今後の財産になるものと思っております。今後、親亀子亀のことを考えると、どのような形になるにせよ、我々は情報を収集して、それを施策に反映していかなければならないというミッションは変わらないと思いますので、こういう調査したことはまとめて頂いて、次の新たな統計の参考にさせて頂くということは、実は親亀子亀があろうとなかろうと変わらないということなので、この取りまとめの作業は引き続き継続して実施してほしいと思います。

●舟岡：　科学技術研究調査について、元来は行政目的に無関係な総務省統計局が「なぜこの統計調査を実施したのか」というと、当初はどこもやるところがなくて、単なる施設調査的な性格にとどまっていましたが、総務庁で事業所統計調査を担当していた経済統計室が調査内容を漸次充実させて行って、中身的にも魅力的な統計調査になったものです。それが、30 年～40 年前でしょうか、その時になって、通産省が「これはしまった」と取り戻したい一心で動いたようですが、取り戻せなかったという過去があります。同じように、模倣被害実態調査と知的財産活動調査が今後統合された後にでも、この 2 つは知財活動に関してはきちんとした裏付けのあるしっかりした知財の統計調査であるとアピール出来れば、将来、ひょっとして統合することになるかもしれない科学技術研究調査を今度は中に包含させる形になり得るという心意気で臨みたいですね。

●新田：　科学技術研究調査においても、我々の調査においても意味は非常に大きいと思いますが、なかなかわかり難いというところもあり、それぞれの調査の重要性をアピールする機会にもなると思うので、共に「足して拡大基調」となれば良いとは思いますので、良い情

報を出して、プレゼンもしっかり行わなければならないのかなと思います。

では、今後のプロセスについての話をしましょうか。

●鳥越：　先ほどのお話しですと、8 月の前半で模倣被害実態調査の方向性がある程度判明するとして、そこで「親亀子亀関係になるのか」などの方向性も立てられるかと思います。その後も、秋口までに「子亀になるなら、どういう設問にすべきか」を決めなければいけないのですかね？

●新田：　そうなると思います。但し、それまでも時間がないので、この委員会が終了後も、それほど時間を掛けないタイミングで、「こういう設問に絞りましょう」という候補を試案としてメールベースで共有させて頂きます。

●鳥越：　その設問の決定ですが、当初の事業予定では「11 月中に中間報告を」ということで事業を開始しておりますが、そのタイミングで質問の最終案を出せば宜しいのでしょうか？

●新田：　そこは相談したいです。子亀の設問項目数を何問にするかということや、何を残すのかというのを、9 月くらいに絞り込まないとダメかなということは、逆算して思いますね。

●舟岡：　調査項目を早急に絞り込むということは必要なのであろうとは思いますが、特許庁側から行政上の優先順位を決めて頂き、ユーザー側からも「この調査事項は是非残してほしい」といったような情報も集めて頂き、また、長岡先生が専門家なのでご意見を出していただき、行政サイドと、企業或いは研究機関等のデータを活用するサイドからの意見を擦り合わせて、事項を設定する手順が重要です。また、別の視点として、報告書を見ますと、ゼロの回答のところが随分多く見受けられますので、これらの設問に関しては検討する余地があると思います。調査事項を減らす際の有力な候補であり得ますし、例えば、選択肢等についても統合するとか、いろんな工夫すべき際の情報として有効だろうと思います。そのような過去の調査結果も踏まえながら、調査事項をどのように設定するかについて検討するのが効果的かなと考えます。

●新田：　ご指摘のとおりだと思います。ゼロのところもそうですし、また、たった 1 者が答えてしまったことによって、拡大推計で 700 くらいが残ることになり、そういうところを多面的に精査していき、何を残すかなどを具体的に考えていきたいですが、バランス的に見ても、残せても 20 問以下、19 問くらいに絞り込む作業になるのかなというのを思っております。

●長岡：　先ほど、舟岡先生が述べられたように、質問はしているがあまり統計的な意味がないようなところは、過去の調査実績からして判断が出来ると思いますので、そこを見ていきたいですね。
そうしますと、この事業の調査ミッションがかなり変わってくるということですかね？

●新田：　模倣被害実態調査の標本設計を、どういう形で求めていくのかという理想を追い求めていくのも 1 つゴールとしてあるのかなとも思いますけれど、親亀子亀論になった場合の理想系についてもアドバイス等頂ければ、それをどういう風に報告書に入れるのか入れないのか、ということもまたご相談に乗って頂ければと思っているところです。着地の仕方については、知恵を出していただいて、見つけて行かなければいけないかなと思っているところです。

●舟岡：　今、ご説明いただいた「仕様書に記載してある標本設計をどのようにするのが望ましいか、最適な標本設計があるのかないのか」に関しまして、そこを目指すというのはもはや実際上無理であって、それを例えば、調査研究で記したとしても実現しようがないなら止めた方が良いし、労力の無駄使いになります。それであれば本当にありそうなシナリオに従って、その中でどう最善を尽くすかという方に議論の集約をはかった方が良いと思います。

●新田：　ご指摘ありがとうございます。その通りでして、無駄な作業になってしまうことにもなりますが、どういった形でまとめるかという技術論もある話なので、良い落としどころを見つけることもしていただければと思います。

いずれにせよ、親亀子亀論のまま話が進むのか、或いは親子関係が逆転するのか、今の状況

では誰も答えがわからないので、分かり次第、すぐに情報を共有させてもらいます。

●美添：　知財活動調査の予算額も 3,600 万円と聞いてしまったので、あまり欲張ることも出来ないと既に自覚しています。よくこれまでも調査出来ていましたね。

●長岡：　企業の知財部が協力的なのですよ。

●新田：　長時間の議論をしていただきまして、ありがとうございました。非常に貴重なご意見を頂けて、感謝いたしております。
引き続き、ご協力の程、よろしくお願いします。本日はありがとうございました。

●一同：　ありがとうございました。

第３回委員会 議事録

１．日時　　令和２年 9 月 17 日（木） 16:00～18:15

２．場所　　株式会社マークアイ 会議室と Skype for Business

３．出席　　委員：　長岡貞男先生、舟岡史雄先生、美添泰人先生
　　特許庁：　新田室長、塚本班長（リモート参加）、斎藤係長
　　マークアイ：　鳥越（司会進行）、中山（議事録）　計８名

４．テーマ　　令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
　　「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」

５．委員会　議事
　議題１：　２つの統計調査の標本設計比較確認
　議題２：　現行の模倣被害実態調査票の各調査事項の確認
　議題３：　現行の模倣被害実態調査のユーザー意見の報告（特許庁より）
　議題４：　絞り込み調査事項につき選定根拠などの確認
　議題５：　現行の知的財産活動調査票の各調査事項の確認
　議題６：　今後の進め方・スケジュールについて

６．次回 第４回委員会の内容確認

７．配布資料
　・R2 年度調査研究　第 3 回委員会　レジュメ資料（20200917 開催）
　　「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」
　・議題１：模倣被害実態調査の標本設計の検討
　・議題１：模倣被害実態調査の標本設計の検討のための論点
　・議題２：模倣被害実態調査票（2019 年度）
　・議題４：見直し後調査内容案
　・議題５：知的財産活動調査票（2019 年度）
　　参考：2019 調査票（回答状況付加）
　　参考：2019 年模倣被害実態調査_回答率一覧
　　参考：保有件数と出願件数のクロステーブル

以上

特許庁：「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」
　第３回委員会開催
　2020 年 9 月 17 日（木）16:00～18:15

●鳥越：　それでは、令和 2 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の第 3 回委員会を開催いたします。
②本日の流れについてご説明いたします。
この後の委員会議事は、レジュメの③委員会の議題１～６まで記載されております。
議題１：2 つの統計調査の標本設計の比較、確認を行います。
議題２:現行の模倣被害実態調査票の各調査事項 44 設問の１つ１つを確認させて頂きます。
議題３：現行の模倣被害実態調査のユーザー意見を特許庁さんよりご報告頂きます。
議題４：見直し後調査内容案として、既に案が出てきているので、選定根拠、回答率、内容の確認を行いたいと思います。
議題５：親亀側となる、現行の知的財産活動調査票、調査事項の確認をいたします。
議題６：今後の進め方・スケジュールについて、次の④と重複しますが、今後の進め方を確認させて頂きます。
④　次回第４回委員会の内容確認となっております。

それでは、早速、委員会に入らせていただきます。

●舟岡：　委員長を務めさせていただきます舟岡です。今日は対面ですので、委員長を務めさせてさせていただきます。
先程、事務局から説明がありましたように、議題は１～６まであります。今日中に決めておきたいのは、議題１の統計調査の標本設計についてです。これが本来はこの事業の調査研究の重要な課題でしたので、一定の結論を出したいと考えます。
議題１は 30 分程度で済ませ、議題２以降については、新たな模倣被害実態調査の調査事項をどのように構成するか、その際、調査事項の変更や、新たに追加するもの、削除するもの、等々について忌憚のない意見を交わして頂ければと思います。
当初計画から大きく変更になりましたので、皆さまのご了解を頂きつつ進めていきたいと思います。

議題 1. ２つの統計調査の標本設計の比較確認
予算その他の事情で、模倣被害実態調査を、従来のやり方で実行することが出来なくなりました。大きな流れとしては、別途行われている知的財産活動調査に統合するような形で、調査を実施する方針が有力になっています。来年度については、予算や時間的制約もあり、こ

れまでの折衝等の結果を踏まえる方向でやむを得ないところもあるかと思いますが、その方針に沿った場合に、どのような点が問題になるか、そこについては十分に詰めておき、現行の知的財産活動調査の標本設計について若干の変更が可能かどうか、あるいは将来に盛り込めれば望ましい方法の変更があるかどうか、そういった点を検討しておきますと、再来年度以降の調査で模倣被害についての実態把握がより有効になるのではないかと思っております。

それでは、私の方で作成した「2021 年度模倣被害実態調査の標本設計について」の資料をご覧ください。

模倣被害実態調査を知的財産活動調査の中に調査事項を追加する形で実施した場合、標本設計の変更に伴って、どのような影響が生じるかを検討することが、2020 年調査以前の計数と比較分析する上で重要です。

新しい標本設計の枠組みで調査したとしても、これまでの十分なデータの蓄積を活かす形で、なんとか調査が設計できると非常に望ましいと思います。そうした観点から２つの母集団情報、それと標本の特性を比較検証して、特許庁で用意して頂いたデータも踏まえながら確認していきたいと思います。

先ず、母集団情報として活用している特許庁所有のデータベースとして、模倣被害実態調査については権利登録者数がベースになっていますが、権利登録者数のデータと模倣被害実態調査の母集団情報がどういう状況にあるのかを示したのが表１です。
表２は、同じく特許庁所有のデータベースですが、知的財産活動調査については出願者数がベースになっており、それと知的財産活動調査の母集団情報を対比して示したものです。
表３は、両調査の調査対象を比較検討した資料です。
表４は、それぞれの調査の回収率の比較をしています。
表５は、模倣被害実態調査と知的財産活動調査のいずれの調査も層化抽出法に依っており、層別情報は資本金規模と産業別ですので、両統計でその区切りがほぼ合致するようなものについて、それぞれの層別の分布を表したものです。
表６は、模倣被害実態調査においては、「模倣被害あり」の情報が一番捉えたい主要な事項ですので、その回答状況を十分検討しながら、これを適切に把握できるような調査設計となっているかどうかについて検討するための資料です。

表１から順にご説明して、委員の皆様からご意見を頂けたらと思います。また、私が間違って作成していたり、誤解しているところがありましたら、特許庁の方から是非、説明の途中で結構ですので、ご指摘頂けたらと思います。

表 1 が 2019 年度模倣被害実態調査についての資料であり、2019 年度の調査は 2019 年 3 月 30 日時点の特許庁のデータベースの権利登録者数を母集団情報として使用しています。
Ａが特許庁のデータベースの権利登録者数であり、模倣被害実態調査の抽出率の違いに合わせて 3 つの区分で示しています。Ａが権利登録者数で、1～9 件が 233,000 法人、10～99 件が 17,823 法人、100 件以上が 2,400 法人です。それに対して、Ｂが模倣被害実態調査における母集団の権利登録者数であり、ＢをＡで割った数値が微妙に違っています。私なりにその乖離の理由を考えたのが、ＡがＢより多いのは、Ａは法人以外に個人とか大学等公的研究機関を含み、個人等は権利登録件数が少ないところに多く含まれるためであろうと考えます。
青色の部分のＢがＡより多いのは、出願者データと突合ができなかったことによるのかなと推察しています。出願者データは 2017 年暦年のデータであって、2019 年 3 月 30 日との時点の違いで、Ａに比べてＢが少なくなっているのかなと考えましたが、特許庁さんから教えて頂きたいと思います。

●斎藤：　概ね、ご理解の通りだと思っております。Ａの方が特許庁データベースから拾ってくるデータですが、出願者名とか住所をもとに特許庁で番号を付していますが、その番号がある者に限って、今回、比較対象とさせていただいたものです。一方、模倣被害実態調査については、そういった番号が付されていないものについても、丸っと抽出対象とする、そこが一番大きな影響だと思っております。

●美添：　番号というのは固定ですか？　毎年度振り直すのですか？

●斎藤：　固定です。

●長岡：　それは権利者コードみたいなものですか、申請人コードですか。

●斎藤：　申請人コードです。

●長岡：　Ｂの方が多いというのは重複ということもありますか？

●斎藤：　重複もありますが、それは模倣被害実態調査の対象者として、名寄せした形になっています。

●新田：　名寄せがしきれているか、そこのところが難しくて、例えば、一例で申し上げますと、例えば、ＩＢＭが出願人である場合、複数の代理人がアルファベットで「ＩＢＭ」、

カタカナで「インターナショナルビジネスマシーンズ」、「インターナショナル・ビジネス・マシーンズ」のようにそれぞれ異なる記載をしまうというところがあって、それに対し我々も異なる識別番号を振ってしまうことがあるので、根っこは同じＩＢＭだが、表記の違いによって、ＩＢＭが、実を申しますと 30 以上あったということもあります。表記種類は多いのですが、先ほど斎藤が申し上げた通り、調査表をＩＢＭに 30 通送ってしまうようなことが起こり得るので、住所等で名寄せして 1 通のみを送るのが基本なのですが、名寄せしきれないものもひょっとしたらあるかも知れません。

●長岡：　事業所単位で、申請人コードが付いていたりすると、重複しませんよ。住所では名寄せできないですよね。

●舟岡：　総務省の事業所母集団データベースでもそうなのですが、例えば、ディックという会社は現在はＤＩＣが正式名称ですが、以前は大日本インキです。かつては、大日本インキでいろんな出願をしていたのが、最近ではＤＩＣで出願しているとすれば、両者の突合はなかなかできないですよね。

●新田：　あと、出願時は最新名称であるが、登録情報を更新していない場合もあります。

●美添：　名寄せは大事な問題と思うのですが、そのためのプログラムは独自開発しているのですか。名寄せのプログラムは各省も持っているし市販されているものもあるので、どれを使うかですよね。

●新田：　我々は独自で開発しました。内製でやりました。

●舟岡：　続きまして、表２は知的財産活動調査についてですが、表 1 と同様に、特許庁のデータベースと対比しています。知的財産活動調査は、ある暦年 1 年の出願件数の特許庁データベースに依っていて、2019 年度調査ですと、2017 年暦年の出願者数がベースとなります。
出願件数が、5 件未満については、大規模調査年として 3 年に 1 回標本抽出で調査をしますが、それ以外の年については調査しません。そして、5 件以上については、それぞれ層別に抽出率を変えて標本としています。特許庁のデータベースと比較しますと、1～4 件のところはほぼ相応していて、ＡがＢより若干多いのは出願件数と登録件数が突合できた対象であったことによるのかなと思います。ＢがＡより多い理由は、よく分からないのですが、Ａの出願法人数 70,049 のうち、まとめて件数を記入した法人が 187 あり、これを除いても過小ですが、187 が主に発生するのは、出願件数が多いところだろうと考えると、例えば、50 件以上で 60 違い、100 件以上で 92 の違いを合わせると 152 ですから、187 の違いが出願件

数 100 件以上のところに多く取り込まれるとすると、両者の差はほぼないと、都合よく、勝手に解釈したのですが如何でしょうか？
報告書に 187 法人を除いていると書いてありましたが。

●鳥越：　公開情報にはそのように記載あります。

●舟岡：　これについては、主要な論点ではないので、ここでは一応、そういう状況であると確認するということにしておきましょう。
次に、表３については、特許庁のデータベースを基に作成してもらったクロス表から、ここでの検討に有効であるものを取り出して作成しています。作成してもらったクロス表は、2019 年度の模倣被害実態調査については 2019 年 3 月 30 日時点の権利登録者数であり、片や 2019 年度の知的財産活動調査については 2017 年暦年の権利出願者数ですから、両調査のベースとなるデータ間に時点の違いがあることは確かです。
これをよくよく眺めると不思議な点があります。私の疑問から申し上げますと、4 権利の出願件数が 50 件以上で、登録件数 0 ということは、有り得るのでしょうか？　出願だけしておいて、権利取得をしてないということですか？

●長岡：　そういうこともありますね。商標ではなかなかないでしょうが、特許など審査があるものはあり得ることでしょう。

●舟岡：　1～9 件のところについても、出願しても権利が取れなかったのでしょうね。

●斎藤：　まだ取れていないというケースも想定されます。特許などは審査期間が長期になるので、その審査期間中はまだ権利が取れていないということになります。

●舟岡：　ただし、50 件以上となると、かなりの規模の出願件数であり、知財活動が活発なところでは、権利をある程度持っていていいのかなと思います。

●斎藤：　我々もここの部分は気になって調べました。恐らく、スタートアップなどで始まった企業で、一気に出願したのではないかと分析しています。

●舟岡：　なるほど。それと、両調査の時点がずれていることもあるかもしれないですね。

●斎藤：　商標については、大量出願人の関係で、権利化に至っていない出願もありますので、恐らくそういうものもここに含まれているのではないかと考えています。

●新田：　出願だけをしておいて、誰かに買わせるというようなビジネスをする人がいまして、流行り言葉が出てくると誰よりも早く出願してしまう場合もあります。

●舟岡：　模倣被害実態調査の標本設計において、知的財産活動調査をベースとするということになりますと、3 年に 2 回、来年度の調査においては小規模調査ですので、5 件未満は調査の対象ではないことになります。緑で塗った部分ですが、そこで 4 権利の登録件数が 0 のところはいいのですが、1～9 件、10～99 件、特に 100 件以上のところが問題であって、特に 100 件以上のところが 50 法人、135 法人あるのはやや困ったものだと思います。
とりわけ、4 権利の登録件数が合計して 1 件以上あることを記す下の欄を見ますと、特に商標で、非常に法人数が非常に多くなっています。出願件数が 0 だけど商標を持っているのが 166,512 法人あり、１～4 件の出願件数ですと 45,551 法人あります。そして、出願件数が 0 でも特許があるのは 4 万法人あり、模倣被害で多いのは特許と商標、次いで意匠ですから、特許と商標のところで少なからず脱落があることについては、何らかの対応をしなくてはならないと考えます。2021 年度は無理だとしても、2022 年度の大規模調査の時には、1～4 件については、何らかの形でカバーされるのが良いでしょう。そこにおいて改めて検討材料を入手できるような調査事項の設定が必要でしょうし、0 件のところについても、2022 年度の調査においては、特別の上乗せとかのかたちで標本追加を行えないものかどうかを前向きに検討すべきと思いますが、如何でしょうか？
これだけの数があると、ちょっと不安ですね。

●新田：　シャープに事象を見てみないと分かりませんが、最近の難しさでは、M＆Aが活発に起こっているので、かつてA社とB社でそれぞれ出願していたけれども、B社が吸収合併され、B社の登録件数はかつて 100 件以上あったけれども新規出願がない、みたいことも起こり得ると思うので、そうすると、我々としてもはやB社のことはA社を調べれば分かるということもあるので、最近のトレンドで調べるということは悪いことではないのかなと感じています。

●舟岡：　例えば、持ち株会社の形態が多くなっていますね。その場合、産業財産権を持ち株会社の本体に移してしまうというケースがありますが、登録した過去のものも、持ち株会社に全部移すのですよね。

●長岡：　通常そうだと思いますね。

●舟岡：　出願の時は持ち株会社ですか、それとも事業会社ですか。

●長岡：　それは知財部をどこに置くかということで、恐らく、出願と同じところでしょう。

ただ、基礎的な研究を持ち株会社で、事業に近いところは事業部と、そういうところは、複数の出願拠点があるという可能性は結構高いと思いますね。

●舟岡：　権利が出来たら持ち株会社に吸い上げるとか？

●長岡：　持ち株会社に全部あるとは限らないですかね。よく分からないですけれども。

●新田：　パナソニックがユニークな例で、パナソニックが知的財産を全部持っているように見えて、信託会社を作って、その信託会社が知財を全て管理しているというところもあります。つまり、パナソニックは信託委託者となっているので権利を 1 件も持っていないということになります。パナソニックは北海道から九州まで全て事業所があって、全てに研究開発機関があったようですが、デュプリケーションを出来るだけ少なくするために、1 つにまとめて知財をやるためだけの信託会社を作って、そこに一挙に集中したと伺っています。知財の管理の仕方が多様になっている点でも、調査票の送付が難しくなっていると感じています。

●長岡：　欧州の移転の論文があって、その査読を担当したことがありますが、グループ間の取引が凄く多いという印象でした。恐らく、欧州のグループ間の取引では登録免許税は免除されているのではないでしょうかね。件数は凄く多いです。

●新田：　しかもそれをタックスヘイブンの方に持って行く、という方法もあるようですね。

●舟岡：　例えば、先ほど私が提案しました 2022 年度知的財産活動調査で、出願件数が 0 件だけれども登録件数が 10 件以上とか、数 10 件以上のものとか、そういうものについては、ランダムに標本を選んで調査するという、上乗せもあり得るでしょうかね。

●新田：　上乗せもあり得るかもしれないし、ひょっとしたらあり得ないかもしれないです。そこは実際に出願が 0 になっているのは、最早、存在していない会社なのかもしれません。10 年前にM&Ａで、Ａ社という会社は消えているけれども、登録の履歴だけは残っている会社を拾っているかもしれないということです。

●舟岡：　以前に知的財産活動調査の研究会に出ていた時に、出願件数だけで母集団情報として、標本を選ぶことが適当かどうかという議論がありましたよね。

●長岡：　一度、検討しましたね。ここにある舟岡先生が書かれているような問題があることは認識していまして、中小企業の場合は、ある年出願したら、翌年はむしろ無い場合が多

いです。出願件数をベースに標本をすると、やっていません、という答えが多くなるという問題もありますね。だから、登録ベースで標本を作るということもあり得るのですけれども、元々、知財活動調査は研究開発についてということなので、出願ベースが基本なのですね。それから新しい企業、スタートアップなどを把握したいところもあるので、現時点は、出願ベースで問題あることは周知しながら、両方をミックスして出願ベースと登録ベースの標本をミックスすることもあり得ると思います。複雑にはなりますけれど、両方の統計を上手くハイブリッドにしてしまうことですね。

●舟岡：　一度だけやっておくと、先程ご指摘の点とか長岡先生がおっしゃったような点とか、その実態が分かると思います。そこに、まだメスを入れたことがないので、一度は見ておくと知的財産活動調査の将来の標本設計のあるべき姿ということの検討材料にもなり得ると思います。

●長岡：　一つは、この層のものがどのくらい回収できているかという問題はありますね。空振りになってしまうと、あまり意味がないというのもあります。先ほどの回収率、それも重要なポイントだと思います。

●舟岡：　それでは、ちょっと先に行きましょうか。
次の表４が回収率についてですが、２つの統計調査の回収率が近接していて、知的財産活動調査の方がやや高いかなという程度ですが、意外と回収率が高い気がしますね。

●長岡：　難しい調査なのに意外と非常に高いですね。

●舟岡：　模倣被害実態調査の調査事項の数を考えたら、よくこれだけ回答してくれるなと思います。100 件以上だと 5 割を超えていますし、50 件程度の登録件数ですと半分ぐらい回収できているので、ちょっと実験的に 2022 年度に、検討するための情報収集のために標本を上乗せして調査してもらえると、模倣被害実態調査の過去からの接続についても、重要な情報を与えてくれると思いますが。

●新田：　そこはご提言頂けると非常に助かります。ただ、システム開発が必要かな、など思ったので即答は出来ませんが。

●舟岡：　標本の追加ですからね。
それでは次に表５に行きますと、2 つの調査の母集団をできるだけ揃えるため、2017 年度と 2018 年度に調査年度を変えたのですが、知的財産活動調査は母集団情報が 2017 年度、模倣被害実態調査は 2018 年 3 月 30 日ですから、ほぼ突合するかと思います。

模倣被害実態調査の標本は、資本金階級が“以下”であるのに対して、知的財産活動調査は“未満”になっていて、そこの仕切りが入るか入らないかの違いはあったとして、この両者を比較したのが表５です。知的財産活動調査の全体については、たまたま 2019 年度が大規模調査ですので、少ない出願件数についても含まれます。一方、甲調査は出願件数が 5 件以上です。比較して見ると、甲調査の標本の方が、模倣被害実態調査の標本の割り当ての分布に比較的近接しています。
資本金階級の分布と同様に、業種別分布についても比較しています。両調査で業種もそれぞれ違っていて、ここに掲げているのは凡そのところ突合できていると思われる業種だけで、突合できない業種はその他に含めていますが、業種についても甲調査の対象の業種別分布の方が、模倣被害実態調査の業種別の分布とほぼ類似しています。
したがって、これから見る限り、2021 年度は甲調査ですので、資本金階級と業種別の層別を模倣被害実態調査に適用しても、それほど大きな乖離はないと判断されます。

資本金階級についての両調査の分布の比較では、全体がカイ二乗では 29.4 で、甲調査では 10.2 でした。10.2 の値は 5%の有意水準が 9.5 だから、5%で若干有意になるので違うとも言えますが、近いとも言えます。
業種別の分布の比較では、全体のカイ二乗の値が 10.7、甲調査が 7.2 です。自由度は 7 で、5%の有意水準が 14.1 で、10%の有意水準が 12.0 ですから、7.2 だと 10%有意水準でも有意ではない、全体でも 10.7 でしたので有意ではない。
業種別の層別ではまずまずの結果かなと思います。

資本金については、仕切りが 5,000 万円、１億円、10 億円の区切りが入るかどうかが非常に重要であり、そこの出入りも多少悪さをしているのかな、とも思いました。層化基準については資本金階級、業種のいずれについても、それほど心配するほどでもないということになります。

●美添：　今、比較したのは、回収された標本の割合ですか？　標本サイズですか。これは標本設計に関わる話ですね。

●舟岡：　元々の母集団が、片や出願ベースで、片や登録ベースと違うけれども、不思議な結果ですね。

●美添：　規模に比例的に出願もして、登録もしているのかな。面白いですね。

●舟岡：　出願と登録は、比較的に類似しているのかな。出願の多いところは、登録も多いということですね。それぐらいの解釈は出来そうです。

●美添：　各層で出願と登録が会社数に比例していると思えば、何となくもっともらしいということですね。

●長岡：　そうですね。おっしゃる通りだと思います。

●舟岡：　それでは、表６に移らせて頂きます。
表６は、模倣被害実態調査で「模倣被害あり」の調査事項で模倣被害ありの回答結果が、非常に重要なのですが、登録件数の区分ごとに、「あり」、「なし」、「分からない」の回答割合を表したものです。
その回答の中で、「あり」の割合は登録件数と強く関連していて、10 件未満では当然少なくて、100 件以上だと　27.5％と非常に多い結果です。
単純に抽出率で戻しますと、10 件未満で 3 千を超え、10～100 件未満では 1,200、100 件以上で 508 です。
回収率は登録件数が低いほど、回収率は低くなっています。回収率を調整すると、それぞれ登録件数が、10 件未満で 1 万くらい被害ありが出る結果になります。これはあくまでも単純計算に過ぎませんが、無視できない数値だと思います。10～100 件未満で 2,740 ですので、10 件未満も拾えるようなことを措置しておかないとまずいのではと危惧します。先程も述べた上乗せの標本については、単純に、「被害あり」、「なし」、「分からない」、の他、若干の項目を調査するので良いのかなと思います。「被害あり」の法人については、前回の研究会で、長岡先生がおっしゃいましたが、「被害あり」法人のデータベースを作っておいて、そこについてさらに詳しい調査をして情報を収集するような、そんな仕組みが必要なのかなという気がしましたが如何でしょうか？

●美添：　この 10 件未満の会社では件数だけは凄く多いということなのかな。

●舟岡：　以上ですが、如何でしょうか。
模倣被害実態調査の標本設計については、知的財産活動調査の標本設計の上に、模倣被害実態調査の調査事項を盛り込むということで宜しいでしょうか。
願わくば、2022 年度の大規模調査の時には何らかの工夫を施してもらって、それで、過去の模倣被害実態調査の結果をどのように補正して接続できるのかとか、知的財産活動調査の枠組みの中で調査することで、どういう弊害が生じうるか、そういうことが詳細に検討できるようなデータを入手できるような、そんな仕組みを考えて頂く、という結論で如何でしょうか。

●美添：　もう一回確認したいのですが、先ほどの話だと登録件数が 100 件以上のところで

出願が少ないというのは、既に統合されたか活動していない者が含まれているのではないかということでしたが、それは母集団の名簿を見ていたら分かる情報ですよね、判断できるのではないでしょうか。だとすると、活動しているにも関わらず少ないという、特殊な法人や企業があるということですよね。全く無いわけですか？

●新田：　何となく想像で話しますが、先程のM＆Aに繋がるところがあると思います。M＆Aもいろいろなパターンがありまして、会社毎まるっとというパターンもありますし、事業部単位でまるっとというパターンもあります。例えば、とある会社のケミカル部門だけが優良であるが、その他部門はいらないというような場合、他社が事業単位で吸収合併を行うケースもあり得る訳で、残存会社が出願は若干しているけれども、コア部門が保有していた既登録案件だけがごそっと他社に持って行かれているというパターンもあると思います。そういったいろいろなケースも合わさって、こういった数字も出てしまうのではないかと想像しました。

●舟岡：　ここらの実態について何か解明できるといいですね。

●新田：　どうしても、権利保有者が 20 万ぐらいいるので、20 万の中から権利の変遷を詳細に把握していくのは、なかなか難しいところが正直ありまして、それだけやらせて頂くと、それはそれで楽しそうなのですが、なかなか時間もないということで、引き続き、どうしてこういう事象が起こるのかというのは勉強していきたいと思います。

●舟岡：　このデータで時点を揃えてやって頂けるとより的確に状況を捉えることができるのでは、と思います。たまたま頂いたのが時点で違っていて、それに基づいているので、時点を合わせれば、もう少し正確に実態が分かると思います。

●長岡：　それは、重要だと思います。基本的に方向は、ハイブリッドの母集団設計ができれば非常にいいですよね。

●舟岡：　知的財産活動調査にとってもいいかもしれませんね。

●長岡：　いいかもしれませんね。そういったケースが他の統計調査でもありますか？

●舟岡：　他の統計調査で上乗せというのは、例えば農林業センサスでは地方独自の調査項目を付け加えるとか、財務省の法人企業統計ですと、標本サイズの制約で地域別の表章ができないため、県によっては上乗せして標本を追加して調査して、その結果を自分たちが活用するとか、工業統計ですと、裾切りになって 3 人以下だと対象にならないときに、雑貨や繊

維産業は零細企業が多いですから、そういう業種については地域でそれらの地場産業が大きなウエートがあり活発なところは標本を増やして別途調査する、上乗せ調査を実施しています。

●美添：　その話は地方単位ですよね、国単位だと？

●舟岡：　国単位で、年によってとなると、3 年周期で大規模調査と小規模調査を行い、ぶら下がりの後続調査も行う国民生活基礎調査が代表的ですね。

●美添：　親亀、子亀の元祖みたいなものですね。

●舟岡：　ずらずらとぶら下がっていますね、いろんな調査が。
ということで、標本設計については、とりあえず今、意見交換したことを踏まえて結論とするということとして、何かまた意見があったら事務局あてに意見をお寄せください。

●美添：　一つ思い出しました、今の景気予測調査ですね。あれは以前、経済企画庁、通商産業省、総務省、大蔵省がそれぞれ実施していた景気調査があって、経団連から報告負担に関する苦情が来るなど、検討した結果全てを統合して正確になった。さらに報告者負担が軽減し、予算も削減できた。こういうことが今回言える訳ですよ。評価されるような書き方をすると、統計委員会でも喜んでくれるのではないのかなと思います。

●舟岡：　後の議題になりますが、統合したことのメリットについても追求すべきだと思います。ここはもう、長岡先生の見識を頼りにするのですが、従来の知的財産活動調査の調査事項と、模倣被害実態調査で今度絞り込む調査事項をクロスして集計すると、非常に有益な情報が出てくるものもあるかもしれない、そこをうまく見つけ出せると、評価されると思います。１つにするというのは、単に縮小するだけでなくて、別のいい点もあることが言えれば前向きな面も出てきて望ましいので、そこは次の課題かと思います。

●舟岡：　次の議題２は、現行の模倣被害実態調査の各調査事項の検討です。これは非常に重要であって、現行では 44 の設問がありますが、これを１つずつ吟味して、必要性を確認したいと思います。過去において回答率が著しく低いものは調査事項として精度の観点からも問題があるかもしれない、また、該当する回答が見当たらないような設問になっていな

いか、等を確認したいです。
後ほど吟味するユーザーヒアリングの結果にもよりますが、特許庁内で必要としない、重要性が低い項目は除いても良いかもしれません。長岡先生やその他の専門家から必要ではないという意見があったら除いても良いかもしれません。こうした観点から、調査事項を吟味していきたいと思います。
これについて事務局から１つずつ取りあげて、皆さんからご意見を頂くという形でお願いします。

●鳥越：　承知しました、それでは資料の方、模倣被害実態調査票を開いてください。
これは実際の調査票でして、2ページ目から記入するというシートになっております。
Ｉ-1 から始まってＩ-10 までが、回答企業の属性となっております。上から読み上げます。

●舟岡：　いや、Ｉは読まなくてもいいでしょう。Ｉの回答企業の属性等に関しては、知的財産活動調査に合わせざるを得ないから検討の余地がなく、模倣被害実態調査の属性も一部取り入れてくれと言ったら、向こうの標本設計の骨組みを揺さぶりますから、これ無理ですよね。

●長岡：　いや、ちょっと待ってください。元々、知財活動調査については海外について何も聞いていないのですよ。昔から私が特許庁に言っているのですが、付け加えられていないのが現状です。ですが、模倣被害の方は、海外がメインですよね。企業が海外で事業活動をしているかどうかというのは極めて重要で、本当は売上とかそういうのを聞くのがいいのでしょうが、最低限、今、Ｉ-9 くらいは聞いておかないと、模倣被害調査の活用が十分できないのではないかという気がします。本当はもっと詳しく聞いてもいいかもしれないです。知財活動調査には海外の項目が何もないのですよ。というか、売上というのは海外のも入るのでしょうが、売上のうち、国内と海外を分けるとか、そのくらいはして欲しいと、昔から言っているのですが実現されていません。

●舟岡：　ご指摘の点は非常に重要です。これについては、企業活動基本調査が、かなり広範囲に売上の詳細とか海外展開の情報を調査していますね。それとデータリンケージを図って、そして企業活動基本調査から、資本金 3,000 万円以上、従業員 50 人以上という、かなり規模の大きいところになりますが、そこからデータ移送ができるなら、大変重要な情報が得られることになります。

●長岡：　ただ問題は、企業活動基本調査の方がコンプリヘンシブではないのですね、業種が。こちら知財の方が、コンプリヘンシブですよね、大学も含んでおりますし。ですから、産業でも一部答えてない、十分答えが得られない、企業活動基本調査の方ですね。基本的に

は製造業と流通が中心ですね。

●舟岡：　企業活動基本調査も情報通信業基本調査と一緒にしたので、情報通信業もとれますが。

●長岡：　それだとよくなりますね。情報処理はあるのだけど、通信が入っているところがないのですよね。
あと中小企業ですね。もちろん、企業活動基本調査で 50 人以下は入っていませんね。
だから、やっぱり最低限の項目は、置いておく方がいいなと思います。1-9 くらいは、私はあってもいいのではないかと思います。今までの統計分析でも、使われていらっしゃるのではないのですか。海外に事業拠点があるかどうかとか、事業拠点はないが輸出しているとか、すごく基本的な点ですよね。

●新田：　例えば、東京本社があって、知的財産部も東京にあるのですが、中国での模倣品対策活動を実際にやっているのは現地法人というような企業が多々あります。本社がやるよりも現地に根付いてやった方が効果的な対策を打てる、というようなところがあって、模倣品対策部門がどこにあるかは、各社でバラツキがあると思います。

●長岡：　だから、分からないという回答が多いのですが、海外に事業拠点がないということである可能性も高いですよね。

●舟岡：　模倣被害実態調査もこの情報を基に、集計できたら良かったのですね。

●長岡：　被害が分からないのが、なぜ分からないかの分析も、実は極めて重要ですよね。分からないが多いですからね。はい、と同じくらい分からないがあるので。

●新田：　本当に分からない、分っているけど面倒くさい、企業秘密で答えられないというように、各社で事情が異なると思います。やはり会社の中でも縦割りみたいなところがありそうです。本社に調査票を送ったとしても、その情報は海外事業部しか分からない、それもグローバルカンパニーになればなるほど、海外事業部が多かったりして、結局集約するには相当な手間がかかるというようなことも、ひょっとしたらあるかも知れませんね。

●舟岡：　では、続けて、資料の方をお願いします。

●鳥越：　はい、それでは 3 ページ目ですが、こちらは引き続き企業の属性について記入してもらうもので、どのようなサービス分野を取り扱っていのでしょうか、という設問です。

4 ページ目、実際に模倣被害についての内容に入ります。Ⅱ－１は 2018 年度中に貴法人の商品サービスに対し模倣被害がありましたか、一つだけ選択することになっております。①が「模倣被害があった」で、これはⅡ－２に進むことになります。②は「被害がなかった」、③は「分からない、把握していない」となっており、これらはⅢ－１に進む内容となっております。
説明を省略してしまいましたが、長い赤枠は、この後、特許庁さんから説明がある、残したいという案のところです。そして、赤枠の有る無しに関わらず、左側に黄色で、対象者数とその回答率を記載しておりますので、ご参考ください。
ということで、この設問は残したい設問になっているということです。
そして、Ⅱ－２ですが 2018 年度中に模倣被害にあった知的財産の（１）模倣被害の内容、（２）インターネット上での被害の有無、（３）被害国・地域での権利取得状況についてお答えください（複数回答可）というものです。赤枠設問ですが、こちらは少し形を変えて、残したい設問でもあります。下の表で、右側の列を残すか残さないかを検討したいというものです。

5 ページ目は模倣被害の総額についての設問です。
Ⅱ－３、2018 年度の模倣被害の総額、逸失利益の概算値を把握していますか、一つだけ選択してください、という設問です。「把握している」か、「把握していない」というもので、把握している場合はすぐ下の逸失利益額を記載するようになっております。因みに、逸失利益を記載すべき対象者数は 43 で、この全員が答えてくれております。
Ⅱ－４、2018 年度の模倣被害について、被害額以外の影響があった場合、当てはまるものを選択してください（複数選択可）となっております。ブランドイメージの低下、技術的優位性の低下、取引先とのトラブル、消費者の事故、消費者からのクレーム対応、海外展開の遅延、その他、の項目から選択してもらう設問です。こちらの方は回答率が一番低いものでしたが、それでも 87%はありました。

6 ページ目、以下のⅡ－５～Ⅱ－８の設問に関して模倣被害を受けている商品・サービスの種類が複数ある場合は、特に模倣被害が深刻な商品・サービスについてお答えください、という設問です。Ⅱ－５、2018 年度にあった貴法人の商品・サービスの模倣品・模倣行為の質として最も当てはまるものはどれですか（一つだけ選択）で、①真正品・サービスより質が高い、②真正品・サービスと遜色がない、③真正品・サービスより劣る、④真正品が存在しない、⑤不明・その他、となっております。
Ⅱ－６、2018 年度中に貴法人の商品・サービスの模倣品・模倣行為が取引されている価格水準として最も当てはまるものはどれですか（一つだけ選択）で、①真正価格より高い、②真正価格とほぼ同じ、③真正価格より安い、④真正品が存在しない、⑤不明・その他、とな

っております。
Ⅱ－７、2018 年度中にあった貴法人の商品・サービスに対する模倣被害について、発見の契機を把握していますか（一つだけ選択）で、①把握している、これに該当していればⅡ－８へ進み、②把握していないのであれば、Ⅱ－１１に進むことになっております。
Ⅱ－８、どこでどのようにして発見しましたか。国内と国外のそれぞれにつきまして、当てはまるものをチェックしてください（複数回答可）で、以下の①～⑧までの設問について国内か国外かにチェックをしてもらう設問となっております。①店頭・見本市・展示会で発見、②新聞や雑誌の広告、カタログで発見、③模倣被害に関する市場調査により発見、④代理店、ディーラー、顧客、得意先、法律事務所、調査会社等からの通報で発見、⑤顧客の工場から発見、⑥税関からの照会、警察等執行機関からの摘発、その他行政機関からの通報で発見、⑦インターネット上で発見したものとして６つ、１）正規オークションサイト、２）正規ショッピングモールサイト・通販サイト、３）正規フリーマーケットアプリ・サイト、４）ソーシャルネットワーキングサービス、５）なりすましＥＣサイト、６）その他で、⑧その他となっております。

7 ページ目、Ⅱ－９、Ⅱ－７で発見の契機を把握している模倣被害について、模倣の手口を把握していますか（一つだけ選択）の設問です。①把握している場合は、Ⅱ－１０に進み、②把握していない場合は、Ⅱ－１１に進みます。
Ⅱ－１０、模倣手口に関して、国内と国外のそれぞれについて当てはまるものをチェックしてください（複数選択可）で、以下の①～⑧の項目について、国内か国外かにチェックするものです。①中身と包装やロゴシールなどを別々の場所で製造し、販売時に合わせる、②見た目はそっくり作り、商標を付けずに販売、③デザイン画だけを送り、他国の業者にＯＥＭ生産をさせる手法、④正規品の容器や包装を回収し、粗悪なものを詰めて正規品と偽って販売、⑤安価な業務用の正規品を仕入れ、模倣した容器や包装に再封入して販売、⑥正規品であることを示す識別シールを模倣して添付、⑦外形的に商標は付されていないが、デジタル操作等をすることで商品に商標を表示、⑧その他、という項目になっております。

8 ページ目は、商品の模倣品が製造された国・地域を問うものです。Ⅱ－１１、2018 年度の模倣被害事例のうち、製造国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）で、①把握した事例がある場合、Ⅱ－１２へ進み、②把握していない場合はⅡ－１４へ進みます。ここは赤枠、つまり残したい設問となります。
Ⅱ－１２、2018 年度に模倣品が製造された地域はどこですか（複数選択可）とし、縦に製造地域として、アジア、中東、欧州、北米、中南米、アフリカ、大洋州で分け、このうちアジアと中東、欧州については、Ⅱ－１３として、各地域の国を計 20 か国挙げ、チェックをしてもらう設問にしています。Ⅱ－１２の横の項は、商標、意匠、特許・実用新案、その他に分けてチェックしてもらいます。

9 ページ目は、商品の模倣品の経由国・地域を問うものです。Ⅱ－１４、2018 年度の模倣被害事例のうち、経由国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）で、①把握した事例がある場合、Ⅱ－１５へ進み、②把握していない場合はⅡ－１７へ進みます。ここも赤枠、つまり残したい設問となります。
Ⅱ－１５、2018 年度に模倣品が経由された地域はどこですか（複数選択可）とし、縦に経由地域として、アジア、中東、欧州、北米、中南米、アフリカ、大洋州で分け、このうちアジアと中東、欧州については、Ⅱ－１６として、各地域の国を計 20 か国挙げ、チェックをしてもらう設問にしています。Ⅱ－１５の横の項は、商標、意匠、特許・実用新案、その他に分けてチェックしてもらいます。

10 ページ目は、商品・サービスの模倣品・模倣行為の販売提供国・地域を問うものです。Ⅱ－１７、2018 年度の模倣被害事例のうち、販売国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）で、①把握した事例がある場合、Ⅱ－１８へ進み、②把握していない場合はⅡ－２０へ進みます。ここも赤枠、つまり残したい設問となります。
Ⅱ－１８、2018 年度に模倣品・サービスの模倣行為が販売・提供された地域はどこですか（複数選択可）とし、縦に販売提供地域として、アジア、中東、欧州、北米、中南米、アフリカ、大洋州で分け、このうちアジアと中東、欧州については、Ⅱ－１９として、各地域の国を計 20 か国挙げ、チェックをしてもらう設問にしています。Ⅱ－１８の横の項は、商標、意匠、特許・実用新案、その他に分けてチェックしてもらいます。

11 ページ目は、模倣品・模倣行為の流通パターンを問う設問です。
Ⅱ－２０、Ⅱ－１２で模倣品の製造地域をアジアと回答された方への質問ですとし、それ以外の方はⅡ－２３へ進みます。2018 年度に、アジアにおいて製造された模倣品及びサービスの模倣行為が、どの地域において販売・提供されていたか、把握した事例はりますか（一つだけ選択）で、①把握した事例がある場合、Ⅱ－２１へ進み、②把握していない場合はⅡ－２３へ進みます。
Ⅱ－２１、2018 年度にアジアにおいて製造された模倣品及びサービスの模倣行為が、販売・提供されていた地域はどこですか（複数選択可）とし、販売提供地域として、アジア、中東、欧州、北米、中南米、アフリカ、大洋州で分け、このうちアジアと中東、欧州については、Ⅱ－２２として、縦に販売提供国・地域としてその 3 地域の国 17 か国を、横に製造国・地域として 12 か国を並べ、例えば、「中国で製造されたものが、中国で販売された」というものであれば、縦・横共に「2」にチェック入れるようなスタイルになっております。これは赤枠指定されておりませんが、後程、特許庁から別の議題でご説明があると思いますが、この製造国と販売提供国のマトリックス表を大いに活用しているといったユーザー意見も出てきたようですので、ご注意ください。

12 ページ目は、冒認出願（第三者による抜け駆け出願）に関する設問です。
Ⅱ－２３、2018 年度中、冒認出願を受けた事例のうち、国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）という設問で、①把握した事例がある場合は、Ⅱ－２４へ進み、②把握していない場合はⅢ－１へ進みます。
Ⅱ－２４、2018 年度中に冒認出願がされていた地域はどこですか（複数選択可）で、縦に冒認出願があった地域として、アジア、中東、欧州、北米、中南米、アフリカ、大洋州で分け、このうちアジアと中東、欧州については、Ⅱ－２５として、各地域の国を計 20 か国挙げ、チェックをしてもらう設問にしています。Ⅱ－２４の横の項は、商標、意匠、特許・実用新案、その他に分けてチェックしてもらいます。

13 ページ目からは、模倣被害への対策状況に関する設問です。
Ⅲ－１、2018 年度中、貴法人では模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）。また対策をしていない場合、その理由として当てはまるものにチェックをしてください（複数選択可）という設問で、①模倣被害対策をしている場合はⅢ－２に進み、②模倣被害対策をしていない場合は次の設問に続けさせ、その理由を問う内容になっております。「対策をしていない理由（複数選択可）」として、１．模倣被害が発生していない、または被害を把握していない、２．対策をするほど被害が大きくない、３．費用対効果が低い、４．対策をしたいが、人員不足、資金不足から実施できない、５．対策をしたいが、対策の方法がわからない、６．相手が得意先などの利害関係者であったため、７．自社が事業を展開している地域における被害ではなかったため、８．その他、の 8 項目からの選択です。ここまでが赤枠指定です。
Ⅲ－２、2018 年度の貴法人の実施対策で、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか（複数選択可）で、以下の①～⑧について該当するものがあれば、その効果の有無についてそれぞれチェックしてもらう設問です。①現地侵害調査（製造・輸入・販売・小売業者の調査）、②知的財産権の取得、③知的財産に関する担当者の現地派遣・常駐化、④模倣品の製造業者・販売業者への警告、⑤行政機関（税関、警察等）への取締申請、⑥裁判所の手続きの利用、⑦専門家（弁理士・弁護士）への相談、⑧その他、となっております。
Ⅲ－３、2018 年度中、貴法人ではインターネット上の模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）で、①実施している場合はⅢ－４へ、②実施していない場合はⅢ－５へ進む内容となっております。ここも赤枠指定です。
Ⅲ－４、2018 年度中のインターネット上の被害における実施対策で、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか（複数選択可）とし、以下の①～⑧の項目についてア￥該当するものがあれば、効果の有無についてチェックを入れてもらう設問になっております。①インターネットサービスプロバイダへの相談、②インター

ネット上での模倣品販売監視の強化、③知的財産権の取得、④模倣品の製造業者・販売業者への警告、⑤行政機関（税関、警察等）への取締申請、⑥裁判所の手続きの利用（仮処分申請・証拠保全・民事訴訟等)、⑦専門家（弁理士・弁護士）への相談、⑧その他、の８項目です。

14ページ目、Ⅲ－５、2018年度中に行った模倣被害対策のうち、法人間連携による対策を行った事例はありますか（一つだけ選択）という設問で、①実施した事例がある場合はⅢ－６へ進み、②実施していない場合はⅢ－７へ進むという内容です。
Ⅲ－６、Ⅲ－５で回答した法人間連携による対策のうち、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものがどれですか（複数選択可）とし、以下の①～⑦の項目で該当するものがあれば、その効果の有無についてチェックを入れてもらう設問となっています。①模倣被害に関する情報交換、②現地での被害調査等、③現地政府（取締機関等を含む）への要望・意見交換、④現地での共同セミナーの開催、⑤模倣品販売責任に係るガイドライン等の策定、⑥共同摘発のはたらきかけ、⑦その他、という７項目です。
Ⅲ－７、貴法人の模倣被害対策費（2018年度総計）はいくらですか（一つだけ選択）という設問で、①1円以上～100万円未満、②100万円以上～500万円未満、③500万円以上～1千万円未満、④1千万円以上～3千万円未満、⑤3千万円以上、⑥支出していない、の６項目から選択です。この設問は赤枠指定となっております。

以上が現行の調査事項になっておりますが、どれも必要そうな気もしておりますけれども、これを絞るという厳しい課題が待ち受けているわけです。
先程も申しましたように、赤枠のところで残したいということで、印をつけておりますが、このまま載せるわけではなくて、実は少し変形させて残したいというのもあります。例えば模倣品の製造や販売､経由国そういったものを１つの表にするパターンなどありますので、その辺りは後程、特許庁さんよりご説明いただきたいと思います。
現行の調査事項は、以上のようになります。

●舟岡：　補足資料としての模倣被害については、選択肢ごとの回答状況ですね。これは、残す調査事項の中でも選択肢が適切かどうかを判断するときの１つの材料ということで、設問、選択肢を精査する際の参考情報として、また後程検討したいと思います。
引き続きまして、特許庁から現行の模倣被害実態調査について、ユーザー側の意見を収集していただいておりますので、それについてご報告を頂けますでしょうか。

●斎藤：　ユーザーヒアリングの方ですが、数社ほどお話を聞けたので、それをご報告させていただきます。

今回ヒアリングというところで割と大きな企業さん 5 社ほど、ざっくりとした感触的なところでお話を伺いました。
先ず、①知活調査と模倣調査、どのような方が各社で対応しているか、②この 2 つの調査が統合されたとしたら負担は軽減されるのか、もしくは増えるのかというところをそれぞれ聞いてきました。
知財担当者に回答をお願いしているので、知財に関係する方に伺っているのですが、やはり、会社さんによっては部署が異なるとか、部署は一緒だが内部のラインでは違う人がやっている、というところのご回答も頂いております。
そういった背景もあるかと思うのですが、特に、同じ担当者が回答しているような会社さんからは、2 つの統計調査が統合後は、回答が楽になるので歓迎いたします、という回答を頂いているのですが、他方で、1 つの調査票を 2 つのラインでやらなくてはならず、調査事項をそれぞれに聞いてやらなくてはならないというところもあり、少し手間が増えてしまう面もあるかもしれないという意見もありました。
その他、どちらでも構わない、変わらないという意見もありました。
また、一部企業さんからは、質問数が減ることで、欲しい情報がなくなると困るという意見もありました。
知財部があるような比較的大きな企業さんは、概ねこのような感じで、半々くらいの感じになるのかなというところの印象です。
恐らく、中小企業になると 1 人の担当者が知活調査、模倣調査だけでなく、その他いろんな政府調査を一手に引き受けている方もあり得るかと思うので、そういった場合に関しては、統計調査の数が減ることは受け入れてもらえる傾向にあるのかなと考えられます。
統合における感触というのは以上になります。

そして次に、③設問の項目について、特に注目している設問があるかどうかというところのヒアリングの内容になります。
全体的な傾向として、被害が起きている国や地域に関する設問に注目している企業さんが多いようです。その中で、製造国、販売国、経由国、この 3 つをこれまではバラバラで聞いているのですが、そこに注目しているという企業さんもいれば、Ⅱ－２２で、先程、鳥越さんからお話のありました、販売地と製造地のクロス表を注目している企業さんも、数は少ないながらも存在しておりました。特に、規模が大きくて多国籍企業的に動いている企業さんは、“線”で見たい傾向にあるのではないかと考えられます。

最後になりますが、④その他の事項として、何か思うところがあればと聞いたことですが、統計の活用の仕方というところに関する意見として、統計の調査の中には、費用に関する項目等も盛り込んでおりますので、それぞれの企業が費用対効果的な面で、どれだけ投資をし

たら、どれだけ模倣被害の把握とか、実態把握や差し止め等に繋がっているかを見てみたいという意見が、幾つかありました。
大体、概ね傾向としてはこのようなところがヒアリング結果として出てきたところです。

また、一部の企業から「うちに何通も調査票が来ている」というご意見もありました。実質的に知財を管理しているのは本社ですが、調査対象としているのは“各子会社”としていたことが背景にあることが判明しています。
以上になります。

●舟岡：　そうするとむしろ知的財産活動調査に乗っかる方がすっきりするのですかね。

●長岡：　出願をしているところの方が、より最近の知財部の所在を示していることも確かですね。登録では古い情報になっている可能性もありますね。

●舟岡：　では、こういうことも踏まえて、議題４について、特許庁さんの方から、調査事項についてどういった案を現在お考えなのかを、ご説明頂きます。

●斎藤：　全体を通してですが、基本的には設問はダイエットの方針で減らすということで検討いたしました。その上で、出来るだけ、ＹＥＳ、ＮＯで答えられるような設問をメインで残して、その下に続けるような設問については、アンケートからは外す。必要に応じて、各社へのヒアリング等で補完するという方針で検討しています。

私どもで検討した設問をそれぞれ見ていきたいかと思います。
１枚目は、Ⅱの模倣被害についてというところで、Ⅱ－１模倣被害の有無、Ⅱ－２インターネット上の模倣被害の有無を聞いております。ここでいうインターネット上の被害というのは、ＥＣサイトの問題ですとか海賊版サイトの問題なので残しておきたいというものです。Ⅱ－３は残すものですが、具体的にどういった知的財産について被害を受けているかというところです。この設問の右側の青印でバツをつけていますが、これは検討中というところで、（２）インターネット上での被害の有無はⅡ－２で特出ししたので不要ですが、（３）の被害国・地域で権利があるかないかというところは、全体的なボリュームとの相談の上で検討したいというところです。

●舟岡：　要するに、この列は全部削除という案ですね。バツというのは。

●斎藤：　そうです、列の下まで削除ということです。
続きまして、次ページは前ページに対する案２となります。
同じ模倣被害の有無について、大まかな内容について聞くのですが、別案となります。
まず模倣被害の有無について質問し、次のⅡ－２でどういった知的財産について被害を受けたか、Ⅱ－３でインターネット上での被害の有無、次にⅡ－４で、インターネット上で被害を受けた知的財産の種類です。１と２がセットで、Ⅱ－１の下にⅡ－２があり、Ⅱ－３の下にⅡ－４があるという形です。
先程、申し上げましたがインターネット上での被害というのは、トピックになるところでして、それを個別の権利毎に集計する形にするかどうか、というところの違いになってくるのですが、設問数との相談等によりこのあたりは皆様からのご意見を聞きたいところです。
では、次のページに移りまして、ここからは、国や地域に関する設問の内容に移ります。前項では、数ページに渡って国や地域について細かく聞いておりましたが、新しいものは、この１枚に収まる程度にしたいなと考えているところです。
まず、Ⅱ－４として、被害を受けた国について、製造・販売・経由、いずれかの国で被害を受け、それを把握した事例があるかないかという設問です。それに続き、Ⅱ－５として、具体的な国、地域名を教えてくださいという設問です。例として、表の横 1，2，3 で製造、経由、販売とありまして、それぞれについて縦に 1～22 の国・地域を選択してもらうことを想定しております。
これを残したのは、先程、申し上げましたが、ヒアリング等においても、どこの国で被害が多いのか、少ないのかというところも把握したいというユーザーニーズを反映したものになっております。
次のページに移りまして、摸倣被害への対策状況についてということで、ここで話が変わるところです。
Ⅲ－１として、模倣品対策をしているのかしていないのか、していないところは、その理由をお答えいただき、模倣品対策をしているというところは、それがインターネット上でも行っているかどうかを聞いております。これは先ほどから指摘ありました、インターネットに注目して、別途意見を聞きたいと考えているところです。
次のページ、これが最後になるのですが、対策費はいくらでしょうかという質問になります。対策費については、知活調査の方に知的財産活動費を問う設問がありまして、そこに出願系費用や補償費、人件費等々あるのですが、そこに模倣品対策費用を入れ込められたらいいのかなと考えております。現状、知活の方では、その他費用に含まれている模倣品対策費を出したいということになります。
以上が、検討した内容ですが、私共でユーザーヒアリングなどを反映し、もう少し検討したいなと考えているのが、横長の紙の２枚のもの（「調査事項に関する検討事項①②」）になっ

ております。①は被害額に関する調査で、一応、今回の案では、削る、別の統計からの引用のような形で代替できないかと考えているのですが、現行の課題というのは２つあり、回答者による推定の誤差と、拡大推計による誤差の拡大がありまして、年によって急に変わるという問題点もありました。そういった背景があり、この調査研究事業を実施されているのですが、その件、具体的に申し上げますと　青四角の参考というところに書かせていただきました。この調査の回答方法としまして、侵害者の譲渡数量、つまり販売数×権利者の利益額で算出してもらっていますが、前者の販売数に関しましては、模倣被害の実態を踏まえて推定される数字で書いてください、となっているところですが、この推定がどの程度、推定されているか、インターネットの中身であるとどれだけ販売されているかなど分からないし、実際に押収されたものではないので、ここが曖昧になっていることに問題点を感じています。

検討したい事項としまして、現状の想定で他の統計値からの引用を、先ず解決案の一つとして検討したいというところです。具体的には、ここにも記載しておりますが、模倣品海賊版商品の貿易動向 OECD の方で作っている統計ですね、この模倣品対策版の貿易流通額から本邦に関するものを集計するような方法が１つあるのかなと考えています。

もう 1 点ですが、今回一応アンケートからは模倣被害額に関するものを削るという方針でいましたが、もう１つの案として、回答者によりブレにくい額へ調査内容を変更するというところです。例えば、現在、販売数というところが、推定になってしまうのが問題であると考えており、例えば、押収額、差止め額などにすることで件数が明確となり、安定して推移するような数字になってくるのかなと考えております。

他方、この後の調査との繋がりというところが若干無くなってしまうかなという問題があるかもしれないとも考えております。

続きまして、2 枚目に移ります。

ユーザーの多くが着目している製造被害地等の地域に関する調査です。

感じている課題といたしまして、現行では、先ほど鳥越さんがおっしゃって頂きましたⅡ－２２の質問で、製造地×販売地の調査はできているのですが、先程、私の方から説明申し上げました見直し案では、製造、販売、経由地を個別にすることになってしまいます。その中で、先程申し上げましたヒアリングでは、個別の調査よりも現行のⅡ－２２を重要視するような声もあるということです。そのような意見を頂いた会社さんの状況を見ると、特に多国籍企業的な事業者には、この製造、販売が、線で見えるような情報がもしかすると有益な情報として捉えているのであろうと考えられます。

検討したい事項としまして、現行は下の左側の形で聞くようなことを想定しているのですが、例えば、製造、販売だけでも線で見えるような調査にするのもいいのかなと考えています。プラス、経由被害については別途設問を作るという形です。

以上が、特許庁の方で検討した設問の案と、あとはそれにプラスしてもうちょっと深堀した

いと私どもが考えているものです。以上です。

●舟岡：　はい、ありがとうございました。現行の模倣被害実態調査に対する回答状況、それとユーザーの意見等を踏まえて、特許庁が現段階で調査事項として、こういう事項を残しておきたいとの提案であり、摸倣被害については案が 2 つあります。それ以外について大きく 3 つです。これについて委員の皆様から、ご意見をいただきたいと思います。

●長岡：　やっぱり被害額は重要な調査事項で、現状は回答率が非常に低いということ、それから、回答があってもなかなか不安定だということで、この際、何か見直しができればいいのではないかということで私もそのように思います。それで回答率が低い原因は何か、ということで、今、推定される推量を仮定しないといけないというか、それも多分あると思いますけども、もう一つは、利益額が分からないのではないかなと思います。例えば、先程話した、パナソニックは中国の事業法人で模倣の実態が分かっても、結局、利益額を算出するには本社でコストが分からないといけない。だから、そこまでやるためには訴訟をするくらいでないと情報を集めるのが難しいということもあるのではないか思います。そうすると、逸失利益を聞くというのは、理論的にはそうなのですが逸失利益を求めるのは非常に大変なので、そうすると現場でも把握できるものは何かという観点から考えると、やはり、侵害品の販売額だとか、そういったものなら把握できるのではないかと思います。ですから、逸失利益はちょっと諦めて、損害額とかを求めたらどうでしょうか。OECD、EUIPO の統計がどうなっているか、むしろ舟岡先生の方が、昨年調査されていると思いますが、逸失利益をいきなり聞くのは、非常に大変なのかなという気がします。ですけど、自分の売上額がどれだけ減ったのかというのも 1 案ですよね。もう 1 つは、他者（侵害）がどの程度販売したのか、そのどちらかでもいいというのもあり得ますよね。でもそれがあるかないかで調査の価値が違うのではないかと思います。

●舟岡：　被害額については、何らかの形でこの調査に残さないと、肝心なところが抜けてしまうのではないかという気がします。その時に現行の計算式に基づいてというのは、答えづらいし、答えて貰ってもベースがそれぞれ回答者によって違うので、それを集計してどんな意味があるのか問われかねませんね。

●長岡：　逸失利益がちゃんと答えられない人が多いから答えてこない、ということだなと思います。

●舟岡：　例えば、OECD では押収率のデータがありますが、OECD の主要国についての押収率が、日本製品についても適応するという前提のもとで、販売額に対して押収率を掛けたものが、被害額に相当する売上高だという推定はあり得ますね。

その押収率が、これまた難しくて、国内だけに入ってくるものだけならいいのですが、他の国で販売されるものまで捉えなくてはいけないとなり、どうするのでしょうね。

●長岡：　グローバルに捉えるのは極めて難しく、例えば、パナソニックは世界中に商品を売っており、日本の市場で侵害されて、米国で侵害されて、中国でも侵害されて、その逸失利益を答えなさいというのは事実上不可能だと思います。
もう一つは、やっぱり、最終的に何をやるかによりますが、侵害の状況は国によってすごく違うと思うので、どの国かということとはっきりリンクできるような問いは残すといった設定をした方がよいと思います。ですから、侵害されていますといっても極端な場合、国内なのか海外なのか分からないとどうしようもないので、国や侵害される地域での逸失利益も、一体どこで計算しているか分かった方が良くて、最も侵害された地域について答えてくださいといった設問もあり得るのかなと思います。

●舟岡：　企業活動基本調査とデータリンケージすることで解決できる可能性があると思います。企業活動基本調査では、どこの国向けの輸出額がどれくらいあるかを調査しています。その情報を活用することで、推計の１つのポイントはカバーできるかなと思います。どのような製品を作っているかといった調査もあります。

●長岡：　そうですね。模倣対策も国によって違いますね。どこの国について書いているのか分からないですよね。そうすると、模倣対策もどこの国についてなのか分かった方がいいですね。
一番被害が大きい国はどこですか、という質問を入れて、そこについての被害額を聞いて、模倣対策を聞くという流れです。そうすると、中国について答えてくると思うのですが、それはそれで構わないですよね。

●新田：　すごく単純な話をすると、今、米中知財問題が、世界中の注目すべき問題になっています。トランプ大統領ですが、トランプ氏が中国にもの申すにあたって、OECD 調査を引用してアメリカの知的財産が侵害されていて、その被害額はこれだけということを金額的に示しています。リアルに金額が提示されるので、非常に分かり易い攻め方なのでしょうね。

●舟岡：　OECD は調査データではなくて税関データですよ。そういう情報が日本にはありませんね。

●長岡：　そうすると、米国の税関のうち、中国のものがどのくらいかということですね。

●新田：　それを積み上げていくということです。

●舟岡：　その情報を計数として利用するというのは可能だと思います。先程、長岡先生がおっしゃったように、ある企業の全体の被害総額というよりも、主要製品の中で最も被害を受けている主要製品について、主要な国を 1 つか 2 つくらい出してもらって、その金額は幾らくらいですか程度の聞き方はあり得ますね。

●長岡：　パナソニックの全部について答えさせるのは不可能ですよね。

●新田：　はい。バッテリーの模倣被害が多いというように、製品単位で被害の状況を伺うこともありえますが、全部は難しいと思います。

●長岡：　回答があっても、どこの地域で一体どういう計算しているのか分からないですよね。だから、むしろ限定をして、少し答えやすくて、明確な答えが得られるものも損害額は限ってしまった方がいいのではないかなと思います。そこの国について模倣対策でどういう効果がありましたかとか、具体的な国名が分からなければあまり解釈できないものは、むしろ国名を選んでもらってそれについて答えてもらうという方が統計としては有用ではないかなと思います。もちろん全般的な質問ももちろんあっていいですよ。しかし、国名がなければ解釈できないものは国を絞ってそこについて聞くというのが、いいですよね。

●舟岡：　そうですね、この調査が元々“実態”調査なので、実態が明らかになるように、かなり個別・具体的な事項がクローズアップされていいわけですよね。
先程、拡大推計という話がありましたが、全数の場合はともかくとしまして、今度、出願ベースに変えた時に、拡大推計の補助情報として何を使うのか、現行の知的財産活動調査は、出願ベースで非常に振れます。それに倣って単純に推計して、意味があるかという思いも有ります。私は模倣被害実態に対しては、拡大推計しない方がいいのではないか、という気がしています。要するに実数だけで、どれだけの標本に対してどういった結果が出たという、それだけでいいのではないか、単純に拡大推計するのは危険かなという気がするのですが如何でしょうか？

●美添：　本当に無作為かなという疑問はあります。回答の傾向は、非回答と回答部分の属性が違っているのが通常ですが、無回答部分まで同じだと思って拡大するわけですよね。私には情報がないのですが、普通は違いますよね。この場合はどうなのでしょう。多分、偏りはあるのでしょうね。

●舟岡：　ただ、先ほどお話ししたように、出願ベースと登録ベースで異なっていて、出願

ベースでは調査対象となっていないが、そこそこ登録件数が多い企業があるということです。拡大推計するということは集計値の算出ですね。我が国全体でどういう結果なのかを計数で示したいときに、使用する母集団情報の一部が欠測してしまっている、欠測したまま推計した結果が、どのような意味を持つのだろうという疑問がありますね。

●美添：　どの統計でも、程度問題の話です。大抵の場合は欠測値補完を何とかするわけです。欠測する、要するに無回答な集団というのは何かという分析があります。それを使って、今回の無回答部分を補完する方法を使って推計しているという事例がいくつかあるのですが、理論の世界で議論している段階で、国の公的統計で一般的に採用するのはまだ難しいという気がします。ただ、統計委員会はそれをやれと言っているのですよ。

●長岡：　564 社がⅡ－３の答えで、逸失利益を答えているのは 43 社しかないのですね。実際できないのですね。やれと言われてもできない。1 年くらい掛かりますね、この逸失利益の計算には。

●舟岡：　公開企業については、販売額あるいは生産額は、連結ベースでセグメント情報として国別と主要な製品別の情報を入手可能です。販売額や生産額について、大枠の額でも押さえておくというのはどうでしょうか？
例えば、平均的な押収率等から模倣製品の混じりこむ率がどれくらいかを算定して、販売額×模倣被害率×利益率で推定して算出するという方法です。主要な企業に限定されたとしても、どれくらいの被害額があるかについて、主要製品や被害を受けた国ごとに捉えておきたい気がしますが如何でしょうか？

●美添：　それは拡大しないのですか？

●舟岡：　拡大してもいいですが、現行の調査の回答でも被害を受けた会社は数十社に過ぎないとなると、中小規模では殆ど被害の発生がありません。したがって、全数調査の対象でしか大きな被害額の回答は出てこないと思います。そうすると、抽出しているところについて、たまたま被害額の回答があったときに被害額を何百倍にも拡大して推計していいのかということになります。

●新田：　3 つのカテゴリーで 10 件、100 件以下、100 件以上というところで、100 件以上のところは比較的安定して真面目に回答してくれているので、そこそこいい数字が出ており、できるかと思います。たまたま 10 件未満のところが、勢いで 5 億円と書いてしまうと、拡大推計で凄い数字が出てしまいます。そこで、何でこの 2017 年だけこんなに数字が上がったのかなと見つけていくと、10 件以下のところが 5 億円と書いたからというのが判明し、

説明できないので、非公表の処理をすることもあります。
我々としては、この模倣調査をはじめて5年になりますが、拡大推計しなければいけないという頭があるので御作法に従って粛々とやってきたというところです。
我々の力不足のところもあって、どうやって補正したらいいのかとか、分からなくて単純に掛け算をやってきたというのが、包み隠さず、本当のところです。

●美添：　さっきのところで、小さいところで5億円、普通は外れ値といって、いろいろな処理方法はあるわけです。知恵を貸してもらうこともなかったのですかね。

●新田：　特許庁の中に統計のスペシャリストがいるかというと、実際は居なくて、方向性としては、アナリストとアナリスト補の育成を求められているので、どうしようかと悩んでおります。統計専門家をインサイドで育てていかなければいけないなと思っておりますが、今のところ、経済産業省全体で申し上げれば、調査統計グループの中に専門部署もあり、統計コンシェルジェに相談する等、環境は徐々に整いつつあります。

●舟岡：　その5億円ですが、外れ値と判断する閾値を求められるだけの回答結果が得られていません。また、外れ値でないとして、回答のあった被害額に何十倍か掛けて集計してもいいかというとそうではなく、小規模の抽出階層では被害額の回答頻度があまりに少ない。したがって、回答結果を分布で示すとか見せ方を変えることが、この統計だったら適当ではないかという考えもありです。
そこも次回検討することとしまして、調査事項については、次回までに、今日の説明を参考にしながら、どういう内容にした方がいいかということについて、委員の皆様によくご検討いただけたらと思います。
次回の委員会で、ご意見いただきたくお願いします。

●舟岡：　参考までに、議題5の知的財産活動調査の現行調査票について、ざっくりと私の方から説明します。先ほどの模倣被害実態調査と対比して、これに追加するものがあったら追加してもらうという観点で一緒に見て頂きます。

先ずは3ページ目ですが、知的財産部門の活動状況について、ということで、知財の担当者数とか役職とか、組織について聞いています。

それから 4 ページ目は、知財の活動状況についてで、知的財産活動費について詳しく聞いています。そして、ここの中に、模倣品対策費を盛り込んでもらう、ということです。

そして 5 ページ目が、産業財産権制度の利用状況についてで、届出された件数や、出願した件数、出願しなかった件数につき、その見込まで含めて聞いております。

それから 6 ページ目が、産業財産権の実施状況についてで、4 つの種別毎に所有件数、利用件数、未利用件数、さらにその内訳を聞いております。

そして 7 ページ目が、知的財産権の国内及び外国の相手先の有償実施（使用）許諾契約について聞いております。これは、非常に肝となるところですよね。

●長岡：　なかなか、回答しづらいところですね。

●舟岡：　ということで、知的財産活動調査票について、調査事項をどうするかについては、我々が意見を述べる立場にありませんが、この調査事項と模倣被害実態調査の調査事項を組み合わせると、有益な情報が得られるかもしれないということについても合わせて次回の委員会でご意見を頂けたらと思います。
ということで宜しいでしょうか、次回までに皆様にたくさん宿題をお願いすることになりますが、どうかよろしくお願いします。

●舟岡：　最後に議題 6 でレジュメの横長の「今後の進め方、スケジュール」についてですが、本来、第 4 回は中間報告書作成に向けた検討をすることになっておりましたが、大枠が変わりましたので、今回に引き続いて、模倣被害実態調査の調査事項についての検討として、第 4 回で調査事項の最終決定をする予定です。
それから、中間報告書の作成に関する方針と粗々の内容構成について事務局から提示してもらい、それについて検討することにします。
再来週の 9 月 29 日まで 2 週間しかありませんが、皆様に宿題をお出ししましたので、時間がありませんが、ご検討いただけたらとお願いします。

第 4 回終了後、中間報告書について事務局が原案を作りますので、それについては印刷物を

郵送していただいて、委員の先生方からは赤を入れて頂いて、返送いただければと思います。

そして、第5回で終了ですが、2月を予定しています。中間報告書を受けて特許庁からリクエストがありましたら、それを踏まえて、最終報告書に織り込むことにします。これが、最後の委員会になると思います。
以上ですか。

●鳥越：　はい、以上で、第3回委員会を終了とさせていただきますが、次回、第4回は再来週ですが29日の10時30分からということになります。いつもより早い時間で開催させていただきますが、何とか2時間以内には終わらせたいと思っております。

●新田：　本日は貴重なお時間を頂きありがとうございます。我々がご説明させて頂いたところで、ご意見等あれば鳥越さん経由で時間がないので至急回答させて頂くつもりでおりますので、いつでも五月雨式でも構わないので頂ければと思います。
統計に関する期待ですが、こんなコロナの状況で統計がますます重要になってくるのかな、と思っており、ウイズコロナ時代において、模倣品対策として何をしなくてはならないのかというところでも、統計をとるのは大事だなと改めて思っているところです。引き続きのご協力をお願いします。

●舟岡：　では、本日の委員会は終了です。

●一同：　ありがとうございました。

第４回委員会 議事録

１．日時　　令和２年９月 29 日（火）　10:30～12:35

２．場所　　特許庁　会議室

３．出席　　委　員：　長岡貞男先生、舟岡史雄先生、美添泰人先生
特許庁：　新田室長、塚本班長、宮川班長、斎藤係長
マークアイ：　鳥越（司会進行）、中山（議事録）　計９名

４．テーマ　　令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」

５．委員会　議事
議題１：　模倣被害実態調査の調査事項の最終決定
議題２：　中間報告書の作成に関する方針と内容構成について
議題３：　今後の進め方・スケジュールについて

６．配布資料
・R２年度調査研究　第４回委員会　レジュメ資料（20200929 開催）
・議題１：見直し後調査内容案（まとめ）
・知的財産活動調査と模倣被害実態調査のサンプルを統合した分析
（長岡貞男）

以上

特許庁：　「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」
　第４回委員会開催
　令和２年９月 29 日（火）10:30～12:35

●鳥越：　それでは定刻になりましたので、令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の第４回委員会を開催します。
　まず本日の資料の確認ですが、先程封筒で皆様にお渡ししたものの中に 3 部の資料が入っております。それから封筒以外で、先程、特許庁さんの方から配布されました「現行の模倣被害実態調査のユーザー意見調査」の１部がありますので、ご確認ください。

●美添：　この前、報告いただいたものの概要ですね。

●鳥越：　そうです。では、特許庁さんから配布された資料の方を先に説明しますと、第３回委員会にて、特許庁さんから口頭で報告いただいた、模倣被害実態調査のユーザーからの意見聴取に関しまして、舟岡先生から、「議事録に載せられるベースで資料をいただきたい」という要望があり、委員会終了後に特許庁さんの方で作成いただいたものです。

　では、本日のレジュメに移らせて頂きます。１つ目、出席者確認は先ほど皆さん名刺交換等され、把握されたかと思いますので、省略いたします。

　次に②本日の流れですが、この後、委員会の方を開催させていただきますが、本日は３つの議題があります。議題１は「模倣被害実態調査の調査事項の最終決定」ということで、本日のメインテーマです。議題２は「中間報告書の作成に関する方針と内容構成について」で、事務局の方から説明いたします。議題３は「今後の進め方・スケジュールについて」です。それでは、委員会の方開催となります。舟岡委員長、よろしくお願いします。

●舟岡：　前回から間をあまりおかないで、今回の委員会を開催させて頂きました。お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。ただ今、事務局からご説明ありましたように、主な議題は３つあります。すでに前回の委員会の議事録が皆様のお手元に届いているかと思いますが、前回の委員会において、2021 年度以降の模倣被害実態調査は、知的財産活動調査の枠内で実施する方向で皆様方からの了解が得られました。当然、標本設計も知的財産活動調査の権利出願ベースを基にしたものとなり、それに従って調査が行われます。但し、これまで、摸倣被害実態調査は権利登録ベースの母集団情報に拠っていたので、細かくチェックすると出願ベースと必ずしも対応しないところがあります。その対処について

は、申請まであと 1 か月しかありませんので、少なくとも 2021 年度調査については、時間的に間に合いません。2021 年度については知的財産活動調査の枠内で行われますが、2022 年度の知的財産活動調査は大規模調査でもありますので、そこに向けて、過年度の模倣被害実態調査のデータとうまく接合して活用できる方策を議論検討することは大いに意味があります。大規模調査の際に、別途、標本を上乗せするような形で実施することによって、模倣被害実態調査の過去のデータとの接続がかなりの程度可能になるでしょうし、また、上乗せすることによって、知的財産活動調査についても意味のある新たなデータが得られると考えられます。2022 年度調査において、過去の 2 つの調査結果を照合して、十分に検討することによって、知的財産活動調査の標本設計が従来通りで良いのかどうか、もう少し賢い設計ができるかもしれないといった情報も得られることでしょう。したがって、それらの点について 2022 年度調査に向けて十分な検討が必要だという留保をつけて、この委員会では了解したということでよろしいでしょうか。

●一同：　（頷いて同意）

●舟岡：　ありがとうございます。
それでは議題に移らせていただきます。議題１は、模倣被害実態調査の調査事項の決定であります。前回の委員会で、これまで実施されてきた模倣被害実態調査の調査事項について、１つずつ、回答率等も睨み合わせながら重要度を検討しました。さらに、知的財産活動調査の調査事項についても確認をし、そして特許庁で聴取したユーザー意見等も加味して、今回あらためて、特許庁から見直し後の調査内容案の提示がありました。

調査内容案については２案あります。最初に、その第１案と第２案について検討していただき、さらに、特許庁から示された調査内容案の調査事項に、さらに追加すべき事項があるかどうか、あるいは変更、修正等が必要であるかどうか、について意見を出していただいて、最終的に調査事項案を決定したいと考えています。

それから、前回の委員会では、なかなか難しい問題であるとの認識を共有するにとどまって、結論が出ませんでしたが、模倣被害の想定額に関する情報をどういう形で調査事項に取り込むか、これについても議論いただけたらと思います。それと、前回、長岡先生から企業属性の調査について大変貴重なご指摘がありました。企業の属性欄で「海外での事業展開または輸出を行っていますか」との設問は、模倣被害、および知的財産活動を捉える上で重要であり、これは是非とも、知的財産活動調査の中に追加していただきたいという要望がありました。これについても、特許庁から最終的なご意見をいただけたらと思います。

順番は逆になりますが、最初に長岡先生からご提案のこの企業属性についての事項を追加することについて、ご意見をいただけたらと思います。

●鳥越：　資料の方ですが、こちらの知的財産活動調査票の該当ページになるところを抜粋

して、この辺りに入るのかなという感じで作らせてもらいました。イメージを捉えて頂ければと思います。

●舟岡：　何か補足することはありますか。

●長岡：　特にありません。

●舟岡：　いかがでしょうか。これはフェイス事項ですので、知的財産活動調査の方でも了解をとる必要があるかと思いますが。

●新田：　まさにテイクノートさせていただいて、今このメンバーだけではちょっと決めきれないというのがあります。企画調査課も、実は傍に居ますが、そこに行って相談をさせていただければと思います。

●舟岡：　はい。ということで、本委員会では、この事項を企業属性のフェイス事項として、追加することが望ましいという、強い意見があったということでよろしいでしょうか。

●塚本：　はい。

●舟岡：　それでは次に移って、見直し後の調査内容案について議論をお願いします。今日お配りいただいた資料は前回と同じものですね。

●鳥越：　はい。同じ内容のものです。

●舟岡：　まず、案の１項目ずつ見ていきますか、それとも脱落した事項を見ていきますか。どちらがいいでしょうか。まず最初に見直し案を検討して、次に、これまで調査事項としていて、今回の見直し案では調査事項から外れたものをもう一度吟味するというやり方でいかがでしょうか。それでよろしければ、第１案、第２案について事務局から説明をお願いします。

●鳥越：　はい、承知しました。先ほどの資料を１ページ捲っていただきまして、こちらが見直し後調査内容案の第１案です。調査事項１ページ目の模倣被害の有無・内容については、この第１案か次ページの第２案が候補となり、また、調査事項２ページ目の貴法人が模倣被害を受けた国・地域については、Ａ案かＢ案が候補になるということになります。

　第１案ですが、第３回委員会で斎藤係長の方から説明いただいた通り、まず模倣被害の有無についての質問として、Ⅱ-1「2020 年度中に貴法人の商品サービスに対し、摸倣被害が

ありましたか、１つだけ選択」とし、①の模倣被害があった場合は、Ⅱ-2 に進んでもらうことになります。そして、②の模倣被害がなかった、もしくは③不明、分からないの場合は、Ⅲ-1 に飛んでいくという構成になっております。

次に、Ⅱ-2 は、Ⅱ-1 で①模倣被害があったという回答者に対する質問で、「2020 年度中に、貴法人の商品・サービスに対し、インターネット上で模倣被害がありましたか、１つだけ選択」という内容です。その選択回答群の、①はインターネット上で模倣被害があった、②はインターネット上で模倣被害がなかった、③が不明、となっております。

続いてⅡ-3 ですが、こちらの方で第１案と第２案の違いが出てきております。第１案でのⅡ-3 は、「2020 年度中に模倣被害のあった知的財産の模倣被害の内容についてお答えください。複数選択可」とし、産業財産権以外にも著作権、営業秘密ノウハウ、その他という種類がありますが、それぞれの権利別に、例えば商標であればブランド偽装、冒認出願、その他、というように模倣被害の内容が細かく分けて聞いている設問になっているのが第１案の特徴です。右側に青印でバツ印をしておりますが、こちらは除くという意味です。第２案では、ここまで模倣被害の詳細な内容については聞いていないものになっております。

第２案を改めて上から見ていきますと、Ⅱ-1「摸倣被害がありましたか」という設問は第１案と同じですが、Ⅱ-2 のところで、「被害を受けた権利についてお答えください」とし、第１案のⅡ-3 で示した 6 つの権利種別、商標，意匠，特許・実用新案，著作物，営業秘密・ノウハウ，その他についてチェックをしてもらう構成になっております。

Ⅱ-3 は、①インターネット上で模倣被害があったか、②インターネット上で模倣被害が無かったか、もしくは③不明であるかと、いう質問です。もし、①インターネット上で模倣被害があったという場合、先ほどのⅡ-2 と同じ 6 つの種別のうちどれですか、という質問が、Ⅱ-4 として続くことになります。

先ほども申し上げましたが、第１案は模倣被害の内容につき、かなり突っ込んだ質問をしており、第２案の方は被害があった種別だけの質問に留まっているという構成になっております。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。第１案は、被害内容を従来の模倣被害実態調査の調査事項のままとり入れた形で構成していて、第２案は、産業財産権について被害を受けた権利だけを調査しており、加えて、第１案と異なる箇所は、インターネット上での被害について個別の権利毎にその被害の状況を調査するようになっています。そこで、どちらを採るかということですが、第１案を検討する上で、2019 年度の模倣被害実態調査報告書の 186 ページの調査結果をご覧ください。7 が、模倣被害のあり、なしと、分からないの結果についてです。そして、8 が、商標、意匠、特許実用新案、それから著作物、営業秘密ノウハウ、その他について、少し詳細に調査しております。回答件数があまり無いところについては、調査事項として残しても、おそらく同じように回答があまり期待できないのかなという、気もします。こうした観点から見ますと、商標についは、ブランド偽装、冒認出願、その他、

について被害が少なからずあり、そして、IT 上の被害というのは、恐らくインターネットを活用してということなのでしょうね。そこの被害がかなり多くを数えている結果となっています。意匠については、デザイン模倣、パーツ、こういったものが大半でありまして、冒認出願、その他、についてはそれほど数が無いということになります。大規模企業のところで少し出ているだけですね。特許実用新案については、技術模倣が非常に多くて、冒認出願、その他はあまり多くありません。著作物については、デザイン模倣、海賊版、その他、というところに件数があり、営業秘密ノウハウについては、専ら情報漏洩だけという結果です。その他は、IT 活用、ドメイン名の盗用、という結果になっています。以上を踏まえて、第１案、第２案を特許庁の方でお考えになったのがよく理解できます。IT 上の被害の回答が、かなりの件数として上がっていて、2019 年度以前と比べると、趨勢的に大幅に増えているのはやはり時代を映しているのでしょうね。

●新田：　そうだと思います。

●舟岡：　そうすると、第２案で示された調査事項も必要となるのでしょうね。長岡先生、専門的なお立場からいかがでしょうか。

●長岡：　私は非常に質問が具体的なので、第１案に近い方がいいかという風には思っております。それで、インターネット上の被害というのは、定義が今一つ分からないというのがあって、もし明確化できればいいのですが、このインターネット上の被害というのは何なのかということについては、インターネット上で自分の権利が侵害されているのを見つけた、という意味なのでしょうかね。

●新田：　はい。一番単純な例としては、EC サイトにおいて、偽物が売られているのが、一番分かり易いかと思います。

●舟岡：　そうすると、インターネット上で商標とか意匠、特許、実用新案、そういう権利が侵害されていたとしても、第２案のように、その詳細を明らかにする必要はないかもしれないですね。要するに、インターネット上の取引というと物（モノ）ですよね、その物に対してどのような権利が体化しているのか、そこについて権利毎に調べることが、意味があるかどうか。長岡先生もそういうご趣旨で第１案の方が、より情報が得られるとお考えなのですかね。

●長岡：　頻度が結構違いますよね。これを見ますと。規模、企業の規模も違いますし。

●新田：　特許庁サイドでも詰めきれていないと思うところがありますが、インターネット

上という風にいうと、ありとあらゆる、そのネットにおける商取引が入るのではないかという風に思っていて、先ほど私が申し上げた、EC サイトにおけるという風に言い換えると、もっとナローになり、日本国内でいえば、ヤフーさんだとか楽天さんだとか、海外に目を向ければ eBay さんですとか、最も一番多いのは多分、中国のアリババさんだと思いますが、そういうところで偽物が売られているというところで、調査統計の価値として、これを見る方が何を知りたいかと考えると、EC サイトで実際に偽物が売られてしまっていることをクリアーに知りたいですし、それを知ることによって企業も対策が打ち易くなるということなのかな、という気はしています。更にそれが貿易毎に、今もう既に明らかなのですが、やっぱり、商標を、要は勝手にブランドを付されて、我が社のバッグが、我が社のマスクが、売られてしまっているというところが顕著に見えて、統計の連続性としては、コロナ禍においてやっぱりそういうのは増えているなあ、というのが見えてくる形が理想的かなというのが個人的な思いです。

●長岡：　商標のところで、中小企業の人は、全件、IT 上の被害と書いていますよね。だから、彼らはネットで調べるしか方法がないという、そういう面もきっとありますよね。大企業の方は現地にオフィス等があるので、ネットでなくても、地元の商店街で売られていれば損害があると言いますね。これは非常に面白いと言えば面白い。
あと、冒認というのもネットで調べたということなのでしょうかね。商標のケースで、冒認を IT 上の被害としているというのは、商標登録が、例えば中国の特許庁でされているのをネットで見つけたと言うことですかね。これも、IT 上の被害ですかね。

●新田：　実際、見つけるパターンとしては、中国の知財庁も、我々JPO がその公報をインターネットで公開しているように、中国もかなり電子化が進んでいて、公報が普通に日本に居ながら見られるという状況が整っていて、おおよそ大企業の方は、ほぼほぼ、週次とかで調査をしていて、例えば、各企業さん、中国で冒認されているかというのを、かなり大がかりに、たくさんのスタッフを導入して、検索して、冒認されてしまっているのを確認し、それに対してアクションを取られているというのが実質で、意識が高いという言い方がいいか分からないですけども、中小企業においてもそういったことをやっていないところが多いと思われます。

●長岡：　そうでしょうね。答えは、０（ゼロ）なんですよね。
だから、ネットというのは、侵害する武器でもあるし、侵害を発見する武器でもあるという、それが表れている、非常に面白いと思います。

●舟岡：　何かご意見ありますか。

●美添：　違う論点で教えていただきたいのですが、模倣被害がありというのは明確ですよね。被害を見つけていない場合に、なしとしている回答がかなり多く、ちょっと意外な感じがします。被害の有無が分かっていないときに、どこかにあるということを考えずに、我が社は確実にないと思っているのが、かなりありますね。

●長岡：　そうですね。

●舟岡：　多いですね。

●新田：　確かに面白いのは、分からない、把握していない、の方が多いのかな、という風に思うと、被害なし、と言い切る方が多いというのは、非常に面白いということかもしれないですね。

●美添：　よく分かりませんが。

●新田：　「調べた上でありませんでした」と言ってくれればいいですが。

●美添：　調べても被害が見つからなかったこと、被害なしと感じている人がかなりいるということですね。この結果は、何かの分析か解釈に使っていますか。分からない、関心がないというのも入っているのですね、調べて一応見つかっていないのが「なし」で、調べてもいないというのが「分からない」かな、把握していないというのはそういうことですかね。

●新田：　この被害なしと、分からない、把握していない、ということの境界線は非常にグレーなのかなと思っております。この調査票を記載する人の匙加減によるところもあるのかもしれなくて、質問の仕方としてこれでいいのかどうかというところも、気になる部分ではあります。

●美添：　この結果を使っていたのなら、それはそれでいいですが、解釈をどうするのか、難しそうだなと思います。

●舟岡：　これは、後の議論に関わることですが、知的財産活動調査に知財部がある、なしの情報がありますね。それと模倣被害があり、なし、との組み合わせは、両調査を統合するならば、是非とも知りたい情報ですね。

●新田：　はい。ですので、非常に面白い結果が出る、コラボレーションの成果が出るものであると思います。

●舟岡：　そうですね。今までと同様に情報を知りたいですし、模倣被害実態調査では被害の実態に関してが一番重要な調査事項ですよね。だから、できればIT上の被害の実態も知りたいし、個別の権利侵害の状況も知りたいし、何かうまい組み合わせは出来ないのでしょうかね。
先程、長岡先生が述べられましたが、冒認出願についてはこの調査事項の枠外に出してしまうのはどうでしょうか。冒認出願を見破るのは、商品本体からではなくて、それ以外のところからですよね。冒認出願によって権利侵害されているかについては、産業財産権毎にあるかなしかという情報だけにして、インターネット上の被害については、冒認出願の事項を除いて、それぞれの財産権に強く関わる事項だけにするとコンパクトな設計になり得るのかなという気もするのですが、如何でしょうか。先程、議論を伺っていて、冒認出願については、商品そのものとは結びついていないので、他の権利侵害とは被害の発覚経路が違うのだから、両者を分ける意味もあるのかなという気がしないでもないのですが。

●新田：　この冒認という問題と、模倣被害を同列にする定義上の難しさがあると思います。模倣被害ということに関しては、権利化されているものを侵害された場合が、おそらく模倣被害という言い方になると思いますけども、冒認出願に関して言えば、まだ権利化されていない状況で、抜け駆け出願されてしまったというところになって、定義上は同列にすることは、難しいところがあるかも知れないです。だから切り取って、冒認は冒認だけで調査をするというのも、ありかもしれないですね。

●舟岡：　そうすると第1案のⅡ-3は、もう少しシンプルになって、ITについての情報を調査事項としてもお叱りを受けないのかなという気がしますね。

●美添：　EC だけにするということなのですね。今の舟岡先生の案だと、冒認のところを全部除いて、他はどうするのですか。

●舟岡：　冒認のところだけを抜いて、2列目のバツが付いているところを、復活させるということです。

●美添：　インターネット上というのを、ECとして明確にするということですか。

●舟岡：　はい。そうすると、第2案も取り込めて、従来の情報をそのまま把握できて、企業にとっても今の時代に有益な情報になるかなと思います。インターネット上の模倣被害が多くなっている時に、それがどの権利の分野で拡大しているのかについては、知りたい情報ですよね。

●長岡：　そうですね。

●舟岡：　冒認出願に関しては、商標、意匠、特許、実用新案について、営業秘密ノウハウに冒認出願があるかどうかは、私はよく分からないのですが、それらについて、あり、なしだけを調査するということです。

●美添：　舟岡先生の冒認出願は、また別の表にするということになるのですよね？

●舟岡：　はい、そうです。

●美添：　今、第１案の例えば①で商標となっていますが、その他を残す意味があるのかどうか次第ですが、その他がなければ、各一行で済みますよね。かなり見かけコンパクトになり、プラス冒認も６行くらいですかね。

●舟岡：　その他は、結構あることはあります。

●美添：　その他は、そうですね、あるのですかね。

●舟岡：　意匠だとその他はあまりないですから、パーツ等、の等に入れちゃうという手もあるでしょうし、特許実用新案についても、その他は殆どありませんから、技術模倣等ぐらいで１つにしてしまうとか。恐らく、調査事項の数が、政策統括官室の審査の時に引っかかってきますよね。だから、そういう工夫もしながら、必要な情報もとれるように、考えた方がいいかなと思います。そうすると、第２列が復活しても、項目数は増えず、全体としてかなり減るかなと思います。
冒認出願だけ外せば、インターネット上のところは関係ないですから、そこについては、項目数は増えません。等というところを削っていけば、3、4 項目を減らせて、その分インターネット上の被害の有無を復活させられる余地がギリギリ出てきます。そうすると第１案、第２案を折衷して、両者の必要な箇所を取り入れる形になるかなと思います。
回答数があまりないところは、調査事項として残しておいても、あまり意味がないですから。

●新田：　ジャストアイデアですけれども、第２案のところのⅡ-1、Ⅱ-2 は残しつつ、Ⅱ-2 とⅡ-3 の間に 2020 年度に冒認出願被害を受けた権利をお答えください、と入れて、その以下、項番を落とすという風になると、なんとなく冒認も分かって、権利毎も分かって、インターネットも分かるというところかなと、一瞬、思ったのですが、異論があれば突っ込んでください。

●舟岡：　そうですね。だから、第１案のように、被害内容について詳細は知らなくていいということですね。

●新田：　はい、その心はですが、例えば第１案の②意匠のところに、デザイン模倣とパーツ模倣について問いを掛けていて、実際に、それぞれ見ていくと違いはあると思いつつ、デザイン模倣と、パーツ模倣の差について、深く分析しているかというと、これを使って何かアクションを起こしているところがないので、意匠の１と２について、模倣被害ありなしに統合してしまってもいいのではないか、と思っております。

●長岡：　そうすると、摸倣被害と特許被害、冒認を分けると。

●新田：　おっしゃる通りです。

●長岡：　冒認はおっしゃる通り、ちょっと意味が違うので、分けた方がいいということですね。

●新田：　その他の取り扱いについてですが、その他の中身を、細かくブレイクダウンできる仕組みになっているかというと、その他も、単なるその他であるというところで終わっているので、その他の中を自由記載にして詳細を詰める、という形であれば、その他の意味もあると思います。今、その他は単なるその他としか認識していないというところもあるので、もう敢えて聞かなくてもいいのかな、という気は個人的にはしています。

●舟岡：　上の方の IT のところで、IT 活用とドメイン名盗用の区分については知りたいところではありませんか？　Ⅱ-4 のインターネット上で摸倣被害を受けた権利において、ドメイン名盗用、IT 活用については、何か定義がはっきりしないように見えますが。

●新田：　この⑥その他のドメイン名の盗用に関しては、ドメイン名の盗用がすごく流行っている時期があって、それを狙い撃ちして調べたいというところの名残が今も残っているようです。今もドメイン名の盗用が日常的には起こっており、そのトレンドを見る意味はあるのですが、喫緊の課題とも言えないのでこれも削除できるかと思います。

●舟岡：　そうすると、Ⅱ-2 の下に冒認出願についての調査事項を配置して、Ⅱ-3 とⅡ-4 は、誘導形式で、何とかがあった場合は、何とかへ進めとするのか、あるいは、一つの表にまとめて、左側にありの詳細の記入欄を設けて、右の方になしという配置にするのはどうですか。ありと答えた場合でも、チェックを付けるだけなので簡単ですね。通常は、ありの回

答の次にどこかに進むとなると、それだけで「面倒！」となるので、なしと回答しがちであることは、よく言われていることです。それを避けるためにも、どうせ簡単な回答で済むなら一つの表にして、ありの場合にチェックしてもらって、右側になしを配置して、一表にしてしまえば良さそうですが。如何ですか、美添先生。

●美添：　見かけは簡素化になっていますね。

●舟岡：　何とかにお進みくださいの形式にすると、そこで終わるとか、次に答えなくていい方に進みがちです。Ⅱ-1 だけは、詳細についてですから仕方ありませんが。他については如何でしょうか。

●長岡：　そうですね。これやっぱり、Ⅱ-4 を見ないと、あったかどうかというのは答えにくいですよね。一緒にした方が分かり易いかもしれませんね。

●舟岡：　そうすると、第１案と第２案について、本日の議論では、「一緒に組み合わせた調査内容の編成を提案する」、ということでよろしいでしょうか。

●美添：　今の話をもう一度整理していただけますか？　冒頭に模倣被害あり・なし・不明を残す。

●舟岡：　その通りです。

●美添：　それで、Ⅱ-2 に、商標からその他までのこの表がきて、これ被害があったらチェックするということですね。

●舟岡：　その他をどうするかの議論で、その他の場合は自由にご記入ください、ということでした。

●美添：　それを入れてもいいかもしれないですね、使うのなら。それと、冒認は別の表にするのかですが。

●舟岡：　別の表です。

●美添：　そうすると、その前にⅡ-3, Ⅱ-4 を纏めたものを横に置いておくということではないのですか？

●舟岡：　インターネット上の被害を先に？

●美添：　ええ。Ⅱ-2 の右に並べて、商標からその他までで、インターネット上で被害を受けたかと。

●舟岡：　ああ、インターネット上の被害も並べるのですね。

●美添：　はい、E コマース上の被害があった、と。

●舟岡：　ああ、なるほど。

●美添：　有無があったと言えば、あったかどうかは、それを見たら逆に分かるでしょう。

●舟岡：　そうですね。

●美添：　飛んでください、じゃなくて。

●舟岡：　インターネット上でない被害を受けているというケースもありますからね。

●美添：　最初に被害の有無を聞いた方がいいかな、結果的に分かるではなくて。

●舟岡：　そうすると、インターネット上で被害を受けたのと、インターネット以外で被害を受けたの 2 つのチェックボックスがあれば、両方ある被害を受けたケースと、どちらか一方だけというのも明らかになるので、情報量として多くなりますし、回答する立場からも、それほど手間のかかることではないですね。そして、その右側になしの欄を設ける。

●美添：　はい、なるほど。インターネット上とそれ以外と、なしとする。なしを入れるというのはいいですね。なし、または分からないになると思うけど。

●舟岡：　いや、なしは一括の回答でいいですよ。2 つともチェックボックスにチェックが付いていなければなしとなるので。

●美添：　答えを忘れたのではなくて、なしとチェックさせるということですね。

●舟岡：　そうです。

●新田：　例えば、緑茶メーカーが中国で「〇〇茶」を売っていて、中国のコンビニエンスストアで、まずこれの偽物が売られていますと。中国の EC サイトでもその偽物売られています、ということになれば、緑茶メーカーは商標でリアルマーケットでも模倣品が売られていて、インターネットでも売られていますと、2 つチェックをするというイメージになる、ということですね。

●美添：　そういう場合、舟岡先生が先ほどおっしゃいましたが、どちらかにチェックが入るというわけではなく、また回答を忘れたわけでもないという証拠に、3 番目になしと入れるのですね。

●新田：　なるほど。

●舟岡：　そうですね。それでは全部の項目になしの項目欄を設けますか。その場合は、なしは 1 つではなく、5 つのチェック項目とすることになります。

●美添：　選択肢は 1 つですからね、各商標、その他について、3 つの内から選ばせる。

●塚本：　いいえ、2 つはあり得ますよね。

●美添：　そうか、インターネットとリアルの両方の選択ですね。

●塚本：　そうです、両方あるということも。

●舟岡：　商標、模倣被害で IT 上、IT 以外のもの、なしにチェックボックスが 3×6 個の、いや、実際は 5 個ですね、3×5 個のマトリックスがあって、その他を自由記入という形式にする。

●美添：　それだと、見掛け上、スペースも小さくなりますね。

●舟岡：　シンプルになりますね。第 1 案の 1 番下のⅡ-3 は、かなり縦長ですね。

●塚本：　はい、負担感があるように思います。

●舟岡：　さらに、こういう表は、チェックする際に、行を間違えてチェックしかねないとことも考えられます。

●美添：　はい、そうですね。

●舟岡：　如何でしょうか？　Ⅱの４つについては。

●新田：　Ⅱ-1 の模倣被害があった、なかったは残るというイメージで宜しいですか？

●舟岡：　それはもちろん残ります。

●新田：　摸倣被害があったという前提で、Ⅱ-2 に行って、それはリアルな市場で偽物があった、インターネットであった、あと、無かったというのを、ここに付ける必要があるのでしょうか？

●美添：　それぞれのところで、書き忘れと意識してチェックをしていないのと、両方分かるわけですよ、普通、こういうのは。

●舟岡：　全部に欄を設けるとすれば、１回のチェックではなく、5 回すべてにチェックしなくてはならず、同じ手間なら、左の方をチェックするか、右にチェックするかであり、さぼりのチェックにもなりますね。

●長岡：　確認ですね。

●新田：　確認的に、もう１つチェックボックスがあるということですね。

●美添：　そうです、多くの調査では、そういう設計にしますね。

●舟岡：　それが、調査事項が増えたということになるのでしょうか。もし、なると言われたら、では、無しは１つにしますと言えばいいですが、でも、それでいいのですか？と、逆に、統括官室に問いただしても良いかと思います。

●新田：　あまり、ごちゃごちゃになると、そこは結構、シビアに気にしているようなところでございます。

●美添：　でも、総務省だったら最後に、「確認のチェックを入れろ」と、むしろ言うと思いますよ。

●新田：　なるほど。はい。

●美添：　書き忘れと、意図的に空白にしたと意味が違うわけで。

●舟岡：　ここのページが１番重要な調査内容であり、そこは正確に情報をとった方がいいですね。

●美添：　それと、その他はやっぱり自由記入で残したらどうですか。他の情報、全部圧縮してしまったわけですし、ここに何か書いてもらっておくと、分析が面倒だと思うのですが、参考にはなります。

●新田：　まさに、その他がブラックボックスになるというところなので、その他、四角でダイアログボックスがあって、ドメインネームを勝手に盗られてしまいました、というのを書いてもらえれば、それはファクトとして捉えられます。

●舟岡：　その他のところでカッコ書きで例を示して、例示のように自由にご記入ください というと、「あっそうだ、これ、あった」と思い起こして書いてくれるケースが多くなると思います。

●長岡：　あと、摸倣被害に冒認が入っているというのは、どこかで説明しておいた方がいいですよね。先程、おっしゃたように、別物と考えている人もいると、例えば質問に対して、ずっと無かったと答えたけど、あとで冒認というのもあって、実はあったのだということになる可能性もあるので、「摸倣被害とは何か」というのは、どこかに最初に書いておき、少なくとも冒認が入っているということを示すべきと思います。第１案だと、もう回答の中に入っているので答えざるを得ないのかなと思うのですが、第２案だとそれが分からなくなっております。

●新田：　言葉の定義については、別途検討します。

●長岡：　はい。

●舟岡：　冒認はⅡ-2 の後に、別途、事項を設けるということですね。

●新田：　はい。

●舟岡：　ということで、一番難しい調査事項については、以上の案でよろしいでしょうか？

●新田：　はい。

●舟岡：　それでは、続きまして、Ａ案、Ｂ案以降について、説明してください。

●鳥越：　はい、承知しました。Ａ案ですが、こちらは特許庁さんの方から当初、見直し後調査内容案ということで提示されたものです。特徴としましては、1 番上、Ⅱ-4「2020 年度の模倣被害事例のうち、製造、経由、または販売提供被害を受けた、国・地域を把握した事例はありますか、1 つだけ選択」とし、①把握した事例があるか、②把握していないかという設問になっております。

Ⅱ-5 は「2020 年度に把握している製造、経由または販売提供の国・地域で当てはまるものを全てチェックしてください。複数選択可」とし、縦に１～２２までの国・地域名が入っており、横に、被害の種類として左から順に製造被害、経由被害、販売提供被害とし、それぞれの種別毎に、縦の国・地域名を聞いている、という構成です。因みに、国・地域数が昨年度より若干増えております。アフリカやアメリカが入ったことに加え、中国と香港が分けられました。これがＡ案です。

対するＢ案ですが、これは第 3 回委員会で、特許庁さんの方からのユーザーさんからの意見聴取の報告の中で、こういうのも活用してみたいという意見があったので、検討してはどうかというのがＢ案です。1 番上の設問Ⅱ-4 は先程のＡ案と同じですが、Ⅱ-5 が特徴的であり、縦には販売提供の国・地域が、横には製造の国・地域が入っており、つまり販売提供国と製造国のクロス表になっております。これは毎年の設問にも入っていたクロス表ですが、どこで製造された模倣品がどこで売られているのかが分かるクロス表ということです。製造と販売についてはこういったクロス表を使い、もう一方の経由の国・地域については、別表とし、同じように１～２２の国・地域に分けて、経由を把握しているかしていないかを聞いた内容になっております。これらは先ほど申し上げた、ユーザーさんの要望に応えるということで、このような形で設問として残すのもありかなと思われます。
Ａ案とＢ案については以上です。

●舟岡：　Ａ案とＢ案について、如何でしょうか。Ｂ案が網羅しているわけですね。

●長岡：　まぁ、Ａ案に答えるためには、Ｂ案を作らないといけませんよね。あまり、作業と記入は変わらないと思いますね。

●舟岡：　なるほど。

●長岡：　ただ、項目数がすごく多く感じます。

●美添：　見た目の圧迫感がすごいですね。

●舟岡：　そうですね。

●鳥越：　ただ、Ｂ案のその横の国数は、ただ単純に縦の国をそのまま並べただけのもので、昨年の例を見ると、横の国・地域はアジアだけに絞っております。アジアで作られているのが殆どだという前提のもとかもしれないですが、もし仮に昨年と同じようにすると、１４番以降がなくなります。

●長岡：　ああ、そうですか。

●鳥越：　はい。昨年の例であれば、若干すっきりすると思います。

●美添：　何なら１４番以降その他とやってもいいわけですよね？　その他アジアがあるとまだ多いですかね。

●舟岡：　そうですね。ここはもう少し、回答数が多い国に絞った方が良いのではないでしょうか。このままではちょっと、目がチカチカして、記入も間違いそうです。

●美添：　記入間違いを心配するなら、色分けをすれば、ある程度緩和できるでしょうけど、それでも圧迫感があって、政策統括官室は認めないかもしれませんね。

●舟岡：　数は半分くらいにしたいですよね。例えば、国については、本当に国名が必要なのか、例えば、インドシナの辺りを一括りにしてしまうとか、他にも例えば、タイ・マレーシア・何とかという括り方ですね。そこの国名が単独で必要なのでしょうか。どの地域で作られた物が出回っているとか、販売されているとかとして、中国はとても大きいから別途計上する必要があるのでしょうが、そうでない国は、ある程度の括りでよくないですかね。何かそういう工夫は出来ると思います。そのざっくり纏めたのが、アジア、中東、欧州、北米、中南米、アフリカ、大洋州であり、アフリカ、大洋州は殆どなくて、北米、欧州がぽろぽろあり、そして中東も同様。そういうやり方で、アジアも国毎ではなくて、国の集まりで表示するのは、如何でしょうかね。その地域でドーンと数が増えたら、また分割させることを検討するということです。逆に、縮小しているところがあったら統合するということですね。

●長岡：　現状、このマトリックスはちゃんと答えているのですかね？

●舟岡：　マトリックスは報告書にはないですね。221 ページの調査票にはありますが。その情報が統計には載っていません。

●長岡：　統計がないのですね。でも、そうすると、この統計欲しいという人は、どういう風に使っているのでしょうか？　今まで答えてきたけども、これが集計されていなければ使いようがないですよね。

●新田：　その会社として興味があり、今後そういうのも使いたいので、本心としては発表して欲しいなということですね。ここの調査票の中で、使っているものと、興味があるもの、という聞き方をしたので、ユーザーとしてはこういった情報に興味があります、ということです。

●舟岡：　この調査票のイメージで、統計も出せばよかったのですね。

●新田：　集計の困難さがあったのかもしれないですね。

●美添：　集計は難しくないけど、表にして書くのが面倒ということでしょう。集計は問題ないと思いますよ。

●舟岡：　この調査票の国の数ぐらいだったら、ギリギリ大丈夫でしょうね。
　Ａ案とＢ案では、Ｂ案の方がより求められている情報を調査できているということで、Ｂ案をベースにということでしょうかね？　但し、国はちょっと集約するとか、除くとか、そんな工夫が必要だろうと思いますね。

●長岡：　そうですね。でも、やっぱり回収率を見ると、こんなに真面目にやってない企業もあるかもしれませんね、よく分かりませんが。販売先の被害は、販売で掴まえている場合が多いのでしょうけど、その原産地まで調べているのかどうかですね。普通は調べるのでしょうが。

●舟岡：　そうすると、例えば原産地不明とか、販売先不明というのを１行入れれば、いいのでは。以前の調査票だと、まず、販売、製造と聞いて、その上で詳細なマトリックスを調査していますが、不明を入れればいいということになりますね。

●鳥越：　この表の中に入れるということですか？

●舟岡：　行と列それぞれに不明の欄を設ければいいわけです。

●美添：　製造国は特定できない可能性があって不明というのは分かるのですが、一方で販売地域というのは不明の場合ということはあるのでしょうか？

●舟岡：　どこかの国で特許を侵害して作っている、あるいは偽物を作っているけれど、どこで売られているのか分からないというケースが考えられます。

●新田：　それは表には出てこないので、統計上には見えてこないところだと思います。企業の方が何をやられているかというと、試買をやられていて、例えばアフリカで物を買ってみて、よくある模倣被害ですが、自動車の発火プラグみたいなものの偽物が結構出ているようです。アフリカという地域は、やっぱり車がないと生きていけないというようなところがあるので、実際にアフリカで売られている発火プラグを、日本メーカーが実際に買ってみて、本物かどうか確認すると、やっぱり偽物だというので、アフリカで売られているこの偽物が、どういう経路でここまで来たのであろうか？と追跡することになります。一方で、アフリカで発火プラグの偽物を作っているかというと、作っていないケースの方が殆ど多いようです。それは製造インフラがやっぱり整っていないためです。このアフリカで売られている発火プラグは、まずはどういうルートで入って来たのかというところで、やはり海路で、おおよそドバイからのようです。ドバイで何をやっているかを調査すると、中国からドバイに来た模倣品の発火プラグを、再度リパックして、ドバイから発送しているところがあるようです。このような流通の流れは、おおよそ中国発が多いのですが、人件費の高騰等で中国が世界の工場ではなくなりつつあり、ベトナムだったり、バングラデシュであったり、その製造国も移りつつあるようで、各国の港を経由して、フロム・バングラデシュ、スルー・ドバイ、トゥ・アフリカ、みたいなのも少しずつ増えているのかもしれません。
またこのような動きは、業種によっても異なるようで、業種毎の流通ルートを知ることによって全体像が見えてくるというところもあります。

●美添：　では、我々の質問として、不明を入れるかどうかですが。

●舟岡：　不明は製造だけでいいということですね。

●美添：　分かりませんが。

●舟岡：　なるほど、販売に入れる必要はないのかということですか。

●美添：　販売を見つけたところだとすると不明は必要ありませんが、製造だけ見つけて、どこで売っているか分からないという事例もあるのであれば、販売側にも不明は必要です

ね。

●舟岡：　例えば、よく韓国なんかで、一時期、偽ブランド品を大量に作っていて、一部は日本にも来るけれども、一部は他にも行っているわけですよね。

●美添：　それは不明ですね。その他か、不明か。

●新田：　今、港の例で申し上げると割と明確なところもあると思いますが、例えば、本当は北朝鮮で作られているのだが、電車で中国本土に入って、中国の港から出ているというパターンだと、多分これは原産国不明になると思います。

●美添：　原産国不明。

●新田：　原産国不明ですね。

●美添：　不明ありというところは分かりました。そうすると、舟岡先生も言っているように、地域も狭くするのはユーザーとしてはやりたくない、括るのはではなく、個別の国、せっかく特定した国の情報を知りたい、需要としてはそういうことでしょうか？

●新田：　どうなのでしょうね。企業の方は、やっぱり国とかをシャープに知りたいというのはあるのですかね。そこは、私も完全には代弁できないところではありますが、あると思いますね。この、例えばインドネシアからフィリピン、6 番から 11 番はアセアンとかいうまとめ方もありますけども、やはり中国に接している国とそうじゃない国では違いますし、やっぱり陸路であれば、中国から接している国に行って、入ってくることもあり、そうするとやはり、対策というのは変わってきますし、国境の対策をするのか、港の対策をするのか、そういうところも考えて、企業の方も対策を行っておりますし、そのアパレルメーカーの例でいうと、ベトナムではすごく進出しているけども、他の国ではそうでもない。そういったこともあり、法律も各国で違っており、アプローチの仕方も違ってくるので、例えば、アセアンってまとめるのもあるのかなと、先生方のお話を聞いて考えておりました。

●舟岡：　アセアンだけではなくて、例えば、件数が多いものは独立させて、まだ件数が少ないものは、一括してバスケットにしておいて、そこが膨らんだらそこから分離独立させるというやり方もあるのかなと思います。要するに、多いところについて一番関心を持つわけですよね。

●新田：　そういう意味では、報告書の 191 ページを見ると、やっぱり２番から５番が多い

ですね。まだ６番以降は、製造国としては少ないし、それは実感としてもずれてはいないですね。

●舟岡：　そうすると、少ないところは、細かくする必要ないかもしれませんね。

●美添：　なるほど、そうですね。今、おっしゃった５か国は確かにそうですね。これがあってその他ではまずいから、先ほどの中国から陸路というところだけ纏めることを考えると、ベトナムとかミャンマーとかタイ辺りも入り、カンボジアも入りそうですね。

●舟岡：　経由国は下の方で聞くので、経由についてはマトリックスには出来ませんね。

●新田：　そうですね、製造国はアンケート結果でも表れてきます。

●美添：　そうすると、もう一つ小さくするアイデアとしては、ここの表で横の国数を少なくして、右の余ったところに、一列空白を入れて、経由国の表を持って来るというのはどうでしょう。

●舟岡：　でも、国が違うのですよ。

●美添：　あ、違うのですか。同じにしても良いのでは？

●舟岡：　販売であれば、市場規模そのものが大きいところが国としてリストアップされますね。

●美添：　中東は入るけど、ドバイは入らないですね、このままだと。

●舟岡：　経由だと非常に緩い規制の国が入って来るのが多くなるのかなと勝手に思いますが。

●美添：　この例では２２カ国で下の経由国にも入っているけども、実は販売提供国・地域と経由国は違う分類にしたいということですね。そういうことなら、別の表になり、睨まれるとなるのですかね。そこはお任せします。

●舟岡：　如何でしょうか。製造国を数がある程度あがっているところを中心として、あとはバスケットにして、その他と不明を付けるというのは。

●長岡：　そうですね、その他と不明ですね。

●美添：　その他と不明と両方ですか。

●舟岡：　そうです。販売提供国・地域も適宜多い件数のところを中心として、適切にバスケットにしておくということです。販売の不明は要らないですかね？　美添先生、如何ですか？

●美添：　分からないですね。先ほどの話だと、韓国で作っているのを見つけたが、どこで売っているか分からないということもあれば、販売も不明があるのかなと思いますが。

●舟岡：　あまりにレアケースだったら、不明はなしでも良いのではないでしょうか。

●美添：　それは分かりません。

●舟岡：　不明はなしでもいいかもしれませんね。その他があるので、その他に入れることにしましょう。

●美添：　その他と不明が一緒になるから、大丈夫です。

●舟岡：　経由国も適宜、多い件数の国を特記するということでよろしいでしょうか。

●長岡：　いいと思います。

●舟岡：　では、Ｂ案を中心として、これを修正することにします。
続いて、その次のⅢについて説明してください。

●鳥越：　はい、承知しました。Ⅲのページをご覧ください。Ⅲは「模倣被害への対策状況について」という質問です。Ⅲ-1「2020 年度中、貴法人では模倣被害対策を実施しましたか、１つだけ選択」とし、続いて「対策をしていないということであれば、その理由として当てはまるものに複数選択可」として質問しております。ここまでは昨年度と同じです。Ⅲ-1 で模倣被害対策をしているか、しているのであれば、Ⅲ-3 へお進みくださいとしており、対策をしていないというところは下の理由を尋ねるという構成です。対策をしていない理由 8 つについては昨年度と変わりありません。

●舟岡：　報告書の 223 ページを見ていただいた方が分かり易いと思うのですが、この 223

ﾍﾟｰｼﾞのⅢ模倣被害への対策状況について、原案にあった、模倣被害対策をしているという回答に対して、効果のあった対策および効果のなかった対策について当てはまるものについての設問を調査事項から削除したということ。それから、Ⅲ-4 のインターネット上の被害における実施対策で、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか、という設問も調査事項から削除したことになりますね。
こういう情報が模倣被害の実態を捉えるうえで、有効なのかどうかについて、長岡先生如何ですか？

●長岡：　これも重要な情報だと思いますけどね。

●舟岡：　優先順位の問題ですか。

●長岡：　はい、優先順位の問題ですね。

●舟岡：　致し方ないですか。

●長岡：　致し方ないでしょうね。
あと、戻ってしまって恐縮ですが、模倣被害はやっぱりどこで起きているかというのは、すごく重要で、冒認については場所は聞かないということですかね？　これが特許庁の案ですよね。先ほどの捉えにくいというのは、あくまでも製造品についてなので、冒認出願というのはそれより前の話ですよね。それは、一応、場所は聞かないということですかね？

●舟岡：　冒認出願している地域ですか？

●長岡：　そうです、冒認出願の国と地域については今は聞いているのですよ。前の 222 ページですね、節約されてしまったということですかね？　これは一応、確認です。要はロケーションが重要だと思っております。

●舟岡：　なるほどね。

●長岡：　Ⅱ-25、これは落とされているということですかね。中国が多いのと、中東が多いことは分かってはいることですが。

●新田：　ファクトとして、冒認出願で問題になっているのは、9 割方中国商標と分かっていて、それ以外だとベトナム、タイ、インド、インドネシアで、それ以外はあまり聞かないというのが正直なところです。

●舟岡：　なるほど。日本が多いのですね。

●新田：　はい。

●舟岡：　日本、中国、台湾が多いのですかね。

●新田：　冒認出願については、中国がハイライトされていますが、その瞬間にも日本も多いところではありますね。

●長岡：　国内ですからね、日本語の出願なので、やり易いですよね。

●美添：　なるほどね。

●新田：　例えば、マイナンバー制度を始めますというと、個人の方がマイナンバーの商標出願をしたり、流行り言葉のようなことでビジネスを始めて、誤認を生じさせてしまいますね。

●美添：　例えば、マイナンバーの知名度が低い時だと、承認されてしまう可能性があるのですか？

●新田：　可能性はゼロではないと思います。

●美添：　調べるのも大変ですね。

●舟岡：　冒認出願の最初の調査事項のところに、日本、中国、その他というぐらいにしておくというのはどうでしょうか？

●長岡：　それも一案ですね。

●美添：　表を分けるのですね。いいですね。

●舟岡：　そうすると、日本、中国、その他ぐらいですかね？

●美添：　台湾、韓国、マレーシアも結構ありますね。

●長岡：　これでも 1 件以上 10 件未満は中小企業の方が結構多いのでしょうね。

●美添：　そうですね、日本が多いのですね。

●長岡：　大企業の方は、むしろ中国の方ということでしょう。差があるもの面白いですね。

●美添：　面白いですね。これどういうことなのだろう。

●長岡：　やっぱり、模倣を摘発していない、つまり、アクションを取っていないからでしょうね、中小企業は。

●美添：　小さいところはね。やられてしまった、で終わらせてしまう。

●長岡：　されたらしょうがないのでしょうね。

●舟岡：　それを入れるのも手ですね、冒認出願されたところで日本、中国、その他ぐらいの設問にするということで。ただ、商標、意匠、特許・実用新案のそれぞれについてあるのですね。これを見ると多いのが、特許ですね。

●長岡：　それぞれありますね。その他、というのも結構あるのですが、何でしょうか、不正競争防止でしょうかね。

●舟岡：　今までのものでかなり取り込めますが、検討していくと膨らんでしまいますね。

●長岡：　そうなのですよ。

●舟岡：　でも、重要な情報ですね。

●長岡：　“地域”の情報が模倣被害の特徴なので、やっぱり冒認はどこで起こっているか、というのはあった方がいいのではないかと思います。

●舟岡：　これまでが膨大な調査事項だったのが、かなりスリム化しているので、お許しいただくということでお願いしますか。
ところで、特許庁内部の問題もあるのでしょう？　知活の方に比べて模調の方が調査項目が多いとなると。

●新田：　はい、そうです。模倣被害実態調査は、お陰様で５割くらいの回答率があるのですが、一方で細かすぎるという声もいただいておりまして、知的財産と両方をもらっているところでは両方共細かすぎる、という声が届いているのも事実です。

●舟岡：　知的財産活動調査は記入者の立場になると、記入し辛いような設計になっていると思います。

●新田：　数字の方もシャープに聞いているので、知的財産部門というよりも財務に聞かなければ回答できない設問もあります。

●舟岡：　Ⅲの対策状況の設問についてはこれでいいとして、冒認出願については新田室長のご指摘のように、そういう余地があるかどうか、あれば変更していただくということですね。

●新田：　はい。

●舟岡：　あと、最後の調査事項は？

●鳥越：　こちらの方は、模倣品対策費に関する設問です。各企業で「対策費はいくらですか？」という設問ですが、実際には知活調査の表に組み込まれるものなので、こちらの方で暫定的に作成してみました。このような感じになるのかな、というイメージです。

●舟岡：　今までは階級区分で示していたのを、実額で記入してもらうということですね。

●長岡：　どうなのでしょうね。そもそもこの費用を事業部が負担しているのか、知財部が負担しているかという問題もあるのではないでしょうか。出願なら知財部でしょうが、エンフォースメントはどちらの方でしょうかね。

●新田：　そこは、模倣品対策費の言葉の定義をちゃんとしなければならないと思います。そこは、別表で示すことになると思います。
ここも大企業で且つ知的財産部が内部であるというところは書き易いのかなと思いますが、事業部単位で管理しているところ、もしくは海外現地法人で管理しているところ、例えば、日本国内のＸ社では予算計上していなくて、現地法人で予算計上しているところでは書けないということも考えられます。これも知りたい数字ではありますが、現実を正しく反映させるものが出来るかというと、結構難しいかもしれないと感じております。

●長岡：　知財活動部門の予算を把握しておりますよね、現状は知活調査で。それにこの設問追加でどの程度入って来るかですね。或いはそれ以上のものを求めるかですね。

●新田：　この考え方では、知活の枠内でどうなのかというのを知るということになると思います。

●長岡：　それなら出来ると思います。ただ、過小評価になりますね。

●新田：　はい、そうなると思います。

●舟岡：　一応、特許庁からの調査事項案について、模倣被害額以外の事項について、一通り検討しましたが、改めて、現行の調査票（報告書の）212 ページですが、この中でやはり形を変えてでも残した方が良いというものがあれば、ご指摘頂きたいです。
もう一度、最初から見ていきましょう。
Ｉの貴法人の概要については、Ｉ-9 海外の展開について残す方向で知財調査の担当の方と折衝する、ということですね。
次のページのＩ-10 のどのような商品サービスですかというのは、これはちょっと細かくてやめた方が良いだろうと思います。
次の 4 ページですが、Ⅱ模倣被害については、これは先ほど決着がつきました。
そして、5 ページの摸倣被害の総額、これは後でまた議論します。Ⅱ-4 のような事項については、前回の検討で、ヒヤリングとか、別途聞くような内容であり、統計調査をするまでもないであろうとの議論でした。
次の 6 ページ、模倣品・サービスの模倣行為の質・価格ですが、これは長岡先生から、これはどうやって評価するのかというご意見もあり、難しいところもあるので、これは今回外すということにしました。よろしいでしょうか。
模倣被害の発見の手口も先ほどと同じように、統計調査というよりも、何らかのヒアリングで別途聞くことが適当とします。

●長岡：　これは本来、重要ですけどね。

●新田：　この手のものに関しては、我々が鞄を持ってシャープに伺いに行くということで考えております。

●舟岡：　統計調査で網を一斉に掛けるようなやり方には、あまり馴染まない調査事項ですね。
次の 7 ページの発見の契機を把握している摸倣被害についても同様ですね。

●新田：　はい。同じですね。

●舟岡：　8 ページ、9 ページについては、先ほど、マトリックスを工夫してということになりました。
10 ページも 11 ページも同様、そして 12 ページの冒認出願については、冒頭のところで、調査事項を少し追加する形にするということですね。
13 ページの対策については先ほど議論しました。
14 ページの最後のところの法人間連携による模倣被害対策のうち、というのも先ほどと同様に統計調査から少しずれているということで外す、ということです。
最後に、大変な難物である模倣被害の総額についての設問が残っていますが、前回の委員会でそもそもこういう想定が可能なのかとの議論がありました。摸倣被害額を逸失利益としていますが、OECD 等では利益額ではなく、売上額、販売額ですね。せめてそれであれば、あり得るのかなと思います。どれくらいと見積もっていますか？程度の設問で、売上ベースで答えてもらうというのは、如何でしょうか？

●長岡：　それであれば、大分答え易いでしょうね。逸失利益だと、利益率を把握しなくてはならず、それは簡単ではないでしょう。

●舟岡：　おおよそですよね。だから桁が違わなければ良いと思います。といいますのも、どれだけ被害が発生しているかどうかを把握できないわけですから。ここで出てくる答えは、確認できたものだけですよね。その時に、確認できたものを「売上ベースでいくらくらいですか？」とした設問とすればよいのではないでしょうか。
如何でしょうか？

●美添：　この点について、実際に書いている方にヒヤリングされたことはあります？　例えば 5,000 というのは、想像して何台だろうと思って書いているのか、自分で本当に確認できたものなのか。

●舟岡：　これだと販売数は昨年度の模倣被害の実態を踏まえて推定される数量だから、実際はもっとやられているということになるのではないでしょうか。

●長岡：　これは結局、裁判所で訴える、侵害訴訟とかそういう時であれば、実際、計算をして賠償請求をすることになるので、把握しているケースがあることも確かですね。ただ、全体像として、訴訟になるのはほんの一部なので、推計をしないといけませんね。ここでは、回答率がかなり低いことは確かですね。

●美添：　正確に記入できる会社もあるということですね。

●長岡：　そうですね。侵害訴訟したことがあるところは答えられるということです。

●美添：　それと、概算で出すところが混ざっているわけですね。

●舟岡：　ここについては、税関ベースのデータが活用できない我が国としては、調査に依らざるを得ないということですね。
この数値が、どこまで正確かはともかくとして、模倣被害の実態調査をしているというと、我が国の被害額はどのくらいなのか、と聞かれるはずです。もし、聞かれた際に、「いやいや、実は把握できていません」というのはまずいです。

●新田：　国会議員の先生に聞かれることもありますし、各国との貿易交渉をする時にも実際に「模倣被害がこれくらいあります」と言えれば、交渉を優位に進められるかなと思います。できれば、シャープに知りたいというのはもちろんあるのですが、シャープに知ることができないですね。

●舟岡：　例えば、実際に被害が見積れる額を教えてくださいとして、おおよそ、その実態は何倍くらいありますかという風に、被害の見積もり額の横に書いてもらうのはどうでしょうか？

●新田：　はい、それもありだと思います。例えば、中国で行政摘発が実際に行われ、模倣品が何万件廃棄されたといった報道がされることがあります。そんなファクトから推計して、大凡の被害額を見積もってみるアプローチはあり得ると思います。

●舟岡：　売上ベースの方が楽だと思うのですが。利益ベースはちょっと無理ですね。

●新田：　これ、定義づけすると、定義づけしただけ、書きづらくなりますね。

●舟岡：　さっくりですよね。これは。

●新田：　統計のお作法として、それを積み上げ形式に積み上げてもいいというのであれば、それも価値あるものかもしれないですが。

●塚本：　それもまた拡大推計するというのも変ですね。

●新田：　もはや何が何だかわからないですね。

●美添：　そうですね、そもそも信頼性に差があるものを積み上げていますね。

●舟岡：　例えば何倍くらいありそうですか、という質問の設定についてですが、その時はどのくらいあったけれど、後になってから実はたくさんあったのがわかるとか、そういう過去の経験から、「大体、これくらい見つかると、その広がりというのはこのくらいであろう」というのは、ある程度企業は勘所を持っているのではないでしょうか。
実際のというと、過小になってしまう傾向がありますよね。先ほどの対外交渉などに使われるとなると、数字の根拠を求めてしまうことになると思うので、不利になりますね。大体、最大でどのくらいありますか？という設問も適当ではないでしょうか。

●新田：　まさに企業の知的財産部の方もそのようにされていて、知的財産部は対策費を財務から貰わなければならず、財務から貰うにあたって、「これをやらないと、これだけ被害が出てしまいますよ」というプレゼンの仕方をするという会社さんも居るようです。その数字を頂く、ということもありかもしれないですね。あとは実際に、例えば中国の偽物サイトで、これだけ偽物が売られてしまったことによって、2019 年と 2020 年を比較して、「これだけ損してしまった」という方法ですが、これは模倣品対策をしてこなかったから、これだけ損失が出ているという言い方をするということです。そのプレゼンの仕方というのは、各企業の知財部によってプレゼンのやり方が違うという感じです。

●舟岡：　被害額は何らかの形で捉えたいですね。他の国は一応、ちゃんと出しているわけですから。

●美添：　もし残せるなら、従来と同じにした方がいいと思います。程度を変えて、細かくしたりすると、当然、今までと段差が出来てしまいます。その解釈もよくわからないことになるから、残すならこのままとし、そのうち関税局と交渉が出来ればということですかね。

●舟岡：　でも、利益率というのが引っ掛かりますね。

●美添：　これを変えさせると、すごいギャップが出てきて、これまでの比較が出来ないのではないですか。

●舟岡：　というか、過去のものの利益率をどれくらいに想定すると繋がるとかを考えればいいのではないですか。利益の計上には、変動費だけでなくて、固定費も関連していて、売

上が減るとその分固定費に相当する分の利益が違ってきます。

●長岡：　だから、摘発をしている中国でどれくらい侵害企業があったからといって、しかしそれが自分の利益にどのくらい掛かっているのか、結局は原価が分からないと計算できませんね。そうすると、少なくとも中国の摘発当事者はわからず、日本の企業の工場に原価を問い合わせるということになりますね。裁判で訴訟する場合は、それが必要ですが。
39 社しかこの設問に答えていないということは、回答率は数%しかないということになります。

●舟岡：　これは会計でいう限界利益ですかね。

●長岡：　答えているところが、どういう風に計算しているかというのを勉強してみたらいいのではないでしょうか。

●舟岡：　ざっくり売上がいいのではないかという意見でありますが、美添先生から接続を懸念される話もありました。ただし、そもそも接続できるような信憑性のあるデータなのかという気がするのと、対外比較という時に想定利益額で表している国が見当たらないということもあります。

●美添：　そうですね。

●長岡：　総額というと結構大変ですが、他のところは事例があるかと聞いておりますね。

●美添：　この金額というのは、時系列で比較したのがありませんでしたか？

●長岡：　正確さを求めるのであれば、摘発した事例について答えて貰った方がいいと思います。

●美添：　そういうことであれば、舟岡委員長に賛成します。

●舟岡：　まずは回答してもらい易いこととし、なにかのデータが必要だということですね。

●長岡：　でも、私は売上でもいいと思ったのですが、答えられる事例ですね。それがどのような事例なのか、きちんとアイデンティファイしたもの、中国で摘発してこれくらいになりましたというところですね。トヨタみたいなところは世界中にありますからね、そういうところでは世界中で調べなさいとなりますので、答えられないというか、答えていないので

はないでしょうか。

●新田：　リアルな数字というところでは、企業秘密もあるので出せないというところもあるらしいですね。例えば、企業を実際に訪問し、「御社の名前が透けて見えない形で、直近いくらですか」というのを聞いて、積み上げるというのもありかもしれないなと思っております。

●舟岡：　統計調査で数多く実践されているものとして、回答しにくいケースについては階級で答えて貰うという方法があります。例えば、先ほど長岡先生がおっしゃったように、具体的に被害が発生したケースがありますか？　その時の被害額は幾らくらいですか？　①100 万円未満、②100 万～1,000 万円未満、③1,000 万～1 億円未満、④1 億～10 億円未満、⑤10 億～100 億円未満、⑥100 億円以上とか、どれかに丸を付けてもらうようにし、それも売上ベースにして、答え易くする方法ですね。どうしても集計しようと思ったら、その真ん中の数字を使って計算するのですね。

●長岡：　インターバル・リグレッションですね。

●新田：　その数字を教えて貰うっていうのは、あるのかもしれないのですが、我々のマトリックスに合わせて、データを提供してくださいといった瞬間に、回答者数が 30 何社かになってしまうという気がします。

●長岡：　そうですよね。

●舟岡：　だから、世帯の所得とか収入とか聞くときにも、多くの統計では階級で聞きます。何百何十何万円ですかとか聞いても、誰も答えてくれないので、どこからどのくらいの範囲ですか？という聞き方ですね。貯蓄も同様です。
階級で、粗々で、1 桁くらい違わない程度で回答してもらうのはどうでしょうかね？

●新田：　ありがとうございます。これも全体的に見て、入れられるか入れられないかを検討させていただく、ということになります。

●舟岡：　ということで、調査事項についてはよろしいでしょうか。また、お気づきの点がありましたら、事務局へお寄せください。
続きましては、前回、2 つの調査事項を合わせると、有効な情報が得られるのではないか、ということに関しまして、長岡先生に検討して頂きました。

●長岡：　先ず、エンフォースメントを含めた知財活動費の全体像が把握できることは良いことであると思います。
2 番目は、知財活動調査の方は、出願からライセンス収入等が入っていますので、各国の知財制度の整備の効果が把握できること、そして、模倣被害は減少することが予想されると思います。
3 番目ですが、国別かつ国をコントロールしながら、出願企業と被害との関係を説明できるかもしれないということですね。そうすると、権利取得の効果ということですかね、中国で出願することがどういう意味があるのか、今の出願と被害とのリンクを聞いておりますが、場所がわからないのであまり分析は出来ませんが、どこで知財を取っていて、結果、どこで被害が減っているのか、といったことが、企業のバリュエーションを使ってある程度推計できれば、権利取得の効果が分析できるかもしれないというところです。

●舟岡：　それは非常に貴重な情報になりますね。

●新田：　中国に対して出願するかしないかで、色々と逡巡が各企業あるようで、もちろん大手企業は中国では絶対取らなければ駄目だとしているようです。「中国は出願は面倒なのでいいや」とした瞬間に、模倣被害に遭ってしまったという企業もあります。もちろん、外国で出願をするとコストが高いので、躊躇するのはわかるのですが、取っておいた方が最終的には良かったと見えてくれば、それはそれで良い情報かなと思います。

●長岡：　どの地域で冒認とか被害があるかという情報が極めて重要ですね。企業ベースで全部リンクしており、企業のパネルデータを使って、分析ができるようになります。

●新田：　これは産業界別にも分かるということになるのですよね。例えば、ベトナムにおいてはどうしたらよいのか、タイにおいてはどうしたらよいか、が透けて見えればいいかなと思います。

●長岡：　ただ、分析は難しいところがあると思いますね。競争相手が出てきたので特許を取る、同時に、模倣被害に遭う、そういう因果関係がありますよね。だから、権利取得をしているにも関わらず、模倣被害が拡大するように見える可能性があります。それは競争相手の実働が高まっているから、競争相手に対抗するために出願をする、しかし、模倣被害は起きるとなるので、なかなか難しいところがあるとは思います。
しかし、そういう分析の可能性はあるのではないかということです。

●舟岡：　それは有効ですね。そういうのは是非やっていきたいと思います。
ということで、この２つの調査を統合することで、集計した統計情報がより有効なものにな

るということを、ちゃんと示唆するということですね。

●新田：　ありがとうございます。

●舟岡：　それでは議題２に移って、事務局から説明をお願いします。

●鳥越：　中間報告書の作成に関する方針につきまして、特に変更ありません。
内容構成については、これまでの調査事業をそのまま展開します。
1 番目に 5 省庁＋１省庁（経済産業省）の絞り込みを行ったこと、
2 番目にそれを 3 省庁＋１省庁への絞り込みと深堀調査を行ったこと、
3 番目に、ここで特許庁さんの方から「２つの統計調査を統合する可能性についての是非を求める分析検討のお願い」が入ってきたということを加味した内容にし、これは前回の議論がそのまま当てはまるとか思いますが、標本設計を行ったこと、
4 番目、これは本日の議論になりますが、やはり特許庁さんの要望、その中にはユーザー意見なども加味した調査事項の決定を行ったこと、という内容で構成することにします。
最後残された課題の洗い出しと記載ありますが、これは前回の第 3 回委員会の方でも「こういうのがあったらどうか」ということで、2022 年度に向けた標本追加をすることによって、よりよいものになるのではないか、といったようなことも取り入れることを検討しております。作業にあたっては、斎藤係長とも連携を取りながら、進めたいと思いますが、ただ、本日の議題１が最優先事項ですので、その作業終了後に中間報告書の作成に取り掛かりたいと思います。

●舟岡：　特に（１）（２）については、美添先生にヒヤリングに全て付き添っていただいたことで、お陰様で非常に詳細で、内容的にも安心できる結果が得られていると思います。
それから（３）についてですが、前回、事務局から説明がありましたが、2022 年度に向けて、（３）のところで書いておかないと、今後、取り組んでもらえないと思うのです。全体の設計の前提が違ってきてしまったので、やむを得ないとするが、こういう設計についても分析する必要があるくらい言っておかないと、あとで「なぜこんな設計にしたんだ」と批判されますね。そこのところは入れた方が良いであろうと思います。
あとは、調査事項で残された課題はまた別途あると思います。
という内容構成ですが、如何でしょうか？

●新田：　いいと思います。

●舟岡：　では、こういう内容構成で、中間報告書の案を作るということにします。
では、次の議題３について、お願いします。

●鳥越：　今後の進め方・スケジュールにつきまして、先ほどの中間報告書の作成に関することででも説明をしておりますが、この後、今日のまとめ、議事録作成を早急に行って、斎藤係長と連携をとりながら進めさせていただきます。その中で、最終的な調査事項の形を整理して提出した方が宜しいですかね？

●舟岡：　政策統括官室に持ち込むのはいつでしょうか？

●新田：　スケジュール的には一か月くらい遅れているようで、そうすると 11 月くらいになりますかね。

●舟岡：　知財担当と詰めるのはいつですか？

●新田：　知財と詰めるのは 10 月中ですね。

●舟岡：　それではそのスケジュールも睨みながら、中間報告書も作って、委員の先生方には郵便で送り、赤を入れて頂いて、返送してもらいましょう。

●鳥越：　次回 2 月の場所も原則、特許庁ということですよね。

●斎藤：　原則こちらですが、新型コロナ感染症の影響にもよりますね。

●舟岡：　他になければ、ちょうど時間ですので、終了といたします。

●一同：　ありがとうございました。

第５回委員会 議事録

１．日時　　令和３年 2 月 24 日（水） 15:00～17:15

２．場所　　株式会社マークアイ 会議室と Skype for Business

３．出席　　委　員：　長岡貞男先生、舟岡史雄先生、美添泰人先生（リモート参加）
特許庁：　新田室長（リモート参加）、中村班長、宮川班長（リモート参加）、
斎藤係長
マークアイ：　鳥越（司会進行、議事録）　計８名

４．テーマ　　令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」

５．委員会　　議題：　最終報告書の作成に向けて

６．配布資料
・R2 年度調査研究　第 5 回委員会　レジュメ資料（20210224 開催）
・「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究報告書」
ドラフト版

以上

特許庁：「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」
　第５回委員会開催
　2021 年 2 月 24 日（水）15:00～17:15

●鳥越：　ただ今より、令和 2 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の第 5 回委員会を開催いたします。
委員の出席者は長岡先生、舟岡先生、美添先生で、美添先生のみリモート参加です。特許庁からは中村班長、宮川班長、斎藤係長で、宮川班長がリモート参加ですが、この後、新田室長がリモートで途中参加となる予定です。司会進行は鳥越が行います。
本日の流れについてご説明いたします。
この後の委員会は、最終報告書の作成に向けてという議題で進めさせていただきます。
また、委員会終了後に、最終報告書提出までのスケジュール確認を行って、閉会という流れになります。
それでは、委員長である舟岡先生に進行役をお譲りしたいと思います。舟岡先生よろしくお願いします。

●舟岡：　はい、本日が最終となる第 5 回委員会です。まだ、新田室長は所用で少し遅れるとのことですが、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日、予定している議題は「最終報告書の作成に向けて」の一つのみです。この最終報告書の作成に向けて、レジュメ 2 ページ目の（1）～（4）の 4 項目それぞれについて議論いただきたいと思います。最初が「全体構成」についてです。この報告書で示されている構成でよいかどうか、そして、それが良いのであれば「各項目」の確認を随時進めていきたいと思います。それから、「その他意見」として何かございましたら、意見を頂戴したいと思います。最終的に「最終報告の確認」を行いたいです。それではまず、全体構成について事務局からご説明をお願いします。

●鳥越：　はい、それでは資料の方は「我が国における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究報告書」を使用いたします。
表紙 1 枚めくった 2 枚目に、本調査研究の構成メンバーを記載するところから始まり、ページ後半で、インタビュー等でご協力いただいた各省庁のご担当の方も紹介する型式にしております。
更に 2 枚めくった目次のページで、全体構成をご説明いたします。全体的には、1 部と 2 部に分かれており、第 1 部は本編、第 2 部は資料編です。その第 1 部本編は、まずは１．件名、２．調査研究の目的を記載しておりますが、これは入札公告のまま記しております。３．に調査研究の内容及び手法として、（1）～（7）に項目を分けました。（1）は現行の「模

倣被害実態調査」の問題点をまずは洗い出し、把握しておくということです。それを踏まえて、（２）他の政府統計調査の母集団情報と標本設計に関する検討として、参考にしたい政府統計調査の選出から深堀り調査までの分析報告です。まずは、①５つプラス１つの政府統計調査の選出と統計調査の概要を、②５つの統計調査を所管している省庁への電子メールでの質問項目と回答結果を、そして、更にインタビュー方式の深掘り調査として、③３つの政府統計調査の抽出と参考となる政府統計調査のまとめを行いました。
この（２）他の政府統計調査の母集団情報と標本設計に関する検討までは、調査研究も順調に進んでいましたが、ここで状況が少し変わり、「知的財産活動調査」に統合される可能性があるとのことで、（３）「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の２つの標本設計を比較分析することに軌道修正されることになりました。その比較分析として６項目を行い、まとめました。まずは、２つの調査それぞれのデータベースの分析として、①特許庁所有のデータベース（権利登録者数）と「模倣被害実態調査」の母集団情報を手始めに、②特許庁所有のデータベース（出願者数）と「知的財産活動調査」の母集団情報の確認を行い、③以降は主に２つの調査を重ねた比較を行いました。③特許庁所有のデータベースに基づく権利登録者数と出願者数の比較を行い、④「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の回収率の比較、⑤「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」における有効回答数の層（資本金階級・業種）別分布の比較を行い、まとめました。そして、⑥は「模倣被害実態調査」における“模倣被害あり”の回答状況として個別に分析しました。そして、次の（４）は２つの調査を統合した場合の利点を分析したものをまとめております。（５）は、調査項目について具体的に提案する項としております。この段階で、親亀子亀論が台頭し、現行の「模倣被害実態調査」の調査項目 44 項目に比べて調査項目数が大幅に少ない「知的財産活動調査」に統合するとしたら、調査項目を必要最小限に絞り込むことが求められます。そこでまず、①現行の「模倣被害実態調査」の調査項目の確認を行い、②「模倣被害実態調査」を利用しているユーザー側の意見の確認を行い、③昨年度の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の確認を行い、それらを踏まえて、④調査項目の選定と、⑤調査票様式の作成と提案を行いました。次の（６）は、模倣被害額についてのコメントも中間報告書に追加してほしいという特許庁からの要望がありましたので、それに応えたものです。模倣被害額の調査と推計方法の改善という内容ですが、模倣被害額についてはこれまで委員会を通じ多くの議論がされてきましたので、それをまとめる形になっております。そして、最後に（７）調査研究の総括と今後の課題として、本調査研究のまとめとしております。
第 2 部の資料編は、第 1 部の３．－（２）－②が資料Ⅰ、同じく３．－（２）－③が資料Ⅱ、そして、資料Ⅲは全 5 回の委員会の議事録となりますので、当会終了次第速やかに第 5 回議事録を作成し、この最後に追加するということになります。最後の資料Ⅳは、報告書の中でも利用されている「令和元年度　模倣被害実態調査票」を参考に載せております。
全体の構成の説明は以上です。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。ただ今の説明にありましたとおり、調査研究については、標本設計をどのように改善して、精度向上に役立てるかというのが主要な目的であります。その参考となる情報収集のために、同じように事業所企業を対象とした政府統計調査の中から「模倣被害実態調査」の標本設計の改善に役立つような情報が盛り込まれている統計調査を５つ選出して、そこから母集団情報とか標本設計のいろんな仕組みなどで、参考となる情報があれば、それを取り込む形で「模倣被害実態調査」の標本設計に利用することを企図しました。ところが、その後の状況の変化で、一から標本設計を見直すという大前提が違ってきて、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」を統合する可能性が強くなりました。急遽、その是非について意見を求められ、それについての分析検討を行うことが優先されることになりましたので、調査研究の内容を一部変更して、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の比較を十分に行った上で、統合後の利点や不都合な点を議論し、調査項目の提案を行いました。それが（３）～（５）です。また、（６）では模倣被害額について述べており、「模倣被害実態調査」で是非把握したい項目だけれども、その精度を十分に確保できない状況であり、より改善するためにどのようにすればよいかについても議論してきました。それについてのまとめは、長岡先生から貴重なご意見もいただきましたので、それをかなり取り入れた形で報告書の内容としております。そのような全体構成となっていますが、構成について何か意見はありますか。斎藤係長、如何でしょうか？

●斎藤：　構成につきましては、先に提出されていた中間報告書に、今回新たに追加されたものがあるようですが、前回までのところは問題なしと判断しておりまして、今回追加になったところも特段大きな違和感はないと思いますので、特に問題はないと考えております。

●舟岡：　長岡先生、如何でしょうか。

●長岡：　私も特に問題ないと思います。

●舟岡：　（２）から（３）については、木に竹を接ぐような感じがしますかね。

●斎藤：　確かにここは読んでいて、「おや？」と思うところもあるかと思いますが、何とか形になるようになっているのかなとも思います。

●舟岡：　美添先生、如何でしょうか。

●美添：　（３）以降については、舟岡先生と長岡先生のお陰であると感謝しております。的確な指示があって、このように上手く行ったのであろうと思います。書きぶりも後程チェ

ックするのでしょうが、特に違和感はないと思います。ただ、先ほど舟岡先生も仰ったように、（２）と（３）の繋がりが気になります。この後、この報告書を誰かが読んだときのことを考えて、少し書き難いかもしれませんが、“統合するということを積極的に検討した”というメッセージがどこかに入りませんかね？　結果的に、統合ということはよいことだと思いますよ。両方にとって優れた結果になるので、よいことをやっているなと思いますが、“いやいややったのではない”という言葉があるとよいかなと思います。あと、つまらないこと言っていいですか？　私はワードの作り方は慣れていないのですが、目次を見てみると、字が小さくて私の目では見え難いです。それと、１の件名と、２の調査研究の目的は、必要なのでしょうが、本体はこの３ですよね。（１）～（７）まで並べていますが、要するに１節～７節までこの目次にあると、その構造がわかりやすく見えることになると思いますが、それはお任せします。

●舟岡：　いま、美添先生から（２）と（３）を何か繋ぐものがほしいと提案されましたが、なかなか繋ぎようがなくて、間に何か天の声が降ってきたような感じがします。でも、美添先生がご指摘のように、報告書をご覧になった方は、「これは何だ？」と突然の展開で違和感を持たれるかもしれませんね。いま、ご指摘を聞いていて気づいたのですが、（２）を後ろの方に持って行くというのも手ですね。実は、原案の第１部調査研究の概要については、忠実に議論の段階を踏んで記述しているのですが、例えば、（１）のあとに（３）が来て、それ以降は（４）（５）（６）まで行って、その次に、この２つの統計調査を統合した場合、将来的に改善するために、同じように事業所・企業を対象とした他の政府統計調査にどのような統計調査があるのか、そこから改善の参考になるような情報を得るために、かなり時間をかけて、電子メールによる調査と、ヒアリングによる調査を実施したという構成にするというものです。（２）は、実は“これからに活かすために実施した”という位置づけです。多少は落ち着きが良いかなという気がしますが、如何でしょうか。例えば、「模倣被害実態調査」の精度向上を予算制約の中で図るために、「知的財産活動調査」と統合することの可否について検討するとし、統合した場合の統計調査において、より改善が見込めるような情報収集を行うために、関連する他の政府統計調査に関する評価分析を行うというような目的が加わればよいのではないでしょうか。

●斎藤：　１ページ目の目的を変えるということですか。

●鳥越：　23 ページの下、（３）の 3 行目に、「①調査対象法人の負担軽減、②予算の効果的執行、③企業の知的財産活動の状況把握という調査目的の親和性という観点から、両調査の統合の実行可能性についての照会が事務局にあり」とありますが、この部分を冒頭に持って来るという手もあるかもしれませんね。

●長岡：　そうですね。

●舟岡：　例えば、５つの政府統計調査の中に「知的財産活動調査」が入ってますから、その検討において、「両調査を統合するのが良い」としたときに、他の統計調査と比較した結果をどのように表すのかというのが難しいですね。

●宮川：　そうですね、（２）に「知的財産活動調査」が入っているのですよね。

●舟岡：「知的財産活動調査」だけ先に調査検討を行った、ということにするのですかね。

●宮川：　残りの４つの統計調査を後に持って来るということですか？

●舟岡：　同じく特許庁が所管している統計調査で非常に親和性の高いものなので、先ずはその２つの統計調査について比較検討することを行ったということだけを取り出し、その結果、両統計調査を統合することで多くのメリットが得られることがわかったので、これを中心に検討することにしたという流れですね。ただ、これで難しいのが、ヒアリングのスケジュールも記載されていて、辻褄が合わないことになりますね。

●長岡：　そうですね、色々な不整合が出てくることも考えられますので、そこはこのままの方が良いでしょうね。それよりも、調査目的の内容を仕様書どおりに書くのではなく、前半と後半と両方の内容が入るような表現で書いたらどうでしょうか。できるだけ、中身は変えない方が良いと思います。不整合なところが出てくるとまずいでしょう。

●舟岡：　そうすると、（２）と（３）の間に、５つの政府統計調査の調査分析と、３つに絞り込んでさらに詳細な調査を行った結果、同じく特許庁が行っている「知的財産活動調査」とは親和性が高く、そこと統合することで多くのメリットが得られることが理解できた、という形にした方が、（３）に繋がりやすいということですかね。少なくとも、1 ページ目の調査研究の目的の表現は若干変えるということですね。それで（２）のところもそれに合わせて、今回比較検討した他の政府統計調査についても、現行の「模倣被害実態調査」が発展した形の統計調査において、更なる改善を図るときに多くの示唆を与える情報が入手検討できた、ということにしておくことでどうでしょうか。

●宮川：　はい、よろしいかと思います。

●舟岡：　美添先生、如何でしょうか。

●美添：　はい、いまのお話しで大体いいと思いますが、1ページ目にある調査研究の目的のところをよく読むと、最後の行に“改善策を提案”となっているので、ここに「複数の統計調査の組み合わせ」という風な表現を少しでも入れておけば、（2）から（3）に飛ぶときに、複数やっているな、というのがわかりますよね。それで繋がりがいいかなと思います。そこで、（3）の文章を少し変えてみてはどうでしょう。「特許庁から云々」は少しぼやかした方がいいでしょうね。

●鳥越：　ということは、その一文は（3）の上に持って来るということですかね？

●美添：　いえいえ、特段（3）から外すことではなく、①負担軽減、②予算の効果的執行、③状況把握云々と記載されていれば、改善策の一環として読めばいいわけで、多少の違和感は軽減されるかなとは思います。

●舟岡：　それではここで特許庁に確認したいことは、調査研究の目的について、多少文章表現を言い換えるということでご了承いただけますか？

●斎藤：　はい、承知いたしました。

●舟岡：　宮川班長もよろしいでしょうか？

●宮川：　はい、ありがとうございます。では、その方向で検討させていただきます。

●舟岡：　では、全体構成についていろいろとご意見が出されましたが、最終的には原案どおりとは行かず、若干の軌道修正ということになりました。
では、続きまして、各項目の確認について、事務局から説明を願います。

●鳥越：　それでは、表紙を1枚めくったところから確認させていただきます。ここは本調査研究の構成メンバーとご協力いただいた各省庁の方々を記載しております。前回の中間報告書より修正になった点として、長岡先生の2つ目の肩書きとして一橋大学名誉教授が、また、美添先生の 1 つ目の肩書きとして一般社団法人新情報センター会長が追加されました。美添先生に確認したいのですが、資料編に各省庁インタビューで同行いただきましたので、その際の肩書きが全て青山学院大学の方になっていますが、変えた方が良いですか？

●美添：　どちらでもいいです。

●鳥越：　ありがとうございます。では、このままとさせて頂きます。

続きまして、オブザーバーの特許庁のところで、塚本班長に担当期間が、中村班長が担当期間を入れて新たに追加、東内係長も担当期間を入れて新たに追加、斎藤係長は担当期間がそれぞれ入りました。
それでは、1 ページ目の第 1 部調査研究の概要（本編）の確認をいたします。1 ページ目は、先ほどの構成のところでも議論になりましたが、件名と調査研究の目的が入っておりますが、ここは少し表現方法を変えたいと思います。
2 ページ目以降ですが、中間報告書の文章を少し整えましたので、若干表現が変わっているところもありますが、内容は一切変更ありません。例えば、2 ページ目でいうと、【標本設計の概要】のところでは、中間報告書で 3,000 強というところを、3,204 法人と言ったり、数字をはっきりさせたことが挙げられます。

●舟岡：　事務局から全文を通して読み上げてください。

●鳥越：　はい。では、2 ページ目、３．調査研究の内容及び手法。（１）「模倣被害実態調査」の問題点。「模倣被害実態調査」の概要と関連する問題点については以下のとおりである。【標本設計の概要】現行の標本抽出方法は、産業財産権の登録件数によって法人を「①10 件未満」、「②10 件以上 100 件未満」、「③100 件以上」の 3 層に区分し、それぞれの層ごとに異なる抽出率で標本法人を抽出する方法に依っている。「①10 件未満」と「②10 件以上 100 件未満」の層については、いずれも 768 法人を無作為に抽出し、「③100 件以上」については 3,204 法人の全てを調査している。2019 年度の調査対象となる母集団は 196,669 法人であり、標本の大きさは 4,700 法人である。【標本設計に関連する問題点】「模倣被害実態調査」の問題点は、「①10 件未満」の最下位階層において標本回収率が 31%にとどまっており、抽出率が 0.45%であることを踏まえると、母集団の推計に大きな誤差が生じることである。とりわけ、本調査で把握したい主要な情報である模倣被害額の調査項目は、調査客体である法人においても捉え難いため、無回答となっているケースが多い。このことは「②10 件以上 100 件未満」の層についても同様である。そのため、機械的に母集団推計した模倣被害の総額は、2016 年度が 2,400 億円、2017 年度が 150 億円、2018 年度が 1,000 億円となり、年度ごとに大きくばらつく結果となっている。この推定結果は、近年、報道等で取り上げられている産業財産権の模倣被害の増加傾向とは大きく相違する。さらに、2019 年度調査で「模倣被害を把握している」との回答があった法人は「①10 件未満」の層が０件、「②10 件以上 100 件未満」の層で４件と大きく減少した。こうした状況を受けて、これら 2 つの階層については“推定不能”として、公表を見合わせざるを得なかった問題がある。以上の問題点を踏まえ、本調査研究においては、標本設計の見直しや調査事項の見直しを行い、「模倣被害実態調査」の結果精度を向上させるための方策を検討する。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。この３－（１）「模倣被害実態調査」の問題点に

ついて、何かご意見ありますか。長岡先生は如何でしょうか。

●長岡：　特にありません。

●舟岡：　美添先生、如何でしょうか。

●美添：　【標本設計の概要】のところですが、標本の大きさが間違っていますね。4,740 が正しいです。3,204＋768×2＝4,740 で、報告書にもそう書いてあります。

●舟岡：　なるほど、そうですね。修正します。ありがとうございました。他には如何ですか。

●斎藤：　【標本設計の概要】で、3,204 法人の全てを調査、と記載ありますが、これは実施年度にもよりますが、この数は 2019 年度のものなので、冒頭部分に 2019 年度とわかるように入れた方が良いと思います。

●舟岡：　では、「現行の 2019 年度標本抽出方法は」としましょう。他になければ、（２）に移りますが、ここで新田室長がスカイプで参加されたようですね。

●新田：　すみません、遅くなりました。宜しくお願いいたします。

●舟岡：　ここまでの説明をしておきますと、全体構成について、調査研究の内容及び手法のところの（２）の他の政府統計調査の母集団情報と標本設計に関する検討と、（３）の「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の標本設計の比較がありますが、この間に大きな断絶があって、報告書を読む人にとっては非常に違和感があるだろうということで、どうしたものかと検討しておりまして、1 ページ目の調査研究の目的については仕様書に書かれている通りのものですが、ここの文章表現を少し変えて対応するということにしました。（３）の「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の標本設計の比較の節の前に、５つの政府統計調査の比較研究をして、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」は非常に親和性が高いので、この２つを統合することによって多くの利点が得られる、ということを記載すると同時に、他の政府統計調査に関する調査分析については、今後に標本設計の改善を目指すときに、有効な情報として役立つであろうという記述を入れて（３）に繋げば、かろうじて断絶が少し塞げるのかなと、皆さんで了解しておりますが、如何でしょうか。

●新田：　はい、了解でございます。異論ありません。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。
それでは、続きまして（２）他の政府統計調査の母集団情報と標本設計に関する検討を確認しましょう。

●鳥越：　はい、それでは引き続き、報告書を読み上げていきます。
我が国の企業・事業所を調査対象とした政府統計調査の中から、特許庁が実施する「模倣被害実態調査」の改善に参考となる５つの政府統計調査を選んで検討し、そこから３つに絞り込んで、担当者に詳細なヒアリング調査を実施した。そこで得られた調査設計と母集団推計の手法に関する知見を踏まえて、「模倣被害実態調査」の精度向上に向けて、統計資源の制約も考慮に入れて、有効な調査設計を提示する。

●舟岡：　次からは項目だけでいいですよ。

●鳥越：　はい。①５つ（＋１）の政府統計調査の選出と統計調査の概要は、A～E の５つの政府統計調査を選出しました。その選定理由としましては２つあり、1 つが母集団情報が「模倣被害実態調査」の母集団となり得る可能性があるもので、2 つが調査対象が「模倣被害実態調査」の調査対象と合致する可能性があるものです。続いて 4 ページ目ですが、【各統計調査の概要と特徴】で A～E までにつき 5 ページ目までに記載しました。そして、参考として取り上げた経産省の「企業活動基本調査」につきましては 6 ページ目にその概要を記載しました。この統計調査は本調査研究の標本設計調査の条件に合致するものではなかったのですが、「模倣被害実態調査」の精度向上に役立つものと思われたため、参考ベースではありますが、報告書に入れさせてもらいました。
そして、②５つの各統計調査を所管している省庁への電子メールでの質問項目と回答結果として、【質問項目の設定要件】として、a）標本設計と母集団情報についての内容が中心であること、b）統計調査によって扱いが異なる“無回答”の扱いについての質問も加えること、c）全省庁に共通の質問を原則とするが一部は個別の質問でも良しとすること、としました。そして、その要件に従い、以下の共通の質問をあげました。Ⅰ．標本設計について、Ⅱ．母集団情報について、Ⅲ．無回答の扱いについての 3 項目についての質問です。また、その回答について、省庁ごとにまとめるのではなく、質問ごとに各省庁がどのように回答したか比較しやすくしております。ここでは各項の[まとめ]の箇所のみ紹介します。Ⅰ．標本設計についてのｉ．現在の標本設計を採用した理由では、どこの区切りで「全数調査」とするか、「標本調査」とするかの見極めが重要である。観光庁の「宿泊旅行統計調査」のように、現行設計ではうまく反映出来ていないのではないかといったような疑念が出てくれば、予備調査を行うなど設計の修正も必要であろう。他方、特許庁の「知的財産活動調査」では調査対象を『知財制度の積極的利用層』としており、当然のことながら「模倣被害実態調査」の調査対象に通ずるものである。ただ、「知的財産活動調査」はある期間の出願件数ベース

で母集団を構成しているのに対し、「模倣被害実態調査」ではある時点での権利保有件数ベースで母集団を構成している点で違いはあるが、調査対象の選定に知財の権利情報を活用している点は共通している。Ⅰ－ⅱ．標本設計の妥当性を検討するための外部専門家による委員会などの開催については、[まとめ]標本設計の見直しに限定した検討会の開催ではないにしても、上記のほとんどの統計調査では、外部専門家委員会または研究会の開催を行い、広く検討されている。やはり、統計調査が適切に継続されるためにも、年１回程度は外部専門家による委員会での検討は必要である。Ⅱ．母集団情報についての、ⅰ．母集団への追加的な補正については、[まとめ]定期更新以外での母集団の追加的な補正は、その都度、行われているのが実状のようである。総務省「科学技術研究調査」は歴史が長く、母集団からの抽出に利用する資本規模区分については、時代に合わせて、基準の見直しを行うのは当然のことといえる。また、特許庁「知的財産活動調査」のように、母集団の要件として、産業財産権の申請件数をもとにしているところについては、独自で管理しているデータベースによっていることについても、十分な理解は出来る。一方で、標本設計の見直しの頻度について、どの程度で行うのが適正なのかを把握しておくことは重要である。このことは、次のステップである詳細情報の収集で引き続き、探ることとする。Ⅱ－ⅱ．定期的に母集団情報を更新していれば、その方法を教えてほしいについては、[まとめ]どの統計調査も毎年もしくは一定周期で母集団情報を更新している。必要な情報をタイムリーに更新することは重要である。一方で、更新方法について、特許庁「知的財産活動調査」では同一出願人と思われるデータを“名寄せ”するために手間のかかる手段を用いているようであり、母集団情報の更新方法については改善の余地がありそうなものも見受けられた。最後はⅢ．無回答の扱いについてで、ⅰ．とⅱ．の設問は、関連しておりますので合わせて記載することにしました。その設問はⅰ．特定の項目のみ無回答であった場合、どのようにその項目を取り扱っているかと、ⅱ．回答が得られなかった調査対象は、推計を行う際の母数に含めているのか、また何か補正を行っているのかを問うもので、[まとめ]調査票への対応としては大きく２つに分かれた。１つは、特定の項目だけの無回答でも、調査票全体を集計外にしてしまう方法（上記のうちA・B・E）と、もう１つは、その質問については回答数から除外するが、他の質問については集計する方法である（上記のうちC・D)。一方で、無回答の処理については、ほとんどの統計調査で回収率を調整した抽出率の逆数を乗率として推定する手法をとっている。ただ、A)財務省「法人企業統計調査（年次調査)」の欠測値補完法はユニークで、大規模階層の無回答法人について、母集団推計に先んじて、無回答法人の資本金に近接する前後10 法人の計数の平均値で欠測値補完している。そして、Ⅲ－ⅲ．未回答者への督促はどのように行っているかの[まとめ]は、どの統計調査でも無回答に対して督促を行っている。その督促の方法は、ハガキによる郵送督促と、電話督促が主流であるが、同じ電話督促でも省内の職員自らが行うことや、あるいは直接訪問を行うことが効果的であるとのこと。特に、参考になるのが、B)総務省「科学技術研究調査」であり、督促による効果がデータ化されており、督促の有効性が裏付けられている。しかしながら、費用対効果の面も留意すべき点で

ある。一般統計調査のように少ない予算で遂行するためには、無回答者に対する督促方法も含め、効率の良い運営が求められることから、引き続き、次のステップである詳細情報の収集で、効果的な督促方法などを探ることとする。

●舟岡：　取り敢えずここまでで、５つの統計調査について電子メールによる調査の結果を、横断的に比較分析してまとめています。この内容について何かご意見ありますか？　美添先生、特にありませんか？

●美添：　特にありませんが、時間的なものとしてはこのままでいいのですが、特段反対ではないのですが、特許庁を選定した理由は１つだけですね。既存の産業財産権のデータベースを使っていることなので、これだけ特質して選んだと書いてもいいかなとも思いましたが、特に気にしなくてもいいですよ。

●舟岡：　では、次の３つの政府統計調査についても説明をお願いします。

●鳥越：　はい、③は３つの政府統計調査の抽出と参考となる政府統計調査という項目です。本文を読み上げていきます。5 省庁の統計調査担当への電子メールでの質問と回答を得た後、「模倣被害実態調査」の標本設計の見直しに向けて、更に詳細な情報を得るために、以下の３つの統計調査に絞り込みを行った。絞り込みにあたっては、母集団情報が「模倣被害実態調査」の情報との関連がより高いものを対象としたが、情報量を多くする観点から、母集団情報が重複しない統計調査を優先した。この他、３．－（２）－①で述べているとおり、データ移送などで参考となる経済産業省の「企業活動基本調査」も調査の対象とする。なお、詳細な情報入手は、原則、統計調査担当者へのインタビュー形式で行ったが、財務省のみ人事異動等の都合により、再度の電子メールによって行った。A)財務省「法人企業統計調査（年次調査）」、B)総務省「科学技術研究調査」、C)特許庁「知的財産活動調査」、参考）経済産業省「企業活動基本調査」を選定しました。本文続きまして、質問の設定については、前述②で残された疑問点や課題、自省庁・他省庁の統計調査に対する考え方（データの共有化や活用方法など）に焦点を当てたものにした。質問項目は以下の通りとし、ここも各項の[まとめ]だけを紹介します。Ⅰ．無回答の時の督促については、[まとめ] 督促の前後で、明白に回収率が改善されているので、必要な手段であると判断できる。前述３．－（２）－①でも触れたが、費用面のことを考慮すると、先ずは全体に影響を与えるような階層にある客体を中心に電話督促をし、必要に応じ、直接訪問を行い、督促することが効果的であろう。総務省の担当者が述べているように、毎年少しずつターゲットを広げていくという積み重ねの努力が必要である。Ⅱ．他省庁の類似の調査結果については、[まとめ]概ね、他省庁の類似の調査結果は参考にしている。特に、財務省「法人企業統計調査」が最も重要な統計として広く参考にされている。他省庁も含めて類似の調査結果と比較して、どのような相違がある

かの分析と確認は実施しておくべきである。Ⅲ. データの共有化を図ることについては、[まとめ]データの共有化については、各統計調査で捉え方が様々であるが、事業所母集団データベースの活用が今後活発になる方向にあることを確認できた。そのきっかけは特許庁のコメントにもあるように、「法人番号」を加えたことにある。これにより、これまで名寄せ作業で手間取っていたが、簡単に紐づけすることが可能となり、大いに利便性に富むことになるであろう。ただ、一方で、例えば、既に海外から撤退しているにも関わらず、事業所母集団データベース上には海外の事業所情報としてデータが残っているなど、情報の更新が頻繁でないことが難点との声も聞かれ、海外情報の使用については注意が必要である。Ⅳ. 自省庁の統計については、[まとめ]この質問も各統計調査で捉え方が様々であったが、個々の統計調査という範疇だけでなく、統計調査全般にわたって、スクラップなどの動きがあることが改めて具体的に確認できた。他方、特許庁「知的財産活動調査」については、自省庁の統計に関しては検討していないということであったが、仮に、母集団情報などについて支障無く利用できる、すなわち、他の母集団情報を容易に活用しうるのであれば、精度と費用の観点から魅力あるものとなり得るであろう。Ⅴ. 他省庁及び特許庁「模倣被害実態調査」については、[まとめ]全般的に、他省庁の統計データへの関心は高くないようで、唯一、研究員の年齢階級のデータを参考にするという回答があったにとどまる。他省庁のデータでも、自省庁の調査結果と組み合わせれば有用な情報であるなら、利用し、分析の一助にする方向を目指すべきと示唆する事例である。Ⅵ. 標本設計について（特定の層で必要な調査対象数が確保できなかった時の対処法）は、[まとめ]特定の階層で必要な調査対象数が確保できないという事例はほぼないとするところが大半である。唯一、特許庁で対処法が示されたが、やむを得ない対処法であると判断できる。Ⅶ. 母集団情報について（より適切なものとする上で活用できることが望まれる追加的な情報）は、[まとめ]今後のデータベースの主流になると予想される、事業所母集団データベースに関する意見が多かった。事業所母集団データベースを母集団情報にしている総務省「科学技術研究調査」では、例えば、海外情報の頻繁な更新を望み、事業所母集団データベースを使用していない財務省「法人企業統計調査」では、今後の活用に向けて調整しているなどの動きが示された。Ⅷ. 標本設計の見直しの頻度については、[まとめ]標本設計に関しては、どの調査も定期的な見直しは行っておらず、必要があればその都度、検討されていることが確認できた。ここからは経産省への個別質問です。Ⅸ. データ移送について、Ⅹ.「企業活動基本調査」の調査票情報の活用について、Ⅺ. 無回答に対する処理についての[まとめ]として、「企業活動基本調査」でのデータ移送について、細かな制約条件はあるにせよ、システム的な問題点もなく、また、今後は法人番号の活用によって、よりスムーズな突合作業などができるという期待感があるとのことである。他省庁のデータ共有化においてシステムなどの環境面での問題点については払拭できたといえる。

以上が、（２）の説明となります。

●舟岡：　はい、どうもありがとうございました。この各省庁へのインタビューについては、美添先生に全て同行していただきました。美添先生、ありがとうございました。美添先生から、このようなまとめについて何かご意見ございますか？

●美添：　長いインタビューや意見の交換などがありましたが、的確にまとめられていると思います。鳥越さん、お疲れさまでした。これで異論ありません。

●舟岡：　長岡先生、如何でしょうか。

●長岡：　「知的財産活動調査」は出願と登録の業務データを持っているところが強く、完全に把握していることにもなります。本当は全体像を見るためには、知財を持っていないところも含めての比較を行いたいところなので、そういう観点からも他省庁との比較というのは大変重要なことだと思います。逆に「科学技術研究調査」も、母集団については特許庁のデータを使うべきと、前から言っております。といいますのも、特許を申請したところは恐らく、科学技術を行っているはずです。スタートアップ等を把握するのはなかなか難しいわけですが、そういう業務データを使えば、「科学技術研究調査」の調査報告にも役に立つのではないかと思います。ということで、全体的にこの省庁間のデータをうまくお互い使い合うということも重要であるなと思いました。ただ、一点質問ですが、最後の「企業活動基本調査」だけをまとめの記載があるのは、なぜでしょうか？

●鳥越：　これは元々参考として、経産省のこの調査を選定したものです。ただ単に参考ということです。

●舟岡：　補足しますと、いま、長岡先生が仰ったことと関係してきますが、経済センサス活動調査のもとになる、事業所母集団データベースに企業の統一番号が付されて、それが事業所と企業を対象とする統計調査すべてに共通にふされるということになりますと、互いの統計情報を活用できます。そうすると、「知的財産活動調査」も他からデータを持って来て、そして集計をより充実したものにできます。そして、それを先行して行っているのが、「企業活動基本調査」です。この調査は「法人企業統計調査」や「科学技術研究調査」からもデータを取り込んでいますので、そういう意味では参考になるということです。そして、システム的にも対応できているということが確認できております。

●長岡：　なるほど、そういうことですね。わかりました。将来的にも良い先行事例として取り上げたということですね。

●舟岡：　まとめについて、新田室長から何かご意見はありますか？

●新田：　特段異論はございません。

●舟岡：　はい、ではこういうまとめでご了解いただいたと致します。
では、続きまして（３）ですが、これについては先ほど議論されたように、（２）との繋がりが良くなるように、文章表現等を考えてもらいますから、それはまた後程、メール等でお送りしてご意見をいただいて、最終の報告書に載せたいと思います。新田室長、それでよろしいでしょうか？

●新田：　それでよろしくお願いします。

●舟岡：　（３）の 24 ページ以降は、既に第 3 回委員会で報告があって、それを載せています。中間報告書から追加したのは、32 ページのまとめのところだけですね。では、そのまとめの部分と、その後、（４）の「知的財産活動調査」と「模倣被害実態調査」を統合する利点を続けて確認しましょう。

●鳥越：　はい。では、32 ページのまとめを読み上げます。以上のように、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」との標本設計を詳細に比較・検討したところ、両調査を統合しても概ねは問題ないと結論付けられた。ただ、例えば大規模調査の時には何らかの工夫（上乗せの標本など）を施して、過去の「模倣被害実態調査」の結果をどのように補正して接続できるのか、「知的財産活動調査」の枠組みの中で調査をすることで、どのような弊害が生じ得るかなどにつき、それぞれ検討できるようなデータ入手法を考えていくなどの仕組み作りに向けた検討が必要であろう。ということでこの（３）をまとめております。

●舟岡：　これは既に説明してご意見いただいたと思いますが、①は特許庁所有のデータベース権利登録者数と「模倣被害実態調査」の母集団情報との比較で、②が特許庁所有のデータベース出願者数と「知的財産活動調査」のぶ集団情報との比較です。それから③が、特許庁所有のデータベースに基づく、権利登録者数と出願者数の比較を行い、④は「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の回収率の比較を行い、⑤が「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」における有効回答の層別分布の比較、⑥が「模倣被害実態調査」における“模倣被害あり”の回答状況、ということでこれは既に報告があって、それをそのまま掲載したということです。（３）については如何でしょうか。新田室長、よろしいでしょうか？

●新田：　大丈夫です。これからはまさに我々は生みの苦しみになっていくと思いますが、先ほどもご指摘いただきましたけれど、例えば、追加調査をやるのかやらないのかとか、色々な宿題を与えられておりますので、引き続き、検討していければと思います。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。それでは（４）の説明をお願い致します。

●鳥越：　はい。（４）「知的財産活動調査」と「模倣被害実態調査」を統合する利点ということで、本文ですが、両調査について、前述した標本設計の比較だけでなく、統合した場合に得られる効果について検討した。Ⅰ．知的財産活動においてエンフォースメント（権利の保護）は重要であり、それを含めた知的財産活動費の全体像が把握できるようになる。Ⅱ．各国の知的財産制度整備の状況を総合的に把握できる。同制度が強化されれば、日本企業による権利取得は拡大し、ライセンス収入は拡大し、同時に模倣被害は減少することが予想される。Ⅲ．出願企業がどの国・地域で権利取得すれば、どの他の国・地域での冒認出願や模倣被害の発生を防ぐことができるかといった効果の分析ができる可能性がある。例えば、出願・権利化した国・地域と、模倣品被害が発生した国・地域との関係性についても、分析が可能となるかもしれないという期待感がある。

●舟岡：　長岡先生、如何でしょうか。

●長岡：　はい、異論はございません。

●舟岡：　美添先生、如何でしょうか。

●美添：　期待感ですね、いいのではないですか。

●舟岡：　新田室長、如何でしょうか。

●新田：　はい、大丈夫です。

●舟岡：　では、（５）について説明をお願いします。

●鳥越：　はい。（５）は今後の「模倣被害実態調査」の調査項目についての提案です。これは、第 3 回と第 4 回の委員会で検討されたものです。本文を読み上げます。本委員会では、前述（３）で述べたとおり、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の統合の実行可能性について検証を行ったが、「模倣被害実態調査」の調査項目を「知的財産活動調査」の調査項目に内包するにあたり、現行の「模倣被害実態調査」の調査内容を改めて精査するとともに、ユーザーへの影響も考慮し、以下のとおり調査項目についての技術的な課題の洗い出しを行った。①現行の「模倣被害実態調査」の調査項目の確認、②「模倣被害実態調査」のユーザー意見の確認、③昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に

関する調査研究」の確認、④調査項目の選定、⑤調査票様式の作成と提案です。続けて、本文を読み上げます。①現行の「模倣被害実態調査」の調査項目の確認。ここではまず現行の「模倣被害実態調査」の 44 個の調査項目につき、１つずつ回答率などを照らし合わせながら吟味し、必要性を確認した。過去において回答率が著しく低いものは調査項目として精度の観点から問題があるかもしれない、また、該当する回答が見当たらないものになっていないかを確認したい。(資料編Ⅳ参照)。以下、特に重要と考えられる項目について抜粋している。左側の数字は 2019 年度「模倣被害実態調査」の調査票のページ番号を記載。P.2「Ⅰ－９　海外の事業展開または輸出を行っているか」。調査の統合先の「知的財産活動調査」のなかで、海外情報については何も調査されていないこともあり、この項目は残しておきたい。模倣被害は海外がメインであり、企業が海外で事業活動をしているかどうかは重要な情報である。出来れば、国内と海外の売上に区分した情報が求められる。P.4「Ⅱ－１　○○年度中に商品・サービスに対し、模倣被害があったか」。極めて重要な設問であり、残すべき項目である。「Ⅱ－２　模倣被害の内容とその手段がインターネット上かどうか」。EC サイトや海賊版サイトの被害が多くなっており、何らかの形で残すべき項目である。但し、現行の設問の仕方では詳細になりすぎており、項目数が多くなっているので、表現方法を工夫し、簡素化すべきである。P.5「Ⅱ－３　○○年度の模倣被害の総額（逸失利益）の概算額はどのくらいか」。被害額は重要な調査項目であり残したいが、現状は回答率が非常に低いということ、また、回答があってもなかなか不安定（前述３.（１）参照）であるということで、見直しは必要である。回答率の低さは、推定される被害数量が把握し難いということもあろうが、利益額も解り難いと思われる。現行スタイルでは計算式を表示し、被害数量×販売単価×利益率で逸失利益額を求めているが、この計算式で算出できずに回答不能としているところが多いと思われる。逸失利益を求めるのではなく、売上ベースにした方が答え易いと考えられる。P.8　「Ⅱ－１１　模倣品の製造国・地域を把握しているか」。「Ⅱ－１２　模倣品が製造された地域はどこか」。「Ⅱ－１３　模倣品の製造国・地域はどこか」。P.9「Ⅱ－１４　模倣品の経由国・地域を把握しているか」。「Ⅱ－１５　模倣品が経由された地域はどこか」。「Ⅱ－１６　模倣品の経由国・地域はどこか」。P.10「Ⅱ－１７　模倣品の販売提供国・地域を把握しているか」。「Ⅱ－１８　模倣品が販売提供された地域はどこか」。「Ⅱ－１９　模倣品の販売提供国・地域はどこか」。P.11「Ⅱ－２２　模倣品の製造国・地域及び販売提供国を把握しているか」。上記は模倣品の製造国、経由国、販売提供国についての設問で、これも重要な項目となり得る。「模倣被害実態調査」の目的は、単なる実態把握だけに止まらず、把握した後の対策、もしくは対策の準備のための参考となる情報提供の役目もあると考えられる。P.12「Ⅱ－２３　冒認出願の被害を受けた国・地域は把握しているか」。「Ⅱ－２５　冒認出願された国・地域はどこか」。冒認はまだ権利化されていない抜け駆けのもので、これを権利化されたものを侵害されたという模倣被害と同列してよいものかという議論はあるものの、これまで項目に含められており、重要な項目を継続させるという点においても、この項目は残すことが望ましい。P.13「Ⅲ－１　○○年度中、模倣被害対策を

実施したか」。「Ⅲ－３　○○年度中、インターネット上の模倣被害対策を実施したか」。P. 14「Ⅲ－７　○○年度の模倣被害対策費はいくらか」。これらは模倣被害対策に関する調査項目であるが、他社がどのくらい対策費を積んでいるのかというのは気になるところであり、これら項目も残したい重要なものであると思われる。ただ、「知的財産活動調査」の方で、知的財産活動費を聞いている調査項目もあるので、表現の仕方は工夫が必要である。続きまして、②「模倣被害実態調査」のユーザー意見の確認。現行の「模倣被害実態調査」のユーザー確認として、オブザーバーとして参加している特許庁から 5 社に対し、現行の「模倣被害実態調査」のユーザー側のニーズや、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の統合のメリットとデメリットなどのヒアリングを行ってもらい、貴重な情報を得られた。その結果は以下の通り。Ⅰ.「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」に回答する担当部署について。5 社とも、2019 年度の両調査の対象となっているが、このうち、担当部署は同じと回答したのが 3 社で、担当部署が異なると答えたのが 2 社であった。これは会社規模にも影響していると思われ、例えば、規模が非常に大きな会社になると、知的財産部の中でも、特許関係の部署と商標・意匠関係の部署が明確に分かれており、結果、「知的財産活動調査」は特許系の部署が担当し、「模倣被害実態調査」は商標・意匠関係の部署が担当する傾向が見られたが、そうではない場合は、同じ部署で両調査を担当する傾向が見られた。Ⅱ. 現行の「模倣被害実態調査」の調査項目で重要視しているものについて。重要視していると回答した調査項目は以下のとおりとして、22 項目を掲載しました。続いて、37 ページ目の中段で、上記のうち、3 社が重要視していると答えたのは、「Ⅱ－１３　模倣品の製造国・地域はどこか」、「Ⅱ－１６　模倣品の経由国・地域はどこか」、「Ⅱ－２２　模倣品の製造国・地域及び販売提供国を把握しているか」であった。模倣品の製造地、経由地、販売地の調査項目を筆頭に、冒認出願や模倣品被害対策及び対策費用についても比較的高い関心があることがわかった。続きまして、Ⅲ. その他意見。参考情報として、以下の意見も入手できたので紹介しておくとして、ⅰ）「模倣被害実態調査」を利用して模倣品対策にかける費用と被害額について調査を実施し検証してほしい。模倣品対策における費用対効果は永遠の課題と認識しており、どこの企業も一定の指標があると自社での対策を検討する上での一助になるからである。ⅱ）「模倣被害実態調査」のアンケート自体は残っていた方が良いと思うが、結果がどう活用されているかはイメージしにくい。ⅲ）この統計は、規模的に中小企業であまり模倣品対策に力を入れていないところの声が拾われやすいのではないか。中小企業で模倣品対策に未経験であれば、「どこのエリアが問題か？」という問いに対し、「とりあえず中国」という答えになりやすいかと思う。どちらかというと参考にしたいのは、ある程度経験がある他社の事例である。前述①で取り上げた、統計作成者として残したい重要な調査項目と、ユーザー側で重要視している調査項目について、ほぼ一致していることを確認できた。ユーザー側のその他意見に関しても、貴重な意見であるので、今後の「知的財産活動調査」の中で、取り上げる機会があれば、検討することが望ましい。続いて、③昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の確認。昨年度調査

の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」について、以下の点を参考に調査項目案に取り入れることが望まれる。主要各国の模倣被害の実態の公表情報に関して、日本だけが特許庁による一般統計調査によって調査データを集計した統計情報であるのに対し、日本以外はいずれも税関データ、主に押収データなどから集計した結果を統計情報として表している。したがって、模倣被害に対する対策の内容やそれに掛かった費用、また、冒認出願に関する情報については、日本を除く主要国ではほぼ皆無といってよく、日本の特許庁独自の統計データであるといえる。一方で、主要国の侵害に対する公表情報で目についたのが、模倣品の製造地、経由地を詳細に報告していることである。基データが税関データ（押収データ）であるので、販売提供地までは把握できていないようであるが、少なくとも、どの国も製造地、経由地の情報は重要視しているということである。このことは、仮に「模倣被害実態調査」を「知的財産活動調査」に統合するとしても、是非考慮したい点である。また、日本を除く主要国にはなかった公表情報として、冒認出願による被害の発生有無や発生地域に関するもの、模倣被害対策に関する対策内容や対策費用については、昨年度の調査過程においても、一部の当局担当官から「有益な情報であるため、必要である」と認められていることから、継続して調査項目に組み入れるのが望ましい。④調査項目の選定。前述①の現行の「模倣被害実態調査」の調査項目の確認、②の「模倣被害実態調査」のユーザー意見の確認、③の昨年度調査の「各国・機関における模倣品被害の実態調査方法に関する調査研究」の確認を踏まえ、絞り込みまたは修正した調査項目として以下の 14 項目（うち 1 つは属性項目）を選定する。なお、「模倣被害実態調査」の従来の調査項目には、「○○年度中に」など該当年度で質問する方法であったが、「知的財産活動調査」では「直近の会計年度」としていることから、“年度”に関しては全て「直近の会計年度」とする。ⅰ）「海外の事業展開または輸出を行っているか」。ⅱ）「模倣被害の有無について」。ⅲ）「模倣被害があれば、その権利について」。ⅳ）「模倣被害があった権利は、インターネット上かどうかについて」。ⅴ）「冒認出願の被害の有無について」。ⅵ）「冒認出願の被害を受けた権利について」または「被害を受けた国・地域について」。ⅶ）「模倣品の製造、経由、販売提供の国・地域の把握について」。ⅷ）「模倣品の製造、経由、販売提供の国・地域について」。ⅸ）「模倣被害対策の実施について」。ⅹ）「模倣被害対策のインターネット上での実施について」。ⅺ）「模倣被害対策をしていない場合はその理由について」。ⅻ）「模倣被害対策の費用について」。xiii）「模倣被害の総額について(売上ベースで)」。xⅳ）「模倣被害の想定総額について」。続きまして、⑤調査票様式の作成と提案。以上の検討事項を踏まえ、本調査研究における次年度の調査項目案について、以下の調査票案を提示するとして、41 ページ～44 ページに調査項目の最終案としてフォーマット案を作成しました。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。個々の調査項目についての回答状況、それからユーザー意見を踏まえて、そしてその他、昨年度調査の各国における公表している情報の対照等を勘案しながら、41 ページ～44 ページまでの形の調査票案を本委員会では報告書の中で

提案した次第です。長岡先生、ご意見如何でしょうか。

●長岡：　模倣被害については売上額となったと思いますが、模倣被害の総額というときに、“売上ベース”といっているのは、何を答えるかですかね。

●舟岡：　実際に被害があったものの売上換算ということですかね。第 3 回委員会で議論となったのは、逸失利益というのはなかなか回答しづらいもので、それぞれ計算式で示されて、それに従い算出するのも難しかろうということで、まず捉えられるということで、売上であればアプローチしやすいかなということでしたね。

●長岡：　そうですね、それでその時に、侵害して売った時の金額なのか、貴社での売上であればどのくらいなのか、どちらを答えれば良いのでしょうかね。

●舟岡：　そういうことであれば、権利を侵害している企業なり個人が、販売した金額になるのでしょうね。

●長岡：　いまの調査票での質問は、模倣品販売推定台数になっているので、相手がどのくらい売ったのかということですよね。つまり、侵害者の売上額という意味ですね。ここが明確でないのかなと思っていました。

●舟岡：　そうですね、その辺りもちゃんと入れておきたいところですが、これは最終的には特許庁が判断されるところですね。
調査票もすっきりして、これであれば答え易いのではないか、と思いますね。こういう調査票の設定においては、美添先生が詳しいですが、逃げ込みを起こさないようにしないといけません。どこどこに飛びなさいというと、じっくりと回答したくない調査客体に飛ぶ行為を誘導してしまうということが起こりがちです。そういうリスクを避けるような設計にはなっているのかなと思いますが、美添先生、如何でしょうか。

●美添：　今の点は難しいのですぐには答えられませんが、2019 年度の調査票と改めて見比べると、2019 年度の調査票は 14 ページで、提案しているのは 4 ページだけで、これには対応できており、これだけでも協力を得やすいかなと思います。また、ちゃんと色付けもされており、私の目で見ても見えやすいです。あと、書きぶりですが、なるほど、前のように例えば、売上高をクラスに分けるとかではなく、こういうのは財務諸表を写せばよいわけで、特に 1 ページ目の様式は協力を得やすい雰囲気であり、そのままきちんと書いてくれそうな予感はしております。先ほどの舟岡先生の、書くところが無かったら飛ぶかどうかについては、今の報告書の 42 ページにある 4 番の模倣被害についてというところでは、被害がな

かったら飛んでくださいとなっているので、ここはひょっとしたら飛んでしまう人もいるかもしれないなとも思いますね。同じことで言うと、43 ページの国・地域を把握した事例があるかの設問で、把握していないは「あ、どうするか？」で、先ほどの懸念に繋がりますね。

●舟岡：　ここは、すぐ下にあれば、拒否感は特にないだろうと思いますよ。

●美添：　43 ページは「被害事例がある」となれば、「続けるとびっしりあるな」と見えてますよね。42 ページはいいと思いますよ。43 ページをどうしますかね。

●舟岡：　まあ、でもこれは仕方ないですね。

●美添：　把握していないと言われれば、仕方ないですがね。要するに、書き忘れではないということが、ちゃんとわかるような形ですよね。舟岡先生が心配されているような、「これは面倒くさいから、把握していないことにしてしまおう」という人がいれば、何とも言えませんね。

●舟岡：　以上が、委員会での調査票案ですが、これを特許庁の方で参考にしていただいて、「知的財産活動調査」と統合するときに上手く巧みに取り入れていただき、或いは、来年度実施する調査では取り込めないとしても、例えば大規模調査のときには取り込んでもらうとか、そういう努力をしていただければ、委員会でも色々と検討した努力が報いられるかなと思います。新田室長、如何でしょうか。

●新田：　はい、ありがとうございます。今回の全体のアプローチを通じてもそうなのですが、我々が聞きたいというエゴが強くて、協力を得やすいとか、見やすいとか、答える側の視点が不足していたかなと改めて反省しているところで、多くの調査項目を委員会で検討していただき、また、絞り込んでいただき、こういう形にまとめていただいて、何となく目が覚めたという感じです。今後の展開ですが、事務手続きの関係上、難しいレベルにもあることは担当者でも直面しておりまして、そういうところは、予算ベースであったり、スケジュールの工数であったり、というところもありますが、いただいたご提言をすぐに実行できるものはすぐに、それからステップバイステップで進んでいくものについては次年度、次々年度の宿題として、調査票の中に取り込ませていただきますし、ユーザーとの関係もありまして、模倣被害は難しいなというところもあって、企業ごとに考え方が違うので、そこも今度は私が鞄を持って、各企業に膝詰めでユーザーの声も深く掘り下げてみたいなと思っているところです。以上です。

●舟岡：　ありがとうございます。それでは、よろしく上手く取り込めるようにお願いしたいと思います。調査票についてはよろしいですか。
では、続きまして、（６）について説明してください。

●鳥越：　はい。（６）は今回追加になりました。読み上げます。（６）模倣被害額の調査と推計方法の改善。模倣被害額については、本事業が当初「模倣被害実態調査」の標本設計を見直し、それに見合う被害額の推計を行うことが趣旨であったが、途中から本事業の目的が少し変わり、被害額の推計を行うことは容易ではなくなった。一方で、これまで委員会などで議論されてきたことから、標本設計に見合う被害額の推計方法の決定までには至らなかったものの、産業全体の被害額の推計を改善する方法として、以下の可能性があると考えられるので、ここで紹介しておく。第一に、標本の拡大である。模倣被害実態調査の回収率は低くはないが、被害額については回答している企業が非常に少ない。2019 年度の調査による次ページの別表に見るように、被害ありと回答した企業でも、被害額も回答した企業は10%未満である。このため、標本の大きさに対して「被害額を把握している」企業による回答の割合は 100 件以上企業で 1%、10 件以上 100 件未満の場合は 0.5%であり、被害額の推計に利用できるデータ数は非常に小さい(10 件以上 100 件未満の場合は 4 社、100 件以上の場合は 39 社、合計 43 社のみ)。他方で、知的財産権の価値は分布が右側に大きく偏っていることが知られており、被害額も同様で、その分散は大きいと考えられ、このことは、推計に利用可能なデータの数がかなり大きくないと正確な推計ができないことを意味している。全数調査ではないクラスについては標本の大きさを増やすことが考えられる。第二に、全体推計を現状の三つの層別の拡大方式ではなく、すべての標本を利用して、企業別のデータで計量経済モデルを推計し、その結果を活用して、全体推計を行うことが考えられる。例えば、企業レベルのデータで、被害発生(発見)確率=β×ln(知的財産権保有数)＋産業分野など企業の他の属性のコントロール、及び ln(被害額)=β×ln(知的財産権保有数)＋産業分野など企業の他の属性のコントロールのモデルを推計して、その結果から全体推計する。第三に、複数年のデータをプールすることで、このような推計の精度を高める。2016 年度から 2019 年度の損害額回答企業数は延べで 264 社である(ただ、初年度のみで 157 社)。第四に、上で述べたように、被害を認識している企業も被害額も回答した企業は 10%未満となっており、被害額を現状の逸失利益の回答が困難な場合は、影響を受けた自社製品の「販売額」の回答も可能とすることも考えられる。企業が、被害を認識している場合も侵害の程度(技術等をどの程度利用したか)を権利者が直接知ることは容易ではなく、更に、それがわかっても、それが自社にどのような損害をもたらしたか(=被害額)の推定も容易ではないが、影響があった自社の販売額であれば、多くの場合、回答可能だと思われる。第五に、模倣被害発見の契機についての本調査によれば、代理店等からの通報、店頭等での発見、税関等からの紹介などが重要となっており、このことは被害があっても、それが権利企業によって把握されていない場合が多いことも示唆している。模倣被害について、「わからない、把握していない」

とする企業が、「模倣被害ありとの回答」企業とほぼ同数あるが、こうした事情を反映していると考えられる。知的財産権では保護されている対象が技術や情報の非競合財であり、侵害があったかどうか自体も、市場競争に影響があった段階で初めて認識されると考えられる。模倣被害の発見時点と被害の「持続期間」(いつからいつまでか、現状の調査票ではこの点は不明確となっている)を調査し、回答企業のパネルとすることで、発見されていない被害がどの程度重要であるかも分析することが可能となる。なお、拡大推計の前提には、回収企業の被害額の平均値と、非回収企業の被害額の平均値が等しいという仮定があるが、被害額が確率的に大きい企業は、そうでない企業よりも、被害額の把握をしている確率も高く、回答する割合は高いと考えられる。したがって、回答した企業とそうでない企業を比較すると、正の方向のセレクションがあり、回答企業の方が被害額の平均値は大きいと考えられる。この点においては、推計された被害額の過大評価をもたらす傾向があるが、こうした点も、ある程度、推計モデルで是正することは可能だと考えられる。ということで、別表にありますとおり、横は①～⑦で示し、その右に回収率と被害額把握率を表しております。

●舟岡：　ありがとうございます。それでは、これは長岡先生に大変なご尽力いただいたところでもありますので、何か補足することはありますか。

●長岡：　そうですね、少しわかり難いところもあるかもしれませんので、是非、皆さんからコメントいただいて、文章を直したいと思います。基本的には、元々難しい調査をしているということで、地震の被害発生予測と同じような問題で、かなり速く、毎年毎年きちんと推計が出来るものでもなく、相当なデータがないと難しいものです。ですから、なかなか損害額というのはチャレンジングな調査対象だということで、それに対応するためには通常の集計の仕方では無理があるということで、やはりパネルデータにするとかで計量経済学的なモデルを使うということを考えてはどうか、というのが基本的な考え方です。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。美添先生、何かコメントありますか。

●美添：　これを見て、長岡先生は理論家だなと思いました。お見事です。ちょっと、つまんないこと気づいたので、コメントさせてください。第一の指摘で、分布が右側に大きく偏っているというところですが、歪んでいるという表現の方がいいと思います。あと、パネルにして分析するということが凄いなと思います。それと、最後の“なお”書きのところですが、回収率のいわゆる補完の方法で、回収率によってレスポンスが違うというのは、今から40 年ほど前に開発された手法ですが、プロペンシティスコアがあって、最近色んなエコノメトリシャンもこの傾向スコアを使いますよね。プロペンシティスコアは私が大学院生のときに指導教員と同級生によって開発された方法で、いまは世の中で一般的になってきましたから、やる気になれば使ってもいいと思います。実は総務省統計局ではこれを使うと言

うので、3年前から使って頑張ってきたのですが、それってかなり研究レベルであって、やるなら応援はしますし、もし使うなら紹介できます。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。新田室長、如何でしょうか。

●新田：　そうですね、ここのところも大きな宿題だと思っているのですが、回収率等は我々がどう営業していくかみたいなところにもやってきて、統計の価値によって変わってくるところだと思っています。少し脱線しますが、いま、コロナ禍において模倣品ってどう変わるのかみたいなことをちょくちょく聞かれて、答えられないのが実情です。答えられないのはやはり調査が重要で、回収率も高くないとうまく出ないですよ、というところでうまくプラスに持って行けるかなという風に思っております。「知的財産活動調査」も同じくなのですが、やはり特許庁として営業活動をしていかなければならないのかなという気がします。以上です。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。中村班長、斎藤係長、何かございますか。

●斎藤：　推計額については、これまでの推計の方法が恐らく色んな誤解があったわけで、単純に算出するものではないということが、この委員会などを通じてわかりました。ただ、被害額については、推計することも非常に難しいということもわかりましたので、今後はどういった形で推計すればよいのかもいただいた意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

●舟岡：　宮川班長、如何でしょうか。

●宮川：　はい、ありがとうございます。室長と斎藤係長にほとんど言っていただきましたが、確かに難しい問題で、地震の予測調査と同じようなものだなと思ったのですが、地震の方は増やすことはできませんが、知財権侵害は実際に相当数起きている事象なので、理論的には、サンプルの回収率を増やすことはできますね。回収率をいかに増やすかということは室長も述べてましたが、この統計の価値を高めたりとか、宣伝等そういうところでフォローしていける部分はあり、地震の統計よりは可能性はあるのかなとも思います。今後もよりよく統計の数字が集まるようになればよいかなと思います。ありがとうございます。

●舟岡：　ありがとうございます。この（6）については、今後の改善方策についてですので、さらに何か追加することなどがありましたら、ご指摘いただければと思います。美添先生、よろしくお願い致します。
では、（7）の調査研究の総括と今後の課題について、説明願います。

●鳥越：　はい。（７）調査研究の総括と今後の課題。「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」の統合可能性について検証したが、標本設計の見直しという点に関しては、「知的財産活動調査」との比較検討について有識者との意見交換を通して、次年度の小規模調査について問題はないとの結論が得られた。また、調査項目については、上述したように「模倣被害実態調査」の調査項目数を大幅に減らすことも使命となり、模倣被害の実態を的確に捉えるにあたり、どの設問を残し、あるいは優先順位を付けてやむなく削除するなど、大いに苦労したが、有識者からの提言を踏まえ、何とか最も有用な 14 個の調査項目を示すことができた。一方で、今後の課題として、上述（３）－③と⑥でも指摘しているように、出願件数はゼロであるが、商標の権利は保有しているというのが 16 万者存在していること、同じく出願件数 1～4 件だが、商標の権利は保有しているのが 4 万強存在している。模倣被害で多いのが特許、商標であることを考慮すると、この 20 万者強はこのまま調査対象から除外されてよいのかどうかが危惧される。両調査を統合する場合には、この 1～4 件については標本追加といった何らかの形でカバーされるのが良いと考える。模倣被害額についても重要な調査事項であるが、現状は回答率が非常に低く、回答があってもなかなか不安定なものであり、見直しが必要であると考える。委員会などを通じ、前述の（６）で示した改善点を見出すことが出来たので、「知的財産活動調査」の中でも継続して調査事項に含めてほしいと考える。「知的財産活動調査」では、これまでも標本設計の見直しなどは行っていなかったようであるが、「模倣被害実態調査」の統合を機会に、一度、上記のことも含めて、検討されることを強く期待したい。以上。ということでまとめております。

●舟岡：　この総括と今後の課題、如何でしょうか。

●長岡：　全く問題ありません。

●舟岡：　美添先生、如何でしょうか。

●美添：　大変重要な指摘が最後にありますね。まあ、これ以上のことは言えないでしょうね。出願件数と権利の保有件数については、特許庁でデータベースを使って、チェックをする必要があるのではないでしょうか。その経験があるのであれば、反映していただけるといいかと。この調査は漠然とですが、改善の余地が大きいような気がします。

●舟岡：　新田室長、如何でしょうか。

●新田：　はい、ありがとうございます。ご指摘のとおりで、特許庁は年間 50 万件の出願申請を受けており、いわゆるメガデータを持っているわけで、特許で言えば 20 年間権利が

続くというところで、この中での変動だったりをどう捉えていくか、上流工程から下流工程まであって、時の流れとともにそれが変わっていって、そしたら権利者が変わっていたりだとか、そういうところをどうメガデータを処理するかですが、我々薄っすら気づいていたけれども、何となく目を逸らしていた部分もあるのかなということが、「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」を統合することによって突きつけられてしまったというところもあるのかなと感じます。情報の持ち方というところは、データベースの作り方というところにも関連してくるのかなという風に思っていますが、ここを大きく変えていくのはカネが掛かるというのが正直なところですが、非常に重要なご示唆をいただいたので、中長期的な宿題としても考えていければと思いますし、直近のところでは統計の連続性をどう考えていくかというところもありますので、補完調査ができるかどうかも含めて、引き続き、考えていければと思っております。以上です。

●舟岡：　はい、ありがとうございます。宮川班長、何かご意見ございますか？

●宮川：　はい、私も確かにここ一番統合する上で大きいところで、「模倣被害実態調査」に一番似ているとはいえ、出願ベースと登録ベースの違いがあり、仰っているとおりだと思います。ただ、直近の甲調査は、親亀に乗せていただくということですが、引き続き、この問題を検討して、タイミングを見て改善していく、という認識なので、引き続き、検討させていただければと思っています。ありがとうございます。

●舟岡：　斎藤係長、如何でしょうか。

●斎藤：　特に成長しきった企業で新しい商標では商売しないところでも大きなブランドとして成り立っているところもありますので、そういう点からすると、しっかり一度見ておく必要があるなということは、ここに書かれているご指摘のとおりであると思います。ありがとうございます。

●舟岡：　以上で、最終報告書について各項目の確認とさせていただきます。（２）から（３）の繋がりを良くするために、調査研究の目的について文章表現を修正すること、（３）の冒頭については「模倣被害実態調査」と「知的財産活動調査」を統合することについての若干の理由づけと、そして他の４つの調査についてはどう活かすかという、そこのところの説明を補足したいと思います。それについては、皆様にメール等で修正した箇所は赤字等でわかりやすく示してお送りしますので、ご意見をいただけたらと思います。それ以外についても、今日、事務局から説明があった内容を基に、こう直した方が良いなどのご意見がありましたら、事務局の方にお伝え願います。
その他、この報告書について何かご意見ありますか？

●長岡：　すみません、先ほどの調査研究目的のところですが、要するに、目的は変わらないということが特許庁との関係ではそういうことになっており、変えた場合は手続きが必要ですね。ですから、そういう意味では、この目的はそのままにして、「それを受けて、以下のような考えで実施したい」とされるのがいいのではないでしょうか。この目的はこのままにしておいて、今年はこういう風にしたという表現の仕方です。そうした方が良いのではないでしょうか。そこで、どうして「知的財産活動調査」との統合について議論したのかを書けばよいと思います。

●舟岡：　ありがとうございます。では、案を事務局と相談して作ります。
その他、何か全般的なこととしても何かありますか？　特になければ、最終報告書について、先ほど、修正するところを皆様にお示しして、報告書を確定するということにしたいと思います。ありがとうございます。
では最後に、最終報告書提出までのスケジュールについて、事務局からお願いします。

●鳥越：　はい。レジュメの 3 ページ、④最終報告書提出までのスケジュールの確認についてをご覧ください。本日、第 5 回委員会を実施後、すぐに議事録の作成に取り掛かります。3 月 2 日までにそのドラフト版を皆様に送付し、3 月 9 日までに皆様からの手直しを反映したもので完成とさせ、併行して本日議論された内容で最終報告書の修正を行い、それと同時に全体編集作業の開始を行います。そして、3 月 12 日に最終報告書を完成させ、印刷手配を開始します。3 月 19 日に最終報告書納品物の提出となります。斎藤係長、如何でしょうか。

●斎藤：　はい、大丈夫です。

●舟岡：　以上のスケジュールでよろしいですかね、新田室長。

●新田：　はい、大丈夫です。引き続き、よろしくお願いします。

●舟岡：　では、先ほどの修正等も含めて、3 月 9 日までに皆様からご意見をいただくということですね。

●鳥越：　はい、承知しました。

●舟岡：　予定した議題は以上ですが、その他何かありますでしょうか。では、新田室長から、最後、ご挨拶の方、よろしくお願いします。

●新田：　僭越ではございますが、ご挨拶させていただきます。5 回にわたり議論を継続していただき、長岡先生、舟岡先生、美添先生、皆様お忙しい時間を割いていただき、本当にありがとうございました。我々は 2016 年から「模倣被害実態調査」を実施してきて、ちょっと恥ずかしながら、素人仕事でやってきたなあというところがあり、諸先生方からの示唆をいただき、こんなことも知らなかったのかと、目から鱗というのが非常に多い委員会活動でございました。先ほど申し上げましたが、我々政策立案にあたり、若干エゴが出てしまって、こういうことがやりたい、あんなことがやりたい、と役所のデマンド優先で進めてしまうということがあり、これを素人仕事でやってきてしまったというのがありますが、今回、他省庁の活動だとか、他の統計を利用するだとか、当たり前のことなのでしょうが、それが実現出来ていなかったということを知ることができて、勉強不足が露呈してしまいましたが、今後に向けて何をしていいかという方向性が見えてきたというのもありました。それから、実際に「知的財産活動調査」と「模倣被害実態調査」の統合の可能性を模索するにあたり、そこのところも真摯に対応していただきまして、方向性まで導きいただきまして、そこのところでは力強いご指示もいただきまして、我々、前に進んでいく材料になりました。本当に助かります。ただ、大きな宿題をいただいたということで、まだまだ課題も多く、これからやっていかなければならないことも多いなと、改めて思うところであります。先生方からいただいたご提言を踏まえて、良きものに、さらに使っていただける統計に成長させていただければと思っていますので、今後とも暖かく見守っていただければと思います。何か方向性がズレていることがあれば、違うのではないか、というご意見をいただければありがたいところです。マークアイ様にも短い時間の中で事務局として、本件に対して、ハードワークをしていただいて、大変ありがとうございます。ハードワークの部分については、最終納品まで結構面倒くさい仕事ではございますが、引き続き、お付き合いをいただければと思います。本日は、本当にありがとうございました。

●舟岡：　はい。コロナ禍の中で、変則的な開催でもありましたし、途中で方向が少し軌道修正せざるを得なかったところもありましたが、委員の皆様にご協力いただきまして、大変厚く感謝いたしております。
それではこれで、本調査研究について、委員会を終了とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

●一同：　ありがとうございました。

以上

資料IV

【令和元年度　模倣被害実態調査票】

政府統計

一般統計調査　2019年度　模倣被害実態調査

㊙模倣被害実態調査票

調査実施日：9月25日　提出期限：10月31日　経済産業省特許庁

☆本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査です。
☆本調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。また、統計の作成を目的としておりますので、記入内容は本調査の目的以外に利用することは一切ございません。

連絡先　　この調査に関するご質問がありましたら、下記へご連絡ください。

【模倣被害実態調査事務局】
TEL　0120－958－596（フリーコール）
〒100－8915　東京都千代田区霞が関3－4－3
特許庁総務部国際協力課　海外戦略班
TEL（03）3581－1101　内線2575

電話でのお問い合わせは、土日及び祝日を除く9：00～18：00の間にお願いいたします。

☆模倣被害がないことや被害の実態がわからないという回答も正確な実態を把握するために貴重な回答となります。"被害の有無に関わらず"ご協力をいただけますようお願い申し上げます。
☆本調査は、貴法人において知的財産権管理を担当されている方にご記入をお願いいたします。
☆お忙しいところ大変恐縮ですが、ご記入後は10月31日までに専用WEBサイトによるオンライン調査（詳細下記）もしくは同封の返信用封筒（切手不要）のご返信でご回答いただきますようお願いいたします。

記入者情報	所属部課名			
	役職名		氏名	
	電話番号	－　－	FAX番号	－　－
	E-mail		整理番号	

・ご記入内容の確認のため、ご連絡させて頂くことがございますので、必ずご記入ください。

本アンケートは専用WEBサイトからもご回答いただけます。
URL：https://jpo-research.go.jp/mohou2019/
（貴法人専用ID：　　パスワード：　　）
オンライン調査に関する問い合わせは、下記にご連絡ください。
TEL　0120－958－596

＜本調査における模倣被害の定義について＞

模倣被害とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権などの（※1）知的財産権を侵害した商品・サービスが、製造・販売等されることで利益を損なう可能性がある被害のことをいいます。
なお、本調査における模倣被害は、（※2）権利化していない貴法人の商品・サービスの模倣被害を含むこととします。
例えば、次のようなケースが模倣被害に含まれます。

- 商品のブランドロゴが盗用された偽ブランド品が流通しているケース
- 真正品のデザインやパッケージがそのまま模倣されたデッドコピーが流通しているケース
- ライセンス許諾を受けずに半製品や付属品等の非正規製品が製造され、格安商品として販売されているケース
- 製品の製造や加工技術に不正に技術が盗用されているケース
- CDやDVD等の海賊版・違法コピーの製造・販売や違法アップロードのケース
- 知的財産を権利化していない国・地域において、我が国における権利又は使用している商標などを盗用した出願・登録がされている、または盗用して登録された権利に基づいて当該国への輸出が差し止められているケースなど

※1「知的財産権」には、“特許権”、“実用新案権”、“意匠権”、“商標権”、“著作権”及びその他の知的財産権（育成者権、回路配置利用権、不正競争防止法上の営業秘密・商品等表示・商品形態等、会社法上の商号）が含まれます。

※2「権利化していない」とは、例えば日本では権利を取得しているが、当該国・地域において模倣対象商品の知的財産権を保有しておらず、かつ、現在出願もしていない場合などをいいます。

Ⅰ　貴法人の概要について

【調査票の記入に関する注意事項】 チェックボックスによる設問は、☑（✓を記す）や■（塗りつぶす）により、回答して下さい。

Ⅰ－1	貴法人の名称	（フリガナ）	電話番号（代表）
Ⅰ－2	貴法人の法人番号	□□□□□□□□□□□□□	
Ⅰ－3	本部又は本店の所在地「実際の本部機能を有する場所」	郵便番号（　　－　　） 都道府県　市区郡　区町村（ビル名）　丁目　番番地　号	
Ⅰ－4	資本金について該当する選択肢を選んで下さい（一つだけ選択）。	① □ 5千万円以下 ② □ 5千万円超1億円以下 ③ □ 1億円超3億円以下 ④ □ 3億円超10億円以下 ⑤ □ 10億円超50億円以下 ⑥ □ 50億円超100億円以下 ⑦ □ 100億円超	
Ⅰ－5	従業員数（臨時雇用者を除く）について該当する選択肢を選んで下さい（一つだけ選択）。	① □ 50名以下 ② □ 50名超100名以下 ③ □ 100名超300名以下 ④ □ 300名超1000名以下 ⑤ □ 1000名超	
Ⅰ－6	業種について該当する選択肢を選んで下さい（一つだけ選択）。 ※複数に該当する場合は、売上高が最も大きいものを選んで下さい。 ※該当するものがない場合、「⑰その他」に記載して下さい。	① □ 農林水産・鉱業 ② □ 建設業 ③ □ 食品製造業 ④ □ 繊維系製造業 ⑤ □ 化学系製造業 ⑥ □ 鉄鋼・金属製造業 ⑦ □ 機械系製造業 ⑧ □ その他製造業 ⑨ □ 電気・ガス・水道業 ⑩ □ 運輸業 ⑪ □ 情報通信業 ⑫ □ 卸売業 ⑬ □ 小売業・飲食サービス業 ⑭ □ 金融・保険業 ⑮ □ 不動産業 ⑯ □ サービス業 ⑰ □ その他（　　）	
Ⅰ－7	貴法人の商品特性として最も当てはまるものはどれですか（複数選択可）。	① □ 最終消費財（完成品） ② □ 半製品・部品・原材料 ③ □ 産業機械・生産設備 ④ □ サービス	
Ⅰ－8	昨年度の貴法人の売上高はいくらですか。 ※2018年4月～2019年3月の間に迎えた決算期の売上高	① □ 10億円未満 ② □ 10億円以上50億円未満 ③ □ 50億円以上100億円未満 ④ □ 100億円以上500億円未満 ⑤ □ 500億円以上	
Ⅰ－9	海外での事業展開または輸出を行っていますか（一つだけ選択）。	① □ 海外に事業拠点がある ② □ 海外に事業拠点はないが、輸出している ③ □ 海外に事業拠点はなく輸出もしていない	※ 事業拠点とは、「支社・支店・支局・工場」「現地法人」「製造提携先」「販売提携先」を指します。

Ⅰ－10 貴法人で取り扱っている商品・サービス分野（一つだけ選択）、取扱商品・サービス内容（複数選択可）はどれですか。

※複数の商品・サービス分野が当てはまる場合には、模倣被害が特に深刻な分野を1つだけ選択して下さい。

	商品・サービス分野（一つだけ選択）	取扱商品・サービス内容（複数選択可）
1	□ 一般機械	① □ ボイラ　② □ 消火器具　③ □ ミシン　④ □ 測定器・分析機器 ⑤ □ 保安用機器　⑥ □ 医療用機器　⑦ □ その他（　　）
2	□ 産業機械	① □ 計測・制御装置　② □ 木材加工機　③ □ 印刷・製本機　④ □ 半導体製造装置 ⑤ □ その他製造機械　⑥ □ 真空装置・ポンプ　⑦ □ 油圧・空圧機　⑧ □ 冷凍・加温装置 ⑨ □ エレベータ・エスカレータ　⑩ □ 自動販売機　⑪ □ 工具（ペンチ等）　⑫ □ その他（　　）
3	□ 精密機械	① □ 時計　② □ デジタルカメラ　③ □ 光学機器　④ □ その他（　　）
4	□ 電子・電気機器	① □ 携帯電話　② □ パソコン　③ □ プリンタ　④ □ 音響機器 ⑤ □ 映像機器　⑥ □ 冷蔵庫　⑦ □ 電子レンジ　⑧ □ エアコン ⑨ □ その他（　　）
5	□ 電子部品・デバイス	① □ 半導体　② □ 集積回路　③ □ 磁気ヘッド　④ □ 抵抗器・コンデンサ ⑤ □ ケーブル・コネクタ　⑥ □ プリント基板　⑦ □ センサ　⑧ □ 音響部品 ⑨ □ 照明装置・LED　⑩ □ 電池　⑪ □ その他（　　）
6	□ ソフトウェア	① □ 受託開発ソフトウェア　② □ パッケージソフトウェア　③ □ Webコンテンツ ④ □ その他（　　）
7	□ 輸送用機械（車輌）	① □ 自動車　② □ バイク（自動二輪車）　③ □ 自転車　④ □ トラック・バス ⑤ □ 農業機械（コンバイン等）　⑥ □ 建設機械（フォークリフト、クローラ等） ⑦ □ 車輌付属品・パーツ　⑧ □ その他（　　）
8	□ その他輸送用機械	① □ 鉄道車両・同部品　② □ 船舶・舶用機関 ③ □ 航空機・同附属品　④ □ その他（　　）
9	□ 家具・木製品	① □ 机　② □ 椅子　③ □ たんす　④ □ 戸棚 ⑤ □ 本棚　⑥ □ その他（　　）
10	□ 文具・事務用品	① □ 筆記用具　② □ ノート　③ □ 事務用品（ファイル等）　④ □ その他（　　）
11	□ 台所・食卓・洗面用品	① □ 食器　② □ 調理器具　③ □ 洗面・トイレ器具 ④ □ 入浴器具　⑤ □ その他（　　）
12	□ 鞄その他身の回り品	① □ バッグ　② □ 傘　③ □ 履物　④ □ アクセサリ類 ⑤ □ その他（　　）
13	□ その他雑貨	① □ 玩具　② □ スポーツ用品　③ □ その他（　　）
14	□ 繊維	① □ 寝具　② □ 衣類　③ □ カーテン　④ □ 敷物 ⑤ □ 紡績半製品　⑥ □ 糸製品　⑦ □ ニット生地　⑧ □ レース生地 ⑨ □ その他（　　）
15	□ 食品	① □ 加工食品　② □ 菓子　③ □ 飲料　④ □ 調味料 ⑤ □ たばこ　⑥ □ その他（　　）
16	□ 化学品	① □ 工業用化学製品　② □ 塗料　③ □ 香料　④ □ 染料 ⑤ □ 火薬類　⑥ □ 接着剤　⑦ □ その他（　　）
17	□ 医薬品	① □ 一般用医薬品　② □ 医療用医薬品　③ □ その他（　　）
18	□ 化粧品等	① □ 化粧品　② □ 香水　③ □ 石鹸　④ □ 洗髪・整髪料 ⑤ □ 殺虫剤　⑥ □ その他（　　）
19	□ 卸・小売業	① □ 百貨店・総合スーパー　② □ 輸入代理店　③ □ 飲食料品小売業 ④ □ その他（　　）
20	□ 建築資材・住宅用資材	① □ 木製基礎材　② □ 非金属鉱物基礎製品　③ □ 金属加工基礎製品 ④ □ 建築部材　⑤ □ 包装用副材料　⑥ □ その他（　　）
21	□ その他　加工基礎資材・機械部品等	① □ 鉄鋼　② □ 非鉄金属　③ □ プラスチック部材　④ □ 木製資材 ⑤ □ 革製資材　⑥ □ ゴム製資材　⑦ □ パルプ及び紙　⑧ □ 電線及びケーブル ⑨ □ ベアリング　⑩ □ その他（　　）
22	□ 印刷物・フィルム	① □ 出版物　② □ 映画用フィルム　③ □ デジタルコンテンツ（DVD／CD等） ④ □ レコード及びその他の記録物（プログラムを除く）　⑤ □ その他（　　）
23	□ 情報通信サービス	① □ インターネット付随　② □ 情報処理　③ □ 映像・音声・文字情報制作 ④ □ 印刷　⑤ □ 放送　⑥ □ 通信　⑦ □ その他（　　）
24	□ 学術研究、専門・技術サービス	① □ 自然科学研究　② □ 人文・社会科学研究　③ □ 法律・会計事務所 ④ □ 著述・芸術　⑤ □ デザイン　⑥ □ 広告・写真　⑦ □ 土木建築 ⑧ □ 機械設計　⑨ □ その他（　　）
25	□ その他サービス、公的機関	① □ 運輸　② □ 金融・保険　③ □ 不動産　④ □ 飲食・宿泊 ⑤ □ 教育　⑥ □ 医療・福祉　⑦ □ 整備・修理　⑧ □ 公務（官公庁含む） ⑨ □ その他（　　）
26	□ その他	① □（具体的に：　　）

Ⅱ　模倣被害について

模倣被害の有無・内容

Ⅱ－1　2018年度中に、貴法人の商品・サービスに対し模倣被害がありましたか（一つだけ選択）。

① □ 模倣被害があった　➡ Ⅱ－2へお進みください。

② □ 模倣被害がなかった
③ □ 不明（わからない、把握していない）　➡ Ⅲ－1（P13）へお進みください。

Ⅱ－2　2018年度中に模倣被害のあった知的財産の（１）模倣被害の内容、（２）インターネット上での被害の有無、（３）被害国・地域での権利取得状況についてお答えください（複数選択可）。

※（2）インターネット上での被害「有」、（3）被害国・地域での権利取得状況「有」と回答しない場合においても、（1）被害内容に該当するものがあれば選択して下さい。

	(1)被害内容		(2)インターネット上での被害の有無	(3)被害国・地域での権利取得の有無
①商標	1　ブランド偽装（ブランドロゴ等の商標を全く同じ形で盗用したもの、一文字違い等、紛らわしい商標を使用したもの）	1□	有□	有□
	2　冒認出願（第三者による抜け駆け出願）	2□	有□	有□
	3　その他	3□	有□	有□
②意匠	(1)被害内容		(2)インターネット上での被害の有無	(3)被害国・地域での権利取得の有無
	1　デザイン模倣（商品のデザイン等の全部又は一部を模倣したもの）	1□	有□	有□
	2　パーツ等（半製品や付属品などの模倣品）	2□	有□	有□
	3　冒認出願（第三者による抜け駆け出願）	3□	有□	有□
	4　その他	4□	有□	有□
③特許・実用新案	(1)被害内容		(2)インターネット上での被害の有無	(3)被害国・地域での権利取得の有無
	1　技術模倣（貴法人の製品技術や製品機能を貴法人の許諾なしに製造し、自社商品に取り込んでいるもの）	1□	有□	有□
	2　冒認出願（第三者による抜け駆け出願）	2□		有□
	3　その他	3□	有□	有□
④著作物	(1)被害内容		(2)インターネット上での被害の有無	
	1　デザイン模倣（キャラクター等を不正に使用したもの）	1□	有□	
	2　海賊版（著作権・著作隣接権を侵害するもの）	2□	有□	
	3　その他	3□	有□	
⑤営業秘密・ノウハウ	(1)被害内容		(2)インターネット上での被害の有無	
	1　情報漏洩（金型、図面、製造方法、顧客情報等の対外秘の情報が、不正に外部に持ち出され利用されているもの）	1□	有□	
	2　冒認出願（不正に外部に持ち出された情報を、第三者により抜け駆け出願）	2□		
	3　その他	3□	有□	
⑥その他	(1)被害内容		(2)インターネット上での被害の有無	
	1　インターネットを活用して提供している機能やサービスの模倣※	1□		
	2　ドメイン名の盗用（法人名・サービス名等と類似するドメインを取得して、商品・サービスを提供するもの）	2□		
	3　その他	3□	有□	

※「インターネットを活用して提供している機能やサービスの模倣」とは、インターネット上の検索システムや決済システム等のビジネスモデル特許等に関わる機能やサービスを模倣される被害を指します。

模倣被害の総額

Ⅱ－3　2018年度の模倣被害の総額（逸失利益）の概算値を把握していますか（一つだけ選択）。

① □ 把握している	➡	被害総額（逸失利益）を記入して下さい。
② □ 把握していない	➡	Ⅱ－4へお進みください。

被害総額（逸失利益）　約

百億			億			
						百万円

※ 被害額が百万円未満の場合は、「0」にして下さい。

被害総額の計算方法

被害総額は、「侵害者の譲渡数量（販売数等）」×「権利者の商品の単位数量当たりの利益額」により算出して下さい。
※販売数は、昨年度の模倣被害の実態を踏まえて推定される数量を仮定して下さい。
※被害総額の算定は、特許法102条第1項（損害額の推定）に基づき下記例のように算出します。
（例）利益率30%で販売価格1万円の商品が国内外の模倣品市場で5000台売られていたとします。
その場合、被害総額は次のように計算されます。

対象商品1台当たりの平均販売価格（正規ルートで販売した場合の販売価格）
↓
（5000台）×（1万円／台）×（利益率30%）＝15百万円
↑　　↑
模倣品推計販売台数　　利益率

Ⅱ－4　2018年度の模倣被害について被害額以外の影響があった場合、当てはまるものを選択して下さい（複数選択可）。

①	□ ブランドイメージの低下
②	□ 技術的優位性の低下
③	□ 取引先とのトラブル
④	□ 消費者の事故
⑤	□ 消費者からのクレーム対応
⑥	□ 海外展開の遅延
⑦	□ その他

★以下のⅡ－5～Ⅱ－8の設問に関して模倣被害を受けている商品・サービスの種類が複数ある場合は、特に模倣被害が深刻な商品・サービスについてお答え下さい。

模倣品・サービスの模倣行為の質・価格

Ⅱ－5　2018年度中にあった貴法人の商品・サービスの模倣品・模倣行為の質として最も当てはまるものはどれですか（一つだけ選択）。

① □ 真正品・サービスより質が高い
② □ 真正品・サービスと遜色がない
③ □ 真正品・サービスより劣る
④ □ 真正品が存在しない
⑤ □ 不明・その他

※③真正品・サービスより劣る、とは、模倣品・模倣行為の安全性、耐久性、精密性、デザイン性、機能性等が真正品・サービスより劣っていることを意味します。

Ⅱ－6　2018年度中に貴法人の商品・サービスの模倣品・模倣行為が取引されている価格水準として最も当てはまるものはどれですか（一つだけ選択）。

① □ 真正価格より高い
② □ 真正価格とほぼ同じ
③ □ 真正価格より安い
④ □ 真正品が存在しない
⑤ □ 不明・その他

模倣被害の発見の契機、手口

Ⅱ－7　2018年度中にあった貴法人の商品・サービスに対する模倣被害について、発見の契機を把握していますか（一つだけ選択）。

① □ 把握している　➡　Ⅱ－8 へお進みください。
② □ 把握していない　➡　Ⅱ－11 へお進みください。

Ⅱ－8　どこでどのようにして発見しましたか。国内と国外のそれぞれにつきまして、当てはまるものをチェックしてください。（複数選択可）

	国内	国外
① 店頭・見本市・展示会で発見（見本市等の名称　国内:　　国外:　　）	1 □	1 □
② 新聞や雑誌の広告、カタログで発見	2 □	2 □
③ 模倣被害に関する市場調査により発見	3 □	3 □
④ 代理店、ディーラー、顧客、得意先、法律事務所、調査会社等からの通報で発見	4 □	4 □
⑤ 顧客の工場から発見	5 □	5 □
⑥ 税関からの照会、警察等執行機関からの摘発、その他行政機関からの通報で発見	6 □	6 □
⑦ インターネット上で発見		
1）正規オークションサイト	7-1 □	7-1 □
2）正規ショッピングモールサイト・通販サイト	7-2 □	7-2 □
3）正規フリーマーケットアプリ・サイト	7-3 □	7-3 □
4）SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）	7-4 □	7-4 □
5）なりすましECサイト※	7-5 □	7-5 □
6）その他	7-6 □	7-6 □
⑧ その他	8 □	8 □

※なりすましECサイトとは…実在するサイトの外観（屋号、商標、サイト意匠・構成、使用している画像等）を模倣することにより、あたかも当該サイトである又は当該サイトと関係のあるサイトであるかのように消費者を誤認させ、商品代金をだまし取ったり、模倣品・海賊版その他購入しようとした品と全く別個の物を送りつけるサイトを指します。

Ⅱ－9　Ⅱ－7で発見の契機を把握している模倣被害について、模倣の手口を把握していますか（一つだけ選択）。

① □　把握している	➡	Ⅱ－10へお進みください。
② □　把握していない	➡	Ⅱ－11へお進みください。

Ⅱ-10　模倣手口に関して、国内と国外のそれぞれについて当てはまるものをチェックしてください（複数選択可）。

	国内	国外
① 中身と包装やロゴシールなどを別々の場所で製造し、販売時に合わせる	1 □	1 □
② 見た目はそっくり作り、商標を付けずに販売	2 □	2 □
③ デザイン画だけを送り、他国の業者にOEM（※）生産をさせる手法	3 □	3 □
④ 正規品の容器や包装を回収し、粗悪なものを詰めて正規品と偽って販売	4 □	4 □
⑤ 安価な業務用の正規品を仕入れ、模倣した容器や包装に再封入して販売	5 □	5 □
⑥ 正規品であることを示す識別シールを模倣して添付	6 □	6 □
⑦ 外形的に商標は付されていないが、デジタル操作等をすることで商品に商標を表示	7 □	7 □
⑧ その他	8 □	8 □

※相手先法人の商標をつけて販売される完成品や半製品の受注生産、相手先ブランド生産、相手先商標製品製造を指します。

貴法人の商品の模倣品が製造された国・地域

Ⅱ-11 2018年度の模倣被害事例のうち、製造国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

① □ 把握した事例がある ➡ Ⅱ－12へお進みください。

② □ 把握していない ➡ Ⅱ－14へお進みください。

Ⅱ-12 2018年度に、模倣品が製造された地域はどこですか（複数選択可）。

製造地域＼態様	A 商標	B 意匠	C 特許・実用新案	Dその他
1 アジア	A □	B □	C □	D □
2 中東	A □	B □	C □	D □
3 欧州	A □	B □	C □	D □
4 北米	A □	B □	C □	D □
5 中南米	A □	B □	C □	D □
6 アフリカ	A □	B □	C □	D □
7 大洋州	A □	B □	C □	D □

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ－13へ、把握していない場合はⅡ－14へお進みください。

Ⅱ－13 Ⅱ－12で回答された製造地域のうち、アジア・中東・欧州における製造国・地域はどこですか（複数選択可）。

地域	製造国・地域	把握
アジア	1 日本	□
	2 中国（香港を含む）	□
	3 台湾	□
	4 韓国	□
	5 インドネシア	□
	6 タイ	□
	7 マレーシア	□
	8 シンガポール	□
	9 ベトナム	□
	10 フィリピン	□
	11 インド	□
	12 カンボジア	□
	13 ミャンマー	□
	14 ラオス	□
	15 その他アジア	□
中東	16 アラブ首長国連邦（UAE）	□
	17 サウジアラビア	□
	18 その他中東	□
欧州	19 トルコ	□
	20 その他欧州	□

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

貴法人商品の模倣品の経由国・地域

Ⅱ－14　2018年度の模倣被害事例のうち、経由国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

① □　把握した事例がある	➡ Ⅱ－15へお進みください。
② □　把握していない	➡ Ⅱ－17へお進みください。

Ⅱ－15　2018年度に、模倣品が経由された地域はどこですか（複数選択可）。

経由地域 ＼ 態様	A　商標	B　意匠	C　特許・実用新案	Dその他
1　アジア	A □	B □	C □	D □
2　中東	A □	B □	C □	D □
3　欧州	A □	B □	C □	D □
4　北米	A □	B □	C □	D □
5　中南米	A □	B □	C □	D □
6　アフリカ	A □	B □	C □	D □
7　大洋州	A □	B □	C □	D □

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ－16へ、把握していない場合はⅡ-17へお進みください。

Ⅱ－16　Ⅱ－15で回答された経由地域のうち、アジア・中東・欧州における経由国・地域はどこですか（複数選択可）。

地域	経由国・地域	把握
アジア	1　日本	□
	2　中国（香港を含む）	□
	3　台湾	□
	4　韓国	□
	5　インドネシア	□
	6　タイ	□
	7　マレーシア	□
	8　シンガポール	□
	9　ベトナム	□
	10　フィリピン	□
	11　インド	□
	12　カンボジア	□
	13　ミャンマー	□
	14　ラオス	□
	15　その他アジア	□
中東	16　アラブ首長国連邦（UAE）	□
	17　サウジアラビア	□
	18　その他中東	□
欧州	19　トルコ	□
	20　その他欧州	□

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

貴法人商品・サービスの模倣品・模倣行為の販売提供国・地域

Ⅱ－17　2018年度の模倣被害事例のうち、販売国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

①　□　把握した事例がある	→ Ⅱ－18へお進みください。
②　□　把握していない	→ Ⅱ－20へお進みください。

Ⅱ－18　2018年度に、模倣品・サービスの模倣行為が販売・提供された地域はどこですか（複数選択可）。

販売提供地域 ＼ 態様	A　商標	B　意匠	C　特許・実用新案	Dその他
1　アジア	A □	B □	C □	D □
2　中東	A □	B □	C □	D □
3　欧州	A □	B □	C □	D □
4　北米	A □	B □	C □	D □
5　中南米	A □	B □	C □	D □
6　アフリカ	A □	B □	C □	D □
7　大洋州	A □	B □	C □	D □

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ－19へ、把握していない場合はⅡ－23へお進みください。

Ⅱ－19　Ⅱ－18で回答された販売提供地域のうち、アジア・中東・欧州における販売国・地域はどこですか（複数選択可）。

地域	販売国・地域	把握
アジア	1　日本	□
	2　中国（香港を含む）	□
	3　台湾	□
	4　韓国	□
	5　インドネシア	□
	6　タイ	□
	7　マレーシア	□
	8　シンガポール	□
	9　ベトナム	□
	10　フィリピン	□
	11　インド	□
	12　カンボジア	□
	13　ミャンマー	□
	14　ラオス	□
	15　その他アジア	□
中東	16　アラブ首長国連邦（UAE）	□
	17　サウジアラビア	□
	18　その他中東	□
欧州	19　トルコ	□
	20　その他欧州	□

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

模倣品・模倣行為の流通パターン

Ⅱ－20 ※Ⅱ-12で模倣品の製造地域をアジアと回答された方への質問です。それ以外の方はⅡ-23へお進み下さい。
2018年度に、アジアにおいて製造された模倣品及びサービスの模倣行為が、どの地域において販売・提供されていたか、把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

① □ 把握した事例がある	➡	Ⅱ－21へお進みください。
② □ 把握していない	➡	Ⅱ－23へお進みください。

Ⅱ-21 2018年度に、アジアにおいて製造された模倣品及びサービスの模倣行為が、販売・提供されていた地域はどこですか（複数選択可）。

販売提供地域	把握
1 アジア	□
2 中東	□
3 欧州	□
4 北米	□
5 中南米	□
6 アフリカ	□
7 大洋州	□

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ-22へ、把握していない場合はⅡ－23へお進みください。

Ⅱ-22 Ⅱ－21で販売提供地域をアジア・中東・欧州と回答された方のうち、製造国・地域及び販売提供国・地域を把握している場合は、当てはまるものをチェックして下さい（複数選択可）。

地域	販売提供国・地域 ＼ 製造国・地域	1 日本	2 中国（香港を含む）	3 台湾	4 韓国	5 インドネシア	6 タイ	7 マレーシア	8 シンガポール	9 ベトナム	10 フィリピン	11 インド	12 その他アジア
アジア	1 日本	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	2 中国（香港を含む）	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	3 台湾	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	4 韓国	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	5 インドネシア	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	6 タイ	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	7 マレーシア	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	8 シンガポール	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	9 ベトナム	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	10 フィリピン	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	11 インド	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	12 その他アジア	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
中東	13 アラブ首長国連邦（UAE）	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	14 サウジアラビア	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	15 その他中東	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
欧州	16 トルコ	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □
	17 その他欧州	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □	11 □	12 □

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

冒認出願（第三者による抜け駆け出願）

Ⅱ－23 2018年度中、冒認出願（第三者による抜け駆け出願）を受けた事例のうち、国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

① □ 把握した事例がある	➡	Ⅱ－24へお進みください。
② □ 把握していない	➡	Ⅲ－1へお進みください。

Ⅱ－24 2018年度中に冒認出願がされていた地域はどこですか（複数選択可）。

地域＼権利	A 商標	B 意匠	C 特許・実用新案	Dその他
1 アジア	A □	B □	C □	D □
2 中東	A □	B □	C □	D □
3 欧州	A □	B □	C □	D □
4 北米	A □	B □	C □	D □
5 中南米	A □	B □	C □	D □
6 アフリカ	A □	B □	C □	D □
7 大洋州	A □	B □	C □	D □

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ－25へ、把握していない場合はⅢ－1へお進みください。

Ⅱ－25 Ⅱ－24で回答された地域のうち、アジア・中東・欧州において冒認出願がされていた国・地域はどこですか（複数選択可）。

地域	冒認出願がされていた国・地域	把握
アジア	1 日本	□
	2 中国（香港を含む）	□
	3 台湾	□
	4 韓国	□
	5 インドネシア	□
	6 タイ	□
	7 マレーシア	□
	8 シンガポール	□
	9 ベトナム	□
	10 フィリピン	□
	11 インド	□
	12 カンボジア	□
	13 ミャンマー	□
	14 ラオス	□
	15 その他アジア	□
中東	16 アラブ首長国連邦（UAE）	□
	17 サウジアラビア	□
	18 その他中東	□
欧州	19 トルコ	□
	20 その他欧州	□

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

Ⅲ　模倣被害への対策状況について

Ⅲ－1　2018年度中、貴法人では模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）。
また、対策をしていない場合、その理由として当てはまるものにチェックをしてください（複数選択可）。

① □　模倣被害対策をしている　➡　Ⅲ－2へお進み下さい。

② □　模倣被害対策をしていない　➡　下記対策をしていない理由を選択のうえ、「Ⅳ特許庁へのご意見・ご要望」へお進みください。

対策をしていない理由（複数選択可）	1　□　模倣被害が発生していない、または被害を把握していない 2　□　対策をするほど被害が大きくない 3　□　費用対効果が低い 4　□　対策をしたいが、人員不足、資金不足から実施できない 5　□　対策をしたいが、対策の方法がわからない 6　□　相手が得意先などの利害関係者であったため 7　□　自社が事業を展開している地域における被害ではなかったため 8　□　その他

Ⅲ－2　2018年度の貴法人の実施対策で、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか（複数選択可）。

貴法人の実施対策	効果のあった対策	効果のなかった対策
①現地侵害調査（製造・輸入・卸売・小売業者の調査）	1　□	1　□
②知的財産権の取得	2　□	2　□
③知的財産に関する担当者の現地派遣・常駐化	3　□	3　□
④模倣品の製造業者・販売業者への警告	4　□	4　□
⑤行政機関（税関、警察等）への取締申請	5　□	5　□
⑥裁判所の手続の利用（仮処分申請・証拠保全・民事訴訟等）	6　□	6　□
⑦専門家（弁理士・弁護士）への相談	7　□	7　□
⑧その他	8　□	8　□

Ⅲ－3　2018年度中、貴法人ではインターネット上の模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）。

① □　実施している　➡　Ⅲ－4へお進みください。

② □　実施していない　➡　Ⅲ－5へお進みください。

Ⅲ－4　2018年度のインターネット上の被害における実施対策で、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか（複数選択可）。

貴法人の実施対策	効果のあった対策	効果のなかった対策
①ISP（インターネットサービスプロバイダ）への相談	1　□	1　□
②インターネット上での模倣品販売監視の強化	2　□	2　□
③知的財産権の取得	3　□	3　□
④模倣品の製造業者・販売業者への警告	4　□	4　□
⑤行政機関（税関、警察等）への取締申請	5　□	5　□
⑥裁判所の手続の利用（仮処分申請・証拠保全・民事訴訟等）	6　□	6　□
⑦専門家（弁理士・弁護士）への相談	7　□	7　□
⑧その他	8　□	8　□

Ⅲ－5 2018年度中に行った模倣被害対策のうち、法人間連携による対策を行った事例はありますか（一つだけ選択）。

① □ 実施した事例がある ➡ Ⅲ－6へお進みください。
② □ 実施していない ➡ Ⅲ－7へお進みください。

Ⅲ－6 Ⅲ－5で回答した法人間連携による対策のうち、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか（複数選択可）。

法人間連携による模倣被害対策	効果のあった対策	効果のなかった対策
①模倣被害に関する情報交換	1 □	1 □
②現地での被害調査等	2 □	2 □
③現地政府（取締機関等を含む）への要望・意見交換	3 □	3 □
④現地での共同セミナーの開催	4 □	4 □
⑤模倣品販売責任に係るガイドライン等の策定	5 □	5 □
⑥共同摘発のはたらきかけ	6 □	6 □
⑦その他	7 □	7 □

Ⅲ－7 貴法人の模倣被害対策費（2018年度総計）はいくらですか（一つだけ選択）。

① □ 100万円未満（1円以上）
② □ 100万円以上～500万円未満
③ □ 500万円以上～1千万円未満
④ □ 1千万円以上～3千万円未満
⑤ □ 3千万円以上
⑥ □ 支出していない

Ⅳ 特許庁へのご意見・ご要望

特許庁では、模倣品対策として、模倣品対策マニュアルの作成・配布、模倣品対策セミナーの開催、海外での被害にあった際の現地対応として海外の法律事務所、調査会社等の紹介（JETRO現地事務所に委託）などを行っています。このような特許庁の施策及び本調査に関しまして、ご意見・ご要望がございましたら、ご記入ください。

ご多忙のところ、調査にご協力いただきまして、誠に有難うございました。

別表1　国名・地域名一覧表

アジア	アフガニスタン	中東	レバノン	アフリカ	コンゴ共和国
	インド		ヨルダン川西岸及びガザ		コンゴ民主共和国
	インドネシア		ヨルダン		サントメ・プリンシペ
	ウズベキスタン		バーレーン		ザンビア
	カザフスタン		シリア		シエラレオネ
	カンボジア		サウジアラビア		ジブチ
	キルギス		クウェート		ジンバブエ
	シンガポール		カタール		スーダン
	スリランカ		オマーン		スワジランド
	タイ		イラン		セウタ及びメリリア(西)
	タジキスタン		イラク		セーシェル
	トルクメニスタン		イスラエル		セネガル
	日本		イエメン		セントヘレナ及びその附属諸島(英)
	ネパール		アラブ首長国連邦(UAE)		ソマリア
	パキスタン	北米	アメリカ合衆国		タンザニア
	バングラデシュ		カナダ		チャド
	フィリピン		グリーンランド(デンマーク)		チュニジア
	ブータン		サンピエール及びミクロン(仏)		トーゴ
	ブルネイ	中南米	アルゼンチン		ナイジェリア
	ベトナム		アンティグア・バーブーダ		ナミビア
	マカオ		ウルグアイ		ニジェール
	マレーシア		エクアドル		ブルキナファソ
	ミャンマー		エルサルバドル		ブルンジ
	モルディブ		ガイアナ		ベナン
	モンゴル		キューバ		ボツワナ
	ラオス		グアテマラ		マダガスカル
	香港		グレナダ		マラウイ
	台湾		ケイマン諸島(英)		マリ
	大韓民国		コスタリカ		モーリシャス
	中華人民共和国		コロンビア		モーリタニア
	東ティモール		ジャマイカ		モザンビーク
	北朝鮮		スリナム		モロッコ
欧州	アイスランド		セントクリストファー・ネーヴィス		リビア
	アイルランド		セントビンセント		リベリア
	アゼルバイジャン		セントルシア		ルワンダ
	アゾレス(葡)		タークス及びカイコス諸島(英)		レソト
	アルバニア		チリ		レユニオン(仏)
	アルメニア		ドミニカ		英領インド洋地域
	アンドラ		ドミニカ共和国		西サハラ
	イタリア		トリニダード・トバゴ		赤道ギニア
	ウクライナ		ニカラグア		中央アフリカ
	エストニア		バーミュダ(英)		南アフリカ共和国
	オーストリア		ハイチ		南スーダン
	オランダ		パナマ	大洋州	オーストラリア
	キプロス		バハマ		キリバス
	ギリシャ		パラグアイ		グアム(米)
	クロアチア		バルバドス		クック
	コソボ		プエルトリコ(米)		サモア
	ジブラルタル(英)		フォークランド諸島及びその附属諸島(英)		その他のオーストラリア領
	ジョージア		ブラジル		ソロモン
	スイス		ベネズエラ		ツバル
	スウェーデン		ベリーズ		トケラウ諸島(ニュージーランド)
	スペイン		ペルー		トンガ
	スロバキア		ボリビア		ナウル
	スロベニア		ホンジュラス		ニウエ島(ニュージーランド)
	セルビア		メキシコ		ニューカレドニア(仏)
	チェコ		モントセラト(英)		ニュージーランド
	デンマーク		英領アンギラ		バヌアツ
	ドイツ		英領ヴァージン諸島		パプアニューギニア
	トルコ		英領南極地域		パラオ
	ノルウェー		仏領ギアナ		ピットケルン(英)
	ハンガリー		仏領西インド諸島		フィジー
	フィンランド		米領ヴァージン諸島		マーシャル
	フランス		蘭領アンティール		ミクロネシア
	ブルガリア	アフリカ	アルジェリア		仏領ポリネシア
	ベラルーシ		アンゴラ		米領オセアニア
	ベルギー		ウガンダ		米領サモア
	ポーランド		エジプト		北マリアナ諸島(米)
	ボスニア・ヘルツェゴビナ		エチオピア		
	ポルトガル		エリトリア		
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		ガーナ		
	マルタ		カーボヴェルデ		
	モナコ		カナリー諸島(西)		
	モルドバ		ガボン		
	モンテネグロ		カメルーン		
	ラトビア		ガンビア		
	リトアニア		ギニア		
	ルーマニア		ギニア・ビサウ		
	ルクセンブルク		ケニア		
	ロシア		コートジボワール		
	英国		コモロ		

特許庁請負事業
令和２年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
我が国における模倣品被害の実態調査方法
に関する調査研究

令和３年３月
株式会社マークアイ